明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○都市緑地法等の一部を改正する法律（四〇）　五
○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（四一）　六

〔政　令〕
○不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一九一）　四
○不当景品類及び不当表示防止法施行令の一部を改正する政令（一九二）　五
○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一九三）
○災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律の施行期日を定める政令（一九四）
○船舶活用医療推進本部令（一九五）
○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（一九六）　六
○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一九七）　六

〔条　約〕
○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定（三）　三
○経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書（四）　九〇

〔内閣官房令・省令〕
○出入国管理及び難民認定法第五十五条の十七第一項の規定による医師等職員の兼業等に関する規則（内閣官房・法務二）　九六

〔省　令〕
○電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（総務五五）　九六
○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令（法務三七）　九七
○法務省組織規則の一部を改正する省令（同三八）　一八二
○入国者収容所組織規則の一部を改正する省令（同三九）　一八三
○地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令（同四〇）　一八四
○毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令
（厚生労働九〇、九一）　一九六

〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法第五十五条の二第一項第一号の規定に基づき退去強制令書の円滑な執行に協力しない国以外の国を定める件（法務一四一）　二〇〇
○出入国管理及び難民認定法第五十五条の五十三第一項各号のいずれかに該当する場合に収容することができる単独室の基準（同一四二）
○平成二年法務省告示第百三十二号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件）の一部を改正する件（同一四三）
○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定の日本国による通告に関する件（外務一六五）
○経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書の効力発生に関する件（同一六六）

本号で公布された法令のあらまし

◇都市緑地法等の一部を改正する法律（法律第四〇号）（国土交通省）

一　都市緑地法の一部改正関係

1　国土交通大臣が定める基本方針

国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととした。（第三条の二関係）

2　都道府県が定める広域計画

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（以下「広域計画」という。）を定めることができることとした。（第三条の三関係）

3　市町村が定める基本計画（第四条及び第一四条第九項関係）

㈠　市町村が定めることができる当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、基本方針に基づき、広域計画を勘案して定めること等とした。

㈡　基本計画の記載事項に、特別緑地保全地区内における緑地の有する機能の維持増進を図るために行う事業であって高度な技術を要する一定のもの（以下「機能維持増進事業」という。）の実施の方針等を追加すること等とした。

4　都市緑化支援機構による特定緑地保全業務（第一七条の二関係）

㈠　都道府県（市の区域内にあっては当該市。以下「都道府県等」という。）は、特別緑地保全地区内の土地の所有者から当該土地の買入れの申出があった場合において、6の㈠の都市緑化支援機構（以下「支援機構」という。）に対し、6の㈡の特定緑地保全業務を行うことを要請することができることとした。

㈡　支援機構は、㈠の要請に係る土地が一定の基準に該当すると認めるときは、都道府県等との間で締結した協定の内容に従って、6の㈡の特定緑地保全業務を行うこととした。

5　機能維持増進事業の実施に係る都市計画に関する特例

㈠　市町村が3の㈡の実施の方針を定めた基本計画を公表した場合において、当該市町村が都市計画に特別緑地保全地区内の土地を都市施設である緑地として定めるときについては、都市計画の決定等に係る手続の一部を要しないこと等とした。（第一九条の二関係）

㈡　㈠により都市計画に定められた緑地の整備に関する事業の施行について都市計画事業の認可に関する事項を定めた基本計画が公表されたときは、当該事業を実施する市町村又は支援機構に対する都市計画事業の認可があったものとみなすこととした。（第一九条の三関係）

6　都市緑化支援機構の指定

㈠　国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、㈡の支援業務に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、都市緑化支援機構として指定することができることとした。（第六九条関係）

㈡　支援機構は、4の㈠の都道府県等の要請に基づく特別緑地保全地区内の土地の買入れ、当該買入れに係る土地における機能維持増進事業の実施、当該土地の管理及び一定期間内における都道府県等への当該土地の譲渡（「特定緑地保全業務」という。）、7の㈡の認定を受けた事業者に対する資金の貸付け等（「支援業務」と総称する。）を行うこととした。（第七〇条関係）

7　優良緑地確保計画の認定等

㈠　国土交通大臣は、緑地確保事業者（その事業において都市における緑地の整備、保全その他の管理に関する取組を行う事業者をいう。以下同じ。）が講ずべき措置に関する指針（以下「緑地確保指針」という。）を定めることとした。（第八七条関係）

㈡　緑地確保事業者が緑地の確保のための取組に関する計画（以下「優良緑地確保計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請した場合において、国土交通大臣は、当該計画が緑地確保指針に適合していると認めるときは、その認定をすることとした。（第八八条第一項及び第二項関係）

㈢　国土交通大臣は、㈡の認定のための審査に当たっては、優良緑地確保計画の緑地確保指針への適合性についての技術的な調査を行うこととし、その登録を受けた者に当該調査の全部又は一部を行わせることができることとした。（第八八条第五項及び第九五条関係）

二　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部改正関係

1　歴史的風土保存計画の記載事項に、歴史的風土特別保存地区（以下「特別保存地区」という。）内における機能維持増進事業の実施の方針を追加することとした。（第五条関係）

2　都市緑化支援機構による特定土地保全業務（第一三条関係）

㈠　府県は、特別保存地区内の土地の所有者から当該土地の買入れの申出があった場合において、支援機構に対し、3の特定土地保全業務を行うことを要請することができることとした。

㈡　支援機構は、㈠の要請に係る土地が一定の基準に該当すると認めるときは、府県との間で締結した協定の内容に従って、3の特定土地保全業務を行うこととした。

3　支援機構は、支援業務のほか、2の府県の要請に基づく特別保存地区内の土地の買入れ、当該買入れに係る土地における機能維持増進事業の実施、当該土地の管理及び一定期間内における府県へ当該土地の譲渡（「特定土地保全業務」という。）を行うこととした。（第一四条関係）

三　都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正関係

国は、支援機構に対し、支援業務及び特定土地保全業務の一部に要する資金を無利子で貸し付けることができることとした。（第一条第九項及び第二条第二項関係）

四　都市計画法の一部改正関係

都市計画区域について定められる都市計画は、都市における自然的環境の整備又は保全の重要性を考慮して定められなければならないこととした。（第一三条第一項関係）

五　都市再生特別措置法の一部改正関係

1　都市の脱炭素化の促進に資する都市再生整備事業を施行しようとする民間事業者は、民間都市再生整備事業計画に、緑地、緑化施設又は緑地等管理効率化設備（緑地又は緑化施設の管理を効率的に行うための設備をいう。以下同じ。）及び再生可能エネルギー発電設備、エネルギーの効率的利用に資する設備その他の都市の脱炭素化に資する設備（以下「再生可能エネルギー発電設備等」という。）の整備に関する事業の概要等の事項を記載することができること等とした。（第六三条及び第六四条関係）

2　民間都市開発推進機構は、1の事項が記載され国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生整備事業計画に係る都市再生整備事業の施行に要する費用の一部として、緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備に要する費用について支援等することができることとした。（第七一条及び第七一条の二関係）

3　立地適正化計画は、一の3の基本計画との調和が保たれたものでなければならないこととした。（第八一条関係）

4　都市再生推進法人の業務に、都市再生整備計画の区域における緑地等管理効率化設備又は再生可能エネルギー発電設備等の管理を行うことを追加することとした。（第一一九条関係）

六　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（法律第四一号）（環境省）

1　目的

この法律は、効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進を図るため、再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業並びに再資源化の実施に用いられる技術及び設備の高度化を促進するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

この法律における「再資源化」及び「再資源化事業等の高度化」を定義することとした。（第二条関係）

3　基本方針

環境大臣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定めることとした。（第三条関係）

4　廃棄物処分業者による資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化の促進

㈠　環境大臣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するため、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定めることとした。（第八条関係）

㈡　環境大臣は、産業廃棄物処分業者であって、その処分を行った産業廃棄物の数量が政令で定める要件に該当するもの（以下「特定産業廃棄物処分業者」という。）の再資源化の実施の状況が、㈠の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、再資源化の実施に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができること等とした。（第一〇条関係）

5　高度再資源化事業計画の認定等

㈠　需要に応じた資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業（以下「高度再資源化事業」という。）を行おうとする者は、高度再資源化事業の実施に関する計画（以下「高度再資源化事業計画」という。）を作成し、環境大臣の認定を申請することができることとした。（第一一条関係）

(二)　(一)の認定を受けた者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四五年法律第一三七号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定にかかわらず、廃棄物処理法の規定による許可を受けないで、(一)の認定に係る高度再資源化事業計画（以下「認定高度再資源化事業計画」という。）に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施し、又は認定高度再資源化事業計画に記載された廃棄物処理施設を設置できることとした。（第一三条関係）

6　高度分離・回収事業計画の認定等

(一)　廃棄物（その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして環境省令で定めるものに限る。）から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業（以下「高度分離・回収事業」という。）を行おうとする者は、高度分離・回収事業の実施に関する計画（以下「高度分離・回収事業計画」という。）を作成し、環境大臣の認定を申請することができることとした。（第一八条関係）

(二)　(一)の認定を受けた者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、廃棄物処理法の規定による許可を受けないで、(一)の認定に係る高度分離・回収事業計画（以下「認定高度分離・回収事業計画」という。）に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施し、又は認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物処理施設を設置できることとした。（第一八条関係）

7　再資源化工程高度化計画の認定等

(一)　廃棄物処理施設の設置者であって、当該廃棄物処理施設において再資源化の実施の工程を効率化するための設備その他の当該工程から排出される温室効果ガスの量の削減に資する設備の導入（以下「再資源化工程の高度化」という。）を行おうとするものは、再資源化工程の高度化に関する計画（以下「再資源化工程高度化計画」という。）を作成し、環境大臣の認定を申請することができることとした。（第二〇条関係）

(二)　(一)の認定を受けた者は、当該認定を受けた再資源化工程高度化計画に従って行う設備の導入については、廃棄物処理法の規定による許可を受けたものとみなすこととした。（第二一条関係）

8　登録調査機関

環境大臣は、その登録を受けた者に、高度再資源化事業計画の認定若しくは変更の認定、高度分離・回収事業計画の認定若しくは変更の認定又は再資源化工程高度化計画の認定の審査に必要な調査の一部を行わせることができることとした。（第二二条関係）

9　再資源化の実施の状況の報告等

(一)　特定産業廃棄物処分業者は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った産業廃棄物の数量及びその再資源化を実施した産業廃棄物の数量その他環境省令で定める事項を環境大臣に報告しなければならないこととした。（第三八条関係）

(二)　環境大臣は、(一)により報告された事項について、公表することとした。（第四〇条関係）

10　附則

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一九一号）（消費者庁）

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和五年法律第二九号）の施行期日は、令和六年一〇月一日とすることとした。

◇不当景品類及び不当表示防止法施行令の一部を改正する政令（政令第一九二号）（消費者庁）

1　不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和五年法律第二九号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（本則関係）

2　施行期日

この政令は、令和六年一〇月一日から施行することとした。

◇流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一九三号）（国土交通省）

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和六年六月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年八月一日とすることとした。

◇災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第一九四号）（内閣官房）

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和三年法律第七九号）の施行期日は、令和六年六月一日とすることとした。

◇船舶活用医療推進本部令（政令第一九五号）（内閣官房）

1　事務局

(一)　船舶活用医療推進本部（以下「本部」という。）の事務局（以下「事務局」という。）の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとすることとした。（第一条関係）

(二)　事務局に、事務局次長三人以内を置き、事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるもの等とすることとした。（第二条関係）

(三)　事務局に、参事官五人以内を置き、参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるもの等とすることとした。（第三条関係）

2　事務局長等の勤務の形態

事務局長等は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とすることとした。（第四条関係）

3　本部の組織の細目

この政令に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定めることとした。（第五条関係）

4　本部の運営

本部の運営に関し必要な事項は、船舶活用医療推進本部長が本部に諮って定めることとした。（第六条関係）

5　施行期日等

(一)　関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二項及び第三項関係）

(二)　この政令は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和三年法律第七九号）の施行の日（令和六年六月一日）から施行することとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第一九六号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を劇物に指定することとした。（第二条第一項関係）

四―クロロ―二―フルオロ―五―[(RS)―(二・二―トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル＝五―[トリフルオロメチル)チオ]ペンチル＝エーテル（別名フルペンチオフェノックス）及びこれを含有する製剤

2　次に掲げる物を劇物から除外することとした。（第二条第一項関係）

(一)　一―(三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ[一・五―a]ピリジン―二―イル)―五―[(シクロプロピルメチル)アミノ]―一H―ピラゾール―四―カルボニトリル（別名シクロピラニル）及びこれを含有する製剤

(二)　二―イソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を、マイクロカプセル製剤として三〇パーセント以下を含有する製剤

3　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

4　この政令は、令和六年六月一日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

◇出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一九七号）（法務省）

1　出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正

(一)　領置物件等の公売に関する規定の整備

(1)　出入国管理及び難民認定法（昭和二六年政令第三一九号。以下「入管法」という。）第三七条の二第二項の規定による公告は、

入管法第三七条の二第二項の規定による公売（以下単に「公売」という。）に付そうとする領置物件等（領置物件又は差押物件をいう。以下同じ。）の品名及び数量等の事項を地方出入国在留管理局の公衆の見やすい場所に掲示する方法によって行うものとした。（第六条第二項関係）

(2)　地方出入国在留管理局長は、公売に際して不当に価格を引き下げる目的をもって連合をした者等に該当すると認められる者を、当該者に該当することとなった日以後二年間、公売に加わらせず、公売の場所に入ることを制限し、又はその場所から退場させることができるものとし、公売に際しこれらの者を代理人、支配人その他の従事者として使用する者についても、同様とするものとした。（第七条第一項関係）

(3)　公売は、入札の方法により行うものとし、地方出入国在留管理局長は、領置物件等を入札に付するときは、当該入札の目的となる物品について、同種又は類似の物品の価格を勘案して適正と認める予定価格を決定しなければならないものとした。（第八条第一項及び第二項関係）

(4)　落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、更に入札をさせて落札者を定めるものとした。（第九条第一項関係）

(5)　地方出入国在留管理局長は、価格を同じくする同種かつ大量の領置物件等を公売に付する場合において、必要と認めるときは、その数量の範囲内で入札しようとする者の買受けを希望する数量及び単価を入札させ、予定価格を下らない単価の入札者から順次当該領置物件等の数量に達するまでの入札者をもって落札者とする方法によることができるものとした。（第一〇条第一項関係）

(6)　地方出入国在留管理局長は、公売において、入札に付しても入札者がないとき、入札者の価額が予定価格に達しないとき、落札者が契約を履行しないとき等は、更に公売に付することができるものとした。（第一一条関係）

(二)　還付等の公告に関する規定の整備

入管法第三七条の三第二項の規定による公告及び入管法第三七条の四第二項において準用する入管法第三七条の三第二項の規定による公告において公告すべき事項を定めることとし、これらの公告は、地方出入国在留管理局の公衆の見やすい場所に一四日間掲示する方法によって行うものとした。（第一二条関係）

(三)　引渡し等の公告に関する規定の整備

入管法第五五条の二七第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び入管法第五五条の三六第二項（入管法第五五条の六四第六項において準用する場合を含む。）の規定による公告において公告すべき事項を定めることとし、これらの公告は、入国者収容所又は地方出入国在留管理局の公衆の見やすい場所に一四日間掲示する方法によって行うものとした。（第一三条関係）

(四)　被収容者の不服申立てに関する規定の整備

出入国在留管理庁長官に対する審査の申請、出入国在留管理庁長官に対する審査の申請の裁決、法務大臣に対する再審査の申請、出入国在留管理庁長官に対する事実の申告、出入国在留管理庁長官による通知及び法務大臣に対する事実の申告に関する入管法及び行政不服審査法（平成二六年法律第六八号）の規定の準用についての技術的読替え等を定めることとした。（第一四条～第二一条関係）

(五)　法務大臣の権限の委任に関する規定の整備

入管法の改正に伴い、法務大臣の権限を出入国在留管理庁長官に委任する規定の整備を行うこととした。（第二六条関係）

2　施行期日等

(一)　その他関係政令について、所要の規定の整備を行うこととした。（第二条～第五条関係）

(二)　所要の経過措置について定めることとした。（附則第二項関係）

(三)　この政令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五六号）の施行の日（令和六年六月一〇日）から施行することとした。

―――――――――

◇投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定（条約第三号）（外務省）

この協定は、投資の自由化、促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語を定義している。（第一条関係）

2　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇を与えること等を規定している。（第二条関係）

3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して最恵国待遇を与えること等を規定している。（第三条関係）

4　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与えることを規定している。（第四条関係）

5　一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対して内国民待遇又は最恵国待遇を与えることを規定している。（第五条関係）

6　いずれの締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができないこと等を規定している。（第六条関係）

7　内国民待遇等の義務が適用されない締約国の措置等について規定している。（第七条関係）

8　各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等を規定している。（第八条関係）

9　各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制の設定等を行う前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努めることを規定している。（第九条関係）

10　各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保することを規定している。（第一〇条関係）

11　一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人等の入国等に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払うことを規定している。（第一一条関係）

12　いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならないこと等を規定している。（第一二条関係）

13　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関連する損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与えること等を規定している。（第一三条関係）

14　保険契約等に基づいて自国の投資家に対して支払を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位等について規定している。（第一四条関係）

15　一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること等を規定している。（第一五条関係）

16　この協定のいかなる規定も、締約国が、人、動物又は植物の生命又は健康の保護、公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持等のために必要な措置、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置（戦時等にとる措置等を含む。）等を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならないこと等を規定している。（第一六条関係）

17　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、国境を越える資本取引等について制限的な措置を採用し、又は維持することができること等を規定している。（第一七条関係）

18　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられないこと等を規定している。（第一八条関係）

19　この協定のいかなる規定も、両締約国が当事国である知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと等を規定している。（第一九条関係）

20　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先すること等を規定している。（第二〇条関係）

21　一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認めること等を規定している。（第二一条関係）

22　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の自然人又は企業によって所有され、又は支配されており、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができること等を規定している。（第二二条関係）

23　この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託すること等を規定している。（第二三条関係）

24　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争について、一方の紛争当事者が、協議等によって解決されないと認める場合には、申立人は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかの仲裁に付託することができること等を規定している。（第二四条関係）

25　仲裁に関する通知その他の文書の送達先について規定している。（第二五条関係）

26　合同委員会を設置すること等を規定している。（第二六条関係）

27　この協定中の章及び条の見出しは、この協定の解釈に影響を及ぼすものではないこと等を規定している。（第二七条関係）

28　この協定の発効要件、有効期間等について規定している。（第二八条関係）

29　第七条の規定に従い、第二条、第三条又は第六条の規定により課される義務に適合しない各締約国の措置について規定している。（附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ関係）

◇経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書（条約第四号）（外務省）

この議定書は、我が国と欧州連合との間において、情報の電子的手段による国境を越える移転を促進し、更なる経済関係の強化を図るため、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成三〇年条約第一五号。以下「協定」という。）を改正するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　協定の目次を改める。（第一条関係）

2　協定第八・七一条を改め、対象者及び個人情報の定義に係る規定を加えることを定める。（第二条関係）

3　協定第八・八一条を改め、両締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を確保することを約束すること等について定める。（第三条関係）

4　協定第八・八一条の次に第八・八二条として、両締約国は、各締約国の法令に従い個人が自己の個人情報及びプライバシーの保護についての権利を有すること並びにこの点に関する高い基準がデジタル経済における信用及び貿易の発展に寄与することを認めること等に関する規定を加えることを定める。（第四条関係）

5　協定第八・六三条を削除する。（第五条関係）

6　この議定書の効力発生について定める。（第六条関係）

7　この議定書の正文等について定める。（第七条関係）

法律

都市緑地法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第四十号

都市緑地法等の一部を改正する法律

（都市緑地法の一部改正）

第一条　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「基本計画（」を「基本方針及び計画（第三条の二―」に、「第十九条」を「第十九条の三」に、「第七章　緑地保全・緑化推進法人（第六十九条―第七十四条）」を「第七章　都市緑化支援機構（第六十九条―第七十四条）
第八章　緑地保全・緑化推進法人（第七十五条―第八十条）
第九章　優良緑地確保計画（第八十一条―第八十六条）
第一節　優良緑地確保計画（第八十一条―第八十五条）
第二節　登録調査機関等（第八十六条―第八十八条）」に、「第八章」を「第十章」に、「第七十五条」を「第百十三条・第九十五条―第百十二条）」に、「第八十七条―第九十四条）」を「第百十四条）」に、「第九章」を「第十一章」に、「第七十六条―第八十条」を「第百十五条―第百二十条」に改める。

第二章の章名中「基本計画」を「基本方針及び計画」に改め、同章中第四条の前に次の二条を加える。

（基本方針）

第三条の二　国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項

二　緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項

三　緑地の保全及び緑化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

四　都道府県における緑地の保全及び緑化の目標の設定に関する事項その他の次条第一項に規定する広域計画の策定に関する基本的な事項

五　市町村における緑地の保全及び緑化の目標の設定に関する事項その他の第四条第一項に規定する基本計画の策定に関する基本的な事項

六　前各号に掲げるもののほか、緑地の保全及び緑化の推進に関する重要事項

3　基本方針は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第六条第二項に規定する全国計画及び環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4　国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5　国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（広域計画）

第三条の三　都道府県は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき、当該都道府県の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（以下「広域計画」という。）を定めることができる。

2　広域計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一　緑地の保全及び緑化の目標

二　緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

三　緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

四　都道府県の設置に係る都市公園（都市公園法第二条第一項に規定する都市公園をいう。次条第二項第四号において同じ。）の整備及び管理に関する事項

五　町村の区域内の緑地保全地域内における第八条の規定による行為の規制又は措置の基準

六　特別緑地保全地区内における第十七条の規定による土地の買入れ及び買い入れた土地の管理に関する事項

3　広域計画は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第二項第一号の景観計画区域をその区域とする都道府県にあつては同条第一項の景観計画との調和が保たれ、かつ、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする都県にあつては首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする府県にあつては近畿圏保全法第三条第一項の規定による保全区域整備計画に、それぞれ適合したものでなければならない。

4　都道府県は、広域計画を定めるときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、関係市町村の意見を聴かなければならない。

5　都道府県は、広域計画に第二項第五号に掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

6　都道府県は、広域計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

7　第三項から前項までの規定は、広域計画の変更について準用する。

第四条に見出しとして「（基本計画）」を付し、同条第一項中「ため」の下に「、基本方針に基づき（広域計画が定められている場合にあつては、基本方針に基づくとともに、当該広域計画を勘案して）」を加え、同条第二項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

第四条第二項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同項第五号中「単に」を削り、同号を同項第七号とし、同項第四号中「事項で次に掲げるもの」を「次に掲げる事項」に改め、同号ニ中「第五十五条第一項又は第二項の規定による」及び「（次章第一節及び第二節において単に「市民緑地契約」という。）」を削り、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「第二十四条第一項の規定による」及び「（次章第一節及び第二節において単に「管理協定」という。）」を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　緑地の有する機能の維持増進を図るために行う事業であつて高度な技術を要するものとして国土交通省令で定めるもの（以下「機能維持増進事業」という。）の実施の方針

第四条第二項第四号を同項第六号とし、同号の前に次の二号を加える。

四　市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項

五　緑地保全地域内の緑地の保全に関する次に掲げる事項（町村にあつては、ロからニまでに掲げる事項）

イ　第八条の規定による行為の規制又は措置の基準

ロ　緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

ハ　第二十四条第一項の規定による管理協定（次号ニ、第八条第九項第七号及び第十四条第九項第五号において「管理協定」という。）に基づく緑地の管理に関する事項

ニ　第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約（次号ホ、第八条第九項第八号及び第十四条第九項第六号において「市民緑地契約」という。）に基づく緑地の管理に関する事項

ホ　その他緑地保全地域内の緑地の保全に関し必要な事項

第四条第五項を削り、同条第四項中「定めようとする」を「定める」に、「開催等」を「開催その他の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「（平成五年法律第九十一号）」、「（平成十六年法律第百十号）」及び「、緑地保全地域をその区域とする市町村にあつては第六条第一項の規定による緑地保全計画に」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項第六号ロに掲げる事項には、市町村又は第六十九条第一項の規定により指定された都市緑化支援機構（以下この項及び次章第二節において「都市緑化支援機構」という。）が特別緑地保全地区内の土地において行う機能維持増進事業に関する事項を定めることができる。この場合において、都市緑化支援機構が行う機能維持増進事業に関する事項を定めるときは、あらかじめ、都市緑化支援機構の同意を得なければならない。

第四条第八項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項第四号イ」を「第二項第五号ロ又は第六号イ若しくはロ」に、「定めようとする」を「定める」に、「同号ロからニまで」を「同項第五号ハ若しくはニ又は第六号ハからホまで」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6　市は、基本計画に第二項第五号イに掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、市町村都市計画審議会（当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

第六条の見出しを「（緑地保全地域における行為の規制等の基準）」に改め、同条第一項中「当該緑地保全地域内の緑地の保全に関する計画（以下「緑地保全計画」という。）を定めなければ」を「第八条の規定による行為の規制又は措置の基準を定め、これを公表しなければならない。この場合において、当該都道府県にあつては、これを関係町村に通知しなければ」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「緑地保全計画を定める」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、都道府県等が第三条の三第二項第五号に掲げる事項を定めた広域計画又は第四条第二項第五号イに掲げる事項を定めた基本計画を第三条の三第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第四条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により公表している場合については、適用しない。

第六条第六項を削る。

第八条第二項中「緑地保全計画で定める基準」を「第六条第一項に規定する基準（同条第三項に規定する場合にあつては、第三条の三第二項第五号又は第四条第二項第五号イに規定する基準。第八項において同じ。）」に改め、同条第三項中「前項の」及び「第一項の」の下に「規定による」を加え、同条第四項中「第一項の」及び「第二項の」の下に「規定による」を加え、同条第五項中「第一項の」の下に「規定による」を、「三十日」の下に「（前項の規定により第三項の期間が延長された場合にあつては、その延長された期間）」を加え、同条第七項中「第一項の」の下に「規定による」を、「同項の」の下に「規定により」を加え、「しようと」を削り、同条第八項中「緑地保全計画で定める」を「第六条第一項に規定する」に改め、同条第九項第六号中「緑地保全計画に」を「基本計画において」に、「緑地の」を「当該緑地保全地域内の緑地の」に改める。

第十四条第四項中「行為で」を「行為であつて」に改め、同条第七項中「第四項の」及び「前項の」の下に「規定による」を加え、同条第八項中「しようと」を削り、同条第九項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　基本計画において定められた当該特別緑地保全地区内の土地における機能維持増進事業の実施の方針に従つて行う行為

第十七条第一項中「第三項」の下に「又は次条第四項」を加え、同条第二項中「規定による」、「又は第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第七十条第一号ハに掲げる業務を行うものに限る。以下この条及び次条において単に「緑地保全・緑化推進法人」という。）」及び「又は緑地保全・緑化推進法人」を削り、同条第三項中「、町村又は緑地保全・緑化推進法人」を「又は町村」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（都市緑化支援機構による特定緑地保全業務）

第十七条の二　都道府県等は、前条第一項の申出があつた場合において、当該申出に係る土地の規模若しくは形状又は管理の状況、当該都道府県等における同項の規定による買入れのために必要な事務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、都市緑化支援機構に対し、当該土地（以下この条及び第七十条において「対象土地」という。）について、第七十条第一号から第四号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。以下「特定緑地保全業務」という。）を行うことを要請することができる。

2　前項の規定による要請を受けた都市緑化支援機構は、当該要請に係る対象土地が第七十一条第二項第一号に規定する基準に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該要請をした都道府県等に対し、特定緑地保全業務を実施する旨を通知するものとする。

3　前項の規定による通知をした都市緑化支援機構及び同項の都道府県等は、当該通知の後速やかに、特定緑地保全業務の実施のため、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「業務実施協定」という。）を締結するものとする。

一　都市緑化支援機構が第七十条第一号に掲げる業務として行う対象土地の買入れの時期

二　都市緑化支援機構が第七十条第二号に掲げる業務として行う機能維持増進事業の内容及び方法

三　都市緑化支援機構が第七十条第三号に掲げる業務として行う対象土地の管理の内容及び方法

四　都市緑化支援機構が第一号の買入れに係る対象土地を保有する期間（当該買入れの日から起算して十年を超えないものに限る。）

五　前号の期間内において都市緑化支援機構が第七十条第四号に掲げる業務として行う都道府県等への対象土地の譲渡の方法及び時期

六　都市緑化支援機構による第一号から第三号まで及び前号に規定する業務の実施に要する費用であつて都道府県等が負担すべきものの支払の方法及び時期

七　その他国土交通省令で定める事項

4　都市緑化支援機構は、業務実施協定の内容に従つて、前条第一項の申出をした者から対象土地を買い入れるものとする。

5　前項の規定による買入れをする場合における対象土地の価額は、時価によるものとし、当該買入れに要した費用は、第二項の都道府県等が、業務実施協定の内容に従つて負担するものとする。

6　前二項に定めるもののほか、都市緑化支援機構は、業務実施協定の内容に従つて、特定緑地保全業務を行わなければならない。

7　第五項に定めるもののほか、都道府県等は、業務実施協定の内容に従つて、第三項第六号に規定する費用を負担するものとする。

第十八条中「、市町村又は緑地保全・緑化推進法人は、前条第一項又は第三項」を「は、第十七条第一項若しくは第三項」に、「土地」を「土地又は業務実施協定に基づいて都市緑化支援機構から譲渡を受けた土地」に、「第四条第二項第四号ロ」を「第三条の三第二項第六号」に、「基本計画」を「広域計画」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、市町村について準用する。この場合において、同項中「第三条の三第二項第六号ハに掲げる事項を定める基本計画」と読み替えるものとする。

第三章第二節中第十九条の次に次の二条を加える。

（都市計画の決定等に関する特例）

第十九条の二　市町村が第四条第二項第六号ロに掲げる事項を定めた基本計画を同条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により公表した場合において、当該市町村が都市計画に特別緑地保全地区内の土地を都市計画法第十一条第一項第二号に掲げる施設である緑地として定めるときについては、同法第十六条の規定及び同法第十九条第三項から第五項まで（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、同法第十九条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）中「とする」とあるのは、「とする。ただし、当該都市計画の案について異議がある旨の第十七条第二項の規定による意見書の提出がなかつたときは、その議を経ることを要しない」とする。

（都市計画事業の認可に関する特例）

第十九条の三　市町村は、第四条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項として、国土交通省令で定めるところにより、前条の規定により都市計画に定められた緑地の整備に関する事業の施行について都市計画法第五十九条第一項又は第四項の認可に関する事項を定めることができる。

2　市町村は、基本計画に前項に規定する事項を定める場合においては、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に協議をするとともに、市にあつては都道府県知事に協議をし、その同意を得なければならない。

一　前項に規定する事業を都市計画事業として施行する場合には都市計画法第五十九条第六項の規定により同項に規定する施設を管理する者の意見の聴取を要することとなるとき　当該施設を管理する者

二　前項に規定する事業を都市計画事業として施行する場合には都市計画法第五十九条第六項の規定により同項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者の意見の聴取を要することとなるとき　当該事業を行う者

3　第一項に規定する事項が定められた基本計画が第四条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日に第一項に規定する事業を実施する市町村又は都市緑化支援機構に対する都市計画法第五十九条第一項又は第四項の認可があつたものとみなす。

第二十条第一項中「以下同じ」を「第三十九条第一項において同じ」に改め、同条第四項中「第五号及び第六号」を「第六号及び第七号」に改める。

第二十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に、「第七十条第一号イ」を「第八十二条第一号イ」に、「一時使用」を「一時的に使用する施設」に改め、同条第三項第一号中「及び緑地保全計画」を削り、「緑地保全計画に第六条第三項第二号」を「基本計画に第四条第二項第五号ハ」に改め、同項第二号中「第四条第二項第四号ハ」を「第四条第二項第六号ニ」に改め、同条第四項中「定めようとする」を「定める」に改め、同条第五項中「締結しようとする」を「締結する」に改める。

第三十条中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三十一条第一項中「並びに」を「又は第十七条の二第五項の規定による負担並びに」に、「同条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同条第二項中「緑地保全計画」を「基本計画」に改める。

第五十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に、「第七十条第一号ロ」を「第八十二条第一号ロ」に改め、同条第二項中「第四条第二項第六号」を「第四条第二項第八号」に、「同項第八号」を「同項第十号」に改め、同条第三項中「（緑地保全地域内にあつては、基本計画及び緑地保全計画。第六十一条第一項第六号において同じ。）」を削り、同条第五項及び第七項中「定めようとする」を「定める」に改める。

第五十七条を次のように改める。

第五十七条　削除

第六十条第一項中「第四条第二項第八号」を「第四条第二項第十号」に改める。
第六十二条第一項中「以下」の下に「この節において」を加える。
第六十七条中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に、「第七十条第一号ロ」を「第八十二条第一号ロ」に改める。
第八十条を第百十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第百二十条　第百四条第一項の規定に違反して、財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項の請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第七十九条中「前三条」を「第百十五条第一項又は前二条」に改め、同条を第百十八条とする。
第七十八条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第七十二条」を「第八十四条」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「、第三十八条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第三十八条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条に次の四号を加える。

六　第三十八条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十八条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
七　第七十三条第一項又は第百三条第一項の許可を受けないで、支援業務又は調査の業務の全部を廃止したとき。
八　第七十五条又は第百五条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
九　第七十七条第一項若しくは第百七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第七十八条を第百十七条とする。
第七十七条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき。」に改め、同条を第百十六条とする。
第七十六条中「含む。）又は」を「含む。）」に、「の規定」を「又は第百十条第二項の規定」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第七十六条第一項又は第百六条第一項の規定に違反して、支援業務又は調査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十六条を第百十五条とし、第九章を第十一章とする。
第八章中第七十五条を第百十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

（国等の援助）

第百十三条　国及び地方公共団体は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図るため、関係地方公共団体、支援機構又は推進法人に対し、必要な情報の提供、助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

第八章を第十章とする。
第七章中第七十四条を第八十六条とし、同条の次に次の一章を加える。

第九章　優良緑地確保計画の認定等

第一節　優良緑地確保計画の認定

（緑地確保指針の策定）

第八十七条　国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進による良好な都市環境の形成を図るために緑地確保事業者（その事業において都市における緑地の整備、保全その他の管理に関する取組を行う事業者をいう。以下同じ。）が講ずべき措置に関する指針（以下この条及び次条において「緑地確保指針」という。）を定めるものとする。

2　緑地確保指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　周囲の自然環境と調和のとれた緑地又は緑化施設の整備又は設置、地域の自然的社会的条件に応じた多様な動植物の生息環境又は生育環境の確保その他の良好な都市環境の形成に関して緑地確保事業者が取り組むべき事項
二　その他緑地確保事業者による都市における緑地の確保に関する取組の実施に際し配慮すべき事項
3　国土交通大臣は、緑地確保指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
4　国土交通大臣は、緑地確保指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（優良緑地確保計画の認定）

第八十八条　緑地確保事業者は、国土交通省令で定めるところにより、その実施する都市における緑地の確保のための取組（以下「緑地確保事業」という。）に関する計画（以下「優良緑地確保計画」という。）を作成し、当該優良緑地確保計画が緑地確保指針に適合するものである旨の国土交通大臣の認定を申請することができる。
2　優良緑地確保計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　緑地確保事業を実施する区域の位置及び面積
二　緑地確保事業の内容
三　計画期間
四　緑地確保事業の実施体制
五　資金計画
六　その他国土交通省令で定める事項
3　前項第二号に掲げる事項には、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十三条第三項第一号及び第二号に掲げる事項を記載することができる。
4　国土交通大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る優良緑地確保計画が緑地確保指針に適合していると認めるときは、その認定をするものとする。
5　国土交通大臣は、第一項の認定のための審査に当たつては、国土交通省令で定めるところにより、その申請に係る優良緑地確保計画の緑地確保指針への適合性についての技術的な調査を行うものとする。
6　国土交通大臣は、第一項の認定をする場合において、その申請に係る優良緑地確保計画に記載された緑地確保事業の実施に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該優良緑地確保計画について、あらかじめ、当該各号に定める者に協議し、かつ、当該行為が第三号に掲げる行為に該当するものである場合にあつては、その同意を得なければならない。
一　首都圏近郊緑地保全区域又は近畿圏近郊緑地保全区域内において行う行為であつて、首都圏保全法第七条第一項又は近畿圏保全法第八条第一項の規定による届出をしなければならないもの　都府県知事（当該行為が指定都市の区域内において行われるものである場合にあつては、当該指定都市の長）
二　緑地保全地域内において行う行為であつて、第八条第一項の規定による届出をしなければならないもの　都道府県知事等
三　特別緑地保全地区内において行う行為であつて、第十四条第一項の許可を受けなければならないもの　都道府県知事等
7　都道府県知事等は、前項第三号に掲げる行為に係る優良緑地確保計画について同項の協議があつた場合において、当該協議に係る緑地確保事業の実施に係る行為が第十四条第二項の規定により同条第一項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、前項の同意をするものとする。
8　国土交通大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた緑地確保事業者の氏名又は名称及び当該認定に係る優良緑地確保計画の内容を公表するものとする。

（変更の認定等）

第八十九条　前条第一項の認定を受けた緑地確保事業者は、当該認定に係る優良緑地確保計画を変更するときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　前項の変更の認定を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3　前条第一項の認定（第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。）を受けた緑地確保事業者（以下「認定事業者」という。）は、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4　前条第四項から第八項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

（助言等）

第九十条　国は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた優良緑地確保計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定優良緑地確保計画」という。）に従つて行われる緑地確保事業の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（改善命令及び認定の取消し）

第九十一条　国土交通大臣は、認定事業者が認定優良緑地確保計画に従つて緑地確保事業を行つていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　国土交通大臣は、認定事業者が前項の規定による命令に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

3　国土交通大臣は、前項の規定により計画の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

（定期の報告）

第九十二条　認定事業者は、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、認定優良緑地確保計画の実施状況について国土交通大臣に報告しなければならない。

（首都圏保全法等の特例）

第九十三条　認定事業者が認定優良緑地確保計画に従つて首都圏近郊緑地保全区域内において行う行為については、首都圏保全法第七条第一項の規定は、適用しない。

2　認定事業者が認定優良緑地確保計画に従つて近畿圏近郊緑地保全区域内において行う行為については、近畿圏保全法第八条第一項の規定は、適用しない。

3　認定事業者が認定優良緑地確保計画に従つて緑地保全地域内において行う行為については、第八条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

4　特別緑地保全地区内において第十四条第一項の許可を受けなければならない行為を認定事業者が認定優良緑地確保計画に従つて行う場合には、当該行為については、同項の許可があつたものとみなす。

（都市再生推進法人の業務の特例）

第九十四条　都市再生特別措置法第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人は、同法第百十九条各号に掲げる業務のほか、認定事業者に対し、当該認定事業者が実施する緑地確保事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うことができる。

2　前項の場合においては、都市再生特別措置法第百二十一条第一項及び第二項中「掲げる業務」とあるのは、「掲げる業務及び都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第九十四条第一項に規定する業務」とする。

第二節　登録調査機関等

（登録調査機関による調査）

第九十五条　国土交通大臣は、その登録を受けた者（以下「登録調査機関」という。）に第八十八条第五項（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）に規定する技術的な調査（以下「調査」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定により登録調査機関に調査の全部又は一部を行わせるときは、当該調査の全部又は一部を行わないものとする。この場合において、国土交通大臣は、登録調査機関が第四項の規定により通知する調査の結果を考慮して計画の認定のための審査を行わなければならない。

3　国土交通大臣が第一項の規定により登録調査機関に調査の全部又は一部を行わせることとしたときは、計画の認定を受けようとする者は、当該調査の全部又は一部については、国土交通省令で定めるところにより、登録調査機関にその実施を申請しなければならない。

4　登録調査機関は、前項の規定による申請に係る調査を行つたときは、遅滞なく、当該調査の結果を、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に通知しなければならない。

5　第三項の申請の手続その他の登録調査機関による調査の実施に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（登録）

第九十六条　前条第一項の登録（以下「登録」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、調査の業務を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第九十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二　第百十条第一項から第三項までの規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から一年を経過しないものを含む。）

三　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の基準等）

第九十八条　国土交通大臣は、第九十六条の規定により登録の申請をした者（第二号において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　調査を適確に行うために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合していること。

二　緑地の整備又は管理を業とする者（以下この号において「緑地整備等業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社である場合にあつては、緑地整備等業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ　登録申請者が法人である場合にあつては、その役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める緑地整備等業者の役員又は職員（過去二年間に緑地整備等業者の役員又は職員であつた者を含む。ハにおいて同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、緑地整備等業者の役員又は職員であること。

2　国土交通大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、登録調査機関について、その氏名又は名称及び住所、調査の業務の範囲、調査の業務を行う事務所の所在地その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

（登録の更新）

第九十九条　登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、効力を失う。

２　前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

３　第一項の登録の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

４　前項の場合において、第一項の登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（調査の実施）

第百条　登録調査機関は、調査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、調査を行わなければならない。

２　登録調査機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により調査を行わなければならない。

（変更の届出）

第百一条　登録調査機関は、その氏名若しくは名称、住所又は調査の業務を行う事務所の所在地の変更をするときは、その二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

２　国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（業務規程）

第百二条　登録調査機関は、調査の業務に関する規程（以下この条及び第百十条第二項第二号において「業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

２　業務規程には、調査の実施方法その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

３　国土交通大臣は、第一項の認可をした業務規程が調査を公正かつ適確に実施する上で不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

第百三条　登録調査機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、調査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

２　国土交通大臣は、前項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第百四条　登録調査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百二十条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

２　緑地確保事業者その他の利害関係人は、登録調査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録調査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（帳簿の記載等）

第百五条　登録調査機関は、調査の業務について、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（秘密保持義務等）

第百六条　登録調査機関の役員（法人でない登録調査機関にあつては、当該登録を受けた者。次項において同じ。）若しくは職員又はこれらの者であつた者は、調査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

２　調査の業務に従事する登録調査機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（報告徴収及び立入検査）

第百七条　国土交通大臣は、調査の業務の公正かつ適確な実施を確保するために必要な限度において、登録調査機関に対し調査の業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録調査機関の事務所に立ち入り、調査の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　第十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（適合命令）

第百八条　国土交通大臣は、登録調査機関が第九十八条第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録調査機関に対し、これらの要件に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第百九条　国土交通大臣は、登録調査機関が第百条の規定に違反していると認めるとき、又は登録調査機関が行う調査が適当でないと認めるときは、当該登録調査機関に対し、調査を行うべきこと又は調査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第百十条　国土交通大臣は、登録調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一　第九十七条第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。

二　不正の手段により登録又はその更新を受けたとき。

２　国土交通大臣は、登録調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて調査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第九十五条第四項、第百一条第一項、第百三条第一項、第百四条第一項又は第百五条の規定に違反したとき。

二　第百二条第一項の認可を受けた業務規程によらないで調査の業務を行つたとき。

三　正当な理由がないのに第百四条第二項の請求を拒んだとき。

四　第百二条第三項、第百八条又は前条の規定による命令に違反したとき。

３　国土交通大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録調査機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る調査の業務を開始しないときは、その登録を取り消すことができる。

４　国土交通大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（国土交通大臣による調査の業務の実施）

第百十一条　国土交通大臣は、登録調査機関が第百三条第一項の許可を受けてその調査の業務の全部若しくは一部を休止した場合、前条第二項の規定により登録調査機関に対し調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は登録調査機関が天災その他の事由により調査の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第九十五条第二項の規定にかかわらず、調査の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2　国土交通大臣は、前項の規定により調査の業務を行うこととし、又は同項の規定により行つている調査の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3　国土交通大臣が、第一項の規定により調査の業務を行うこととし、第百三条第一項の規定により調査の業務の廃止を許可し、又は前条第一項から第三項までの規定により登録を取り消した場合における調査の業務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

（手数料）

第百十二条　計画の認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。ただし、国土交通大臣が第九十五条第一項の規定により登録調査機関に調査の全部を行わせることとしたときは、この限りでない。

2　登録調査機関が行う調査を受けようとする者は、政令で定めるところにより登録調査機関が国土交通大臣の認可を受けて定める額の手数料を、当該登録調査機関に納めなければならない。

第七十三条を第八十五条とし、第七十二条を第八十四条とし、第七十一条を第八十三条とする。

第七十条の見出しを「（推進法人の業務）」に改め、同条第一号ハを削り、同条を第八十二条とする。

第六十九条の見出しを「（推進法人の指定）」に改め、同条第二項中「当該」を削り、同条第三項中「変更しようとする」を「変更する」に改め、同条を第八十一条とする。

第七章を第八章とし、同章の前に次の一章を加える。

第七章　都市緑化支援機構

（支援機構の指定）

第六十九条　国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次の各号のいずれにも適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、都市緑化支援機構（以下「支援機構」という。）として指定することができる。

一　支援業務を適正かつ確実に実施することができる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二　支援業務以外の業務を行つている場合にあつては、その業務を行うことによつて支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三　前二号に掲げるもののほか、支援業務を適正かつ確実に実施することができるものとして、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2　次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定による指定（以下この章において「指定」という。）を受けることができない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二　第七十九条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三　その役員のうちに、第一号に該当する者がある者

3　国土交通大臣は、指定をしたときは、支援機構の名称、住所及び支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

4　支援機構は、その名称、住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

5　国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（支援機構の業務）

第七十条　支援機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　第十七条の二第一項の規定による都道府県等の要請に基づき、第十七条第一項の申出をした者から対象土地を買い入れること。

二　前号の買入れに係る対象土地の区域内において機能維持増進事業を行うこと。

三　前号に掲げるもののほか、同号に規定する対象土地の管理を行うこと。

四　第十七条の二第三項第四号の期間内において都道府県等への対象土地の譲渡を行うこと。

五　第八十九条第三項に規定する認定事業者に対し、第九十条に規定する緑地確保事業の実施のために必要な資金の貸付けを行うこと。

六　緑地の保全及び緑化の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

七　緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

八　緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務規程の認可）

第七十一条　支援機構は、国土交通省令で定めるところにより、特定緑地保全業務に関する規程（以下この条及び第七十九条第二項第三号において「業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2　業務規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　特定緑地保全業務を行うべき土地の基準に関する事項

二　業務実施協定の締結に関する事項

三　特定緑地保全業務の実施の方法に関する事項

四　特定緑地保全業務の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関する事項

五　その他特定緑地保全業務に関し必要な事項として国土交通省令で定める事項

3　支援機構は、業務規程の変更をするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

4　支援機構は、第一項又は前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務規程を公表しなければならない。

5　国土交通大臣は、第一項又は第三項の認可をした業務規程が特定緑地保全業務を適正かつ確実に実施する上で不適当となつたと認めるときは、支援機構に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第七十二条　支援機構は、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2　支援機構は、前項の認可を受けた事業計画書及び収支予算書を変更するときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3　支援機構は、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

（業務の休廃止）

第七十三条　支援機構は、国土交通大臣の許可を受けなければ、支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2　国土交通大臣は、前項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（区分経理）

第七十四条　支援機構は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一　特定緑地保全業務

二　第七十条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

三　第七十条第六号から第八号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

（帳簿の記載等）

第七十五条　支援機構は、支援業務について、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（秘密保持義務等）

第七十六条　支援機構の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、支援業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

２　支援業務に従事する支援機構の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（報告徴収及び立入検査）

第七十七条　国土交通大臣は、支援業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、支援機構に対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、支援機構の事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　第十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（監督命令）

第七十八条　国土交通大臣は、支援業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、支援機構に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し）

第七十九条　国土交通大臣は、支援機構が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すものとする。

一　第六十九条第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。

二　指定に関し不正の行為があつたとき。

２　国土交通大臣は、支援機構が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一　支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二　第六十九条第四項、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条又は第七十五条の規定に違反したとき。

三　第七十一条第一項又は第三項の認可を受けた業務規程によらないで支援業務を行つたとき。

四　第七十一条第五項又は前条の規定による命令に違反したとき。

３　国土交通大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（指定を取り消した場合における経過措置）

第八十条　前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消した場合において、国土交通大臣がその取消し後に新たに指定をしたときは、取消しに係る支援機構の特定緑地保全業務に係る財産は、新たに指定を受けた支援機構に帰属する。

２　前項に定めるもののほか、前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消した場合における特定緑地保全業務に係る財産の管理その他所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部改正）

第二条　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第四号を次のように改める。

四　歴史的風土特別保存地区内の歴史的風土の保存に関する次に掲げる事項

イ　歴史的風土特別保存地区内の緑地の有する機能の維持増進を図るために行う事業であつて高度な技術を要するものとして国土交通省令で定めるもの（第十三条第三項第二号及び第十四条第一項第二号において「機能維持増進事業」という。）の実施の方針

ロ　第十二条の規定による土地の買入れに関する事項

第二十三条を削る。

第二十二条中「一に該当する」を「いずれかに該当する場合には、その違反行為をした」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十一条中「一に該当する」を「いずれかに該当する場合には、その違反行為をした」に改め、同条第一号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第八条第五項」を「第九条第五項」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十条の前の見出しを削り、同条中「第八条第六項前段」を「第九条第六項前段」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条を第二十一条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

第十九条を第二十条とする。

第十八条第一項中「第八条第一項各号」を「第九条第一項各号」に改め、同条第二項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十九条とし、第十七条を削り、第十六条を第十八条とし、第十五条を削る。

第十四条第一項中「第九条」を「第十条」に、「第十一条」を「第十二条第一項」に、「買入れ」を「買入れ又は第十三条第五項の規定による負担」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第十七条とし、第十三条を第十六条とする。

第十二条中「前条」を「第十二条第一項」に、「土地」を「土地及び土地保全業務実施協定に基づいて都市緑化支援機構から譲渡を受けた土地」に改め、同条を第十五条とする。

第十一条第一項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「きたす」を「来す」に改め、「おいては」の下に「、次条第四項の規定による買入れが行われる場合を除き」を加え、同条第二項中「し、政令で定めるところにより、評価基準に基づいて算定しなければならない」を「する」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（都市緑化支援機構による特定土地保全業務）

第十三条　府県は、前条第一項の申出があつた場合において、当該申出に係る土地の規模若しくは形状又は管理の状況、当該府県における同項の規定による買入れのために必要な事務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、都市緑化支援機構（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十九条第一項の規定により指定された都市緑化支援機構をいう。以下この条から第十五条までにおいて同じ。）に対し、当該土地（以下この条及び次条において「対象土地」という。）について、次条第一項各号に掲げる業務（以下この条において「特定土地保全業務」という。）を行うことを要請することができる。

２　前項の規定による要請を受けた都市緑化支援機構は、当該要請に係る対象土地が次条第二項の規定により読み替えて適用する都市緑地法第七十一条第二項第一号に規定する基準に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該要請をした府県に対し、特定土地保全業務を実施する旨を通知するものとする。

３　前項の規定による通知をした都市緑化支援機構及び同項の府県は、当該通知の後速やかに、特定土地保全業務の実施のため、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下この条及び第十五条において「土地保全業務実施協定」という。）を締結するものとする。

一　都市緑化支援機構が次条第一項第一号に掲げる業務として行う対象土地の管理の内容及び方法

二　都市緑化支援機構が次条第一項第二号に掲げる業務として行う対象土地の買入れの時期

三　都市緑化支援機構が次条第一項第三号に掲げる業務として行う対象土地の管理の内容及び方法

四　都市緑化支援機構が第一号の買入れに係る対象土地を保有する期間（当該買入れの日から起算して十年を超えないものに限る。）

五　前号の期間内において都市緑化支援機構が次条第一項第四号に掲げる業務として行う府県への対象土地の譲渡の方法及び時期

六　都市緑化支援機構による第一号から第三号まで及び前号に規定する業務の実施に要する費用であつて府県が負担すべきものの支払の方法及び時期

七　その他国土交通省令で定める事項

4　都市緑化支援機構は、土地保全業務実施協定の内容に従つて、前条第一項の申出をした者から対象土地を買い入れるものとする。

5　前項の規定による買入れをする場合における対象土地の価額は、時価によるものとし、当該買入れに要した費用は、第二項の府県が、土地保全業務実施協定の内容に従つて負担するものとする。

6　前二項に定めるもののほか、都市緑化支援機構は、土地保全業務実施協定の内容に従つて、特定土地保全業務を行わなければならない。

7　第五項に定めるもののほか、府県は、土地保全業務実施協定の内容に従つて、第三項第六号に規定する費用を負担するものとする。

（都市緑化支援機構の業務の特例）

第十四条　都市緑化支援機構は、都市緑地法第七十条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一　前条第一項の規定による府県の要請に基づき、第十二条第一項の申出をした者から対象土地を買い入れること。

二　前号の買入れに係る対象土地の区域内において機能維持増進事業を行うこと。

三　前号に掲げるもののほか、同号に規定する対象土地の管理を行うこと。

四　前条第三項第四号の期間内において府県への対象土地の譲渡を行うこと。

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項の規定により都市緑化支援機構が同項各号に掲げる業務を行う場合における都市緑地法第七章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十一条第一項	特定緑地保全業務	特定緑地保全業務及び特定土地保全業務（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号。以下「古都保存法」という。）第十三条第一項に規定する特定土地保全業務をいう。以下同じ。）（以下「特定緑地保全業務等」という。）
第七十一条第二項第一号及び第三号から第五号まで並びに第八十条	特定緑地保全業務	特定緑地保全業務等
第七十一条第二項第二号	業務実施協定	業務実施協定及び土地保全業務実施協定（古都保存法第十三条第三項に規定する土地保全業務実施協定をいう。）
第七十二条第一項及び第三項並びに第七十五条	支援業務	支援業務及び特定土地保全業務
第七十四条	業務ごと	業務及び特定土地保全業務ごと
第七十六条第一項	支援業務	支援業務又は特定土地保全業務（以下「支援業務等」という。）
第七十六条第二項、第七十七条第一項、第七十八条、第七十九条第二項第一号及び第百十五条第二項	支援業務	支援業務等
第百十七条第八号	第七十五条	第七十五条（古都保存法第十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第百十七条第九号	第七十七条第一項	第七十七条第一項（古都保存法第十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第十条中「第八条」を「第九条」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第十条」を「次条」に改め、同条を第十条とする。

第八条第一項ただし書中「行なう」を「行う」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第四項中「しようと」を削り、同条第八項中「行なう」を「行う」に改め、「しようと」を削り、同条を第九条とし、第七条の二を第八条とする。

第二十四条中「第二十条から第二十二条まで」を「第二十一条から前条まで」に改める。

本則に次の一条を加える。

第二十五条　第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

（都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正）

第三条　都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項第五号及び同条第五項中「それぞれ」を削り、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　国は、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十九条第一項の規定により指定された都市緑化支援機構に対し、同法第七十条第一号、第二号及び第五号並びに古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金を貸し付けることができる。

第二条第二項中「又は第九項」を「、第九項又は第十項」に改め、同条第九項中「前条第六項」の下に「又は第九項」を加え、同条第十項中「又は第九項」を「又は第十項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同条第十一項中「前条第九項」を「前条第十項」に改める。

（都市計画法の一部改正）

第四条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「特質」の下に「及び当該都市における自然的環境の整備又は保全の重要性」を加え、同項後段を削り、同条第三項中「特質」の下に「及び当該地域における自然的環境の整備又は保全の重要性」を加え、「自然的環境の整備又は保全及び」を削る。

第二十一条の二第一項中「一時使用」を「一時的に使用する施設」に、「。以下」を「。第四項第二号において」に、「以下この条」を「同号」に、「次項及び」を「次項及び第三項並びに」に改め、同条第二項後段を次のように改める。

この場合においては、同項後段の規定を準用する。

第二十一条の二第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された都市緑化支援機構は、第一項に規定する土地の区域について、都道府県又は市町村に対し、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図るために必要な都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

第二十二条第一項中「及び第二項並びに」を「から第三項まで並びに」に改める。

第七十五条の九第二項中「第二十一条の二第三項」を「第二十一条の二第四項」に改める。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第五条　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の五第一項中「第百十九条第六号」を「第百十九条第七号」に改める。

第六十三条に次の一項を加える。

3　第一項の民間事業者は、その施行する都市再生整備事業が都市の脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス（同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。第四号において同じ。）の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。以下同じ。）の促進に資するもの（同号において「脱炭素都市再生整備事業」という。）であると認めるときは、第一項の認定（以下「整備事業計画の認定」という。）の申請に係る民間都市再生整備事業計画に、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一　緑地、緑化施設又は緑地等管理効率化設備（緑地又は緑化施設の管理を効率的に行うための設備をいう。以下同じ。）の整備に関する事業の概要及び当該緑地、緑化施設又は緑地等管理効率化設備の管理者又は管理者となるべき者

二　緑地又は緑化施設の管理の方法

三　再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）、エネルギーの効率的利用に資する設備その他の都市の脱炭素化に資するものとして国土交通省令で定める設備（以下「再生可能エネルギー発電設備等」という。）の整備に関する事業の概要及び当該再生可能エネルギー発電設備等の管理者又は管理者となるべき者

四　脱炭素都市再生整備事業の施行に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するための措置に関する事項

第六十四条第一項中「前条第一項の認定（以下「整備事業計画の認定」という。）」を「整備事業計画の認定」に改め、同項に次の一号を加える。

五　民間都市再生整備事業計画に前条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、当該民間都市再生整備事業計画に基づき行う緑地、緑化施設又は緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備又は管理の内容並びに同項第四号の措置の内容が、都市の脱炭素化を図るために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

第六十四条第二項及び第三項中「しようと」を削り、同条に次の一項を加える。

4　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第九十条に規定する認定優良緑地確保計画（同法第八十八条第三項に規定する事項が記載されたものに限る。）に基づき緑地、緑化施設又は緑地等管理効率化設備の整備又は管理をしようとする民間事業者が、前条第三項第一号及び第二号に掲げる事項として当該緑地、緑化施設又は緑地等管理効率化設備の整備又は管理に関する事項を記載した民間都市再生整備事業計画について整備事業計画の認定の申請をした場合における第一項の規定の適用については、当該申請に係る民間都市再生整備事業計画は、同項第五号に掲げる基準（緑地、緑化施設及び緑地等管理効率化設備に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。

第七十一条第一項第一号中「設備で政令で定めるもの」を「設備、緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等で政令で定めるもの（緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等にあっては、認定整備事業計画に第六十三条第三項第一号又は第三号に掲げる事項として記載されているものに限る。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（民間都市開発法の特例）

第七十一条の二　民間都市開発法第四条第一項第一号に規定する特定民間都市開発事業であって認定整備事業であるものに係る同項の規定の適用については、同号中「同じ。）」とあるのは「同じ。）であつて都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十七条に規定する認定整備事業であるもの」と、「という。）」とあるのは「という。）並びに同法第七十一条第一項第一号に規定する緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等」とする。

第八十条の三第一項中「（昭和四十八年法律第七十二号）第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改め、同条第四項中「締結しようとする」を「締結する」に改める。

第八十条の七第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に、「第七十条第一号ロ」を「第八十二条第一号ロ」に、「第七十条各号」を「第八十二条各号」に改め、同条第二項中「第七十一条」を「第八十三条」に改める。

第八十一条第四項、第七項及び第八項中「記載しようとする」を「記載する」に改め、同条第十七項中「基本的な方針」の下に「及び都市緑地法第四条第一項に規定する基本計画」を加え、同条第二十二項中「作成しようとする」を「作成する」に改める。

第百十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改め、同条第四項中「締結しようとする」を「締結する」に改める。

第百十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に、「第七十条第一号イ」を「第八十二条第一号イ」に、「第七十条各号」を「第八十二条各号」に改め、同条第二項中「第七十一条」を「第八十三条」に改める。

第百十九条中第十五号を第十六号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十号中「第八号」を「第九号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　第四十六条第一項の土地の区域における緑地等管理効率化設備又は再生可能エネルギー発電設備等の所有者（所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員）との契約に基づき、これらの設備の管理を行うこと。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（都市緑地法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における第一条の規定による改正後の都市緑地法第百十五条第二項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同項の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方交付税法の一部改正）

第五条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二号中「第七条の二」を「第八条」に改める。

（農地法の一部改正）

第六条　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十五号中「第十九条」を「第二十条」に、「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

（都市公園法の一部改正）

第七条　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

２　都道府県は、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三条の三第一項に規定する広域計画（次条第二項において「広域計画」という。）を定めている場合においては、前項に定めるもののほか、当該広域計画に即して都市公園を設置するよう努めるものとする。

第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　市町村は、都市緑地法第四条第一項に規定する基本計画（次条第三項において「基本計画」という。）を定めている場合においては、第一項に定めるもののほか、当該基本計画に即して都市公園を設置するよう努めるものとする。

第三条の二第二項を次のように改める。

２　都道府県は、広域計画を定めている場合においては、前項に定めるもののほか、当該広域計画に即して都市公園を管理するよう努めるものとする。

第三条の二に次の一項を加える。

３　市町村は、基本計画を定めている場合においては、第一項に定めるもののほか、当該基本計画に即して都市公園を管理するよう努めるものとする。

（首都圏近郊緑地保全法の一部改正）

第八条　首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改め、同条第四項及び第六項中「定めようとする」を「定める」に改め、同条第七項中「締結しようとする」を「締結する」に改める。

第十四条中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第十五条第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「同条第五項及び第六項」を「同項及び同条第二項」に、「同条第五項中」を「同項中」に改め、同項を同条とする。

第十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に、「第七十条第一号イ」を「第八十二条第一号イ」に、「第七十条各号」を「第八十二条各号」に改め、同条第二項中「第七十一条」を「第八十三条」に改める。

第十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に、「第七十条第一号イ」を「第八十二条第一号イ」に、「第七十条各号」を「第八十二条各号」に改め、同条第二項中「第七十一条」を「第八十三条」に改める。

第十八条第二項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改め、同条第四項及び第六項中「定めようとする」を「定める」に改め、同条第七項中「締結しようとする」を「締結する」に改める。

第二十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第五十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第五十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第五十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第五十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第五十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第五十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第五十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第五十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第五十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第五十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第六十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第六十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第六十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第六十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第六十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第六十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第六十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第六十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第六十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第六十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第七十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第七十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第七十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第七十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第七十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第七十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第七十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第七十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第七十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第七十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第八十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第八十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第八十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第八十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第八十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第八十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第八十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第八十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第八十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第八十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第九十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第九十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第九十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第九十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第九十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第九十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第九十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第九十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第九十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第九十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百二十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百二十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百二十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百二十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百二十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百二十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百二十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百二十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百二十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百二十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百三十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百三十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百三十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百三十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百三十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百三十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百三十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百三十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百三十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百三十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百四十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百四十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百四十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百四十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百四十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百四十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百四十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百四十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百四十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百四十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百五十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百五十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百五十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百五十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百五十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百五十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百五十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百五十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百五十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百五十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百六十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百六十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百六十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百六十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百六十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百六十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百六十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百六十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百六十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百六十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百七十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百七十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百七十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百七十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百七十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百七十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百七十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百七十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百七十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百七十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百八十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百八十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百八十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百八十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百八十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百八十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百八十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百八十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百八十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百八十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百九十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百九十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百九十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百九十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百九十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百九十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百九十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百九十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百九十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第百九十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百二十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百二十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百二十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百二十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百二十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百二十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百二十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百二十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百二十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百二十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百三十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百三十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百三十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百三十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百三十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百三十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百三十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百三十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百三十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百三十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百四十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百四十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百四十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百四十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百四十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百四十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百四十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百四十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百四十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百四十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百五十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百五十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百五十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百五十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百五十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百五十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百五十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百五十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百五十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百五十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百六十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百六十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百六十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百六十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百六十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百六十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百六十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百六十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百六十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百六十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百七十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百七十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百七十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百七十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百七十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百七十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百七十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百七十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百七十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百七十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百八十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百八十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百八十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百八十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百八十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百八十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百八十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百八十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百八十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百八十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百九十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百九十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百九十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百九十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百九十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百九十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百九十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百九十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百九十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二百九十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百二十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百二十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百二十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百二十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百二十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百二十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百二十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百二十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百二十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百二十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百三十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百三十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百三十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百三十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百三十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百三十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百三十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百三十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百三十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百三十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百四十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百四十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百四十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百四十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百四十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百四十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百四十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百四十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百四十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百四十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百五十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百五十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百五十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百五十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百五十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百五十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百五十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百五十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百五十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百五十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百六十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百六十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百六十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百六十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百六十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百六十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百六十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百六十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百六十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百六十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百七十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百七十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百七十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百七十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百七十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百七十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百七十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百七十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百七十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百七十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百八十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百八十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百八十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百八十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百八十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百八十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百八十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百八十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百八十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百八十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百九十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百九十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百九十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百九十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百九十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百九十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百九十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百九十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百九十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第三百九十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百二十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百二十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百二十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百二十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百二十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百二十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百二十六条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百二十七条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百二十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百二十九条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百三十条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百三十一条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百三十二条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百三十三条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四百三十四条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一

（都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正）

第十八条　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改め、同条第四項中「締結しようとする」を「締結する」に改める。

第四十四条中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第四十五条第一項中「第六十九条第一項」を「第八十一条第一項」に、「第七十条第一号イ」を「第八十二条第一号イ」に、「第七十条各号」を「第八十二条各号」に改め、同条第二項中「第七十一条」を「第八十三条」に改める。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第十九条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三百四十二条第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第二十一条及び第二十二条

第三百四十二条第二十六号中「第七十六条及び第七十七条」を「第百十五条第一項及び第百十六条」に改める。

第三百八十三条を次のように改める。

第三百八十三条　削除

総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
農林水産大臣　坂本　哲志
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤**信**太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第四十一号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　基本方針等（第三条―第七条）
第三章　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化
　第一節　廃棄物処分業者による資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化の促進（第八条―第十条）
　第二節　高度再資源化事業計画の認定等（第十一条―第十五条）
　第三節　高度分離・回収事業計画の認定等（第十六条―第十九条）
　第四節　再資源化工程高度化計画の認定等（第二十条・第二十一条）
　第五節　登録調査機関（第二十二条―第三十七条）
第四章　再資源化の実施の状況の報告等（第三十八条―第四十条）
第五章　雑則（第四十一条―第四十六条）
第六章　罰則（第四十七条―第五十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進を図るため、再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業並びに再資源化の実施に用いられる技術及び設備の高度化を促進するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「再資源化」とは、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にすることをいう。

2　この法律において「再資源化事業等の高度化」とは、次の各号のいずれかに該当する措置を講ずることにより、再資源化の実施に伴う温室効果ガスの排出（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出をいう。第四号において同じ。）の量の削減の効果が増大することをいう。

一　物の製造、加工又は販売の事業を行う者の需要に応じた再資源化事業（再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。第十一条第四項第五号ロ及びハ、第十六条第三項第六号ロ及びハ、第二十条第三項第六号ロ並びに第二十三条第一号及び第二号を除き、以下同じ。）の事業をいう。以下同じ。）の実施その他の再資源化事業の効率的な実施のための措置

二　廃棄物から有用なものを分離するための技術の向上その他の再資源化の生産性の向上のための措置

三　再資源化の実施の工程を効率化するための設備の導入その他の当該工程から排出される温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。）の量の削減のための措置

四　前三号に掲げるもののほか、再資源化の実施に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に資する措置

第二章　基本方針等

（基本方針）

第三条　環境大臣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向

二　再資源化事業等の高度化のための次に掲げる措置の実施に関する基本的事項

イ　再資源化事業の効率的な実施のための措置

ロ　再資源化の生産性の向上のための措置

ハ　再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量の削減のための措置

三　処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標

四　前三号に掲げるもののほか、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する重要事項

3　基本方針は、地球温暖化対策の推進に関する法律第八条第一項に規定する地球温暖化対策計画及び循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第十五条第一項に規定する循環型社会形成推進基本計画と整合性のとれたものでなければならない。

4　環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5　環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（国の責務）

第四条　国は、地方公共団体、廃棄物処分業者（一般廃棄物処分業者（廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）及び産業廃棄物処分業者（廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）並びに事業者であって自らその産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の処分を行うものをいい、埋立処分又は海洋投入処分（廃棄物処理法第十二条第五項に規定する海洋投入処分をいう。）を業として行う者を除く。以下同じ。）及び事業者に対し、次条から第七条までに規定するこれらの者の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

2　国は、地方公共団体、廃棄物処分業者、事業者、研究機関その他の関係者が相互に連携して物の製造、加工又は販売の事業を行う者の需要に応じた再生部品（廃棄物のうち有用なものであって、部品その他製品の一部として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。以下同じ。）又は再生資源（廃棄物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。以下同じ。）を廃棄物処分業者が供給する資源循環（以下「需要に応じた資源循環」という。）を促進するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条　都道府県及び市町村は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（廃棄物処分業者の責務）

第六条　廃棄物処分業者は、その再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、再資源化の実施の状況の開示に努めなければならない。

（事業者の責務）

第七条　事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を分別して排出するとともに、その再資源化を実施するよう努めなければならない。

2　事業者は、物の製造、加工等の事業を行うに当たっては、再資源化の実施が困難とならないよう、その製品が廃棄物となった場合における有用なものの分離を容易にする等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3　事業者は、その事業に係る製品に再生部品又は再生資源を利用するよう努めるとともに、需要に応じた資源循環を促進するよう努めなければならない。

第三章　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化

第一節　廃棄物処分業者による資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化の促進

（廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項）

第八条　環境大臣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するため、環境省令で、次に掲げる事項に関し、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

一　物の製造、加工又は販売の事業を行う者の再生部品又は再生資源に対する需要の把握並びに当該需要に応じた質及び量の再生部品又は再生資源の供給に関する事項

二　再資源化の生産性の向上のための技術の向上に関する事項

三　再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量を削減するための当該実施に用いられる廃棄物処理施設（一般廃棄物処理施設（廃棄物処理法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。第二十条第二項第五号において同じ。）又は産業廃棄物処理施設（廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。同号において同じ。）をいう。以下同じ。）における設備の改良又はその運用の改善に関する事項

四　処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標の設定及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関する事項

五　その他再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の促進に関し必要な事項

2　前項に規定する判断の基準となるべき事項は、基本方針に即し、かつ、再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の状況、再資源化事業等の高度化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

（指導及び助言）

第九条　環境大臣は、再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施を促進するため必要があると認めるときは、廃棄物処分業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、再資源化事業等の高度化について必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第十条　環境大臣は、産業廃棄物処分業者であって、その処分を行った産業廃棄物の数量が政令で定める要件に該当するもの（以下「特定産業廃棄物処分業者」という。）の再資源化の実施の状況が、第八条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定産業廃棄物処分業者に対し、その判断の根拠を示して、再資源化の実施に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2　環境大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定産業廃棄物処分業者が、正当な理由がなくてその勧告に従わなかった場合において、再資源化の実施の促進を著しく阻害すると認めるときは、中央環境審議会の意見を聴いて、当該特定産業廃棄物処分業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第二節　高度再資源化事業計画の認定等

（高度再資源化事業計画の認定）

第十一条　需要に応じた資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業（以下「高度再資源化事業」という。）を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、高度再資源化事業の実施に関する計画（以下「高度再資源化事業計画」という。）を作成し、環境大臣の認定を申請することができる。

2　高度再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第二十四条第一項第二号ロ及びハ、第三十二条、第四十八条並びに第五十一条を除き、以下同じ。）の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

三　申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名又は名称及びその者が行う収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託しようとする場合には、その者の氏名又は名称及びその者が行う収集、運搬又は処分の別

四　再資源化の実施方法、再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給を受ける者、再資源化事業の実施の効率化の程度を示す指標その他高度再資源化事業の内容

五　高度再資源化事業を実施する区域

六　廃棄物の収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託しようとする場合には、その者の氏名又は名称及びその者が行う収集、運搬又は処分の別

七　廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設

八　廃棄物の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備

九　廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、当該廃棄物処理施設に関する次に掲げる事項

イ　廃棄物処理施設の設置の場所

ロ　廃棄物処理施設の種類

ハ　廃棄物処理施設の処理能力

ニ　廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

ホ　廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

十　その他環境省令で定める事項

3　高度再資源化事業計画に前項第九号に掲げる事項を記載する場合には、当該高度再資源化事業計画には、環境省令で定めるところにより、当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。

4　環境大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る高度再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　高度再資源化事業の内容が基本方針に照らして適切なものであること。

二　高度再資源化事業の内容が、再資源化により得られる再生部品又は再生資源がその供給を受ける者の需要に適合していると認められること、第二項第四号に規定する指標からみて当該再生部品又は再生資源の大部分が当該者に対して供給されると認められることその他の環境省令で定める基準に適合するものであること。

三　申請者（第二項第六号に規定する者がある場合にあっては、当該者を含む。第五号において同じ。）の能力並びに同項第七号に掲げる施設及び同項第八号に規定する施設が、高度再資源化事業を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合すること。

四　高度再資源化事業計画に第二項第九号に掲げる事項が記載されている場合には、次のイからハまでのいずれにも適合するものであること。

イ　第二項第九号ニに掲げる計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

ロ　第二項第九号ニ及びホに掲げる計画が当該廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

ハ　申請者の能力が、第二項第九号ニ及びホに掲げる計画に従って当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

五　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　廃棄物処理法第十四条第五項第二号イ又はロのいずれかに該当する者

ロ　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ　次条第三項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ニ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十六条第三項第六号ニ及び第二十条第三項第六号ハにおいて同じ。）がイからハまでのいずれかに該当するもの

ホ　法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ヘ　個人であって、政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ト　廃棄物処理法第十四条第五項第二号ヘに該当する者

5　環境大臣は、第一項の認定の申請があった場合であって、当該申請に係る高度再資源化事業計画に第二項第九号に掲げる事項が記載されているとき（政令で定める場合に限る。）は、遅滞なく、当該事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、当該高度再資源化事業計画及び第三項に規定する書類を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

6　環境大臣は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある都道府県及び市町村の長に通知し、期間を指定して当該都道府県及び市町村の長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない。

7　第五項の規定による告示があったときは、当該廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、環境大臣に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

8　環境大臣は、第一項の認定をしようとするときは、第二項第四号に規定する者が再資源化により得られる再生部品又は再生資源を利用して行う事業を所管する大臣に協議しなければならない。

9　環境大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定に係る第二項第五号に掲げる区域を管轄する都道府県知事及び市町村長に通知しなければならない。

10　環境大臣は、第四項第二号の環境省令（再資源化により得られる再生部品又は再生資源がその供給を受ける者の需要に適合していると認められることに係る部分に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

（高度再資源化事業計画の変更等）

第十二条　前条第一項の認定を受けた者（以下「認定高度再資源化事業者」という。）は、同条第二項第四号から第九号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　認定高度再資源化事業者は、前項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、又は前条第二項第一号から第三号まで若しくは第十号に掲げる事項に変更があったときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

3　環境大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の認定に係る高度再資源化事業計画（第一項の規定による変更又は前項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定高度再資源化事業計画」という。）の変更を指示し、又は同条第一項の認定を取り消すことができる。

一　認定高度再資源化事業者（認定高度再資源化事業計画に前条第二項第六号に規定する者が記載されている場合には、当該者を含む。次号及び次条を除き、以下同じ。）が、正当な理由なく認定高度再資源化事業計画に従って高度再資源化事業を実施していないとき。

二　認定高度再資源化事業者が、認定高度再資源化事業計画に記載された前条第二項第六号に規定する者以外の者に対して、当該認定高度再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為を委託したとき。

三　認定高度再資源化事業者の能力又は認定高度再資源化事業計画に記載された前条第二項第七号に掲げる施設若しくは同項第八号に規定する施設が、同条第四項第三号の環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。

四　認定高度再資源化事業計画に前条第二項第九号に掲げる事項が記載されている場合には、当該廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が同条第四項第四号イの環境省令で定める技術上の基準又は当該認定高度再資源化事業計画に記載された同条第二項第九号ニ若しくはホに掲げる計画に適合していないと認めるとき。

五　前号に規定する場合において、認定高度再資源化事業者の能力が前条第四項第四号ハの環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

六　認定高度再資源化事業者が前条第四項第五号イからトまでのいずれかに該当するに至ったとき。

4　前条第三項の規定は同条第二項第九号に掲げる事項の変更をする場合について、同条第四項、第八項及び第九項の規定は第一項の認定について、同条第五項から第七項までの規定は当該事項の変更に係る第一項の認定の申請があった場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「当該廃棄物処理施設を設置すること」とあるのは「同号に掲げる事項の変更の内容」と、同条第五項中「当該事項」とあるのは「当該事項の変更の内容」と、同条第六項及び第七項中「当該廃棄物処理施設の設置」とあるのは「第二項第九号に掲げる事項の変更の内容」と、同項中「同項」とあるのは「第五項」と読み替えるものとする。

（廃棄物処理法の特例）

第十三条　認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項において同じ。）を業として実施することができる。

2　認定高度再資源化事業者は、前項に規定する行為（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。）を認定高度再資源化事業計画に記載された第十一条第二項第六号に規定する者に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

3　認定高度再資源化事業者の委託を受けて再資源化に必要な行為を業として実施する者（認定高度再資源化事業計画に記載された第十一条第二項第六号に規定する者に限る。）は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施することができる。

4　認定高度再資源化事業者又は前項に規定する者（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行う者に限る。）は、政令で定める基準に従い、当該収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。この場合において、廃棄物処理法第十六条の二第一号及び第十九条の五第一項の規定の適用については、同号中「産業廃棄物処理基準又は」とあるのは「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）第十三条第四項の政令で定める基準又は」と、同項中「産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準」とあるのは「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十三条第四項の政令で定める基準又は産業廃棄物保管基準」とする。

5　認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項、第十五項及び第十六項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十五項まで及び第十七項並びに第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第七項において同じ。）若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第七項において同じ。）若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

6　第三項に規定する者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

7　前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。この場合において、同条第二号中「産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準」とあるのは、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）第十三条第四項の政令で定める基準又は産業廃棄物保管基準」とする。

8　一般廃棄物処理基準（廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準をいう。）に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分（保管を含む。以下この項において同じ。）が行われた場合において、認定高度再資源化事業者が当該収集、運搬若しくは処分を行った者に対して当該収集、運搬若しくは処分を行うことを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該収集、運搬若しくは処分を行うことを助けたときは、当該認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第十九条の四（廃棄物処理法第十九条の十第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定（当該規定に係る罰則を含む。）の適用については、廃棄物処理法第十九条の四第一項に規定する処分者等に該当するものとみなす。

9　第十一条第二項第九号に掲げる事項が記載された高度再資源化事業計画について同条第一項の認定を受けた認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第八条第一項又は第十五条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高度再資源化事業計画に記載された当該廃棄物処理施設を設置することができる。

10　前項の場合において、認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第八条の四及び第九条の二の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十五条の二の三、第十五条の二の四及び第十五条の二の七の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物処理施設の設置者（廃棄物処理法第九条の四に規定する一般廃棄物処理施設の設置者をいう。第十八条第六項において同じ。）又は産業廃棄物処理施設の設置者（廃棄物処理法第十五条の二第五項に規定する産業廃棄物処理施設の設置者をいう。第十八条第六項において同じ。）とみなす。

（指導及び助言）

第十四条　環境大臣は、認定高度再資源化事業者に対し、認定高度再資源化事業計画に係る高度再資源化事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（適用除外）

第十五条　この節の規定は、特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二条第四項に規定する特定家庭用機器が廃棄物となったものについては、適用しない。

第三節　高度分離・回収事業計画の認定等

（高度分離・回収事業計画の認定）

第十六条　廃棄物（その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして環境省令で定めるものに限る。）から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業（以下「高度分離・回収事業」という。）を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、高度分離・回収事業の実施に関する計画（以下「高度分離・回収事業計画」という。）を作成し、環境大臣の認定を申請することができる。

2　高度分離・回収事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　申請者が法人である場合においては、その役員の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

三　申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

四　再資源化の実施方法、再資源化の生産性の向上の程度を示す指標その他高度分離・回収事業の内容

五　高度分離・回収事業を実施する区域

六　廃棄物の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備

七　廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、当該廃棄物処理施設に関する次に掲げる事項

イ　廃棄物処理施設の設置の場所

ロ　廃棄物処理施設の種類

ハ　廃棄物処理施設の処理能力

ニ　廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

ホ　廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

八　その他環境省令で定める事項

3　環境大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る高度分離・回収事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　高度分離・回収事業の内容が基本方針に照らして適切なものであること。

二　高度分離・回収事業の内容が、前項第四号に規定する指標からみて当該高度分離・回収事業により処分を行う廃棄物の数量に占める当該高度分離・回収事業により回収を行う再生部品又は再生資源の量の割合が通常の再資源化の実施方法によるものに比して特に高いと認められることその他の環境省令で定める基準に適合するものであること。

三　申請者の能力及び前項第六号に規定する施設が、高度分離・回収事業を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合すること。

四　高度分離・回収事業計画に前項第七号に掲げる事項が記載されている場合には、次のイからハまでのいずれにも適合するものであること。

イ　前項第七号ニに掲げる計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

ロ　前項第七号ニ及びホに掲げる計画が当該廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

ハ　申請者の能力が、前項第七号ニ及びホに掲げる計画に従って当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

五　高度分離・回収事業の対象となる廃棄物が市町村から処分を委託された一般廃棄物である場合においては、当該高度分離・回収事業計画に従って実施する当該廃棄物の処分の実施が、当該市町村の一般廃棄物処理計画（廃棄物処理法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画をいう。）に適合しているものであること。

六　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　廃棄物処理法第十四条第五項第二号イ又はロのいずれかに該当する者

ロ　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ　次条第三項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ニ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからハまでのいずれかに該当するもの

ホ　法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ヘ　個人であって、政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ト　廃棄物処理法第十四条第五項第二号ヘに該当する者

4　環境大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定に係る第二項第五号に掲げる区域を管轄する都道府県知事及び市町村長に通知しなければならない。

5　第十一条第三項の規定は高度分離・回収事業計画に第二項第七号に掲げる事項を記載する場合について、同条第五項から第七項までの規定は当該事項が記載された高度分離・回収事業計画について第一項の認定の申請があった場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第六項及び第七項中「当該廃棄物処理施設」とあるのは「第十六条第二項第七号に規定する廃棄物処理施設」と、同項中「同項」とあるのは「第五項」と読み替えるものとする。

（高度分離・回収事業計画の変更等）

第十七条　前条第一項の認定を受けた者（以下「認定高度分離・回収事業者」という。）は、同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。

2　認定高度分離・回収事業者は、前条第二項第一号から第三号まで又は第八号に掲げる事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

3　環境大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の認定に係る高度分離・回収事業計画（第一項の規定による変更又は前項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定高度分離・回収事業計画」という。）の変更を指示し、又は同条第一項の認定を取り消すことができる。

一　認定高度分離・回収事業者が、正当な理由なく認定高度分離・回収事業計画に従って高度分離・回収事業を実施していないとき。

二　認定高度分離・回収事業者の能力又は認定高度分離・回収事業計画に記載された前条第二項第六号に規定する施設が、同条第三項第三号の環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。

三　認定高度分離・回収事業計画に前条第二項第七号に掲げる事項が記載されている場合には、当該廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が同条第三項第四号イの環境省令で定める技術上の基準又は当該認定高度分離・回収事業計画に記載された同条第二項第七号ニ若しくはホに掲げる計画に適合していないと認めるとき。

四　前号に規定する場合において、認定高度分離・回収事業者の能力が前条第三項第四号ハの環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

五　認定高度分離・回収事業者が前条第三項第六号イからトまでのいずれかに該当するに至ったとき。

4　第十一条第三項の規定は高度分離・回収事業計画に係る前条第二項第七号に掲げる事項の変更をする場合について、第十一条第五項から第七項までの規定は当該事項の変更に係る第一項の認定の申請があった場合について、前条第三項及び第四項の規定は第一項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、第十一条第三項中「当該廃棄物処理施設を設置すること」とあり、同条第五項中「当該事項」とあり、並びに同条第六項及び第七項中「当該廃棄物処理施設の設置」とあるのは「第十六条第二項第七号に掲げる事項の変更の内容」と、同項中「同項」とあるのは「第五項」と読み替えるものとする。

（廃棄物処理法の特例）

第十八条　認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第七条第六項又は第十四条第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高度分離・回収事業計画に従って行う再資源化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に該当するものに限る。）を業として実施することができる。

2　認定高度分離・回収事業者（産業廃棄物の処分を業として行う者に限る。）は、政令で定める基準に従い、当該処分を行わなければならない。この場合において、廃棄物処理法第十六条の二第一号及び第十九条の五第一項の規定の適用については、同号中「産業廃棄物処理基準又は」とあるのは「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）第十八条第二項の政令で定める基準又は」と、同項中「産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準」とあるのは「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十八条第二項の政令で定める基準又は産業廃棄物保管基準」とする。

3　認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項から第十六項まで及び第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十七項まで及び第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物処分業者とみなす。

4　認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物処分業者とみなす。この場合において、同条第二号中「産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準」とあるのは、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）第十八条第二項の政令で定める基準又は産業廃棄物保管基準」とする。

5　第十六条第二項第七号に掲げる事項が記載された高度分離・回収事業計画について同条第一項の認定を受けた認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第八条第一項又は第十五条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高度分離・回収事業計画に記載された当該廃棄物処理施設を設置することができる。

6　前項の場合において、認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第八条の三、第八条の四及び第九条の二の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十五条の二の三、第十五条の二の四及び第十五条の二の七の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物処理施設の設置者又は産業廃棄物処理施設の設置者とみなす。

（指導及び助言）

第十九条　環境大臣は、認定高度分離・回収事業者に対し、認定高度分離・回収事業計画に係る高度分離・回収事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第四節　再資源化工程高度化計画の認定等

（再資源化工程高度化計画の認定）

第二十条　廃棄物処理施設の設置者であって、当該廃棄物処理施設において、再資源化の実施の工程を効率化するための設備その他の当該工程から排出される温室効果ガスの量の削減に資する設備の導入（以下「再資源化工程の高度化」という。）を行おうとするものは、環境省令で定めるところにより、再資源化工程の高度化に関する計画（以下「再資源化工程高度化計画」という。）を作成し、環境大臣の認定を申請することができる。

2　再資源化工程高度化計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　申請者が法人である場合においては、その役員の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

三　申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

四　導入する設備、再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量の削減の程度を示す指標その他再資源化工程の高度化の内容

五　再資源化工程の高度化の対象となる廃棄物処理施設が一般廃棄物処理施設である場合にあっては廃棄物処理法第八条第二項第二号、第三号及び第六号に掲げる事項、当該廃棄物処理施設が産業廃棄物処理施設である場合にあっては廃棄物処理法第十五条第二項第二号、第三号及び第六号に掲げる事項

六　その他環境省令で定める事項

3　環境大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る再資源化工程高度化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　再資源化工程の高度化の内容が基本方針に照らして適切なものであること。

二　再資源化工程の高度化の内容が、前項第四号に規定する指標からみて当該再資源化工程の高度化の後において再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量が当該再資源化工程の高度化の前におけるものと比べて特に少量であると認められることその他の環境省令で定める基準に適合するものであること。

三　再資源化工程の高度化の内容が、環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

四　再資源化工程の高度化の内容が、再資源化工程の高度化の対象となる廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

五　申請者の能力が、再資源化工程高度化計画に従って再資源化工程の高度化を適確に行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

六　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　廃棄物処理法第十四条第五項第二号イ又はロのいずれかに該当する者

ロ　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ　法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

ホ　個人であって、政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

ヘ　廃棄物処理法第十四条第五項第二号ヘに該当する者

4　環境大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定に係る廃棄物処理施設の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

5　第十一条第三項の規定は再資源化工程高度化計画を作成する場合について、同条第五項から第七項までの規定は当該再資源化工程高度化計画について第一項の認定の申請があった場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「当該廃棄物処理施設を設置すること」とあるのは「再資源化工程高度化計画（第二十条第一項に規定する再資源化工程高度化計画をいう。以下この条において同じ。）に従って行う廃棄物処理施設における設備の導入」と、同条第五項中「当該事項、申請年月日及び」とあるのは「第二十条第二項第四号及び第五号に掲げる事項、申請年月日並びに」と、同条第六項及び第七項中「当該廃棄物処理施設の設置」とあるのは「再資源化工程高度化計画の対象となる廃棄物処理施設における設備の導入」と読み替えるものとする。

（廃棄物処理法の特例）

第二十一条　前条第一項の認定を受けた者（第四十三条第一項第一号ハにおいて「認定再資源化工程高度化計画実施者」という。）は、当該認定を受けた再資源化工程高度化計画（同号ハにおいて「認定再資源化工程高度化計画」という。）に従って行う設備の導入については、廃棄物処理法第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の許可を受けたものとみなす。

第五節　登録調査機関

（登録調査機関の登録）

第二十二条　環境大臣は、その登録を受けた者（以下「登録調査機関」という。）に、第十一条第一項若しくは第十二条第一項、第十六条第一項若しくは第十七条第一項又は第二十条第一項の認定の審査に必要な調査のうちこれらの認定の申請の内容（第十一条第二項第四号、第十六条第二項第四号又は第二十条第二項第四号に規定する指標に関する部分に限る。）がそれぞれ第十一条第四項第二号（第十二条第四項において準用する場合を含む。）、第十六条第三項第二号（第十七条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十条第三項第二号に掲げる基準に適合しているかどうかについてのもの（以下「調査業務」という。）を行わせることができる。

2　前項の登録（以下この節において単に「登録」という。）は、環境省令で定めるところにより、調査業務を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第二十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

二　第三十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から一年を経過しないものを含む。）

三　法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の基準）

第二十四条　環境大臣は、第二十二条第二項の規定により登録を申請した者（第二号において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

一　調査業務を適確に行うために必要なものとして環境省令で定める基準に適合していること。

二　登録申請者が、廃棄物処分業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社である場合にあっては、廃棄物処分業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ　登録申請者が法人である場合にあっては、その役員（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社にあっては、業務を執行する社員）に占める廃棄物処分業者の役員又は職員（過去二年間に廃棄物処分業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、廃棄物処分業者の役員又は職員（過去二年間に廃棄物処分業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

2　登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録調査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　登録調査機関が行う調査業務の内容

四　登録調査機関が調査業務を行う事業所の所在地

（登録の更新）

第二十五条　登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前三条（第二十二条第一項を除く。）の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（承継）

第二十六条　登録調査機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録調査機関について相続、合併若しくは分割（当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録調査機関の地位を承継する。

2　前項の規定により登録調査機関の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

（調査業務の実施義務）

第二十七条　登録調査機関は、環境大臣から調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

2　登録調査機関は、公正に、かつ、環境省令で定める基準に適合する方法により調査業務を行わなければならない。

（変更の届出）

第二十八条　登録調査機関は、その名称又は調査業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣に届け出なければならない。

（業務規程）

第二十九条　登録調査機関は、調査業務に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　業務規程で定めるべき事項は、環境省令で定める。

3　環境大臣は、第一項の認可をした業務規程が調査業務の公正な遂行上不適当となったと認めるときは、登録調査機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

第三十条　登録調査機関は、調査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、環境省令で定めるところにより、休止し、又は廃止しようとする日の六月前までに、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三十一条　登録調査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項第一号及び第三号並びに第五十三条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2　廃棄物処分業者その他の利害関係人は、登録調査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録調査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を環境省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法であって、環境省令で定めるものをいう。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（秘密保持義務）

第三十二条　登録調査機関若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、調査業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

（適合命令）

第三十三条　環境大臣は、登録調査機関が第二十四条第一項各号に適合しなくなったと認めるときは、その登録調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第三十四条　環境大臣は、登録調査機関が第二十七条の規定に違反していると認めるときその他調査業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その登録調査機関に対し、調査業務を行うべきこと又は調査業務の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第三十五条　環境大臣は、登録調査機関が第二十三条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2　環境大臣は、登録調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて調査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項、第三十条、第三十一条第一項又は次条の規定に違反したとき。

二　第二十九条第三項又は前二条の規定による命令に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第三十一条第二項の請求を拒んだとき。

四　不正の手段により登録又はその更新を受けたとき。

（帳簿の記載）

第三十六条　登録調査機関は、帳簿を備え、調査業務に関し環境省令で定める事項を記載しなければならない。

2　前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

（公示）

第三十七条　環境大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　登録をしたとき。

二　第二十五条第一項の規定により登録が効力を失ったとき。

三　第二十六条第二項、第二十八条又は第三十条の規定による届出があったとき。

四　第三十五条の規定により登録を取り消し、又は調査業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第四章　再資源化の実施の状況の報告等

（再資源化の実施の状況の報告）

第三十八条　特定産業廃棄物処分業者は、毎年度、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った産業廃棄物の数量及びその再資源化を実施した産業廃棄物の数量その他環境省令で定める事項を環境大臣に報告しなければならない。

2　産業廃棄物処分業者（特定産業廃棄物処分業者を除く。）は、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った産業廃棄物の数量及びその再資源化を実施した産業廃棄物の数量その他環境省令で定める事項を環境大臣に報告することができる。

（権利利益の保護に係る請求）

第三十九条　特定産業廃棄物処分業者は、前条第一項の規定による報告に係る事項の情報が公にされることにより、当該特定産業廃棄物処分業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料するときは、当該事項に代えて、当該特定産業廃棄物処分業者が再資源化を実施した産業廃棄物の数量がその処分を行った産業廃棄物の数量に占める割合として環境省令で定める方法により算定した割合をもって次条の規定による公表を行うよう環境大臣に請求を行うことができる。

2　特定産業廃棄物処分業者は、前項の請求を行うときは、前条第一項の規定による報告と併せて、環境省令で定めるところにより、その理由を付して行わなければならない。

3　環境大臣は、第一項の請求を認める場合には、その旨の決定をし、当該請求を行った特定産業廃棄物処分業者に対し、その旨を通知するものとする。

4　環境大臣は、第一項の請求を認めない場合には、その旨の決定をし、当該決定後直ちに、当該請求を行った特定産業廃棄物処分業者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。

5　前二項の決定は、第一項の請求があった日から三十日以内にするものとする。

6　前項の規定にかかわらず、環境大臣は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の期間を三十日以内に限り延長することができる。

（報告事項の公表）

第四十条　環境大臣は、第三十八条第一項又は第二項の規定により報告された事項について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

第五章　雑則

（財政上の措置等）

第四十一条　国は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（関連する施策との連携）

第四十二条　国は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策の促進に当たっては、地球温暖化の防止に関する施策、生物の多様性の保全に関する施策その他の関連する施策との連携を図るものとする。

（産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例）

第四十三条　産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第十六条第一項の規定により指定された産業廃棄物処理事業振興財団（次項において「振興財団」という。）は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一　次に掲げる資金の借入れに係る債務を保証すること。

イ　認定高度再資源化事業者が行う認定高度再資源化事業計画に記載された第十一条第二項第九号に規定する廃棄物処理施設の設置に必要な資金

ロ　認定高度分離・回収事業者が行う認定高度分離・回収事業計画に記載された第十六条第二項第七号に規定する廃棄物処理施設の設置に必要な資金

ハ　認定再資源化工程高度化計画実施者が認定再資源化工程高度化計画に従って行う設備の導入に必要な資金

二　需要に応じた資源循環に関する情報を収集し、及び提供すること。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項の規定により振興財団が同項各号に掲げる業務を行う場合には、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第十八条第一項中「業務」とあるのは「業務及び資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号。以下「再資源化事業等高度化法」という。）第四十三条第一項第一号に掲げる業務」と、同法第十九条中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び再資源化事業等高度化法第四十三条第一項各号に掲げる業務」と、同法第二十一条第二号中「及び」とあるのは「及び再資源化事業等高度化法第四十三条第一項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第四号中「及び」とあるのは「及び再資源化事業等高度化法第四十三条第一項第二号に掲げる業務並びに」と、同法第二十二条第一項、第二十三条及び第二十四条第一項第一号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務又は再資源化事業等高度化法第四十三条第一項各号に掲げる業務」と、同法第二十三条中「この章」とあるのは「この章又は再資源化事業等高度化法」と、同法第二十四条第一項第三号中「この章」とあるのは「この章若しくは再資源化事業等高度化法」と、同法第三十条中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十二条第一項（再資源化事業等高度化法第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同項」とあるのは「第二十二条第一項」とする。

（報告の徴収）

第四十四条　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定高度再資源化事業者に対し、認定高度再資源化事業計画に従って行う高度再資源化事業の業務の状況に関し報告させることができる。

2　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定高度分離・回収事業者に対し、認定高度分離・回収事業計画に従って行う高度分離・回収事業の業務の状況に関し報告させることができる。

3　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録調査機関に対し、調査業務の状況に関し報告させることができる。

（立入検査）

第四十五条　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定高度再資源化事業者又は認定高度分離・回収事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録調査機関の事務所、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（経過措置）

第四十六条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第六章　罰則

第四十七条　第三十二条の規定に違反して、調査業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十八条　第三十五条第二項の規定による調査業務の停止の命令に違反したときは、当該違反行為をした登録調査機関（その者が法人である場合にあっては、その役員又は職員）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十九条　第十条第二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四十四条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二　第四十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした登録調査機関（その者が法人である場合にあっては、その役員又は職員）は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第三十条の規定による届出をしないで調査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

二　第三十六条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかったとき。

三　第四十四条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　第四十五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十九条又は第五十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第五十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第二十六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第三十一条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による請求を拒んだ者

三　第三十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条及び附則第五条の規定　公布の日

二　第二章、第三章第一節、第四十六条及び第四十九条の規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条　環境大臣は、基本方針を定めるために、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、関係行政機関の長に協議することができる。

（経過措置）

第三条　この法律の施行の日が刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）前である場合には、刑法施行日の前日までの間における第四十七条及び第四十八条の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第五条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（登録免許税法の一部改正）

第六条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百五十六号の三の次に次のように加える。

百五十六の四　高度再資源化事業計画若しくは高度分離・回収事業計画の認定又は高度再資源化事業計画等の認定手続に係る登録調査機関の登録	
(一)　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）第十一条第一項（高度再資源化事業計画の認定）の高度再資源化事業計画の認定	認定件数　一件につき十五万円
(二)　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十二条第一項（高度再資源化事業計画の変更等）の高度再資源化事業計画の変更の認定（同法第十一条第二項第五号の高度再資源化事業を実施する区域の増加に係るものに限る。）	認定件数　一件につき三万円
(三)　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十六条第一項（高度分離・回収事業計画の認定）の高度分離・回収事業計画の認定	認定件数　一件につき十五万円
(四)　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十七条第一項（高度分離・回収事業計画の変更等）の高度分離・回収事業計画の変更の認定（同法第十六条第二項第五号の高度分離・回収事業を実施する区域の増加に係るものに限る。）	認定件数　一件につき三万円
(五)　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第二十二条第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数　一件につき九万円

財務大臣　鈴木　俊一
環境大臣　伊藤信太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

政　令

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十一号

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十九号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年十月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司

不当景品類及び不当表示防止法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十二号

不当景品類及び不当表示防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十九号）の施行に伴い、この政令を制定する。

不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成二十一年政令第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第三十三条第一項」を「第三十八条第一項」に、「第二十六条第二項」を「第二十二条第二項」に改める。

第十五条中「第三十三条第一項」を「第三十八条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第十六条（見出しを含む。）中「第三十三条第三項」を「第三十八条第三項」に改める。

第十七条第一項中「第三十三条第三項」を「第三十八条第三項」に、「第二十九条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第十八条中「第三十三条第四項」を「第三十八条第四項」に改める。

第十九条第一項中「第三十三条第三項」を「第三十八条第三項」に、「第二十九条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条第二項から第七項までの規定中「第三十三条第三項」を「第三十八条第三項」に改める。

第二十条第一項中「第三十三条第三項」を「第三十八条第三項」に改める。

第二十一条第一項中「第三十三条第三項」を「第三十八条第三項」に、「第二十九条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第二十二条第一項中「第三十三条第六項」を「第三十八条第六項」に改める。

第二十三条第一項中「第三十三条第一項」を「第三十八条第一項」に、「第七条及び第二十九条第一項」を「第七条第一項及び第二項並びに第二十五条第一項」に改め、同項ただし書中「第二十九条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第三十三条第二項」を「第三十八条第二項」に改める。

附　則

この政令は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十三号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）附則第一条第二号及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和六年六月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年八月一日とする。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十四号

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和三年法律第七十九号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律の施行期日は、令和六年六月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　木原　稔

船舶活用医療推進本部令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十五号

船舶活用医療推進本部令

内閣は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和三年法律第七十九号）第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（事務局長）

第一条　船舶活用医療推進本部（以下「本部」という。）の事務局（以下「事務局」という。）の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（事務局次長）

第二条　事務局に、事務局次長三人以内を置く。

２　事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

３　事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

（参事官）

第三条　事務局に、参事官五人以内を置く。

２　参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

３　参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の審議に参画する。

（事務局長等の勤務の形態）

第四条　事務局長、事務局次長及び参事官は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とする。

（本部の組織の細目）

第五条　この政令に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定める。

（本部の運営）

第六条　本部の運営に関し必要な事項は、船舶活用医療推進本部長が本部に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律の施行の日（令和六年六月一日）から施行する。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

２　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一内閣の項中「特定複合観光施設区域整備推進本部に置かれる事務局」を「特定複合観光施設区域整備推進本部に置かれる事務局　船舶活用医療推進本部に置かれる事務局」に改める。

（特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正）

３　特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「認知症施策推進本部」の下に「、船舶活用医療推進本部」を加える。

内閣総理大臣　岸田　文雄

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十六号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）別表第二第九十四号及び第二十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十号ただし書中「二五％」を「三〇％」に改め、同項中第二十八号の十五を第二十八号の十六とし、第二十八号の十四の次に次の一号を加える。

二十八の十五　四―クロロ―二―フルオロ―五―［（ＲＳ）―（二・二―トリフルオロエチル）スルフイニル］フエニル＝五―［（トリフルオロメチル）チオ］ペンチル＝エーテル（別名フルペンチオフエノツクス）及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(187)を(188)とし、(32)から(186)までを(33)から(187)までとし、(31)の次に次のように加える。

(32)　一―（三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ［一・五―ａ］ピリジン―二―イル）―五―［（シクロプロピルメチル）アミノ］―一Ｈ―ピラゾール―四―カルボニトリル（別名シクロピラニル）及びこれを含有する製剤

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和六年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十号ただし書及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第二十八号の十五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和六年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

３　前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、令和六年八月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣　武見　敬三

内閣総理大臣　岸田　文雄

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを削り、同条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条）

第二章　在留（第二条―第五条）

第三章　退去強制の手続（第六条―第十二条）

第四章　被収容者の処遇（第十三条―第二十一条）

第五章　難民の認定等（第二十二条）

第六章　補則（第二十三条―第二十七条）

附則

第一章　総則

第二条の前に次の章名を付する。

第二章　在留

第十一条を第二十七条とする。

第十条第十三号中「及び第二項」を「、第二項、第五項、第六項、第八項及び第十項」に改め、同条第二十二号中「第六十一条の二の十四第一項及び第四項」を「第六十一条の二の十七第一項及び第五項」に改め、同号を同条第二十五号とし、同条第二十一号中「第六十一条の二の十一」を「第六十一条の二の十四」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第二十号中「第六十一条の二の八第一項」を「第六十一条の二の十一第一項」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第十九号中「第六十一条の二の七第一項」を「第六十一条の二の十第一項」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第十八号中「第六十一条の二の五」を「第六十一条の二の六」に改め、同号を同条第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一　法第六十一条の二の七第二項から第四項までに規定する権限

第十条第十七号を同条第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九　法第六十一条の二の五第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する法第二十条第四項に規定する権限

第十条第十六号を同条第十七号とし、同条第十五号中「から第三項まで及び第五項」を「、第二項及び第四項」に改め、同号を同条第十六号とし、同条中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　法第五十二条第五項及び第六項に規定する権限

第十条を第二十六条とする。

第九条中「それぞれ」を削り、同条を第二十五条とする。

第八条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「第六十一条の八の二」を「第六十一条の七の二」に改め、同条を第二十四条とし、第七条を第二十三条とし、同条の前に次の章名を付する。

第六章　補則

第六条の見出しを削り、同条第一項中「第六十一条の二の九第六項の規定による」を「第六十一条の二の十二第六項の規定による」に改め、「（平成二十六年法律第六十八号）」を削り、同項の表第三十七条第一項及び第三項の項中「第六十一条の二の九第六項」を「第六十一条の二の十二第六項」に改め、同条第二項中「第六十一条の二の九第一項」を「第六十一条の二の十二第一項」に改め、同項の表第七条第一項の項及び第七条第二項の項中「第六十一条の二の九第六項」を「第六十一条の二の十二第六項」に改め、同条を第二十二条とする。

第五条の次に次の二章及び章名を加える。

第三章　退去強制の手続

（公売公告の方法等）

第六条　入国警備官は、法第三十七条の二第一項の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件をその所有者その他入国警備官が適当と認める者に保管させたときは、その旨を領置、差押え又は記録命令付差押えの際における当該物件の所持者に通知しなければならない。

2　法第三十七条の二第二項の規定による公告（以下この章において「公売公告」という。）は、次に掲げる事項を地方出入国在留管理局の公衆の見やすい場所に掲示する方法によって行うものとする。

一　法第三十七条の二第二項の規定による公売（以下この章において単に「公売」という。）に付そうとする領置物件等（領置物件又は差押物件をいう。以下この章において同じ。）の品名及び数量

二　公売の日時、場所、方法及び事由

三　買受代金の納付の期限

四　保証金に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、公売に関し必要な事項

3　公売公告は、公売の日の十日前までに行うものとする。ただし、公売に付そうとする領置物件等がその性質上急速に売却することを要するときは、その期間を短縮することができる。

4　地方出入国在留管理局長は、法第三十七条の二第二項の規定により領置物件等の代金を供託したときは、当該供託に係る領置物件等の知れている所有者、所持者その他の利害関係者にその旨を通知するものとする。

（公売の参加制限等）

第七条　地方出入国在留管理局長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、当該各号に該当することとなった日以後二年間、公売に加わらせず、公売の場所に入ることを制限し、又はその場所から退場させることができる。公売に際しこれらの者を代理人、支配人その他の従事者として使用する者についても、同様とする。

一　公売に際して不当に価格を引き下げる目的をもって連合をした者

二　公売に加わることを妨害し、又は公売に加わった者の契約の締結若しくは履行を妨害した者

三　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

四　偽りの名義で公売に参加した者

五　故意に公売に付される領置物件等を損傷し、その価額を減少させた者

六　前各号に掲げる者のほか、公売の実施を妨げる行為をした者

2　地方出入国在留管理局長は、前項各号のいずれかに該当すると認められる者及び同項後段に規定する者が次条第一項の規定による入札をしたときは、その入札がなかったものとすることができる。

3　地方出入国在留管理局長は、第一項の規定を適用するために必要があると認めるときは、公売の参加者に対し、その身分に関する証明を求めることができる。

4　公売に付される領置物件等については、入国警備官その他違反調査に関する事務に従事する職員及びその所有者は、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができない。

（公売の方法及び入札の手続）

第八条　公売は、入札の方法により行うものとする。

2　地方出入国在留管理局長は、領置物件等を入札に付するときは、当該入札の目的となる物品について、同種又は類似の物品の価格を勘案して適正と認める予定価格を決定しなければならない。この場合において、地方出入国在留管理局長は、その決定した予定価格（以下この章において単に「予定価格」という。）を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

3　地方出入国在留管理局長は、領置物件等の入札に加わろうとする者に対し、現金又は銀行が振出し若しくは支払保証をした小切手をもって、予定価格の百分の五以上の額により地方出入国在留管理局長が定める保証金を納付させなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長は、予定価格が五十万円に満たない場合においては、その納付を要しないものとすることができる。

4　地方出入国在留管理局長は、必要があると認めるときは、予定価格を公売公告の際に併せて地方出入国在留管理局の公衆の見やすい場所に掲示し、又は公売を行う前に当該公売の場所その他適当な場所に掲示することができる。この場合においては、第二項後段の規定は、適用しない。

5　開札は、公売公告に示した公売の日時及び場所において、入札者の面前において行わなければならない。ただし、入札者で出席しないものがあるときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

6　入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

7　開札の場合において、各人の入札のうち予定価格に達したものがないときは、直ちに再度の入札に付することができる。

8　領置物件等に係る買受人は、第三項本文の規定により納付した保証金がある場合には、当該保証金を買受代金に充てることができる。

9　買受人が買受代金を納付の期限までに納付しない場合又は保証金を納付した者が前条第二項の処分を受けた場合においては、これらの者が納付した保証金は、国庫に帰属する。

10　地方出入国在留管理局長は、前項に規定する場合における同項に規定する保証金は国庫に帰属する旨を公売公告の際に併せて地方出入国在留管理局の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

（落札価格が同じ場合の落札者の決定）

第九条　落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、更に入札をさせて落札者を定めるものとする。この場合において、その入札が同価のときは、くじで落札者を定めなければならない。

2　前項後段の場合において、入札者のうち開札に出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これらの者に代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

（複数の落札者の決定）

第十条　地方出入国在留管理局長は、価格を同じくする同種かつ大量の領置物件等を公売に付する場合において、必要と認めるときは、その数量の範囲内で入札しようとする者の買受けを希望する数量及び単価を入札させ、予定価格を下らない単価の入札者から順次当該領置物件等の数量に達するまでの入札者をもって落札者とする方法によることができる。この場合において、落札となるべき最後の順位の入札者が二人以上あるときは、入札数量の多いものを先順位の入札者とし、入札数量が同じときは、くじで先順位の入札者を定めるものとする。

2　前条第二項の規定は、前項後段の規定によりくじで先順位の入札者を定める場合について準用する。

3　前二項の方法により落札者を定めた場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の入札数量と合計して入札に付した数量を超えるときは、その超える数量については、落札がなかったものとする。

4　地方出入国在留管理局長は、第一項及び第二項の方法により落札者を定めた場合において、落札者のうちに契約を履行しない者があるときは、開札に引き続き落札者を定め、かつ、直ちに代金を納付させる場合に限り、当該契約を履行しない者が落札した数量の範囲内において、まず、前項の規定により落札がなかったものとされた数量（当該契約を履行しない者の同項の規定により落札がなかったものとされた数量を除く。）につき落札があったものとし、次に、第一項後段の規定により落札者とならなかった者を落札者とすることができる。この場合において、落札となるべき入札者が二人以上あるときは、同項後段及び第二項の規定を準用する。

5　第三項の規定は、前項の方法により落札者を定めた場合について準用する。

（再公売）

第十一条　地方出入国在留管理局長は、公売において、入札に付しても入札者がないとき、入札者の価額が予定価格に達しないとき、落札者が契約を履行しないとき又は第七条第二項の規定により入札がなかったものとしたため落札者がなくなったときは、更に第六条から前条までの規定により公売に付することができる。この場合において、地方出入国在留管理局長は、必要があると認めるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の変更、第六条第三項本文に規定する期間の短縮その他公売の条件の変更をすることができる。

（還付等の公告）

第十二条　法第三十七条の三第二項の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一　法第三十七条の三第二項の規定により公告する旨

二　品名及び数量

三　領置、差押え又は記録命令付差押えの年月日及び場所

四　領置、差押え又は記録命令付差押えの処分を受けた者の氏名及び住所又は居所

五　公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件は、国庫に帰属する旨

2　法第三十七条の四第二項において準用する法第三十七条の三第二項の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一　法第三十七条の四第二項において準用する法第三十七条の三第二項の規定により公告する旨

二　品名及び数量

三　差押えの年月日及び場所

四　差押えを受けた者の氏名及び住所又は居所

五　交付すべき記録媒体に記録された電磁的記録又は複写を許すべき電磁的記録を特定するに足りる事項

六　公告の日から六月を経過しても法第三十七条の四第一項の規定による交付又は複写の請求がないときは、同項に規定する記録媒体を交付せず、又は当該記録媒体に記録された電磁的記録を複写させないことがある旨

3　前二項の公告は、地方出入国在留管理局の公衆の見やすい場所に十四日間掲示する方法によって行うものとする。

第四章　被収容者の処遇

（引渡し等の公告）

第十三条　法第五十五条の二十七第二項（同条第七項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一　法第五十五条の二十七第二項の規定により公告する旨

二　品名及び数量

三　差入人の氏名

2　法第五十五条の三十六第二項（法第五十五条の六十四第六項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一　法第五十五条の三十六第二項の規定により公告する旨

二　品名及び数量

三　死亡した被収容者の氏名

3　前二項の公告は、入国者収容所又は地方出入国在留管理局の公衆の見やすい場所に十四日間掲示する方法によって行うものとする。

（出入国在留管理庁長官に対する審査の申請に関する技術的読替え）

第十四条　法第五十五条の七十の規定による行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第一項	相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者	相続人
第十五条第三項	相続人その他の者	相続人
	審査庁	審査庁（審査の申請がされた出入国在留管理庁長官をいう。以下同じ。）
第十五条第四項及び第五項	相続人その他の者	相続人

第十八条第三項	次条に規定する審査請求書	出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第五十五条の六十八第一項の書面
第十九条第二項第一号	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	入管法第五十五条の六十九第一項及び第二項に規定する期間
第十九条第二項第三号	居所	居所（入管法第二条第十六号に規定する入国者収容所等に収容されている者にあつては、当該入国者収容所等の名称）
第十九条第二項第五号	処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）	処分
第十九条第四項	処分庁	処分庁（処分をした入管法第五十五条の五第一項に規定する入国者収容所長等をいう。第二十二条第一項において同じ。）
	若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合	又は財団である場合
	又は前項各号に掲げる	に掲げる
	若しくは管理人、総代又は代理人	又は管理人
第二十二条第一項	処分庁又は審査庁	審査庁
第二十二条第五項	前各項	入管法第五十五条の七十において準用する第一項
	又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書が審査庁	が審査庁
第二十三条	第十九条	入管法第五十五条の六十八第一項又は入管法第五十五条の七十において準用する第十九条第二項若しくは第四項
第二十五条第二項	処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁	審査庁
第二十五条第六項	から第四項までの場合	の場合
第三十九条	審理員	審査庁

（出入国在留管理庁長官に対する審査の申請の裁決に関する技術的読替え）

第十五条　法第五十五条の七十二第二項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十五条第一項	審査庁	審査庁（審査の申請がされた出入国在留管理庁長官をいう。以下同じ。）

第四十六条第一項	場合（前条第三項の規定の適用がある場合を除く。）	
第四十六条第二項第一号	処分庁の	処分庁（処分をした出入国管理及び難民認定法（第五十条第三項において「入管法」という。）第五十五条の五第一項に規定する入国者収容所長等をいう。以下同じ。）の
第四十七条	場合（第四十五条第三項の規定の適用がある場合を除く。）	場合
第四十八条	前条	前条（ただし書及び第二号を除く。）
第五十条第一項第四号	理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）	理由
第五十条第三項	及び再審査請求期間（第六十二条に規定する期間をいう。）	並びに入管法第五十五条の七十三第二項、同条第三項において準用する入管法第五十五条の六十九第二項及びこの法律第六十二条第二項に規定する期間
第五十一条第一項	審査請求人（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）	審査の申請をした者
第五十一条第三項	当該審査庁	法務省
第五十一条第四項	参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）	処分庁

（法務大臣に対する再審査の申請に関する技術的読替え）

第十六条　法第五十五条の七十三第三項の規定による法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十五条の六十九第二項	前項	第五十五条の七十三第二項
第五十五条の七十一及び第五十五条の七十二第一項	出入国在留管理庁長官	法務大臣
第五十五条の七十一第二項	入国者収容所長等	入国者収容所長等若しくは出入国在留管理庁長官

2　法第五十五条の七十三第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第一項	相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者	相続人
第十五条第三項	相続人その他の者	相続人
	審査庁	再審査庁（再審査の申請がされた法務大臣をいう。以下同じ。）
第十五条第四項及び第五項	相続人その他の者	相続人
第十八条第三項	次条に規定する審査請求書	出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第五十五条の七十三第一項の書面
	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	入管法第五十五条の七十三第二項、同条第三項において準用する入管法第五十五条の六十九第二項及びこの法律第六十二条第二項に規定する期間
第十九条第二項第一号	居所	居所（入管法第二条第十六号に規定する入国者収容所等に収容されている者にあっては、当該入国者収容所等の名称）
第十九条第二項第三号	審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）	原裁決（審査の申請についての裁決をいう。第六十二条第二項及び第六十四条第三項において同じ。）
第十九条第二項第五号	処分庁	処分庁（処分をした入管法第五十五条の五第一項に規定する入国者収容所長等をいう。以下同じ。）
第十九条第四項	若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合	又は財団である場合
	若しくは管理人、総代又は代理人	に掲げる
	又は前項各号に掲げる	又は管理人
第二十三条	第十九条	入管法第五十五条の七十三第一項又は同条第三項において準用する第十九条第二項若しくは第四項
第二十五条第二項	処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁	再審査庁
第二十五条第六項	から第四項までの場合	の場合
第三十九条	審理員	再審査庁
第四十六条第一項	場合（前条第三項の規定の適用がある場合を除く。）	場合
第四十七条	場合（第四十五条第三項の規定の適用がある場合を除く。）	前条（ただし書及び第二号を除く。）
第四十八条	前条	理由
第五十条第一項第四号	理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）	再審査の申請をした者
第五十一条第一項	審査請求人（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあっては、審査請求人及び処分の相手方）	法務省
第五十一条第三項	当該審査庁	処分庁
第五十一条第四項	参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）	第五十五条の七十四第二項

（出入国在留管理庁長官に対する事実の申告の書面の記載事項）

第十七条　法第五十五条の七十四第一項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申告をする者の氏名及び年齢並びに入国者収容所等の名称

二　申告に係る事実

三　申告に係る事実があった年月日

四　入国者収容所長又は地方出入国在留管理局長の教示の有無及びその内容

五　申告の年月日

（出入国在留管理庁長官に対する事実の申告に関する技術的読替え）

第十八条　法第五十五条の七十四第三項の規定による法の規定の準用については、次の表のとおりとする。

読み替えられる法の規定	読み替える字句	読み替える字句
第五十五条の六十九第二項	前項	第五十五条の七十四第二項

2　法第五十五条の七十四第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十八条第三項	次条に規定する審査請求書	出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第五十五条の七十四第一項の書面
	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	入管法第五十五条の七十四第二項及び同条第三項において準用する入管法第五十五条の六十九第二項に規定する期間

第二十二条第一項	処分につき、処分庁	行為につき、入管法第五十五条の五第一項に規定する入国者収容所長等
	処分庁又は審査庁となるべき行政庁	出入国在留管理庁長官
第二十二条第五項	前各項	入管法第五十五条の七十四第三項において準用する第一項
	審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書	同条第一項の書面
	審査庁となるべき行政庁	出入国在留管理庁長官
第二十三条	第十九条	入管法第五十五条の七十四第一項
	審査庁	出入国在留管理庁長官
第二十七条第一項	裁決	入管法第五十五条の七十五第一項又は第二項の規定による通知
第三十九条	審理員	出入国在留管理庁長官

（出入国在留管理庁長官による通知に関する技術的読替え）

第十九条　法第五十五条の七十五第三項の規定による法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十五条の七十二第一項	審査の申請	第五十五条の七十四第一項の規定による申告

2　法第五十五条の七十五第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十条第一項	審査庁	出入国在留管理庁長官
	裁決書	通知書
第五十条第一項第四号	理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）	理由
第五十条第三項	審査庁は、再審査請求	出入国在留管理庁長官は、出入国管理及び難民認定法第五十五条の七十六第一項の規定による申告
	裁決書に再審査請求	通知書に当該申告
	再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間（第六十二条に規定する期間をいう。）	当該申告をすべき行政庁並びに同法第五十五条の七十六第二項及び同条第三項において準用する同法第五十五条の六十九第二項に規定する期間

（法務大臣に対する事実の申告の書面の記載事項）

第二十条　法第五十五条の七十六第一項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　第十七条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項

二　法第五十五条の七十五第一項又は第二項の規定による通知を受けた年月日

（法務大臣に対する事実の申告に関する技術的読替え）

第二十一条　法第五十五条の七十六第三項の規定による法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十五条の六十九第二項	前項	第五十五条の七十六第二項
第五十五条の七十一第二項	出入国在留管理庁長官	法務大臣
	入国者収容所長等	入国者収容所長等若しくは出入国在留管理庁長官
第五十五条の七十二第一項	裁決	第五十五条の七十六第三項において準用する第五十五条の七十五第一項又は第二項の規定による通知
第五十五条の七十五第一項、第五十五条の七十二第一項並びに第五十五条の七十五第一項、第二項及び第四項	出入国在留管理庁長官	法務大臣

2　法第五十五条の七十六第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十八条第三項	次条に規定する審査請求書	出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第五十五条の七十六第一項の書面
	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	入管法第五十五条の七十六第二項及び同条第三項において準用する入管法第五十五条の六十九第二項に規定する期間
第二十三条	第十九条	入管法第五十五条の七十六第一項
	審査庁	法務大臣
第二十七条第一項	裁決	入管法第五十五条の七十六第三項において準用する入管法第五十五条の七十五第一項又は第二項の規定による通知

第三十九条	審理員	法務大臣
第五十条第一項	裁決は	入管法第五十五条の七十六第三項において準用する入管法第五十五条の七十五第一項又は第二項の規定による通知は
	審査庁	法務大臣
	裁決書	通知書
第五十条第一項第四号	理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）	理由

第五章　難民の認定等

附則第六条中「第六条第二項」を「第二十四条第二項」に改める。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「若しくは第九十八条の十一又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第五十五条第三項」を「又は第九十八条の十一」に改める。

（物品管理法施行令の一部改正）

第三条　物品管理法施行令（昭和三十一年政令第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二号中「第六十一条の七第四項」を「第五十五条の二十八第二項若しくは第五十五条の二十九第四項」に改める。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の項中「及び第四十九条第一項」を「、第四十九条第一項、第五十五条の六十八第一項、第五十五条の七十三第一項、第五十五条の七十四第一項、第五十五条の七十六第一項、第五十五条の七十七第一項、第五十五条の七十八第一項及び第五十五条の七十九第一項」に、「及び第二十二条の二第三項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）」を「、第二十二条の二第三項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）及び第六十一条の二の五第三項」に、「及び第二十六条第二項並びに第四十七条第五項」を「、第二十六条第二項、第四十四条の二第七項（監理措置決定通知書の謄本の交付に係る部分を除く。）及び第五十二条第十一項の規定、第四十七条第五項後段（第四十八条第十項及び第四十九条第七項において準用する場合を含む。）」に、「及び第五十条第三項」を「、第五十条第七項及び第十項、第五十二条の二第六項（監理措置決定通知書の謄本の交付に係る部分を除く。）並びに第五十四条第三項の規定」に、「第五十五条の三第二項、第六十一条の二の二第三項」を「第五十五条の十八第一項の規定、第五十五条の七十二第二項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項本文並びに第四十七条（ただし書及び第二号を除く。）の規定、第五十五条の七十三第三項において準用する同法第四十六条第一項から第三項までの規定並びに第五十五条の七十五第一項及び第二項（これらの規定を第五十五条の七十六第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条の八十五第二項、第六十一条の二の二第二項」に、「第六十一条の二の十二第一項」を「第六十一条の二の十五第一項の規定」に改め、同表刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）の項中「（平成二十六年法律第六十八号）」を削る。

（法務省組織令の一部改正）

第五条　法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第四号中「及び第二項」を削り、「同条第五項」を「同条第四項」に改め、「仮滞在の許可」の下に「及び入管法第六十一条の二の五第一項の規定による在留資格の取得の許可」を加える。

第七十六条中第二十八号を第三十号とし、第二十二号から第二十七号までを二号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の二号を加える。

二十二　入国者収容所等（入管法第二条第十六号に規定する入国者収容所等をいう。次号及び第八十条第三号において同じ。）の実地監査に関すること。

二十三　入国者収容所等に収容中の者の処遇に関する不服申立てに関すること。

第七十九条第一号中「第五十五条の二第二項」を「第五十五条の八十四第二項」に改め、同条中第九号を第十三号とし、第八号を第十二号とし、第七号を第十一号とし、第六号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　入管法第五十二条第五項の規定による決定に関すること。

第七十九条第五号を同条第八号とし、同条第四号中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「被収容者の」を「入管法第五十二条第十項の規定による放免及び入管法第五十四条第二項の規定による」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五　入管法第五十二条第十二項の規定による命令に関すること。

六　入管法第五十五条の二第一項の規定による退去の命令に関すること。

第七十九条第二号の次に次の一号を加える。

三　入管法第四十四条の二第一項及び第六項並びに第五十二条の二第一項及び第五項の規定による監理措置決定に関すること。

第八十条第二号中「こと」の下に「（審判課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第三号中「入国者収容所、収容場」を「入国者収容所等」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（令和六年六月十日）から施行する。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第二条の規定による改正後の国の債権の管理等に関する法律施行令第三条第四号の規定の適用については、改正法の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「旧入管法」という。）第五十四条第二項の規定により仮放免されている者又は改正法附則第九条第一項の規定によりなお従前の例により仮放免される者に係る同条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧入管法第五十五条第三項の規定による没取金は、同号に掲げる徴収金とみなす。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一

条約

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

条約第三号

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定

日本国及びアンゴラ共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

一方の締約国の投資家による他方の締約国の区域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一章　投資

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

(i)　企業及び企業の支店

(ii)　株式、出資その他の形態の企業の持分

(iii)　債券、社債、貸付金その他の債務証書

(iv)　先物、オプションその他の派生商品

(v)　契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(vi)　金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vii)　知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(viii)　法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(ix)　他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(b)　「投資に関する合意」とは、一方の締約国の中央又は地方の政府又は当局と他方の締約国の投資家又はその投資財産であって当該一方の締約国の区域にある企業であるものとの間の書面合意であり、当該投資家又は当該投資財産が当該一方の締約国における投資財産の設立又は取得に当たり依拠するものをいう。

注釈　「書面合意」とは、両当事者によって作成される書面による合意であって、当該両当事者の間に権利及び義務を創設し、かつ、第二十四条11(b)の規定に基づく準拠法により当該両当事者に対して拘束力を有するもの（単一の文書によるものであるか、複数の文書によるものであるかを問わない。）をいう。この場合において、

(i)　行政当局若しくは司法当局の一方的な行為（例えば、締約国がその規制権限のみに基づいて与える許可、免許又は承認）又は政令、命令若しくは判決のみをもって、書面合意であるとはされない。

(ii)　行政上又は司法上の同意判決又は同意命令は、書面合意であるとはされない。

(c)　「締約国の投資家」とは、次の者であって、他方の締約国の区域において投資を行おうとし、行っており、又は既に行ったものをいう。

(i)　締約国の法令によりその国籍を有する自然人

(ii)　締約国の企業

(d)　「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(e)　「締約国の企業」とは、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される企業をいう。

(f)　「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(g)　「区域」とは、それぞれの締約国について、当該締約国の領域並びに当該締約国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(h)　「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(i)　「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(j)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(k)　「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｃ知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(l)　「申立人」とは、一方の締約国の投資家であって、他方の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。

(m)　「被申立人」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。

(n)　「一方の紛争当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。

(o)　「紛争当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。

(p)　「非紛争締約国」とは、投資紛争の当事者でない締約国をいう。

(q)　「ＩＣＳＩＤ」とは、投資紛争解決国際センターをいう。

(r)　「ＩＣＳＩＤ追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。

(s)　「ＩＣＳＩＤ追加的制度仲裁規則」とは、ＩＣＳＩＤ追加的制度規則に従って行われる仲裁手続に適用する規則をいう。

(t)　「ＩＣＳＩＤ条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。

(u)　「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

(v)　「ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

1　一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、一方の締約国が、自国の区域における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該他方の締約国の投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

第三条　最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　この条に規定する待遇には、国際協定に規定する国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。

第四条　一般的待遇

一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

第五条　裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第六条　特定措置の履行要求の禁止

1　いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。

(a)　一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c)　自国の区域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品若しくはサービスを購入すること。

(d)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f)　輸出又は輸出のための販売を制限すること。

(g)　特定の国籍を有する自然人を役員、理事又は取締役に任命すること。

(h)　当該投資家と自国の区域内の自然人又は企業との間で任意に締結されるライセンス契約（既に締結されたものかどうかを問わない。）について次の事項を採用すること。ただし、当該一方の締約国が政府の権限の行使として、次の事項の要求を課し、又は次の事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。

(i)　当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額

(ii)　当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間

注釈　この(h)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転に関するライセンス契約をいう。

(i)　技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は企業に移転すること。

(j)　自国の区域に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(k)　一定の数又は割合の自国民を雇用すること。

(l)　自国の区域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(m)　当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2　いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。

(a)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b)　自国の区域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品を購入すること。

(c)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

3　輸出又は輸出のための販売を制限すること。

(a)　2のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

(b)　1(h)及び(i)の規定は、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が1(h)又は(i)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用しない。

(c)　1(i)の規定は、貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関する要求である場合には、適用しない。

(d)　2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

4　1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

第七条　適合しない措置

1　第二条、第三条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　次の機関により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であって、附属書Ⅰの各締約国の表に記載するもの

(i)　締約国の中央政府

(ii)　日本国の都道府県又はアンゴラ共和国の州若しくは市

(b)　(a)(ii)に規定する都道府県又は州若しくは市以外の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置

(c)　(a)及び(b)に規定する適合しない措置の継続又は即時の更新

(d)　(a)及び(b)に規定する適合しない措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条、第三条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2　第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3　いずれの一方の締約国も、附属書Ⅱの自国の表の対象となる措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4　一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に（例外的な状況においてはその後できる限り速やかに）、次のことを行う。

(a)　当該改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の詳細な情報を他方の締約国に通報すること。

(b)　他方の締約国の要請があった場合には、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国と誠実に協議を行うこと。

5　各締約国は、適当な場合には、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの自国の表に掲げる適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

6　第二条及び第三条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱い（貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定するもの）の対象となるいかなる措置についても、適用しない。

7　第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

第八条　透明性

1　各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であって、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。

2　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。

3　1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第九条　公衆による意見提出の手続

各締約国は、緊急の場合又は純粋に軽微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第十条　腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十一条　投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人、当該他方の締約国の企業が雇用する従業員並びに当該他方の締約国の企業の役員、理事及び取締役の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十二条　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国も、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　公共の目的のためのものであること。

(b)　差別的なものでないこと。

(c)　2から5までの規定に従って行われる迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

(d)　正当な法の手続に従って実施するものであること。

2　補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3　補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までに発生した商業的に妥当な金利に基づく利子を含むものとし、実際に換価すること及び自由に移転することができるものとする。

4　支払が自由利用可能通貨によって行われる場合には、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であって、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。

5　締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によって支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に規定する市場価格に(b)に規定する利子を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨以外の通貨に換算した額を下回らないものとする。

(a)　収用の日における公正な市場価格であって、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの

(b)　収用の日から支払の日までに発生した利子であって、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの

6　この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、当該付与又は当該取消し、制限若しくは創設が貿易関連知的所有権協定に適合する限りにおいて、適用しない。

第十三条　争乱からの保護

1　一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域における緊急事態（例えば、革命、暴動、国内争乱その他これらに類する事件）により、自国の区域にある投資財産に関連する損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

3　いずれの締約国も、第十六条2の規定に従ってとる措置を理由として、1の規定に基づく義務を免除されない。

第十四条　代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域にある当該投資家の投資財産に関連する損害の塡補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及び当該支払に係る資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十五条　資金の移転

1　一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。

(a)　当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金

(b)　利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益

(c)　契約に基づいて行われる投資財産に関連する支払（融資の返済を含む。）

(d)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(e)　当該一方の締約国の区域にある投資財産に関連する活動に従事する当該一方の締約国外から赴任した者が得る収入その他の報酬

(f)　第十二条及び第十三条の規定に従って行われる支払

(g)　紛争の結果として生ずる支払

2　各締約国は、更に、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(b)　証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引

(c)　刑事犯罪

(d)　法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

(e)　裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十六条　一般的例外及び安全保障のための例外

1　この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自国の区域における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となることとなる態様で適用しないことを条件とする。

(a)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(b)　公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もっとも、公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちのいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(c)　この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i)　欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii)　個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii)　安全

(d)　美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置

2　第十三条3の規定に従うことを条件として、この協定のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。

(a)　自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。この措置には、次の措置を含む。

(i)　戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置

(ii)　兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(b)　国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置

3　この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求するものと解してはならない。

4　各締約国は、2の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合であっても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

第十七条　一時的なセーフガード措置

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転（第十五条に規定する資金の移転を含む。）について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合

(b)　資本の移動が経済全般の運営、特に金融政策及び為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある例外的な場合

2　1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(d)　一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

(e)　他方の締約国に対して速やかに通報されるものであること。

(f)　他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3　一方の締約国は、1の規定に基づく措置を採用した場合において、他方の締約国の要請があったときは、自国が採用した制限の見直しのため、当該他方の締約国と協議を開始する。

第十八条　信用秩序の維持のための措置

1　この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2　締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第十九条　知的財産権

1　両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、速やかに協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の法令に従い、適当な措置をとる。

2　この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が当事国であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3　この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって自国が当事国であるものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第二十条　租税に係る課税措置

1　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

2　第二条及び第三条の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

第二十一条　健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として当該措置又は当該基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十二条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国又は自国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

3　この条の規定の適用上、

(a)　企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b)　企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第二章　紛争解決

第二十三条　両締約国間の紛争の解決

1　一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2　この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、紛争ごとに次の方法によって構成する。各締約国は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日以内に、各一人の仲裁委員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁委員は、両締約国の承認により仲裁委員長となる者として任命される第三の仲裁委員を選定する。ただし、当該第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民であってもならない。仲裁委員長は、他の二人の仲裁委員の任命の日から六十日以内に任命される。

3　2に定める必要な任命が2に規定する期間内に行われなかった場合には、いずれの締約国も、別段の合意がある場合を除くほか、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し当該任命を行うよう要請することができる。

4　仲裁委員会は、両締約国との協議の後、自己の手続規則を定める。仲裁委員会は、この協定並びに対象となる事項に適用可能な国際法の規則及び原則に従って紛争について決定を行う。仲裁委員会は、合理的な期間内に投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5　各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十四条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1　申立人と被申立人との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、まず、協議及び交渉（拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。）を通じて当該投資紛争を解決するよう努めるべきである。

2　一方の紛争当事者が、協議及び交渉によって投資紛争が解決されないと認める場合には、申立人は、次のことを行うことができる。

(a)　自己のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i)　被申立人が次のいずれかに違反したこと。

(A)　前章の規定に基づく義務

(B)　当該申立人が当事者である投資に関する合意

(ii)　(i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被ったこと。

(b)　当該申立人が直接又は間接に所有し、又は支配している法人である被申立人の企業のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i)　被申立人が次のいずれかに違反したこと。

(A)　前章の規定に基づく義務

(B)　当該企業が当事者である投資に関する合意

(ii)　(i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったこと。

3　申立人は、被申立人に対し、この条の規定による仲裁に請求を付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知（以下「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。

(a)　当該申立人の氏名又は名称及び住所並びに2(b)の規定によって付託する請求の場合には2(b)に規定する企業の名称、住所及び設立場所

(b)　各請求について、違反があったとされる前章の条項又は投資に関する合意の条項その他関連する条項

(c)　各請求に関する法的根拠及び事実に係る根拠

(d)　当該申立人が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

4　申立人は、請求を生じさせる事態の発生から六箇月が経過したことを条件として、2に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。

(a)　ＩＣＳＩＤ条約による仲裁。ただし、両締約国がＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合に限る。

(b)　ＩＣＳＩＤ追加的制度規則による仲裁。ただし、次のいずれかの場合に限る。

(i)　いずれの締約国もＩＣＳＩＤ条約の当事国でない場合

(ii)　いずれか一方の締約国のみがＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合

(c)　ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則による仲裁

(d)　紛争当事者が合意する場合には、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁

5　この条の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。

(a)　申立人による仲裁の請求であって、ＩＣＳＩＤ条約第三十六条1に規定するものをＩＣＳＩＤ事務局長が受領した時

(b)　申立人による仲裁の請求であって、ＩＣＳＩＤ追加的制度仲裁規則第二規則に規定するものをＩＣＳＩＤ事務局長が受領した時

(c)　申立人による仲裁に関する通知であって、ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則第三条に規定するものを、ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則第二十条に規定する請求の陳述書とともに被申立人が受領した時

(d)　4(d)の規定により他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁が選択された場合には、申立人による当該仲裁に関する通知を被申立人が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定めがある場合は、この限りでない。

6　(a)及び(b)に規定する仲裁の請求並びに(c)及び(d)に規定する仲裁に関する通知は、以下「仲裁の通知」という。

各締約国は、この協定の規定に従ってこの条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。

7　2(a)(i)(B)又は(b)(i)(B)の規定に従って請求が付託される場合において、投資に関する合意が紛争解決の場を指定する規定を定めるときは、当該規定は、当該投資に関する合意の違反を主張する請求について前段に規定する同意の取消し又は排除と解してはならない。

8　6の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が2の規定によって申し立てられる違反が発生したこと及び2(a)の規定によって付託する請求の場合には申立人、2(b)の規定によって付託する請求の場合には2(b)に規定する企業が損失又は損害を被ったことを知った又は知るべきであった最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

9　この条の規定による仲裁への請求の付託は、次のいずれかの場合に該当するときを除くほか、行うことができない。

(a)　2(a)の規定によって付託する請求については、次の条件を満たす場合

(i)　申立人が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。

(ii)　申立人が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(a)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

(b) 2(b)の規定によって付託する請求については、次の条件を満たす場合

(i) 申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。

(ii) 申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(b)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

9 8(a)(ii)又は(b)(ii)の規定に従って行われる放棄は、仲裁廷が3、4、7若しくは8に規定する要件が満たされないこと又は他の手続上の若しくは管轄権に関する根拠に基づいて請求を却下する場合には、その効力を失う。

10 8(a)(ii)及び(b)(ii)の規定にかかわらず、申立人又は2(b)に規定する企業は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。

11 (a) 仲裁廷は、2(a)(i)A又は(b)(i)Aの規定により請求が付託される場合には、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案について決定する。

(b) 仲裁廷は、2(a)(i)B又は(b)(i)Bの規定により請求が付託される場合には、次のものを適用する。

(i) 関連する投資に関する合意に規定する法規その他紛争当事者が合意する法規

(ii) 法規が規定されていない場合その他紛争当事者により合意されていない場合には、被申立人の法令（法の抵触に関する規則を含む。）

12 被申立人は、非紛争締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁の通知（仲裁の請求が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し

13 非紛争締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。

14 被申立人は、この条の規定による仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、申立人が申し立てられた損害の全部又は一部に対する塡補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。

15 仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。

(a) 被申立人が、申立人及びその投資財産に関し、前章の規定に基づく義務又は2(a)(i)(B)若しくは(b)(i)(B)に規定する投資に関する合意に基づく義務に違反したかどうか。

(b) 違反があった場合には、次の救済措置のいずれか一方又は双方

(i) 損害賠償及び適当な利子

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、適用される仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

16 15の規定に従うことを条件として、2(b)の規定によって付託する請求の場合には、

(a) 損害賠償及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。

(b) 原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。

(c) 裁定においては、自然人又は企業が救済につき関係法令に基づいて有するいかなる権利にも当該裁定が影響を及ぼすものではないことを定めるものとする。

17 被申立人は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に入手可能なものとすることができる。

(a) 業務上の秘密の情報

(b) いずれかの締約国の法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c) 関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報

18 仲裁地は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国の国内とする。

19 仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ＩＣＳＩＤ条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。

第二十五条　文書の送達

1 この章の規定による仲裁に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により締約国に送達する。

(a) 日本国については、外務省国際法局

(b) アンゴラ共和国については、外務省国際協力局

2 一方の締約国は、1に規定する当局の名称の変更を速やかに公に入手可能なものとし、他方の締約国に通報する。

3 各締約国は、1及び2に規定する自国の当局の住所を公に入手可能なものとする。

第三章　合同委員会

第二十六条　合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) 第七条1の規定に従って維持され、改正され、又は修正された適合しない措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。

(c) 第七条2の規定に従って採用され、又は維持された適合しない措置について、両締約国の投資家にとって良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。

(d) この協定の範囲内の投資に関連する事項であって投資環境の整備に関係するものについて情報を交換し、及び討議すること。

(e) 投資に関連するその他の事項であってこの協定に関係するものについて討議すること。

2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に対して適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

5 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6 委員会は、いずれかの締約国の要請があった場合には、会合する。

第四章　最終規定

第二十七条　見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十八条　最終規定

1 両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3　この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域において当該他方の締約国の法令に従って取得されたものについても適用する。

4　この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

5　この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

6　附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十三年八月九日にルアンダで、ひとしく正文である日本語、ポルトガル語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
鈴木徹
アンゴラ共和国のために
テテ・アントニオ

附属書Ⅰ　第七条1(a)に規定する現行の適合しない措置

1　締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務の一部又は全部に服さない当該締約国の現行の措置について、第七条1(a)の規定に従って記載するものである。

(a)　第二条（内国民待遇）
(b)　第三条（最恵国待遇）
(c)　第六条（特定措置の履行要求の禁止）

注釈　日本国の表の留保事項には、第十六条の規定に基づいて同国がとる措置を含むことがある。

2　表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって、国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
(d)　関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であって、第七条1(a)の規定に従って、掲げられた措置について適用しないものを特定する。
(e)　措置。「措置」には、留保事項が対象とする法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置をいい、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。
(f)　概要。「概要」には、適合しない措置を記載し、又は留保事項が対象とする措置の一般的な、かつ、拘束力のない概要を記載する。

3　留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。留保事項は、当該留保事項が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈する。「措置」の事項は、他の全ての事項に優先する。

4　この附属書の適用上、

(a)　「ＪＳＩＣ」とは、日本国総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。
(b)　「ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二」とは、アンゴラ共和国国家統計評議会が二千十四年七月十四日に作成したアンゴラ共和国の経済活動の分類をいう。

日本国の表

一	二
分野	分野
小分野	小分野
産業分類	産業分類
航空宇宙産業	農林水産業（植物育成者権）
航空機製造修理業	ＪＳＩＣ　〇一一九　その他の耕種農業
ＪＳＩＣ　一六　化学工業	ＪＳＩＣ　〇二四三　山林種苗生産サービス業
ＪＳＩＣ　一八　プラスチック製品製造業（別掲を除く。）	ＪＳＩＣ　〇四一三　藻類養殖業
ＪＳＩＣ　一九　ゴム製品製造業	ＪＳＩＣ　〇四一五　種苗養殖業
ＪＳＩＣ　二一　窯業・土石製品製造業	関連する義務
ＪＳＩＣ　二三　非鉄金属製造業	内国民待遇（第二条）
ＪＳＩＣ　二四　金属製品製造業	最恵国待遇（第三条）
ＪＳＩＣ　二五　はん用機械器具製造業	種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条（第四号を除く。）
ＪＳＩＣ　二七　業務用機械器具製造業	日本国内に住所及び居所（法人にあっては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。
ＪＳＩＣ　二八　電子部品・デバイス・電子回路製造業	(a)　その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二日及び千九百九十一年三月九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合
ＪＳＩＣ　二九　電気機械器具製造業	(b)　その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百七十一年のＵＰＯＶ条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のＵＰＯＶ条約の当事国であり、かつ、その国と日本国との関係において千九百七十八年のＵＰＯＶ条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合
ＪＳＩＣ　三〇　情報通信機械器具製造業	(c)　その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認める国（その国の国民に対し日本国が植物育成者権その他植物育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国の国民に対し当該保護を認める国を含む。）であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合
ＪＳＩＣ　三一　輸送用機械器具製造業	
ＪＳＩＣ　三九　情報サービス業	
ＪＳＩＣ　九〇　機械等修理業（別掲を除く。）	
注　ＪＳＩＣ一六、一八、一九、二一、二三から二五まで、二七から三二まで、三九又は九〇に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、航空宇宙産業に関連するものに限られる。	
関連する義務	
内国民待遇（第二条）	
特定措置の履行要求の禁止（第六条）	
措置	
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条	
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条	
航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条から第五条まで	
概要	
1　居住者と非居住者との間の「航空機産業に関する技術導入契約は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件に従う。	
2　航空機を製造し、又は航空機の修理サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づいて航空機の製造又は修理に関連する工場を設立しなければならない。	

三

分野
小分野
産業分類
　ＪＳＩＣ　六二二　銀行（中央銀行を除く。）
関連する義務
　内国民待遇（第二条）
措置
概要
　預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行の支店が受け入れる預金については、対象としない。

四

分野
小分野
産業分類
　ＪＳＩＣ　三七〇〇　主として管理事務を行う本社等
　ＪＳＩＣ　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）
　ＪＳＩＣ　三七三一　電気通信に附帯するサービス業
関連する義務
　内国民待遇（第二条）
　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
　日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条
措置
概要
　１　日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。
　(a)　日本国の国籍を有しない自然人
　(b)　外国政府又はその代表者
　(c)　外国の法人又は団体
　２　日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。

五

分野
小分野
産業分類
関連する義務
　内国民待遇（第二条）
　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
　船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条
措置
概要
　日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であってその代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。

六

分野
小分野
産業分類
関連する義務
　内国民待遇（第二条）
措置
概要
　日本国の国民又は日本国の法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。

七

分野
小分野
産業分類
関連する義務
　内国民待遇（第二条）
　最恵国待遇（第三条）
　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
措置
概要
　１　日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。
　(a)　日本国の国籍を有しない自然人
　(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
　(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
　(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人
　２　日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等は、１(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であって当該持株会社等の株式を所有するもの又は当該航空運送事業者に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより１(d)に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。
　３　外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
　４　外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
　５　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

八

分野
小分野
産業分類
　ＪＳＩＣ　四六〇〇　主として管理事務を行う本社等
　ＪＳＩＣ　四六二一　航空機使用業（航空運送業を除く。）
関連する義務
　内国民待遇（第二条）
　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
措置
概要
　１　航空機使用事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。
　(a)　日本国の国籍を有しない自然人
　(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
　(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
　(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人
　航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。
　２　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

九

分野
小分野
産業分類
関連する義務
　内国民待遇（第二条）
　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章
措置
概要
　１　次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。
　(a)　日本国の国籍を有しない自然人
　(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
　(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
　(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人
　２　外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。

十

分野
小分野
産業分類
関連する義務
　運輸業
　航空機登録原簿への航空機の登録
措置
　運輸業
　貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）
　ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業
　ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
　内国民待遇（第二条）
　最恵国待遇（第三条）
　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで
　貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）

アンゴラ共和国の表

概要	次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この登録、許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人

十一	
分野	運輸業
小分野	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）
産業分類	ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業 ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） １　次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 ２　１に掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。

十二	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条
概要	日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港を行ってはならず、日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。

一	
分野	金融サービス
小分野	銀行業
産業分類	ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｋ六四一九一　銀行サービス
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	金融機関の一般的な制度に関する法律（二千二十一年五月十九日の法律第十四号）第八十六条
概要	外国の金融機関は、アンゴラ共和国内にあるその支店が負う同国の管轄権の下での義務に責任を有する。

二	
分野	金融サービス
小分野	年金基金運用サービス
産業分類	ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｋ六五三〇〇　年金基金運用サービス
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	年金基金に関する規則（千九百九十八年八月七日の政令第二十五号）第六条及び第七条
概要	アンゴラ共和国内に本社を有する同国の法人のみが年金基金を運用することを認められる。

三	
分野	金融サービス
小分野	保険サービス
産業分類	ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｋ六五一一〇　生命保険サービス ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｋ六五一二〇　生命保険以外の保険サービス
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	保険業及び再保険業法（二千二十二年七月七日の法律第十八号）第二十二条１、第二十八条２(d)、第三十九条、第四十一条、第四十二条、第百三条及び第百三十七条
概要	１　アンゴラ共和国における保険業及び再保険業は、次の者のみが行うことができる。 (a)　アンゴラ共和国内に本社を有する株式会社 (b)　アンゴラ共和国の領域外に本社を有する保険会社及び再保険会社の支店であって、保険業及び再保険業法に従って許可を与えられたもの ２　外国の保険会社及び再保険会社は、国外において五年間の業務を行った後にアンゴラ共和国内に支店を設立することを認められ、また、同国の企業が業務を行うために必要とされる額を下回らない額の資金をその支店のための業務のために配分しなければならない。 ３　外国の保険会社及び再保険会社の支店は、保険業及び再保険業法に従って計算される技術的引当金に相当する資産を保証する義務を負う。

四	
分野	鉱業
小分野	
産業分類	ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｂ〇八一〇　採石業、砂利採取業及び粘土採取業 ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｍ七一一〇二　エンジニアリング業及び関連する技術（鉱物の探査のためのものに限る。）
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	鉱業法（二千十一年九月二十三日の法律第三十一号）第百七十七条、第二百八十五条、第三百三十二条及び第三百四十七条
概要	１　零細採掘業（ダイヤモンドの零細採掘業を含む。）の鉱業権は、アンゴラ共和国の国民にのみ与えられる。 ２　建設用及び土木用鉱物の探査又は採掘のための鉱業権並びに医療用ミネラルウォーターの探査のための鉱業権は、アンゴラ共和国の国民又は資本の三分の二以上を同国の国民が所有する同国の法人にのみ与えられる。

五	
分野	石油及びガス分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	特定措置の履行要求の禁止（第六条） 現地調達に関する規則（二千二十年十月二十日の大統領令第二百七十一号）第二条及び第八条から第十一条まで
概要	１　国家開発事業体の関連企業、リスク・サービス契約を有する団体、石油事業の運営においてこれらの企業又は団体と協力する団体並びにアンゴラ共和国で登記された営利企業であって石油及びガス分野にサービス又は物品を供給するものは、同国の国民を雇用しなければならない。 ２　１に規定する企業又は団体は、研究、開発、技術移転、アンゴラ共和国の労働力の訓練並びに同国の職員及びその効果的な利用のための革新的な技術の分野における継続的な訓練への投資を誘引しなければならない。 ３　国家開発事業体の関連企業、リスク・サービス契約を有する団体及び石油事業の運営においてこれらの企業又は団体と協力する団体は、国家開発事業体が承認した一覧表に含まれる物品及びサービスを取得するためには、アンゴラ共和国の企業と契約しなければならない。 ４　石油及びガス分野の営利企業は、アンゴラ共和国内で生産される原料、設備、機器及び消費材並びに提供されるサービスが輸入される物品及びサービスと比較して同一の品質である場合には、同国内で生産される物品及び提供されるサービスを購入しなければならない。

六	
分野	不動産
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	アンゴラ共和国憲法第九十八条 土地法（二千四年十一月九日の法律第九号）第三十五条
概要	１　私有地の所有権の取得及び移転は、アンゴラ共和国の法令により同国の国民にのみ認められる。 ２　都市部の土地の所有権は、アンゴラ共和国の国民にのみ移転することができる。

七

分野
小分野
産業分類　CAE－Rev・二　A〇三一一　海面漁業
　　CAE－Rev・二　A〇三一二　内水面漁業
関連する義務
内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
措置
概要　水生生物資源に関する法律（二千四年十月八日の法律第六－A号）第三十一条及び第三十二条
1　外国人及び外国法人は、アンゴラ共和国において伝統的漁業を行うことを認められない。
2　アンゴラ共和国の領海における漁業権は、同国の国民及び法人（相互主義に基づく場合に限る。）にのみ与えられる。南部アフリカ開発共同体構成国の国民及び法人並びに南部アフリカ開発共同体
3　アンゴラ共和国が国際法に基づいて管轄権を行使する内水及び国際河川における漁業権は、同国の国民及び法人にのみ与えられる。
4　アンゴラ共和国の排他的経済水域における漁業権は、同国の国民又は法人と協働する外国人及び外国法人に与えられる。

八

分野
小分野
産業分類　CAE－Rev・二　H五二二二　水運の補助的な業務
　　CAE－Rev・二　H五二二九　貨物利用運送業及び通関その他の運輸支援業務
関連する義務
内国民待遇（第二条）
措置
概要　二千二二年九月十三日の法律第三十四号によって改正された商船、港湾及び関連する業務に関する法律（二千十二年八月二十八日の法律第二十七号）第百十六条及び第百十七条
次の業務を含む港湾及び港湾物流管理に関する業務（港湾で行われる他の補助的及び補完的な業務を含む。）は、関係法令の適用を妨げることなく、できる限りアンゴラ共和国の国民又は法人によって行われる。
(a)　貨物の積込み及び取卸し
(b)　貨物の転載、取扱い及び保管
(c)　水先
(d)　引き船
(e)　びょう泊
(f)　ごみ収集
(g)　スポーツ及びレジャーボート用の基盤整備
(h)　漁港の整備
(i)　石油業を補助するための係留施設の整備
(j)　ドライポートの整備
(k)　旅客運送
(l)　船舶への給水

九

分野　港湾運輸サービス
小分野
産業分類　CAE－Rev・二　H五一一〇　航空旅客運送業
　　CAE－Rev・二　H五一二〇　航空貨物運送業
関連する義務
内国民待遇（第二条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置　二千十九年十二月三十日の大統領令第三百六十四号によって改正された航空運送業への参入及びその実施に関する規則（二千十六年十月三十一日の大統領令第二百十七号）第十一条、第十三条及び第二十八条
概要　1　定期又は不定期の国内航空運送サービスは、航空業運営資格を有するアンゴラ共和国の法人のみが行うことができる。
2　アンゴラ共和国において国内航空運送サービスを行う同国の法人は、その本部を同国内に設置しなければならない。
3　アンゴラ共和国の国民又は法人のみが乗務員免許及び航空業運営資格を有することができる。適格な同国の乗務員がいない例外的な場合には、同国の労働法令に従って外国人の乗務員の受入れが認められる。

4　航空業運営資格を有するアンゴラ共和国の法人の技術職員並びに整備及び運営のための職員に占める同国の国民の割合は、次のとおりとする。
(a)　運営一年目においては、六十五パーセント以上
(b)　運営二年目以降においては、九十パーセント以上
5　状況により正当と認められる場合には、航空当局は、一年を超えない期間の間、4に規定する割合と異なる割合を設定することができる。

附属書Ⅱ　第七条2に規定する適合しない措置

1　締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動について、第七条2の規定に従って記載するものである。
(a)　第二条（内国民待遇）
(b)　第三条（最恵国待遇）
(c)　第六条（特定措置の履行要求の禁止）
注釈　日本国の表の留保事項には、第十六条の規定に基づいて同国がとる措置を含むことがある。

2　表の留保事項には、次の事項を記載する。
(a)　分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって、国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
(d)　関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であって、第七条2の規定に従って、留保事項に掲げる分野、小分野又は活動について適用しないものを特定する。
(e)　概要。「概要」には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動の範囲又は性質を記載する。
(f)　現行の措置。「現行の措置」には、特定する場合には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動について適用のある現行の措置の一覧（全てを網羅するものではないもの）を、透明性の観点から明示する。

3　留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」の事項は、他の全ての事項に優先する。

4　この附属書の適用上、
(a)　「ＪＳＩＣ」とは、日本国総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。
(b)　「ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二」とは、アンゴラ共和国国家統計評議会が二千十四年七月十四日に作成したアンゴラ共和国の経済活動の分類をいう。
(c)　「ＣＰＣ」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

日本国の表

一

分野　全ての分野
小分野
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。
(a)　アンゴラ共和国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。
(b)　アンゴラ共和国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。
(c)　後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。
現行の措置

二

分野
小分野
産業分類
関連する義務
　全ての分野
　内国民待遇（第二条）
　最恵国待遇（第三条）
　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要
　日本国は、日本国における電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置

三

分野
小分野
産業分類
関連する義務
　全ての分野
　最恵国待遇（第三条）
概要
　日本国は、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であって、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。
　(a)　航空
　(b)　漁業
　(c)　海事（海難救助を含む。）
現行の措置

四

分野
小分野
産業分類
関連する義務
　全ての分野
　内国民待遇（第二条）
　最恵国待遇（第三条）
概要
　補助金については、アンゴラ共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。
現行の措置

五

分野
小分野
産業分類
関連する義務
　全ての分野
　内国民待遇（第二条）
　最恵国待遇（第三条）
　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要
　1　日本国は、この協定の効力発生の日の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得た産業以外の産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
　2　この協定の効力発生の日にＪＳＩＣ又はＣＰＣにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されている産業は、同日に日本国政府が認識し得たものとする。
　3　日本国は、この協定の効力発生の日には技術的に投資が可能でなかった産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置

六

分野
小分野
産業分類
関連する義務
　全ての分野
　内国民待遇（第二条）
　最恵国待遇（第三条）
概要
　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国において投資を行おうとする外国投資家について適用する。ただし、次のいずれかの場合に限る。
　(a)　外国投資家が行おうとする投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがある場合
　(b)　外国投資家が、日本国が経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約第二条ｂの規定に基づき留保を付しているものに含まれる業種に対して投資を行おうとする場合
　注　この留保事項の適用上、「経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約」とは、千九百六十一年十二月十二日に経済協力開発機構理事会によって採択された資本移動の自由化に関する規約（その改正又は修正を含む。）をいう。
現行の措置
　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第二十八条
　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第四条

七

分野
小分野
産業分類
関連する義務
　内国民待遇（第二条）
　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要
　日本国は、宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置
　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条
　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条

八

分野
小分野
産業分類
関連する義務
　内国民待遇（第二条）
　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要
　日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置
　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条
　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条

九

分野
小分野
産業分類
　教育及び学習支援業
　初等及び中等教育サービス
　ＪＳＩＣ　八一一　幼稚園
　ＪＳＩＣ　八一二　小学校
　ＪＳＩＣ　八一三　中学校
　ＪＳＩＣ　八一四　高等学校、中等教育学校
　ＪＳＩＣ　八一五　特別支援学校
　ＪＳＩＣ　八一九　幼保連携型認定こども園
関連する義務
　内国民待遇（第二条）
概要
　日本国は、初等及び中等教育サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置
　教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条
　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条
　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条
　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

十

分野
小分野
産業分類
関連する義務
　エネルギー産業
　電気業
　ガス業
　原子力産業
　内国民待遇（第二条）
　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要
　日本国は、「小分野」の事項に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置
　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条
　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条

十一

分野　漁業
小分野　領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
産業分類　ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業
ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業
ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業
ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業
ＪＳＩＣ　八〇九三　遊漁船業
関連する義務　内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　日本国は、日本国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。
(a)　水産資源の採取を伴わない調査
(b)　集魚
(c)　漁獲物の保蔵及び加工
(d)　漁獲物及びその製品の輸送
(e)　漁業に使用される他の船舶への補給
現行の措置　外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条
排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条

十二

分野　情報通信業
小分野　放送業
産業分類　ＪＳＩＣ　三八〇　管理、補助的経済活動を行う事業所
ＪＳＩＣ　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。）
ＪＳＩＣ　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。）
ＪＳＩＣ　三八三　有線放送業
関連する義務　内国民待遇（第二条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二章
放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五章及び第八章

十三

分野　土地取引に関する事項
小分野
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
概要　日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。
現行の措置　外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条

十四

分野　法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス
小分野
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育、公営住宅等の社会事業サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置

十五

分野　運輸業
小分野　航空運輸業
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要　日本国は、空港及び空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。
現行の措置

アンゴラ共和国の表

一

分野　武器産業
小分野
産業分類　ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｃ二五二〇　武器及び弾薬の製造業
関連する義務　内国民待遇（第二条）
概要　アンゴラ共和国は、同国における武器の流通及び商業化への投資の承認又は許可に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　経済活動分野の制限に関する法律（二千二十一年十月十八日の法律第二十五号）第六条及び第七条

二

分野　基礎的な衛生サービス
小分野　基礎的な下水サービスの整備業
公共廃棄物施設からの固形廃棄物の管理業及び回収業
産業分類　ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｅ三七〇〇　廃水の回収、排水及び処理
ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｅ三八　廃棄物の収集及び処理、原料の再利用
関連する義務　内国民待遇（第二条）
概要　アンゴラ共和国は、同国における基礎的な下水サービスの整備並びに公共廃棄物施設からの固形廃棄物の管理及び回収への投資の承認又は許可に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　経済活動分野の制限に関する法律（二千二十一年十月十八日の法律第二十五号）第六条及び第七条

三

分野　配水業
小分野　表流水の取水業及び処理業並びに配水業
産業分類　ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｅ三六〇〇　取水業、処理業及び配水業
関連する義務　内国民待遇（第二条）
概要　アンゴラ共和国は、同国における上水道業への投資の承認又は許可に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　経済活動分野の制限に関する法律（二千二十一年十月十八日の法律第二十五号）第六条及び第七条

四

分野　郵便サービス
小分野
産業分類　ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｈ五三一〇　国営郵便局業
関連する義務　内国民待遇（第二条）
概要　アンゴラ共和国は、同国における郵便サービスへの投資の承認又は許可に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　経済活動分野の制限に関する法律（二千二十一年十月十八日の法律第二十五号）第六条及び第七条

五

分野　電気通信業
小分野
産業分類　ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｊ六一一〇　有線電気通信業
ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｊ六一二〇　無線電気通信業
ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｊ六一三〇　衛星電気通信業
関連する義務　内国民待遇（第二条）
概要　アンゴラ共和国は、同国における電気通信サービスへの投資の承認又は許可に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置　経済活動分野の制限に関する法律（二千二十一年十月十八日の法律第二十五号）第六条及び第七条

六	
分野	石油及びガス分野
小分野	
産業分類	ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｂ〇六一〇　原油採掘業 ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｂ〇六二〇　天然ガス採掘業
関連する義務	内国民待遇（第三条）
概要	アンゴラ共和国は、同国における石油及びガスの採掘への投資の承認又は許可に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	経済活動分野の制限に関する法律（二千二十一年十月十八日の法律第二十五号）第六条及び第七条
七	
分野	電力業
小分野	
産業分類	一般消費用の発電業、送電業及び配電業 ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｄｐ三五一〇　発電業、送電業及び配電業
関連する義務	内国民待遇（第三条）
概要	アンゴラ共和国は、同国における一般消費用の発電業、送電業及び配電業への投資の承認又は許可に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	経済活動分野の制限に関する法律（二千二十一年十月十八日の法律第二十五号）第六条及び第七条
八	
分野	観光業
小分野	歴史的及び文化的遺産として分類される基盤の管理
産業分類	ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｎ七九一二　旅行業
関連する義務	内国民待遇（第三条）
概要	アンゴラ共和国は、同国における歴史的及び文化的遺産として分類される基盤の管理に係る旅行業への投資の承認又は許可に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	経済活動分野の制限に関する法律（二千二十一年十月十八日の法律第二十五号）第六条及び第七条
九	
分野	鉄道業
小分野	都市間鉄道旅客運送業 鉄道貨物運送業
産業分類	ＣＡＥ－Ｒｅｖ・二　Ｈ四九一　鉄道業
関連する義務	内国民待遇（第三条）
概要	アンゴラ共和国は、同国における都市間鉄道旅客運送業及び鉄道貨物運送業への投資の承認又は許可に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	経済活動分野の制限に関する法律（二千二十一年十月十八日の法律第二十五号）第六条及び第七条
十	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第三条）
概要	補助金については、日本国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。
現行の措置	

外務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　岸田　文雄

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN JAPAN
AND THE REPUBLIC OF ANGOLA
FOR THE LIBERALISATION, PROMOTION
AND PROTECTION OF INVESTMENT

Japan and the Republic of Angola (hereinafter referred to as "the Contracting Parties"),

Desiring to further promote investment in order to strengthen the economic relationship between the Contracting Parties;

Intending to further create stable, equitable, favourable and transparent conditions for greater investment by investors of a Contracting Party in the Area of the other Contracting Party;

Recognising the growing importance of the progressive liberalisation of investment for stimulating initiative of investors and for promoting prosperity in the Contracting Parties; and

Recognising that these objectives can be achieved without relaxing health, safety and environmental measures of general application;

Have agreed as follows:

CHAPTER I
INVESTMENT

Article 1
Definitions

For the purposes of this Agreement:

(a) the term "investment" means every kind of asset owned or controlled, directly or indirectly, by an investor, including:

(i) an enterprise and a branch of an enterprise;

(ii) shares, stocks or other forms of equity participation in an enterprise;

(iii) bonds, debentures, loans and other forms of debt;

(iv) futures, options and other derivatives;

(v) rights under contracts, including turnkey, construction, management, production or revenue-sharing contracts;

(vi) claims to money and to any performance under contract having a financial value;

(vii) intellectual property rights, including copyrights and related rights, patent rights and rights relating to utility models, trademarks, industrial designs, layout-designs of integrated circuits, new varieties of plants, trade names, indications of source or geographical indications and undisclosed information;

(viii) rights conferred pursuant to laws and regulations or contracts such as concessions, licences, authorisations and permits, including those for the exploration and exploitation of natural resources; and

(ix) any other tangible and intangible, movable and immovable property, and any related property rights, such as leases, mortgages, liens and pledges;

An investment includes the amounts yielded by an investment, in particular, profit, interest, capital gains, dividends, royalties and fees. A change in the form in which assets are invested does not affect their character as an investment.

(b) the term "investment agreement" means a written agreement between the central or local government or authority of a Contracting Party and an investor of the other Contracting Party or its investment that is an enterprise in the Area of the former Contracting Party, on which the investor or the investment relies in establishing or acquiring an investment in the former Contracting Party;

Note: A "written agreement" refers to an agreement in writing, executed by both parties, whether in a single instrument or in multiple instruments, that creates an exchange of rights and obligations, binding on both parties under the applicable law under subparagraph 11(b) of Article 24. For greater certainty:

(i) a unilateral act of an administrative or judicial authority, such as a permit, licence or authorisation issued by a Contracting Party solely in its regulatory capacity, or a decree, order or judgement, standing alone; and

(ii) an administrative or judicial consent decree or order,

shall not be considered a written agreement.

(c) the term "investor of a Contracting Party" means:

(i) a natural person having the nationality of that Contracting Party in accordance with its laws and regulations; or

(ii) an enterprise of that Contracting Party,

that seeks to make, is making or has made investments in the Area of the other Contracting Party;

(d) the term "enterprise" means any legal person or any other entity duly constituted or organised under the applicable laws and regulations, whether or not for profit, and whether private or government owned or controlled, including any corporation, trust, partnership, sole proprietorship, joint venture, association, organisation or company;

(e) the term "enterprise of a Contracting Party" means an enterprise duly constituted or organised under the applicable laws and regulations of that Contracting Party;

(f) the term "investment activities" means establishment, acquisition, expansion, operation, management, maintenance, use, enjoyment and sale or other disposal of investments;

(g) the term "Area" means, with respect to a Contracting Party, the territory of that Contracting Party, and the exclusive economic zone and the continental shelf with respect to which that Contracting Party exercises sovereign rights or jurisdiction in accordance with international law;

(h) the term “existing” means being in effect on the date of entry into force of this Agreement;

(i) the term “freely usable currency” means freely usable currency as defined under the Articles of Agreement of the International Monetary Fund;

(j) the term “WTO Agreement” means the Marrakesh Agreement Establishing the World Trade Organization, done at Marrakesh, April 15, 1994;

(k) the term “TRIPS Agreement” means the Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights in Annex 1C to the WTO Agreement;

(l) the term “claimant” means an investor of a Contracting Party that is a party to an investment dispute with the other Contracting Party;

(m) the term “respondent” means the Contracting Party that is a party to an investment dispute;

(n) the term “disputing party” means either the claimant or the respondent;

(o) the term “disputing parties” means the claimant and the respondent;

(p) the term “non-disputing Party” means the Contracting Party that is not a party to an investment dispute;

(q) the term “ICSID” means the International Centre for Settlement of Investment Disputes;

(r) the term “ICSID Additional Facility Rules” means the Rules Governing the Additional Facility for the Administration of Proceedings by the Secretariat of the International Centre for Settlement of Investment Disputes;

(s) the term “ICSID Additional Facility Arbitration Rules” means the Rules that apply to any arbitration proceeding conducted pursuant to the ICSID Additional Facility Rules;

(t) the term “ICSID Convention” means the Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of other States, done at Washington, March 18, 1965;

(u) the term “New York Convention” means the Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards, done at New York, June 10, 1958; and

(v) the term “UNCITRAL Arbitration Rules” means the Arbitration Rules of the United Nations Commission on International Trade Law.

Article 2
National Treatment

1. Each Contracting Party shall in its Area accord to investors of the other Contracting Party and to their investments treatment no less favourable than the treatment it accords in like circumstances to its own investors and to their investments with respect to investment activities.

2. Paragraph 1 shall not be construed to prevent a Contracting Party from adopting or maintaining a measure that prescribes special formalities in connection with investment activities of investors of the other Contracting Party in its Area, provided that such special formalities do not impair the substance of the rights of such investors under this Agreement.

Article 3
Most-Favoured-Nation Treatment

Each Contracting Party shall in its Area accord to investors of the other Contracting Party and to their investments treatment no less favourable than the treatment it accords in like circumstances to investors of a non-Contracting Party and to their investments with respect to investment activities.

Note: For greater certainty, the treatment referred to in this Article does not encompass international dispute settlement procedures or mechanisms under any international agreement.

Article 4
General Treatment

Each Contracting Party shall in its Area accord to investments of investors of the other Contracting Party treatment in accordance with customary international law, including fair and equitable treatment and full protection and security.

Article 5
Access to the Courts of Justice

Each Contracting Party shall in its Area accord to investors of the other Contracting Party treatment no less favourable than the treatment which it accords in like circumstances to its own investors or to investors of a non-Contracting Party with respect to access to the courts of justice and administrative tribunals and agencies in all degrees of jurisdiction, both in pursuit and in defence of the rights of the investors of the other Contracting Party.

Article 6
Prohibition of Performance Requirements

1. Neither Contracting Party may impose or enforce any of the following requirements, or enforce any commitment or undertaking, in connection with investment activities of an investor of a Contracting Party or of a non-Contracting Party in its Area:

(a) to export a given level or percentage of goods or services;

(b) to achieve a given level or percentage of domestic content;

(c) to purchase, use or accord a preference to goods produced or services provided in its Area, or to purchase goods or services from a natural person or an enterprise in its Area;

(d) to relate in any way the volume or value of imports to the volume or value of exports or to the amount of foreign exchange inflows associated with an investment of the investor;

(e) to restrict sales of goods or services in its Area that an investment of the investor produces or provides by relating such sales in any way to the volume or value of its exports or foreign exchange earnings;

(f) to restrict the exportation or sale for export;

(g) to appoint, as executives, managers or members of board of directors, natural persons of any particular nationality;

(h) to adopt:

(i) a given rate or amount of royalty under a licence contract; or

(ii) a given duration of the term of a licence contract,

in regard to any licence contract freely entered into between the investor and a natural person or an enterprise in its Area, whether it has been entered into or not, provided that the requirement is imposed or the commitment or undertaking is enforced by an exercise of governmental authority of the Contracting Party;

Note: A “licence contract” referred to in this subparagraph means any licence contract concerning transfer of technology, a production process, or other proprietary knowledge.

(i) to transfer technology, a production process or other proprietary knowledge to a natural person or an enterprise in its Area;

(j) to locate the headquarters of the investor for a specific region or the world market in its Area;

(k) to hire a given number or percentage of its nationals;

(l) to achieve a given level or value of research and development in its Area; or

(m) to supply one or more of the goods that the investor produces or the services that the investor provides to a specific region or the world market, exclusively from its Area.

2. Neither Contracting Party may condition the receipt or continued receipt of an advantage, in connection with investment activities of an investor of a Contracting Party or of a non-Contracting Party in its Area, on compliance with any of the following requirements:

(a) to achieve a given level or percentage of domestic content;

(b) to purchase, use or accord a preference to goods produced in its Area, or to purchase goods from a natural person or an enterprise in its Area;

(c) to relate in any way the volume or value of imports to the volume or value of exports or to the amount of foreign exchange inflows associated with an investment of the investor;

(d) to restrict sales of goods or services in its Area that an investment of the investor produces or provides by relating such sales in any way to the volume or value of its exports or foreign exchange earnings; or

(e) to restrict the exportation or sale for export.

3. (a) Nothing in paragraph 2 shall be construed to prevent a Contracting Party from conditioning the receipt or continued receipt of an advantage, in connection with investment activities of an investor of a Contracting Party or of a non-Contracting Party in its Area, on compliance with a requirement to locate production, supply a service, train or employ workers, construct or expand particular facilities, or carry out research and development, in its Area.

(b) Subparagraphs 1(h) and 1(i) shall not apply when the requirement is imposed or the commitment or undertaking is enforced by a court of justice, administrative tribunal or competition authority to remedy an alleged violation of competition laws.

(c) Subparagraph 1(i) shall not apply when the requirement concerns the transfer of intellectual property rights which is undertaken in a manner not inconsistent with the TRIPS Agreement.

(d) Subparagraphs 2(a) and 2(b) shall not apply to requirements imposed by an importing Contracting Party relating to the content of goods necessary to qualify for preferential tariffs or preferential quotas.

4. Paragraphs 1 and 2 shall not apply to any requirement other than the requirements set out in those paragraphs.

Article 7
Non-Conforming Measures

1. Articles 2, 3 and 6 shall not apply to:

(a) any existing non-conforming measure that is maintained by the following, as set out in the Schedule of each Contracting Party in Annex I:

(i) the central government of a Contracting Party; or

(ii) a prefecture of Japan, or a province or a municipality of the Republic of Angola;

(b) any existing non-conforming measure that is maintained by a local government other than a prefecture or a province or a municipality referred to in subparagraph (a)(ii);

(c) the continuation or prompt renewal of any non-conforming measure referred to in subparagraphs (a) and (b); or

(d) an amendment or modification to any non-conforming measure referred to in subparagraphs (a) and (b), provided that the amendment or modification does not decrease the conformity of the measure, as it existed immediately before the amendment or modification, with Articles 2, 3 and 6.

2. Articles 2, 3 and 6 shall not apply to any measure that a Contracting Party adopts or maintains with respect to sectors, sub-sectors or activities set out in its Schedule in Annex II.

3. Neither Contracting Party shall, under any measure adopted after the date of entry into force of this Agreement and covered by its Schedule in Annex II, require an investor of the other Contracting Party, by reason of its nationality, to sell or otherwise dispose of an investment that exists at the time when the measure becomes effective.

4. In cases where a Contracting Party makes an amendment or a modification to any existing non-conforming measure set out in its Schedule in Annex I or where a Contracting Party adopts any new or more restrictive measure with respect to sectors, sub-sectors or activities set out in its Schedule in Annex II after the date of entry into force of this Agreement, the Contracting Party shall, prior to the implementation of the amendment or modification or the new or more restrictive measure, or in exceptional circumstances, as soon as possible thereafter:

(a) notify the other Contracting Party of detailed information on such amendment or modification, or such measure; and

(b) hold, upon request by the other Contracting Party, consultations in good faith with the other Contracting Party with a view to achieving mutual satisfaction.

5. Each Contracting Party shall endeavour, where appropriate, to reduce or eliminate the non-conforming measures specified in its Schedules in Annexes I and II respectively.

6. Articles 2 and 3 shall not apply to any measure covered by the exceptions to, or derogations from, obligations under Articles 3 and 4 of the TRIPS Agreement, as specifically provided in Articles 3 through 5 of the TRIPS Agreement.

7. Articles 2, 3 and 6 shall not apply to any measure that a Contracting Party adopts or maintains with respect to government procurement.

Article 8
Transparency

1. Each Contracting Party shall promptly publish, or otherwise make publicly available, its laws, regulations, administrative procedures and administrative rulings and judicial decisions of general application as well as international agreements which pertain to or affect the implementation and operation of this Agreement.

2. Each Contracting Party shall, upon request by the other Contracting Party, promptly respond to specific questions and provide that other Contracting Party with information on matters set out in paragraph 1.

3. Paragraphs 1 and 2 shall not be construed to oblige either Contracting Party to disclose confidential information, the disclosure of which would impede law enforcement or otherwise be contrary to the public interest, or which would prejudice privacy or legitimate commercial interests.

Article 9
Public Comment Procedures

Each Contracting Party shall, in accordance with its laws and regulations, endeavour to provide, except in cases of emergency or of purely minor nature, a reasonable opportunity for comments by the public before the adoption, amendment or repeal of regulations of general application that affect any matter covered by this Agreement.

Article 10
Measures against Corruption

Each Contracting Party shall ensure that measures and efforts are undertaken to prevent and combat corruption regarding matters covered by this Agreement in accordance with its laws and regulations.

Article 11
Entry, Sojourn and Residence of Investors

Each Contracting Party shall, in accordance with its laws and regulations, give sympathetic consideration to applications for entry, sojourn and residence of a natural person having the nationality of the other Contracting Party as well as personnel employed by, and an executive, a manager and a member of the board of directors of, an enterprise of the other Contracting Party, who wishes to enter the territory of the former Contracting Party and remain therein for the purpose of investment activities.

Article 12
Expropriation and Compensation

1. Neither Contracting Party shall expropriate or nationalise an investment in its Area of an investor of the other Contracting Party or take any measure equivalent to expropriation or nationalisation (hereinafter referred to as “expropriation”) except:

(a) for a public purpose;

(b) in a non-discriminatory manner;

(c) upon payment of prompt, adequate and effective compensation in accordance with paragraphs 2 through 5; and

(d) in accordance with due process of law.

2. The compensation shall be equivalent to the fair market value of the expropriated investments at the time when the expropriation was publicly announced or when the expropriation occurred, whichever is earlier. The fair market value shall not reflect any change in value occurring because the expropriation had become publicly known earlier.

3. The compensation shall be paid without delay, shall include interest at a commercially reasonable rate accrued from the date of expropriation until the date of payment and shall be effectively realisable and freely transferable.

4. If payment is made in a freely usable currency, the compensation paid shall include interest, at a commercially reasonable rate for that currency, accrued from the date of expropriation until the date of payment.

5. If a Contracting Party elects to pay in a currency other than a freely usable currency, the compensation paid shall be no less than the sum of the following converted into the currency of payment at the market rate of exchange prevailing on the date of payment:

(a) the fair market value on the date of expropriation, converted into a freely usable currency at the market rate of exchange prevailing on that date; and

(b) interest, at a commercially reasonable rate for that freely usable currency, accrued from the date of expropriation until the date of payment.

6. This Article does not apply to the issuance of compulsory licences granted in relation to intellectual property rights in accordance with the TRIPS Agreement, or to the revocation, limitation or creation of intellectual property rights, to the extent that such issuance, revocation, limitation or creation is consistent with the TRIPS Agreement.

Article 13
Protection from Strife

1. Each Contracting Party shall accord to investors of the other Contracting Party that have suffered loss or damage relating to their investments in the Area of the former Contracting Party due to armed conflict or a state of emergency such as revolution, insurrection, civil disturbance or any other similar event in the Area of that former Contracting Party, treatment, as regards restitution, indemnification, compensation or any other settlement, that is no less favourable than that which it accords to its own investors or to investors of a non-Contracting Party, whichever is more favourable to the investors of the other Contracting Party.

2. Any payment as a means of settlement referred to in paragraph 1 shall be effectively realisable, freely transferable and freely convertible at the market exchange rate into freely usable currencies.

3. Neither Contracting Party shall be derogated from its obligation under paragraph 1 by reason of its measures taken pursuant to paragraph 2 of Article 16.

Article 14
Subrogation

If a Contracting Party or its designated agency makes a payment to any investor of that Contracting Party under an indemnity, guarantee or insurance contract, pertaining to an investment of such investor in the Area of the other Contracting Party, the latter Contracting Party shall recognise the assignment to the former Contracting Party or its designated agency of any right or claim of such investor on account of which such payment is made and shall recognise the right of the former Contracting Party or its designated agency to exercise by virtue of subrogation any such right or claim to the same extent as the original right or claim of the investor. As regards payment to be made to that former Contracting Party or its designated agency by virtue of such assignment of right or claim and the transfer of such payment, the provisions of Articles 12, 13 and 15 shall apply *mutatis mutandis*.

Article 15
Transfers

1. Each Contracting Party shall ensure that all transfers relating to investments in its Area of an investor of the other Contracting Party may be freely made into and out of its Area without delay. Such transfers shall include, in particular, though not exclusively:

(a) the initial capital and additional amounts to maintain or increase investments;

(b) profits, interest, capital gains, dividends, royalties, fees or other current incomes accruing from investments;

(c) payments made under a contract including loan payments in connection with investments;

(d) proceeds of the total or partial sale or liquidation of investments;

(e) earnings and remuneration of personnel from abroad who work in connection with investments in the Area of the former Contracting Party;

(f) payments made in accordance with Articles 12 and 13; and

(g) payments arising out of a dispute.

2. Each Contracting Party shall further ensure that such transfers may be made without delay in freely usable currencies at the market exchange rate prevailing on the date of the transfer.

3. Notwithstanding paragraphs 1 and 2, a Contracting Party may delay or prevent a transfer through the equitable, non-discriminatory and good-faith application of its laws and regulations relating to:

(a) bankruptcy, insolvency or the protection of the rights of creditors;

(b) issuing, trading or dealing in securities, futures, options or derivatives;

(c) criminal or penal offences;

(d) reporting or record keeping of transfers of currency or other monetary instruments when necessary to assist law enforcement or financial regulatory authorities; or

(e) ensuring compliance with orders or judgements in adjudicatory proceedings.

Article 16
General and Security Exceptions

1. Subject to the requirement that such measures are not applied by a Contracting Party in a manner which would constitute a means of arbitrary or unjustifiable discrimination against, or a disguised restriction on investors of the other Contracting Party and their investments in the Area of the former Contracting Party, nothing in this Agreement shall be construed to prevent the former Contracting Party from adopting or enforcing measures:

(a) necessary to protect human, animal or plant life or health;

(b) necessary to protect public morals or to maintain public order, provided that the public order exception may only be invoked where a genuine and sufficiently serious threat is posed to one of the fundamental interests of society;

(c) necessary to secure compliance with the laws or regulations which are not inconsistent with the provisions of this Agreement including those relating to:

(i) the prevention of deceptive and fraudulent practices or to deal with the effects of a default on contract;

(ii) the protection of the privacy of the individual in relation to the processing and dissemination of personal data and the protection of confidentiality of personal records and accounts; or

(iii) safety; or

(d) imposed for the protection of national treasures of artistic, historic or archaeological value.

2. Subject to paragraph 3 of Article 13, nothing in this Agreement shall be construed to prevent a Contracting Party from adopting or enforcing measures:

(a) which it considers necessary for the protection of its essential security interests, including measures:

(i) taken in time of war, armed conflict, or other emergency in that Contracting Party or in international relations; or

(ii) relating to the implementation of national policies or international agreements respecting the non-proliferation of weapons; or

(b) in pursuance of its obligations under the United Nations Charter for the maintenance of international peace and security.

3. Nothing in this Agreement shall be construed to require a Contracting Party to furnish or allow access to any information the disclosure of which it determines to be contrary to its essential security interests.

4. In cases where a Contracting Party takes any measure, pursuant to paragraph 2, that does not conform with the obligations of the provisions of this Agreement, that Contracting Party shall not use such measure as a means of avoiding its obligations.

Article 17
Temporary Safeguard Measures

1. A Contracting Party may adopt or maintain restrictive measures with regard to cross-border capital transactions as well as payments or transfers including transfers referred to in Article 15 for transactions related to investments:

(a) in the event of serious balance-of-payments and external financial difficulties or threat thereof; or

(b) in exceptional cases where movements of capital cause or threaten to cause serious difficulties for macroeconomic management, in particular monetary and exchange rate policies.

2. Restrictive measures referred to in paragraph 1 shall:

(a) be applied in such a manner that the other Contracting Party is treated no less favourably than any non-Contracting Party;

(b) be consistent with the Articles of Agreement of the International Monetary Fund;

(c) not exceed those necessary to deal with the circumstances set out in paragraph 1;

(d) be temporary and be phased out progressively as the situation specified in paragraph 1 improves;

(e) be promptly notified to the other Contracting Party; and

(f) avoid unnecessary damages to the commercial, economic and financial interests of the other Contracting Party.

3. The Contracting Party which has adopted any measures under paragraph 1 shall, upon request, commence consultations with the other Contracting Party in order to review the restrictions adopted by the former Contracting Party.

Article 18
Prudential Measures

1. Notwithstanding any other provisions of this Agreement, a Contracting Party shall not be prevented from taking measures relating to financial services for prudential reasons, including measures for the protection of investors, depositors, policy holders or persons to whom a fiduciary duty is owed by an enterprise supplying financial services, or to ensure the integrity and stability of its financial system.

2. Where the measures taken by a Contracting Party pursuant to paragraph 1 do not conform with this Agreement, they shall not be used as a means of avoiding the obligations of the Contracting Party under this Agreement.

Article 19
Intellectual Property Rights

1. The Contracting Parties shall grant and ensure the adequate and effective protection of intellectual property rights, and promote efficiency and transparency in intellectual property protection system. For this purpose, the Contracting Parties shall promptly consult with each other at the request of either Contracting Party. Depending on the results of the consultation, each Contracting Party shall, in accordance with its laws and regulations, take appropriate measures to remove the factors which are recognised as having adverse effects to the investments of investors of the other Contracting Party.

2. Nothing in this Agreement shall affect the rights and obligations of the Contracting Parties under multilateral agreements in respect of protection of intellectual property rights to which the Contracting Parties are parties.

3. Nothing in this Agreement shall be construed to oblige either Contracting Party to extend to investors of the other Contracting Party and to their investments treatment accorded to investors of a non-Contracting Party and to their investments by virtue of multilateral agreements in respect of protection of intellectual property rights, to which the former Contracting Party is a party.

Article 20
Taxation Measures

1. Nothing in this Agreement shall affect the rights and obligations of either Contracting Party under any tax convention. In the event of any inconsistency between this Agreement and any such convention, that convention shall prevail to the extent of the inconsistency.

2. Articles 2 and 3 shall not apply to taxation measures.

Article 21
Health, Safety and Environmental Measures and Labour Standards

Each Contracting Party recognises that it is inappropriate to encourage investment by investors of the other Contracting Party and of a non-Contracting Party by relaxing its health, safety or environmental measures, or by lowering its labour standards. To this effect, each Contracting Party should not waive or otherwise derogate from such measures or standards as an encouragement for the establishment, acquisition or expansion of investments in its Area by investors of the other Contracting Party and of a non-Contracting Party.

Article 22
Denial of Benefits

1. A Contracting Party may deny the benefits of this Agreement to an investor of the other Contracting Party that is an enterprise of the other Contracting Party and to its investments if the enterprise is owned or controlled by an investor of a non-Contracting Party and the denying Contracting Party:

(a) does not maintain diplomatic relations with the non-Contracting Party; or

(b) adopts or maintains measures with respect to the non-Contracting Party that prohibit transactions with the enterprise or that would be violated or circumvented if the benefits of this Agreement were accorded to the enterprise or to its investments.

2. A Contracting Party may deny the benefits of this Agreement to an investor of the other Contracting Party that is an enterprise of the other Contracting Party and to its investments if the enterprise is owned or controlled by an investor of a non-Contracting Party or of the denying Contracting Party and the enterprise has no substantial business activities in the Area of the other Contracting Party.

3. For the purpose of this Article, an enterprise is:

(a) “owned” by an investor if more than 50 percent of the equity interest in it is beneficially owned by the investor; and

(b) "controlled" by an investor if the investor has the power to name a majority of its directors or otherwise to legally direct its actions.

CHAPTER II
DISPUTE SETTLEMENT

Article 23
Settlement of Dispute between the Contracting Parties

1. Each Contracting Party shall accord sympathetic consideration to, and shall afford adequate opportunity for consultation regarding, such representations as the other Contracting Party may make with respect to any matter affecting the implementation of this Agreement.

2. Any dispute between the Contracting Parties as to the interpretation and application of this Agreement, not satisfactorily adjusted by diplomacy, shall be referred for decision to an arbitration board. Such arbitration board shall be constituted for each dispute in the following way. Within 60 days from the date of receipt by either Contracting Party from the other Contracting Party of a note requesting arbitration of the dispute, each Contracting Party shall appoint an arbitrator. The two arbitrators shall select a third arbitrator who, upon approval by the Contracting Parties, shall be appointed as the Chairperson, provided that the third arbitrator shall not be a national of either Contracting Party. The Chairperson shall be appointed within 60 days from the date of appointment of the other two arbitrators.

3. If the necessary appointments referred to in paragraph 2 have not been made within the periods referred to in that paragraph, either Contracting Party may, unless otherwise agreed, request the Secretary-General of the Permanent Court of Arbitration at The Hague to make such appointments.

4. The arbitration board shall determine its own procedural rules, after consultation with the Contracting Parties. The arbitration board shall decide the dispute in accordance with this Agreement and the rules and principles of international law applicable to the subject matter. The arbitration board shall within a reasonable period of time reach its decision by a majority of votes. Such decision shall be final and binding.

5. Each Contracting Party shall bear the cost of the arbitrator of its choice and its representation in the arbitral proceedings. The cost of the Chairperson of the arbitration board in discharging his or her duties and the remaining costs of the arbitration board shall be borne equally by the Contracting Parties.

Article 24
Settlement of Investment Disputes between a Contracting Party and an Investor of the Other Contracting Party

1. In the event of an investment dispute between the claimant and the respondent, they should initially seek to resolve the dispute through consultation and negotiation, which may include the use of non-binding, third-party procedures.

2. In the event that a disputing party considers that an investment dispute cannot be settled by consultation and negotiation:

(a) the claimant, on its own behalf, may submit to arbitration under this Article a claim:

(i) that the respondent has breached:

(A) an obligation under Chapter I; or

(B) an investment agreement to which the claimant is a party; and

(ii) that the claimant has incurred loss or damage by reason of, or arising out of, that breach; and

(b) the claimant, on behalf of an enterprise of the respondent that is a legal person that the claimant owns or controls directly or indirectly, may submit to arbitration under this Article a claim:

(i) that the respondent has breached:

(A) an obligation under Chapter I; or

(B) an investment agreement to which the enterprise is a party; and

(ii) that the enterprise has incurred loss or damage by reason of, or arising out of, that breach.

3. At least 90 days before submitting any claim to arbitration under this Article, a claimant shall deliver to the respondent a written notice of its intention to submit the claim to arbitration (hereinafter referred to as "notice of intent"). The notice of intent shall specify:

(a) the name and address of the claimant and, in the case of subparagraph 2(b), the name, address and place of incorporation of the enterprise;

(b) for each claim, the provision of Chapter I or of investment agreement alleged to have been breached and any other relevant provisions;

(c) the legal and factual basis for each claim; and

(d) the relief sought and the approximate amount of damages claimed.

4. Provided that six months have elapsed since the events giving rise to the claim, a claimant may submit a claim referred to in paragraph 2 to the arbitration:

(a) under the ICSID Convention, provided that the Contracting Parties are parties to the ICSID Convention;

(b) under the ICSID Additional Facility Rules, provided that:

(i) none of the Contracting Parties is a party to the ICSID Convention; or

(ii) either Contracting Party, but not both, is a party to the ICSID Convention;

(c) under the UNCITRAL Arbitration Rules; or

(d) if the disputing parties agree, under any other arbitration institution or arbitration rules.

5. A claim shall be deemed submitted to arbitration under this Article when the claimant's notice of or request for arbitration (hereinafter referred to as "notice of arbitration"):

(a) referred to in paragraph 1 of Article 36 of the ICSID Convention is received by the Secretary-General of ICSID;

(b) referred to in Rule 2 of the ICSID Additional Facility Arbitration Rules is received by the Secretary-General of ICSID;

(c) referred to in Article 3 of the UNCITRAL Arbitration Rules, together with the statement of claim referred to in Article 20 of the UNCITRAL Arbitration Rules, is received by the respondent; or

(d) under any other arbitration institution or arbitration rules selected under subparagraph 4(d) is received by the respondent, unless otherwise specified by such institution or in such rules.

6. Each Contracting Party hereby consents to the submission of a claim to arbitration under this Article in accordance with this Agreement. For greater certainty, in the case of a claim submitted pursuant to subparagraph 2(a)(i)(B) or 2(b)(i)(B), if the investment agreement provides a provision that designates forum for dispute settlement, such provision shall not be construed as the revocation or exclusion of such consent with respect to a claim alleging a breach of the investment agreement.

7. Notwithstanding paragraph 6, no claim may be submitted to arbitration under this Article if more than three years have elapsed from the date on which the claimant first acquired, or should have first acquired, knowledge of the breach alleged under paragraph 2 and knowledge that the claimant in the case of subparagraph 2(a) or the enterprise referred to in subparagraph 2(b) in the case of that subparagraph has incurred loss or damage.

8. No claim may be submitted to arbitration under this Article unless:

(a) in the case of subparagraph 2(a):

(i) the claimant consents in writing to arbitration in accordance with the procedures set out in this Article; and

(ii) the claimant waives in writing any right to initiate or continue before any administrative tribunal or court of justice under the law of either Contracting Party, or other dispute settlement procedures, any proceedings with respect to any measure alleged to constitute a breach referred to in subparagraph 2(a)(i); and

(b) in the case of subparagraph 2(b):

(i) both the claimant and the enterprise referred to in that subparagraph consent in writing to arbitration in accordance with the procedures set out in this Article; and

(ii) both the claimant and the enterprise referred to in that subparagraph waive in writing any right to initiate or continue before any administrative tribunal or court of justice under the law of either Contracting Party, or other dispute settlement procedures, any proceedings with respect to any measure alleged to constitute a breach referred to in subparagraph 2(b)(i).

9. The waiver provided pursuant to subparagraph 8(a)(ii) or 8(b)(ii) shall cease to apply where the arbitral tribunal rejects the claim on the basis of a failure to meet the requirements of paragraph 3, 4, 7 or 8, or on any other procedural or jurisdictional grounds.

10. Notwithstanding subparagraphs 8(a)(ii) and 8(b)(ii), the claimant or the enterprise referred to in subparagraph 2(b) may initiate or continue an action that seeks interim injunctive relief that does not involve the payment of monetary damages before an administrative tribunal or court of justice under the law of the respondent.

11. (a) When a claim is submitted under subparagraph 2(a)(i)(A) or 2(b)(i)(A), the arbitral tribunal shall decide the issues in dispute in accordance with this Agreement and applicable rules of international law.

(b) When a claim is submitted under subparagraph 2(a)(i)(B) or 2(b)(i)(B), the arbitral tribunal shall apply:

(i) the rules of law specified in the pertinent investment agreement, or as the disputing parties may otherwise agree; or

(ii) if the rules of law have not been specified or otherwise agreed, the law of the respondent, including its rules on the conflict of laws.

12. The respondent shall deliver to the non-disputing Party:

(a) notice of arbitration no later than 30 days after the date on which the claim was submitted; and

(b) copies of all pleadings filed in the arbitration.

13. The non-disputing Party may, upon written notice to the disputing parties, make submissions to the arbitral tribunal on a question of interpretation of this Agreement.

14. In an arbitration under this Article, the respondent shall not assert, as a defence, counterclaim, right of setoff or otherwise, that the claimant has received or will receive indemnification or other compensation for all or part of the alleged damages pursuant to an insurance or guarantee contract.

15. The arbitral tribunal may award only:

(a) a judgement whether or not there has been a breach by the respondent of any obligation under Chapter I or under an investment agreement referred to in subparagraph 2(a)(i)(B) or 2(b)(i)(B) with respect to the claimant and its investments; and

(b) one or both of the following remedies, only if there has been such a breach:

(i) monetary damages and applicable interest; and

(ii) restitution of property, in which case the award shall provide that the respondent may pay monetary damages and any applicable interest, in lieu of restitution.

The arbitral tribunal may also award cost and attorney's fees in accordance with applicable arbitration rules.

16. Subject to paragraph 15, in the case of subparagraph 2(b):

(a) an award of monetary damages and any applicable interest shall provide that the sum be paid to the enterprise referred to in that subparagraph;

(b) an award of restitution of property shall provide that restitution be made to the enterprise referred to in that subparagraph; and

(c) the award shall provide that it is made without prejudice to any right that any natural person or enterprise may have in the relief under applicable law.

17. The respondent may make available to the public in a timely manner all documents, including an award, submitted to, or issued by, an arbitral tribunal established under paragraph 4, subject to redaction of:

(a) confidential business information;

(b) information which is privileged or otherwise protected from disclosure under the laws and regulations of either Contracting Party; and

(c) information which shall be withheld pursuant to the relevant arbitration rules.

18. Unless the disputing parties agree otherwise, the place of arbitration shall be in a country that is a party to the New York Convention.

19. The award rendered by the arbitral tribunal shall be final and binding upon the disputing parties. This award shall be executed in accordance with the applicable laws and regulations, as well as relevant international law including the ICSID Convention and the New York Convention, concerning the execution of award in force in the country where such execution is sought.

Article 25
Service of Documents

1. Notices and other documents relating to arbitration under this Chapter shall be served on a Contracting Party by delivery to:

(a) with respect to Japan, International Legal Affairs Bureau, the Ministry of Foreign Affairs; and

(b) with respect to the Republic of Angola, Directorate of International Cooperation, the Ministry of External Relations.

2. A Contracting Party shall promptly make publicly available and notify to the other Contracting Party any change to the name of the authority referred to in paragraph 1.

3. Each Contracting Party shall make publicly available the address of its authority referred to in paragraphs 1 and 2.

CHAPTER III
JOINT COMMITTEE

Article 26
Joint Committee

1. The Contracting Parties shall establish a Joint Committee (hereinafter referred to as "the Committee") with a view to accomplishing the objectives of this Agreement. The functions of the Committee shall be:

(a) to discuss and review the implementation and operation of this Agreement;

(b) to review the non-conforming measures maintained, amended or modified pursuant to paragraph 1 of Article 7 for the purpose of contributing to the reduction or elimination of such non-conforming measures;

(c) to discuss the non-conforming measures adopted or maintained pursuant to paragraph 2 of Article 7 for the purpose of encouraging favourable conditions for investors of the Contracting Parties;

(d) to exchange information on and to discuss investment-related matters within the scope of this Agreement which relate to improvement of investment environment; and

(e) to discuss any other investment-related matters concerning this Agreement.

2. The Committee may, as necessary, make appropriate recommendations by consensus to the Contracting Parties for the more effective functioning or the attainment of the objectives of this Agreement.

3. The Committee shall be composed of representatives of the Contracting Parties. The Committee may, upon mutual consent of the Contracting Parties, invite representatives of relevant entities other than the Governments of the Contracting Parties with the necessary expertise relevant to the issues to be discussed, and hold joint meetings with the private sectors.

4. The Committee shall determine its own rules of procedure to carry out its functions.

5. The Committee may establish sub-committees and delegate specific tasks to such sub-committees.

6. The Committee shall meet upon the request of either Contracting Party.

CHAPTER IV
FINAL PROVISIONS

Article 27
Headings

The headings of the Chapters and Articles of this Agreement are inserted for convenience of reference only and shall not affect the interpretation of this Agreement.

Article 28
Final Provisions

1. The Contracting Parties shall notify each other, through diplomatic channels, of the completion of their respective internal procedures necessary for the entry into force of this Agreement. This Agreement shall enter into force on the thirtieth day after the latter of the dates of receipt of the notifications. It shall remain in force for a period of ten years after its entry into force and shall continue in force unless terminated as provided for in paragraph 2.

2. A Contracting Party may, by giving one-year advance notice in writing to the other Contracting Party, terminate this Agreement at the end of the initial ten-year period or at any time thereafter.

3. This Agreement shall also apply to all investments of investors of either Contracting Party acquired in the Area of the other Contracting Party in accordance with the laws and regulations of that other Contracting Party prior to the entry into force of this Agreement.

4. In respect of investments acquired prior to the date of termination of this Agreement, the provisions of this Agreement shall continue to be effective for a period of 10 years from the date of termination of this Agreement.

5. This Agreement shall not apply to claims arising out of events which occurred prior to its entry into force.

6. The Annexes to this Agreement shall form an integral part of this Agreement.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, being duly authorised by their respective Governments, have signed this Agreement.

DONE in duplicate at Luanda, on this ninth day of August, 2023 in the Japanese, Portuguese and English languages, all three texts being equally authentic. In case of divergence of the interpretation, the English text shall prevail.

FOR JAPAN:

鈴木　徹

FOR THE REPUBLIC OF ANGOLA:

Téte António

Annex I
Existing Non-Conforming Measures referred to
in subparagraph 1(a) of Article 7

1. The Schedule of a Contracting Party sets out, pursuant to subparagraph 1(a) of Article 7, its existing measures that are not subject to some or all of the obligations imposed by:

(a) Article 2 (National Treatment);

(b) Article 3 (Most-Favoured-Nation Treatment); or

(c) Article 6 (Prohibition of Performance Requirements).

Note: For greater certainty, entries in the Schedule of Japan may include measures taken by Japan in accordance with Article 16.

2. Each Schedule entry sets out the following elements:

(a) "Sector" refers to the sector for which the entry is made;

(b) "Sub-Sector", where referenced, refers to the specific sub-sector for which the entry is made;

(c) "Industry Classification", where referenced, and only for transparency purposes, refers to the activity covered by the non-conforming measure, according to domestic or international industry classification codes;

(d) "Obligations Concerned" specifies the obligations referred to in paragraph 1 that, pursuant to subparagraph 1(a) of Article 7, do not apply to the listed measure(s);

(e) "Measures" identifies the laws, regulations or other measures for which the entry is made. A measure cited in the "Measures" element:

(i) means the measure as amended, continued or renewed as of the date of entry into force of this Agreement; and

(ii) includes any subordinate measure adopted or maintained under the authority of and consistent with the measure; and

(f) "Description" sets out the non-conforming measure or provides a general non-binding description of the measure for which the entry is made.

3. In the interpretation of an entry, all elements of the entry shall be considered. An entry shall be interpreted in the light of the relevant provisions of this Agreement against which the entry is made, and the "Measures" element shall prevail over all the other elements.

4. For the purposes of this Annex:

(a) the term "JSIC" means Japan Standard Industrial Classification set out by the Ministry of Internal Affairs and Communications of Japan, and revised on October 30, 2013; and

(b) the term "CAE-Rev.2" means the Economic Activities Classification of the Republic of Angola set out by the National Council of Statistics of the Republic of Angola on July 14, 2014.

Schedule of Japan

1 Sector: Aerospace Industry

Sub-Sector: Aircraft Manufacturing and Repairing Industry

Industry Classification:

JSIC 16	Manufacture of chemical and allied products
JSIC 18	Manufacture of plastics products, except otherwise classified
JSIC 19	Manufacture of rubber products
JSIC 21	Manufacture of ceramic, stone and clay products
JSIC 23	Manufacture of non-ferrous metals and products
JSIC 24	Manufacture of fabricated metal products
JSIC 25	Manufacture of general purpose machinery
JSIC 27	Manufacture of business oriented machinery
JSIC 28	Electronic parts, devices and electronic circuits
JSIC 29	Manufacture of electrical machinery, equipment and supplies
JSIC 30	Manufacture of information and communication electronics equipment
JSIC 31	Manufacture of transportation equipment
JSIC 39	Information services
JSIC 90	Machine, etc. repair services, except otherwise classified

Note: The activities covered by this entry under JSIC 16, 18, 19, 21, 23, 24, 25, 27, 28, 29, 30, 31, 39 or 90 are limited to those related to aerospace industry.

Obligations Concerned: National Treatment (Article 2)

Prohibition of Performance Requirements (Article 6)

Measures: Foreign Exchange and Foreign Trade Law (Law No. 228 of 1949), Article 30

Cabinet Order on Foreign Direct Investment (Cabinet Order No. 261 of 1980), Article 5

Aircraft Manufacturing Industry Law (Law No. 237 of 1952), Articles 2 through 5

Description:

1. A technology introduction contract between a resident and a non-resident related to the aircraft industry is subject to the prior notification requirement under the Foreign Exchange and Foreign Trade Law.

2. An enterprise which intends to produce aircraft and supply aircraft repair services is required to establish a factory related to manufacture or repair aircraft under the laws and regulations of Japan.

2 Sector: Agriculture, Forestry and Fisheries (Plant Breeder's Rights)

Sub-Sector:

Industry Classification:
- JSIC 0119 Miscellaneous crop farming
- JSIC 0243 Forest tree saplings nursery services
- JSIC 0413 Seaweed aquaculture
- JSIC 0415 Seed aquaculture

Obligations Concerned:
- National Treatment (Article 2)
- Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3)

Measures: Seeds and Seedlings Law (Law No. 83 of 1998), Article 10 (except item 4)

Description: A foreign person who has neither a domicile nor residence (nor the place of business, in the case of a legal person) in Japan cannot enjoy plant breeder's rights or related rights except in any of the following cases:

(a) where the country of which the person is a national or the country in which the person has a domicile or residence (or its place of business, in the case of a legal person) is a contracting party to the International Convention for the Protection of New Varieties of Plants of December 2, 1961, as Revised at Geneva on November 10, 1972, on October 23, 1978, and on March 19, 1991;

(b) where the country of which the person is a national or the country in which the person has a domicile or residence (or its place of business, in the case of a legal person) is a contracting party to the International Convention for the Protection of New Varieties of Plants of December 2, 1961, as Revised at Geneva on November 10, 1972, and on October 23, 1978 (hereinafter referred to in this Annex as "the 1978 UPOV Convention"), or a country in relation with which Japan shall apply the 1978 UPOV Convention in accordance with paragraph (2) of Article 34 of the 1978 UPOV Convention, and further provides the protection for plant genus and species to which the person's applied variety belongs; or

(c) where the country of which the person is a national provides Japanese nationals with the protection of varieties under the same condition as its own nationals (including a country which provides such protection for Japanese nationals under the condition that Japan allows enjoyment of the plant breeder's rights or related rights for the nationals of that country), and further provides the protection for plant genus and species to which the person's applied variety belongs.

3　Sector:　Finance

Sub-Sector:　Banking

Industry Classification:
- JSIC 622　Banks, except central bank
- JSIC 631　Financial institutions for small-businesses

Obligations Concerned:　National Treatment (Article 2)

Measures:　Deposit Insurance Law (Law No. 34 of 1971), Article 2

Description:　The deposit insurance system only covers financial institutions which have their head offices within the jurisdiction of Japan. The deposit insurance system does not cover deposits taken by branches of foreign banks.

4　Sector:　Information and Communications

Sub-Sector:　Telecommunications

Industry Classification:
- JSIC 3700　Head offices primarily engaged in managerial operations
- JSIC 3711　Regional telecommunications, except wired broadcast telephones
- JSIC 3731　Services incidental to telecommunications

Obligations Concerned:　National Treatment (Article 2)

Prohibition of Performance Requirements (Article 6)

Measures:　Law concerning Nippon Telegraph and Telephone Corporation, etc. (Law No. 85 of 1984), Articles 6 and 10

Description:

1.　Nippon Telegraph and Telephone Corporation may not enter the name and address in its register of shareholders if the aggregate of the ratio of the voting rights directly or indirectly held by the persons set forth in subparagraphs (a) through (c) reaches or exceeds one-third:

(a)　a natural person who does not have Japanese nationality;

(b)　a foreign government or its representative; and

(c)　a foreign legal person or a foreign entity.

2.　Any natural person who does not have Japanese nationality may not assume the office of member of the board of directors or auditor of Nippon Telegraph and Telephone Corporation, Nippon Telegraph and Telephone East Corporation and Nippon Telegraph and Telephone West Corporation.

5	Sector:	Matters Related to the Nationality of a Ship
	Sub-Sector:	
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Measures:	Ship Law (Law No. 46 of 1899), Article 1
	Description:	The Japanese nationality shall be given to a ship whose owner is a Japanese national, or a company established under the laws and regulations of Japan, of which all the representatives and not less than two-thirds of the executives administering the affairs are Japanese nationals.

6	Sector:	Mining	
	Sub-Sector:		
	Industry Classification:	JSIC 05	Mining and quarrying of stone and gravel
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)	
	Measures:	Mining Law (Law No. 289 of 1950), Chapters 2 and 3	
	Description:	Only a Japanese national or a Japanese legal person may have mining rights or mining lease rights.	

第三種郵便物認可　明治三十五年三月三十一日

第明治三二十種五郵年三月物三十一可日

7	Sector:	Transport
	Sub-Sector:	Air Transport
	Industry Classification:	JSIC 4600　Head offices primarily engaged in managerial operations
		JSIC 4611　Air transport
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)
		Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3)
		Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Measures:	Civil Aeronautics Law (Law No. 231 of 1952), Chapters 7 and 8
	Description:	1.　Permission of the Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism for conducting air transport business as a Japanese air carrier is not granted to the following natural persons or entities applying for the permission: (a)　a natural person who does not have Japanese nationality; (b)　a foreign country, or a foreign public entity or its equivalent; (c)　a legal person or other entity constituted under the laws and regulations of any foreign country; and (d)　a legal person represented by the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c); a legal person of which one-third or more of the directors are composed of the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c); or a legal person of which one-third or more of the voting rights are held by the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c). In the event that an air carrier becomes a natural person or an entity referred to in subparagraphs (a) through (d), the permission will lose its effect.　The conditions for the permission also apply to companies, such as holding companies, which have substantial control over the air carriers. 2.　A Japanese air carrier or a company having substantial control over such air carrier, such as a holding company, may reject the request from a natural person or an entity set forth in subparagraphs 1(a) through 1(c), who owns equity investments in such air carrier or company, to enter its name and address in the register of shareholders, in the event that such air carrier or company becomes a legal person referred to in subparagraph 1(d) by accepting such request. 3.　Foreign air carriers are required to obtain permission of the Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism to conduct international air transport business.

4. Permission of the Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is required for the use of foreign aircraft for air transportation of passengers or cargoes to and from Japan for remuneration.

5. A foreign aircraft may not be used for a flight between points within Japan.

8 Sector: Transport

Sub-Sector: Air Transport

Industry Classification: JSIC 4600 Head offices primarily engaged in managerial operations

JSIC 4621 Aircraft service, except air transport

Obligations Concerned: National Treatment (Article 2)

Prohibition of Performance Requirements (Article 6)

Measures: Civil Aeronautics Law (Law No. 231 of 1952), Chapters 7 and 8

Description: 1. Permission of the Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism for conducting aerial work business is not granted to the following natural persons or entities applying for the permission:

(a) a natural person who does not have Japanese nationality;

(b) a foreign country, or a foreign public entity or its equivalent;

(c) a legal person or other entity constituted under the laws and regulations of any foreign country; and

(d) a legal person represented by the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c); a legal person of which one-third or more of the directors are composed of the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c); or a legal person of which one-third or more of the voting rights are held by the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c).

In the event that a person conducting aerial work business becomes a natural person or an entity referred to in subparagraphs (a) through (d), the permission will lose its effect. The conditions for the permission also apply to companies, such as holding companies, which have substantial control over the person conducting aerial work business.

2.　A foreign aircraft may not be used for a flight between points within Japan.

9	Sector:	Transport
	Sub-Sector:	Registration of Aircraft in the National Register
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Measures:	Civil Aeronautics Law (Law No. 231 of 1952), Chapter 2
	Description:	1.　An aircraft owned by any of the following natural persons or entities may not be registered in the national register: (a)　a natural person who does not have Japanese nationality; (b)　a foreign country, or a foreign public entity or its equivalent; (c)　a legal person or other entity constituted under the laws and regulations of any foreign country; and (d)　a legal person represented by the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c); a legal person of which one-third or more of the directors are composed of the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c); or a legal person of which one-third or more of the voting rights are held by the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c). 2.　A foreign aircraft may not be registered in the national register.

10 Sector: Transport

Sub-Sector: Freight Forwarding Business (excluding freight forwarding business using air transportation)

Industry Classification: JSIC 4441 Collect-and-deliver freight transport

JSIC 4821 Freight transport, except collect-and-deliver freight transport

Obligations Concerned: National Treatment (Article 2)

Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3)

Prohibition of Performance Requirements (Article 6)

Measures: Freight Forwarding Business Law (Law No. 82 of 1989), Chapters 2 through 4

Enforcement Regulation of Freight Forwarding Business Law (Ministerial Ordinance of the Ministry of Transport No. 20 of 1990)

Description: The following natural persons or entities are required to be registered with, or to obtain permission or approval of, the Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism for conducting freight forwarding business using international shipping. Such registration shall be made, or such permission or approval shall be granted, on the basis of reciprocity:

(a) a natural person who does not have Japanese nationality;

(b) a foreign country, or a foreign public entity or its equivalent;

(c) a legal person or other entity constituted under the laws and regulations of any foreign country; and

(d) a legal person represented by the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c); a legal person of which one-third or more of the directors are composed of the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c); or a legal person of which one-third or more of the voting rights are held by the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c).

11　Sector:　Transport

Sub-Sector:　Freight Forwarding Business (only freight forwarding business using air transportation)

Industry Classification:　JSIC 4441　Collect-and-deliver freight transport

JSIC 4821　Freight transport, except collect-and-deliver freight transport

Obligations Concerned:　National Treatment (Article 2)

Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3)

Prohibition of Performance Requirements (Article 6)

Measures:　Freight Forwarding Business Law (Law No. 82 of 1989), Chapters 2 through 4

Enforcement Regulation of Freight Forwarding Business Law (Ministerial Ordinance of the Ministry of Transport No. 20 of 1990)

Description:　1.　The following natural persons or entities may not conduct freight forwarding business using air transportation between points within Japan:

(a)　a natural person who does not have Japanese nationality;

(b)　a foreign country, or a foreign public entity or its equivalent;

(c)　a legal person or other entity constituted under the laws and regulations of any foreign country; and

(d)　a legal person represented by the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c); a legal person of which one-third or more of the directors are composed of the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c); or a legal person of which one-third or more of the voting rights are held by the natural persons or entities referred to in subparagraph (a), (b) or (c).

2.　The natural persons or entities referred to in paragraph 1 are required to be registered with, or to obtain permission or approval of, the Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism for conducting freight forwarding business using international air transportation. Such registration shall be made, or such permission or approval shall be granted, on the basis of reciprocity.

12	Sector:	Transport
	Sub-Sector:	Water Transport
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3)
	Measures:	Ship Law (Law No. 46 of 1899), Article 3
	Description:	Unless otherwise specified in the laws and regulations of Japan, or international agreements to which Japan is a party, ships not flying the Japanese flag are prohibited from entering the ports in Japan which are not open to foreign commerce and from carrying cargoes or passengers between ports in Japan.

Schedule of the Republic of Angola

1	Sector:	Financial Services
	Sub-Sector:	Banking
	Industry Classification:	CAE-Rev.2 K64191 Banking Services
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)
	Measures:	Law of the General Regime of Financial Institutions (Law No. 14/21 of May 19, 2021), Article 86
	Description:	Foreign financial institutions are responsible for the obligations in the jurisdiction of the Republic of Angola, undertaken by their branches in the Republic of Angola.

2	Sector:	Financial Services
	Sub-Sector:	Pension Fund Management Services
	Industry Classification:	CAE-Rev.2 K65300 Pension Fund Management Services
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)
	Measures:	Regulation on Pension Funds (Decree No. 25/98 of August 7, 1998), Articles 6 and 7
	Description:	Only Angolan legal persons which locate their headquarters in the Republic of Angola are allowed to manage pension funds.

3	Sector:	Financial Services
	Sub-Sector:	Insurance Services
	Industry Classification:	CAE-Rev.2 K65110 Life Insurance Services CAE-Rev.2 K65120 Non-Life Insurance Services
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)
	Measures:	Insurance and Reinsurance Activity Law (Law No. 18/22 of July 7, 2022), paragraph 1 of Articles 22, sub-paragraph 2(d) of Article 28, Articles 39, 41, 42, 103 and 137
	Description:	1. The insurance or reinsurance activity in the Republic of Angola may only be exercised by: (a) stock companies with headquarters in the Republic of Angola; and (b) branches of insurance and reinsurance companies with headquarters located outside the territory of the Republic of Angola, authorised in accordance with the Insurance and Reinsurance Activity Law. 2. Foreign insurance and reinsurance companies are allowed to establish branch offices in the Republic of Angola after 5 years of operations abroad, and shall allocate funds for their branch office operations no less than the amount required for Angolan companies to operate. 3. Branch offices of the foreign insurance and reinsurance companies are obliged to guarantee assets representing the technical provisions calculated in accordance with Insurance and Reinsurance Activity Law.

4	Sector:	Mining
	Sub-Sector:	
	Industry Classification:	CAE-Rev.2 B0810 Extraction of stone, sand and clay CAE-Rev.2 M71102 Engineering activities and related techniques (for mineral exploration)
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)
	Measures:	Mining Code (Law No. 31/11 of September 23, 2011), Articles 177, 285, 332 and 347
	Description:	1. Mining rights for artisanal mining including artisanal mining of diamond may only be granted to Angolan nationals. 2. Mining rights for the exploration or exploitation of minerals for construction and civil engineering and the exploration of medicinal mineral waters may only be granted to Angolan nationals or Angolan legal persons of which at least two-thirds of the capital is owned by Angolan nationals.
5	Sector:	Oil and Gas Sector
	Sub-Sector:	
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Measures:	Regulation on Local Content (Presidential Decree No 271/20, October 20, 2020) Articles 2, 8, 9, 10 and 11
	Description:	1. Companies which are the associates of the National Concessionaire, entities holding a risk service contract, entities that collaborate with them in the execution of petroleum operations, and commercial companies registered in the Republic of Angola, which provide services and supply goods to the oil and gas sector, must hire Angolan nationals. 2. The companies and entities mentioned in paragraph 1 shall attract investments in research, development, technology transfer, training of the Angolan workforce and continuous training in the areas of innovation technology for the Angolan staff and their effective use. 3. Companies which are the associates of the National Concessionaire, entities holding a risk service contract, as well as entities that collaborate with them in the execution of petroleum operations shall contract Angolan companies to acquire goods and services included in the list approved by the National Concessionaire.

4.　Commercial companies in the oil and gas sector shall purchase materials, equipment, machinery, consumer goods and services produced in the Republic of Angola, if the goods and services are of the same quality compared to imported goods and services.

6	Sector:	Real Estate
	Sub-Sector:	
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)
	Measures:	Constitution of the Republic of Angola, Article 98 Law of Lands (Law No. 9/04, November 9, 2004), Article 35
	Description:	1.　The acquisition and transfer of ownership of private land may only be allowed to Angolan nationals under the laws and regulations of the Republic of Angola. 2.　The ownership of urban land may only be transferred to Angolan nationals.

7	Sector:	Fisheries
	Sub-Sector:	
	Industry Classification:	CAE-Rev.2 A03111 Marine fisheries CAE-Rev.2 A0312 Inland water fisheries
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3)
	Measures:	Law on Aquatic Biological Resources (Law No. 6-A/04, October 8, 2004), Articles 31 and 32
	Description:	1. Foreign nationals and legal persons are not allowed to operate traditional fisheries in the Republic of Angola. 2. Fishery rights in the territorial sea of the Republic of Angola may only be granted to Angolan nationals and legal persons, as well as nationals and legal persons of the Member States of the South African Development Community on the basis of reciprocity. 3. Fishery rights in internal waters and international rivers which the Republic of Angola exercises its jurisdiction in accordance with international law may only be granted to Angolan nationals and legal persons. 4. Fishery rights in the exclusive economic zone of the Republic of Angola may be granted to foreign nationals or legal persons in association with Angolan nationals or legal persons.

8	Sector:	Port Transport Services
	Sub-Sector:	
	Industry Classification:	CAE-Rev.2 H5222 Auxiliary activities of water transport CAE-Rev.2 H5229 Activities of freight forwarding, and customs and other transport support activities
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)
	Measures:	Law on the Merchant Vessels, Ports and Related Activities (Law No. 27/12, August 28, 2012, Revised by the Law No. 34/22, 13 September 2022), Articles 116 and 117
	Description:	Activities related to a port and port logistics, including other auxiliary and complementary activities to these activities to be carried out in port areas, such as: (a) loading and unloading of cargoes; (b) transshipment, handling and storage of cargoes; (c) pilotage; (d) towing; (e) anchorage; (f) waste collecting; (g) development of infrastructure for sports and leisure boats; (h) development of fishing ports; (i) development of terminals to support the petroleum activity; (j) development of dry ports; (k) passenger transport; and (l) water supply to vessels

may be carried out preferably by Angolan nationals or Angolan legal persons, without prejudice to the provisions of the applicable legislation.

9	Sector:	Air Transport Services
	Sub-Sector:	
	Industry Classification:	CAE-Rev.2 H5110 Air passenger transport CAE-Rev.2 H5120 Air freight transport
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Measures:	Regulation on Access and Exercise of Air Transport Activity (Presidential Decree No. 217/16, October 31, 2016, revised by Presidential Decree 364/19, December 30, 2019), Articles 11, 13 and 28
	Description:	1. Scheduled or non-scheduled domestic air transport services may only be carried out by Angolan legal persons which hold Air Operator Certificate (AOC). 2. The Angolan legal persons which carry out domestic air transport services in the Republic of Angola shall locate their headquarters in the Republic of Angola. 3. Only Angolan nationals or Angolan legal persons may hold the license of navigating staff and AOC. In exceptional cases of absence of qualified Angolan crew members, admission of foreign crew members is allowed in accordance with labor legislation in force in the Republic of Angola. 4. The proportion of Angolan nationals in the technical staff and the maintenance and operations staff of the Angolan legal persons holding AOC shall be; (a) A minimum of 65 percent during the first year of operation; and

(b) A minimum of 90 percent from the second year of operation.

5. Whenever circumstances warrant, the Aeronautical Authority can set a percentage different from those referred to in the previous paragraph, for a single period never exceeding one year.

Annex II
Non-Conforming Measures referred to in paragraph 2 of Article 7

1. The Schedule of a Contracting Party sets out, pursuant to paragraph 2 of Article 7, the specific sectors, sub-sectors or activities for which that Contracting Party may maintain existing, or adopt new or more restrictive, measures that do not conform with obligations imposed by:

(a) Article 2 (National Treatment);

(b) Article 3 (Most-Favoured-Nation Treatment); or

(c) Article 6 (Prohibition of Performance Requirements).

Note: For greater certainty, entries in the Schedule of Japan may include measures taken by Japan in accordance with Article 16.

2. Each Schedule entry sets out the following elements:

(a) "Sector" refers to the sector for which the entry is made;

(b) "Sub-Sector", where referenced, refers to the specific sub-sector for which the entry is made;

(c) "Industry Classification", where referenced, and only for transparency purposes, refers to the activity covered by the non-conforming measure, according to domestic or international industry classification codes;

(d) "Obligations Concerned" specifies the obligations referred to in paragraph 1 that, pursuant to paragraph 2 of Article 7, do not apply to the sectors, sub-sectors or activities listed in the entry;

(e) "Description" sets out the scope or nature of the sectors, sub-sectors or activities covered by the entry; and

(f) "Existing Measures", where specified, identifies, for transparency purposes, a non-exhaustive list of existing measures that apply to the sectors, sub-sectors or activities covered by the entry.

3. In the interpretation of an entry, all elements of the entry shall be considered. The "Description" element shall prevail over all other elements.

4. For the purposes of this Annex:

(a) the term "JSIC" means Japan Standard Industrial Classification set out by the Ministry of Internal Affairs and Communications of Japan, and revised on October 30, 2013;

(b) the term "CAE-Rev.2" means the Economic Activities Classification of the Republic of Angola set out by the National Council of Statistics of the Republic of Angola on July 14, 2014; and

(c) the term "CPC" means the Provisional Central Product Classification (Statistical Papers Series M No. 77, Department of International Economic and Social Affairs, Statistical Office of the United Nations, New York, 1991).

Schedule of Japan

1 Sector: All

Sub-Sector:

Industry Classification:

Obligations Concerned: National Treatment (Article 2)

Prohibition of Performance Requirements (Article 6)

Description: When transferring or disposing of its equity interests in, or the assets of, a state enterprise or a governmental entity, Japan reserves the right to:

(a) prohibit or impose limitations on the ownership of such interests or assets by investors of the Republic of Angola or their investments;

(b) impose limitations on the ability of investors of the Republic of Angola or their investments as owners of such interests or assets to control any resulting enterprise; or

(c) adopt or maintain any measure relating to the nationality of executives, managers or members of the board of directors of any resulting enterprise.

Existing Measures:

2	Sector:	All
	Sub-Sector:	
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3) Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Description:	Japan reserves the right to adopt or maintain any measure relating to investment in telegraph services, betting and gambling services, manufacture of tobacco products, manufacture of Bank of Japan notes, minting and sale of coinage and postal service in Japan.
	Existing Measures:	

3	Sector:	All
	Sub-Sector:	
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3)
	Description:	Japan reserves the right to adopt or maintain any measure that accords differential treatment to countries under any bilateral or multilateral agreement involving: (a) aviation; (b) fisheries; or (c) maritime matters, including salvage.
	Existing Measures:	

4　Sector:　All

Sub-Sector:

Industry Classification:

Obligations Concerned:　National Treatment (Article 2)

Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3)

Description:　National Treatment and Most-Favoured-Nation Treatment may not be accorded to investors of the Republic of Angola and their investments with respect to subsidies.

Existing Measures:

5　Sector:　All

Sub-Sector:

Industry Classification:

Obligations Concerned:　National Treatment (Article 2)

Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3)

Prohibition of Performance Requirements (Article 6)

Description:　1.　Japan reserves the right to adopt or maintain any measure relating to investment in industries other than those recognised or other than those that should have been recognised by the Government of Japan owing to the circumstances on the date of entry into force of this Agreement.

2.　Any industries classified positively and explicitly in JSIC or CPC, on the date of entry into force of this Agreement should have been recognised by the Government of Japan on that date.

3.　Japan reserves the right to adopt or maintain any measure relating to investment in industries which were not technically feasible on the date of entry into force of this Agreement.

Existing Measures:

6	Sector:	All
	Sub-Sector:	
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3)
	Description:	The prior notification requirement and screening procedures under the Foreign Exchange and Foreign Trade Law apply to foreign investors who intend to make investments in Japan when: (a) an investment which a foreign investor intends to make may undermine the national security, disturb the maintenance of public order, or hinder the protection of public safety; or (b) a foreign investor intends to make an investment in an industry included in Japan's reservations to the OECD Code of Liberalisation of Capital Movements lodged in accordance with paragraph (b) of Article 2 of the Code. Note: For the purposes of this entry, the term "the OECD Code of Liberalisation of Capital Movements" means the Code of Liberalisation of Capital Movements adopted by the Council of the Organisation for Economic Co-operation and Development on 12 December 1961, as revised or amended.
	Existing Measures:	Foreign Exchange and Foreign Trade Law (Law No. 228 of 1949), Articles 27 and 28 Cabinet Order on Foreign Direct Investment (Cabinet Order No. 261 of 1980), Articles 3 and 4
7	Sector:	Aerospace Industry
	Sub-Sector:	Space Industry
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Description:	Japan reserves the right to adopt or maintain any measure relating to investment in space industry.
	Existing Measures:	Foreign Exchange and Foreign Trade Law (Law No. 228 of 1949), Article 30 Cabinet Order on Foreign Direct Investment (Cabinet Order No. 261 of 1980), Article 5

8	Sector:	Arms and Explosives Industry
	Sub-Sector:	Arms Industry Explosives Manufacturing Industry
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Description:	Japan reserves the right to adopt or maintain any measure relating to investment in arms industry and explosives manufacturing industry.
	Existing Measures:	Foreign Exchange and Foreign Trade Law (Law No. 228 of 1949), Article 30 Cabinet Order on Foreign Direct Investment (Cabinet Order No. 261 of 1980), Article 5

9	Sector:	Education and Learning Support	
	Sub-Sector:	Primary and Secondary Educational Services	
	Industry Classification:	JSIC 811	Kindergartens
		JSIC 812	Elementary schools
		JSIC 813	Lower secondary schools
		JSIC 814	Upper secondary schools, secondary schools
		JSIC 815	Schools for special needs education
		JSIC 819	Integrated centres for early childhood education and care
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)	
	Description:	Japan reserves the right to adopt or maintain any measure relating to investment in primary and secondary educational services.	
	Existing Measures:	Fundamental Law of Education (Law No. 120 of 2006), Article 6 School Education Law (Law No. 26 of 1947), Article 2 Private School Law (Law No. 270 of 1949), Article 3 Law concerning Advancement of Comprehensive Service Related to Education, Child Care, etc. of Preschool Children (Law No. 77 of 2006)	

10	Sector:	Energy
	Sub-Sector:	Electricity Utility Industry
		Gas Utility Industry
		Nuclear Energy Industry
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)
		Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Description:	Japan reserves the right to adopt or maintain any measure relating to investment in the energy industry listed in the “Sub-Sector” element.
	Existing Measures:	Foreign Exchange and Foreign Trade Law (Law No. 228 of 1949), Article 30
		Cabinet Order on Foreign Direct Investment (Cabinet Order No. 261 of 1980), Article 5

11	Sector:	Fisheries
	Sub-Sector:	Fisheries within the Territorial Sea, Internal Waters, Exclusive Economic Zone and Continental Shelf
	Industry Classification:	JSIC 031 Marine fisheries
		JSIC 032 Inland water fisheries
		JSIC 041 Marine aquaculture
		JSIC 042 Inland water aquaculture
		JSIC 8093 Recreational fishing guide business
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)
		Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3)
		Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Description:	Japan reserves the right to adopt or maintain any measure relating to investment in fisheries in the territorial sea, internal waters, exclusive economic zone and continental shelf of Japan.
		For the purposes of this entry, the term “fisheries” means the work of taking and cultivation of aquatic resources, including the following fisheries related activities:
		(a) investigation of aquatic resources without taking such resources;
		(b) luring of aquatic resources;
		(c) preservation and processing of fish catches;
		(d) transportation of fish catches and fish products; and
		(e) provision of supplies to other vessels used for fisheries.

Existing Measures:	Law for Regulation of Fishing Operation by Foreign Nationals (Law No. 60 of 1967), Articles 3, 4 and 6 Law concerning the Exercise of Sovereign Rights concerning Fisheries in the Exclusive Economic Zones (Law No. 76 of 1996), Articles 4, 5, 7 through 12 and 14

12	Sector:	Information and Communications	
	Sub-Sector:	Broadcasting Industry	
	Industry Classification:	JSIC 380	Establishments engaged in administrative or ancillary economic activities
		JSIC 381	Public broadcasting, except cablecasting
		JSIC 382	Private-sector broadcasting, except cablecasting
		JSIC 383	Cablecasting
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Prohibition of Performance Requirements (Article 6)	
	Description:	Japan reserves the right to adopt or maintain any measure relating to investment in broadcasting industry.	
	Existing Measures:	Radio Law (Law No. 131 of 1950), Chapter 2 Broadcast Law (Law No. 132 of 1950), Chapters 5 and 8	

13	Sector:	Land Transaction
	Sub-Sector:	
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3)
	Description:	With respect to the acquisition or lease of land properties in Japan, prohibitions or restrictions may be imposed.
	Existing Measures:	Alien Land Law (Law No. 42 of 1925), Article 1

14	Sector:	Public Law Enforcement and Correctional Services and Social Services
	Sub-Sector:	
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3) Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Description:	Japan reserves the right to adopt or maintain any measure relating to investment in public law enforcement and correctional services, and in social services such as income security or insurance, social security or insurance, social welfare, public training, health, child care and public housing.
	Existing Measures:	

15	Sector:	Transport
	Sub-Sector:	Air Transport
	Industry Classification:	
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Prohibition of Performance Requirements (Article 6)
	Description:	Japan reserves the right to adopt or maintain any measure with respect to investment in airports or airport operation services. For the purposes of this entry, the term “airport operation services” means the supply of air terminal, airfield and other airport infrastructure operation services on a fee or contract basis. Airport operation services do not include air navigation services.
	Existing Measures:	

Schedule of the Republic of Angola

1	Sector:	Arms Industry
	Sub-Sector:	
	Industry Classification:	CAE-Rev.2 C2520 Manufacture of weapons and ammunition
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)
	Description:	The Republic of Angola reserves the right to adopt or maintain any measure relating to the approval or admission of investment in distribution and commercialisation of arms in the Republic of Angola.
	Existing Measures:	Law on the Limitation of Sectors of Economic Activity (Law No. 25/21, October 18, 2021), Articles 6 and 7

2	Sector:	Basic Sanitation Services
	Sub-Sector:	Development of Basic Sewage Services Management and Recovery of Solid Waste from Public Dumping Facility
	Industry Classification:	CAE-Rev.2 E3700 Wastewater collection, drainage and treatment
		CAE-Rev.2 E38 Collection and treatment of waste; recycling of materials
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)
	Description:	The Republic of Angola reserves the right to adopt or maintain any measure relating to the approval or admission of investment in the development of basic sewage services and management and recovery of solid waste from public dump in the Republic of Angola.
	Existing Measures:	Law on the Limitation of Sectors of Economic Activity (Law No. 25/21, October 18, 2021), Articles 6 and 7

3	Sector:	Water Distribution
	Sub-Sector:	Surface Water Collection, Treatment and Distribution of Water for End Users, except Industrial Users
	Industry Classification:	CAE-Rev.2 E3600 Water capture, treatment and distribution
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)
	Description:	The Republic of Angola reserves the right to adopt or maintain any measure relating to the approval or admission of investment in the water distribution activities for end users, except industrial users in the Republic of Angola.
	Existing Measures:	Law on the Limitation of Sectors of Economic Activity (Law No. 25/21, October 18, 2021), Articles 6 and 7

4	Sector:	Postal Services
	Sub-Sector:	
	Industry Classification:	CAE-Rev.2 H5310 National post office activities
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)
	Description:	The Republic of Angola reserves the right to adopt or maintain any measure relating to the approval or admission of investment in postal services in the Republic of Angola.
	Existing Measures:	Law on the Limitation of Sectors of Economic Activity (Law No. 25/21, October 18, 2021), Articles 6 and 7

5	Sector:	Telecommunications
	Sub-Sector:	
	Industry Classification:	CAE-Rev.2 J6110 Wire telecommunications activities
		CAE-Rev.2 J6120 Wireless telecommunications activities
		CAE-Rev.2 J6130 Satellite telecommunications activities
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)
	Description:	The Republic of Angola reserves the right to adopt or maintain any measure relating to the approval or admission of investment in telecommunication services in the Republic of Angola.
	Existing Measures:	Law on the Limitation of Sectors of Economic Activity (Law No. 25/21, October 18, 2021), Articles 6 and 7

6	Sector:	Oil and Gas Sector
	Sub-Sector:	
	Industry Classification:	CAE-Rev.2 B0610 Crude oil exploitation CAE-Rev.2 B0620 exploitation of natural gas
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)
	Description:	The Republic of Angola reserves the right to adopt or maintain any measure relating to the approval or admission of investment in the exploitation of oil and gas in the Republic of Angola.
	Existing Measures:	Law on the Limitation of Sectors of Economic Activity (Law No. 25/21, October 18, 2021), Articles 6 and 7
7	Sector:	Electric power
	Sub-Sector:	Production, Transmission, and Distribution of Electricity for Public Consumption
	Industry Classification:	CAE-Rev.2 Dp3510 Production, transmission and distribution of electricity
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)
	Description:	The Republic of Angola reserves the right to adopt or maintain any measure relating to the approval or admission of investment in production, transmission and distribution of electricity for public consumption in the Republic of Angola.
	Existing Measures:	Law on the Limitation of Sectors of Economic Activity (Law No. 25/21, October 18, 2021), Articles 6 and 7

8	Sector:	Tourism
	Sub-Sector:	Management of infrastructure classified as historical and cultural heritage
	Industry Classification:	CAE-Rev.2 N7912 Activities of Tour operators
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)
	Description:	The Republic of Angola reserves the right to adopt or maintain any measure relating to the approval or admission of investment in the activities of tour operators with regard to the management of infrastructure classified as historical and cultural heritage in the Republic of Angola.
	Existing Measures:	Law on the Limitation of Sectors of Economic Activity (Law No. 25/21, October 18, 2021), Articles 6 and 7

9	Sector:	Railways Transport
	Sub-Sector:	Intercity Passenger Transport by Railways Freight Transport by Railways
	Industry Classification:	CAE-Rev.2 H491 Transport by railways
	Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2)
	Description:	The Republic of Angola reserves the right to adopt or maintain any measure relating to the approval or admission of investment in intercity passenger transport and freight transport by railways in the Republic of Angola.
	Existing Measures:	Law on the Limitation of Sectors of Economic Activity (Law No. 25/21, October 18, 2021), Articles 6 and 7

10 Sector:	All
Sub-Sector:	
Industry Classification:	
Obligations Concerned:	National Treatment (Article 2) Most-Favoured-Nation Treatment (Article 3)
Description:	National Treatment and Most-Favoured-Nation Treatment may not be accorded to investors of Japan and their investments with respect to subsidies.
Existing Measures:	

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

条約第四号

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書

日本国及び欧州連合は、

二千十八年七月十七日に東京で署名された経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「協定」という。）にデータの自由な流通に関する規定を含めることの必要性について、協定第八・八十一条の規定に従って再評価して、

次のとおり協定した。

第一条

協定の目次中「第八・八十一条」を「第八・八十二条」に改める。

第二条

協定第八・七十一条に次の(c)及び(d)を加える。

(c)　「対象者」とは、次のものをいう。

(i)　対象企業

(ii)　締約国の企業家

(iii)　締約国のサービス提供者

(d)　「個人情報」とは、特定された又は特定し得る自然人に関するあらゆる情報をいう。

第三条

協定第八・八十一条を次のように改める。

第八・八十一条　情報の電子的手段による国境を越える移転

1　両締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を確保することを約束する。

2　このため、一方の締約国は、1に規定する情報の電子的手段による国境を越える移転を次のことを行うことによって禁止し、又は制限する措置を採用し、又は維持してはならない。

(a)　情報の処理に関して、一方の締約国の領域におけるコンピュータ関連設備又はネットワーク構成要素の利用を要求すること（一方の締約国の領域において認証され、又は承認されたコンピュータ関連設備又はネットワーク構成要素の利用を要求することを含む。）。

(b)　情報の保存又は処理に関して、一方の締約国の領域における情報のローカライゼーションを要求すること。

(c)　他方の締約国の領域における情報の保存又は処理を禁止すること。

(d)　一方の締約国の領域におけるコンピュータ関連設備若しくはネットワーク構成要素の利用又は一方の締約国の領域におけるローカライゼーションの要求を情報の国境を越える移転の条件とすること。

(e)　一方の締約国の領域への情報の移転を禁止すること。

(f)　他方の締約国の領域への情報の移転の前に一方の締約国の承認を要求すること。（注）

注　この(f)の規定は、一方の締約国が次のことを行うことを妨げるものではない。

(a)　4の規定に基づき、個人情報及びプライバシーの保護を理由として、情報の移転に関する特定の手段の利用又は特定の情報の国境を越える移転を承認の対象とすること。

(b)　この協定に適合する法令の遵守を確保するため、又はサイバーセキュリティの目的のため、3及び4の規定並びに第一・五条、第八・三条及び第八・六十五条の規定に基づき、人工知能を含む情報通信技術の産品、サービス及び工程について、自国の領域におけるその商業化又は利用の前に認証又は適合性評価を要求すること。

(c)　第八・三条の規定に基づき、知的財産権又は国内法令により生ずる秘密に関する義務であって、この協定に適合するものによって保護された情報の再利用者が当該情報の国境を越える移転（第三国の裁判所及び当局によるアクセスの要請に関するものを含む。）を行う場合に当該知的財産権又は当該義務を尊重することを要求すること。

3　この条のいかなる規定も、締約国が公共政策の正当な目的（注）を達成するために1及び2の規定に適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置が、次の要件を満たすことを条件とする。

注　この条の規定の適用上、「公共政策の正当な目的」は、客観的な態様で解釈するものとし、また、デジタル技術の進化する性質を考慮しつつ、公共の安全、公衆の道徳又は人、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護、公の秩序の維持その他これらに類する公共の利益の目的等の目的の達成を可能とするものとする。

(a)　同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないこと。

(b)　目的の達成に必要な範囲を超えて情報の移転に制限を課するものではないこと。（注）

注　この3の規定は、この協定における他の例外の解釈及び当該他の例外のこの条への適用並びに当該他の例外のいずれをも援用する締約国の権利に影響を及ぼすものではない。

4　この条のいかなる規定も、締約国が、個人情報及びプライバシーの保護に関する措置（情報の国境を越える移転に関するものを含む。）を採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該締約国の法律が、移転される情報の保護のために一般に適用される条件（注）の下で移転を可能とする手段について定めていることを条件とする。

注　「一般に適用される条件」とは、個人情報及びプライバシーの保護の横断的な性質に即して、客観的な用語で定められた条件であって不特定の数の経済活動に従事する者に横断的に適用されるものをいい、したがって、一連の状況及び事案を対象とする。

5　この条の規定は、締約国により又は締約国のために保有され、又は処理される情報の国境を越える移転については、適用しない。

6　一方の締約国は、他方の締約国に対し、2に規定する措置の見直しをいつでも提案することができる。

第四条

協定第八・八十一条の次に次の一条を加える。

第八・八十二条　個人情報の保護

1　両締約国は、各締約国の法令に従い個人が自己の個人情報及びプライバシーの保護についての権利を有すること並びにこの点に関する高い基準がデジタル経済における信用及び貿易の発展に寄与することを認める。一方の締約国は、他方の締約国が自国の定める措置によって個人情報及びプライバシーの適切な保護の水準を決定する権利を有することを認める。

2　各締約国は、その管轄内で生ずる個人情報の保護の違反から国籍、居所等の理由による差別なく個人を保護する措置を採用するよう努める。

3　各締約国は、電子商取引に関連する個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持する。各締約国は、個人情報及びプライバシーの保護のための自国の法的枠組みの策定において、関係国際機関の原則及び指針を考慮すべきである。両締約国は、また、民間が保有する情報への政府のアクセスに関するプライバシー及び情報の保護の高い基準（例えば、民間部門の主体が保有する個人情報への政府のアクセスに関する経済協力開発機構の原則に規定する基準）がデジタル経済における信用に寄与することを認める。

4　各締約国は、電子商取引の利用者に提供する個人情報及びプライバシーの保護に関する情報を公表する。当該情報には、次のものを含める。

(a)　個人がデジタル貿易から生ずる個人情報又はプライバシーの保護の違反に対する救済を得ることができる方法

(b)　個人情報及びプライバシーの保護のための関係する法的な要件の企業による遵守に関する指針その他の情報

第五条

協定第八・六十三条を次のように改める。

第八・六十三条　削除

第六条

この議定書は、協定第二十三・二条1及び2の規定に従って効力を生ずる。

第七条

1　この議定書は、協定第二十三・八条の規定に従い、ひとしく正文であるブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語、スウェーデン語及び日本語により本書二通を作成した。

2　解釈に相違がある場合には、この議定書が交渉された言語の本文による。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十四年一月三十一日にブリュッセルで、作成した。

日本国のために
相川一俊

欧州連合のために
W・ヴァン・デ・ヴォルデ
S・ウェイヤンド

外務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　岸田　文雄

（右条約の英文）

PROTOCOL
AMENDING THE AGREEMENT
BETWEEN THE EUROPEAN UNION
AND JAPAN
FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP

THE EUROPEAN UNION and JAPAN,

HAVING reassessed the need for inclusion of provisions on the free flow of data into the Agreement between the European Union and Japan for an Economic Partnership, signed at Tokyo on 17 July 2018 (hereinafter referred to as "the Agreement"), in accordance with Article 8.81 of the Agreement,

HAVE AGREED AS FOLLOWS:

ARTICLE 1

The table of contents of the Agreement shall be amended by deleting the words "Articles 8.70 to 8.81" and replacing them with the words "Articles 8.70 to 8.82".

ARTICLE 2

Article 8.71 of the Agreement shall be amended by deleting the word "and" at the end of subparagraph (a), by deleting the period at the end of subparagraph (b)(ii) and replacing it with a semicolon, and by inserting the following subparagraphs immediately after subparagraph (b)(ii):

"(c) "covered person" means:

(i) a covered enterprise;

(ii) an entrepreneur of a Party; and

(iii) a service supplier of a Party; and

(d) "personal data" means any information, relating to an identified or identifiable natural person.".

ARTICLE 3

Article 8.81 of the Agreement shall be replaced by the following:

"ARTICLE 8.81

Cross-border transfer of information by electronic means

1. The Parties are committed to ensuring the cross-border transfer of information by electronic means where this activity is for the conduct of the business of a covered person.

2. To that end, a Party shall not adopt or maintain measures which prohibit or restrict the cross-border transfer of information set out in paragraph 1 by:

(a) requiring the use of computing facilities or network elements in the territory of the Party for information processing, including by requiring the use of computing facilities or network elements that are certified or approved in the territory of the Party;

(b) requiring the localisation of information in the territory of the Party for storage or processing;

(c) prohibiting storage or processing of information in the territory of the other Party;

(d) making the cross-border transfer of information contingent upon use of computing facilities or network elements in the territory of the Party or upon localisation requirements in the territory of the Party;

(e) prohibiting the transfer of information into the territory of the Party; or

(f) requiring the approval of the Party prior to the transfer of information to the territory of the other Party[1].

3. Nothing in this Article shall prevent a Party from adopting or maintaining measures inconsistent with paragraphs 1 and 2 to achieve a legitimate public policy objective[2], provided that the measure:

(a) is not applied in a manner which would constitute a means of arbitrary or unjustifiable discrimination between countries where like conditions prevail, or a disguised restriction on trade; and

(b) does not impose restrictions on transfers of information that are greater than necessary to achieve the objective.[3]

---

[1] For greater certainty, subparagraph 2(f) does not prevent a Party from:
(a) subjecting the use of a specific transfer instrument or a particular cross-border transfer of information to approval on grounds relating to the protection of personal data and privacy, in compliance with paragraph 4;
(b) requiring the certification or conformity assessment of ICT products, services and processes, including Artificial Intelligence, before their commercialisation or use in its territory, to ensure compliance with laws and regulations consistent with this Agreement or for cybersecurity purposes, in compliance with paragraphs 3 and 4, and Articles 1.5, 8.3 and 8.65; or
(c) requiring that re-users of information protected by intellectual property rights or confidentiality obligations resulting from domestic laws and regulations consistent with this Agreement, respect such rights or obligations when transferring the information across borders, including with regard to access requests by courts and authorities of third countries, in compliance with Article 8.3.

[2] For the purposes of this Article, "legitimate public policy objective" shall be interpreted in an objective manner and shall enable the pursuit of objectives such as the protection of public security, public morals, or human, animal or plant life or health, or the maintenance of public order or other similar objectives of public interest, taking into account the evolving nature of digital technologies.

[3] For greater certainty, this paragraph does not affect the interpretation of other exceptions in this Agreement and their application to this Article, and the right of a Party to invoke any of them.

4. Nothing in this Article shall prevent a Party from adopting or maintaining measures on the protection of personal data and privacy, including with respect to cross-border transfers of information, provided that the law of the Party provides for instruments enabling transfers under conditions of general application[1] for the protection of the information transferred.

5. This Article does not apply to cross-border transfer of information held or processed by or on behalf of a Party.

6. A Party may at any time propose to the other Party to review the measures listed in paragraph 2.".

ARTICLE 4

The following Article shall be inserted after Article 8.81 of the Agreement:

"ARTICLE 8.82

Protection of personal data

1. The Parties recognise that individuals have a right to the protection of their personal data and privacy as provided for by the laws and regulations of each Party and that high standards in this regard contribute to trust in the digital economy and to the development of trade. Each Party recognises the right of the other Party to determine the appropriate level of the protection of personal data and privacy, to be provided for by their respective measures.

---

[1] For greater certainty, in line with the horizontal nature of the protection of personal data and privacy, "conditions of general application" refer to conditions formulated in objective terms that apply horizontally to an unidentified number of economic operators and thus cover a range of situations and cases.

2. Each Party shall endeavour to adopt measures that protect individuals, without discrimination based on grounds such as nationality or residence, from personal data protection violations occurring within its jurisdiction.

3. Each Party shall adopt or maintain a legal framework that provides for the protection of personal data related to electronic commerce. In the development of its legal framework for the protection of personal data and privacy, each Party should take into account the principles and guidelines of relevant international bodies. The Parties also recognise that high standards of privacy and data protection as regards government access to privately held data, such as those outlined in the OECD Principles for Government Access to Personal Data held by Private Sector Entities, contribute to trust in the digital economy.

4. Each Party shall publish information on the protection of personal data and privacy it provides to users of electronic commerce, including:

(a) how individuals can pursue remedies for a breach of the protection of personal data or privacy arising from digital trade; and

(b) guidance and other information regarding compliance of businesses with applicable legal requirements for the protection of personal data and privacy.".

ARTICLE 5

Article 8.63 of the Agreement shall be deleted.

ARTICLE 6

This Protocol shall enter into force in accordance with paragraphs 1 and 2 of Article 23.2 of the Agreement.

ARTICLE 7

1. This Protocol, in conformity with Article 23.8 of the Agreement, is drawn up in duplicate in the Bulgarian, Croatian, Czech, Danish, Dutch, English, Estonian, Finnish, French, German, Greek, Hungarian, Italian, Latvian, Lithuanian, Maltese, Polish, Portuguese, Romanian, Slovak, Slovenian, Spanish, Swedish and Japanese languages, all of these texts being equally authentic.

2. In the event of any divergence of interpretation, the text of the language in which this Protocol was negotiated shall prevail.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, duly authorised to this effect, have signed this Protocol.

DONE at Brussels on the thirty-first day of January in the year two thousand and twenty four.

For the European Union

W. van de Voorde

S. Weyand

For Japan

相川一俊

内閣官房令・省令

○内閣官房令第二号
法務省令第二号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十六号）の施行に伴い、及び出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第五十五条の十七第一項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第五十五条の十七第一項の規定による医師等職員の兼業等に関する規則を次のように定める。

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司

出入国管理及び難民認定法第五十五条の十七第一項の規定による医師等職員の兼業等に関する規則

（法第五十五条の十七第一項に規定する内閣官房令・法務省令で定める施設）

第一条　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第五十五条の十七第一項に規定する内閣官房令・法務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十三条第一項に規定する産業医を選任すべき事業場
二　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設
三　警察及び海上保安庁が取り扱う死体について、調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置を行う施設
四　監察医として死体の検案又は解剖を行う施設
五　精神保健指定医として職務を行う施設
六　その他出入国在留管理庁長官が内閣総理大臣と協議して定める施設

（部外診療の承認）

第二条　出入国在留管理庁長官は、法第五十五条の十七第一項の規定により部外診療の承認の申請を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当すると認める場合に限り、当該部外診療を行うことを承認することができる。

一　法第五十五条の三十七に定める措置等に必要な能力の維持向上に資するものであること。
二　兼業による著しい疲労その他の身体上又は精神上の理由により、職務の能率的な遂行に悪影響を及ぼすおそれがないこと。
三　兼業することが、国家公務員としての信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるおそれがないこと。
四　正規の勤務時間において、勤務しないこととなる場合においては、公務の運営に支障がないこと。

（部外診療の承認の申請）

第三条　部外診療の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

一　医師等職員（法第五十五条の十七第一項に規定する医師等職員をいう。以下同じ。）の氏名、現住所及びその占める官職並びにその属する職務の級
二　医師等職員の正規の勤務時間
三　部外診療先及びその職名
四　部外診療先における勤務時間、勤務の内容及び部外診療の予定期間
五　医師等職員がその正規の勤務時間において、勤務しないこととなる必要の有無及びその内容
六　医師等職員が報酬を得て、部外診療を行う場合には、その金額
七　部外診療を必要とする理由
八　その他参考となる事項

（承認台帳の整備）

第四条　出入国在留管理庁長官は、医師等職員の部外診療の承認に関する台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

一　部外診療を承認した年月日
二　医師等職員の氏名及びその占める官職並びにその属する職務の級
三　部外診療先及びその職名
四　部外診療の予定期間

附　則

この命令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年六月十日）から施行する。

○総務省令第五十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十九日

総務大臣　松本　剛明

省　令

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（継続利用割引等の提供状況報告） **第二条の七**　電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十の八により、継続利用割引等（契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に提供される移動電気通信役務の料金の減免その他の経済的利益（当該契約において当該利益の提供を約し、又は約させる場合に限る。）をいう。以下同じ。）の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。	（継続利用割引等の提供状況報告） **第二条の七**　電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十の八により、継続利用割引等（契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に提供される移動電気通信役務の料金（付加的な機能の料金を除く。）の減免その他これと同等の利益をいう。以下同じ。）の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告）

第四条の五　電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者及び前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の五により、対象設備の購入等をすること又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること（新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含む。以下同じ。）を条件とした利用者に対する経済的利益の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（在庫端末等の購入等を条件とした利益の提供状況報告）

第四条の六　電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者及び前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の六により、電気通信事業法施行規則第二十二条の二の十六第一項第二号イからハまでに規定する利益の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

様式第20の８（第２条の７関係）

継続利用割引等の提供状況報告

年度第　四半期

事業者名
法人番号

［表略］

［注１　略］

２　「提供件数」及び「提供額」の欄には、継続利用割引等の提供件数及び提供額の合計数をそれぞれ月別に記載すること。

［３～５　略］

様式第23の５（第４条の５関係）

対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告

（施行規則第22条の２の16第１項第２号等関係）

年度第　四半期

事業者名
法人番号

［１・２　略］

［注１～４　略］

５　「１　対象設備の購入等を条件としたもの」の「経済的利益」の項には、対象設備の購入等をすることを条件とした利用者に対する経済的利益の提供件数及び提供額の合計数を記載すること。

（対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告）

第四条の五　電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者及び前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の五により、移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結しているもの（移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していることとなるものを含む。以下同じ。）及び対象設備の購入等をすることを条件とし、又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること（新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含む。以下同じ。）を条件とした経済的利益の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（在庫端末等の購入等を条件とした利益の提供状況報告）

第四条の六　電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者及び前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の六により、電気通信事業法施行規則第二十二条の二の十六第一項第二号イからニまでに規定する利益の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

様式第20の８（第２条の７関係）

継続利用割引等の提供状況報告

年度第　四半期

事業者名

［表同左］

［注１　同左］

２　「提供件数」及び「提供額」の欄には、移動電気通信役務の提供に関する契約を一定期間継続していたことに応じて利用者に対して行われる経済的利益の提供件数及び提供額の合計数をそれぞれ月別に記載すること。

［３～５　同左］

様式第23の５（第４条の５関係）

対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告

（施行規則第22条の２の16第１項第２号等関係）

年度第　四半期

事業者名

［１・２　同左］

［注１～４　同左］

５　「１　対象設備の購入等を条件としたもの」の「経済的利益」の項には、移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること及び対象設備の購入等をすることを条件とした経済的利益の提供件数及び提供額の合計数を記載すること。

6　「1　対象設備の購入等を条件としたもの」の「対象設備の購入等代金の割引」の項には、対象設備の購入等をすることを条件とした利用者に対する対象設備の購入等代金の割引の件数及び割引額の合計数を記載すること。

［7～10　略］

様式第23の6（第４条の６関係）

在庫端末等の購入等を条件とした利益の提供状況報告
（施行規則第22条の２の16第１項第２号イからハまで関係）

年度第　四半期

事業者名
法人番号

区分	件数			額		
	月	月	月	月	月	月
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号イ(1)						
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号イ(2)						
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号イ(3)						
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号ロ						
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号ハ						
参考事項						

［注１～６　略］

［削る］

7　［略］

8　［略］

6　「1　対象設備の購入等を条件としたもの」の「対象設備の購入等代金の割引」の項には、移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること及び対象設備の購入等をすることを条件とした対象設備の購入等代金の割引の件数及び割引額の合計数を記載すること。

［7～10　同左］

様式第23の6（第４条の６関係）

在庫端末等の購入等を条件とした利益の提供状況報告
（施行規則第22条の２の16第１項第２号イからニまで関係）

年度第　四半期

事業者名

区分	件数			額		
	月	月	月	月	月	月
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号イ(1)						
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号イ(2)						
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号イ(3)						
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号ロ						
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号ハ						
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号ニ						
参考事項						

［注１～６　同左］

7　電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号ニの規定に基づき利益の提供を約し、又は約させた場合には、「電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号ニ」の項に当該利益の提供件数及び提供額の合計数を月別及び区分別に記載すること。

8　［同左］

9　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、報告期限がこの省令の施行の日以後である報告から適用する。

○法務省令第三十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和六年五月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令

（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（上陸の拒否の特例）	（上陸の拒否の特例）
第四条の二　法第五条の二に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第四条の二**　法第五条の二に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　外国人について、次に掲げる場合であつて、当該外国人が在留資格をもつて在留しているとき。	一　外国人について、次に掲げる場合であつて、当該外国人が在留資格をもつて在留しているとき。
［イ～チ　略］	［イ～チ　同上］
リ　法第六十一条の二の五第一項の規定により在留資格の取得を許可した場合	リ　法第六十一条の二の二第二項の規定により在留を特別に許可した場合
ヌ　法第六十一条の二の十五第一項の規定により難民旅行証明書を交付した場合	ヌ　法第六十一条の二の十二第一項の規定により難民旅行証明書を交付した場合
ル　［略］	ル　［同上］
二　［略］	二　［同上］
2　［略］	2　［同上］
（上陸の申請）	（上陸の申請）
第五条　法第六条第二項の規定により上陸の申請をしようとする外国人（次項に規定する外国人を除く。）は、別記第六号様式（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（法第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下この項及び第七条第一項において同じ。）又は法第六十一条の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者にあつては別記第六号の二様式）による書面一通を入国審査官に提出しなければならない。ただし、当該外国人（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者及び法第六十一条の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者を除く。）が、次に掲げる事項に係る情報を入国審査官が指定する電子機器に受信させる方法により提供したときは、この限りでない。	**第五条**　法第六条第二項の規定により上陸の申請をしようとする外国人（次項に規定する外国人を除く。）は、別記第六号様式（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（法第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下この項及び第七条第一項において同じ。）又は法第六十一条の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者にあつては別記第六号の二様式）による書面一通を入国審査官に提出しなければならない。ただし、当該外国人（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者及び法第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者を除く。）が、次に掲げる事項に係る情報を入国審査官が指定する電子機器に受信させる方法により提供したときは、この限りでない。
［一～八　略］	［一～八　同上］
［2～11　略］	［2～11　同上］
（上陸許可の証印）	（上陸許可の証印）
第七条　法第九条第一項に規定する上陸許可の証印の様式は、別記第七号様式又は別記第七号の二様式（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は法第六十一条の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者にあつては別記第七号の三様式）による。	**第七条**　法第九条第一項に規定する上陸許可の証印の様式は、別記第七号様式又は別記第七号の二様式（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は法第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者にあつては別記第七号の三様式）による。
［2～5　略］	［2～5　同上］
（退去命令を受けた者がとどまることができる場所）	（退去命令を受けた者がとどまることができる場所）
第十二条の二　法第十三条の二第一項に規定する法務省令で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。	**第十二条の二**　法第十三条の二第二項に規定する退去命令を受けた者及び船舶等の長又は船舶等を運航する運送業者に対する通知は、それぞれ別記第十一号様式による退去命令書及び別記第十二号様式による退去命令通知書によつて行うものとする。
一　別表第五に掲げる施設	
二　退去命令を受けた者がとどまることができる場所とする目的で設置された施設（前号に掲げる施設を除く。）	
三　前二号に掲げる施設が当該出入国港の近傍にない場合又は特別審理官若しくは主任審査官において前二号に掲げる施設に退去命令を受けた者がとどまることが適当でないと認めるに足りる相当の理由がある場合における前二号に掲げる施設以外の施設	

２　法第十三条の二第二項に規定する退去命令を受けた者及び船舶等の長又は船舶等を運航する運送業者に対する通知は、それぞれ別記第十一号様式による退去命令書及び別記第十二号様式による退去命令通知書によつて行うものとする。

（資格外活動の許可）

第十九条　［略］

２　［略］

３　第一項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者であつて当該外国人から依頼を受けたものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする。

一　次のイからホまでに掲げる機関又は団体（以下第三号並びに第五十九条の三第二項第一号イ及び第六十一条の三第五項第三号において「受入れ機関等」という。）の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの（次号又は第三号に掲げる場合を除く。）

［イ～ホ　略］

［二～六　略］

［４～６　略］

（在留カードの記載事項等）

第十九条の六　［略］

２　法第十九条の四第一項第一号に規定する国籍・地域は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する中長期在留者については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める国籍・地域を記載するものとする。

［一～五　略］

（資格外活動の許可）

第十九条　［同上］

２　［同上］

３　第一項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者であつて当該外国人から依頼を受けたものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする。

一　次のイからホまでに掲げる機関又は団体（以下本項第三号、第五十九条の六第二項第一号イ、同条第三項第二号及び第六十一条の三第五項第三号において「受入れ機関等」という。）の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの（次号又は第三号に掲げる場合を除く。）

［イ～ホ　同上］

［二～六　同上］

［４～６　同上］

（在留カードの記載事項等）

第十九条の六　［同上］

２　法第十九条の四第一項第一号に規定する国籍・地域は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する中長期在留者については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める国籍・地域を記載するものとする。

［一～五　同上］

六　法第五十条第一項の規定による許可を受けて新たに中長期在留者となつたことにより同条第七項の規定により在留カードの交付を受ける者　当該許可に係る決定書に記載された国籍・地域

七　法第六十一条の二の二第一項の規定により定住者の在留資格の取得を許可されて新たに中長期在留者となつたことにより同条第二項第一号の規定により在留カードの交付を受ける者　難民認定証明書又は補完的保護対象者認定証明書に記載された国籍・地域

八　法第六十一条の二の五第一項の規定により在留資格の取得を許可されて新たに中長期在留者となつたことにより同条第三項において準用する法第二十条第四項第一号の規定により在留カードの交付を受ける者　仮滞在許可書に記載された国籍・地域

［３～10　略］

第十九条の七　出入国在留管理庁長官は、氏名に漢字を使用する中長期在留者（法第二十条第三項本文（法第二十二条の二第三項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第二十二条第二項（法第二十二条の二第四項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第五十条第一項若しくは第六十一条の二の五第一項の規定による許可又は難民の認定若しくは補完的保護対象者の認定を受けて法第六十一条の二の二第一項の規定による許可を受け新たに中長期在留者になることを希望する者を含む。以下この条において同じ。）から申出があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、ローマ字により表記した氏名に併せて、当該漢字又は当該漢字及び仮名（平仮名又は片仮名をいい、当該中長期在留者の氏名の一部に漢字を使用しない場合における当該部分を表記したものに限る。以下この条において同じ。）を使用した氏名を表記することができる。

六　法第五十条第一項の規定による許可を受けて新たに中長期在留者となつたことにより同条第三項の規定により在留カードの交付を受ける者　当該許可に係る裁決・決定書に記載された国籍・地域

七　法第六十一条の二の二第一項の規定により定住者の在留資格の取得を許可されて中長期在留者となつたことにより同条第三項第一号の規定により在留カードの交付を受ける者　難民認定証明書又は補完的保護対象者認定証明書に記載された国籍・地域

八　法第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けて中長期在留者となつたことにより同条第三項第一号の規定により在留カードの交付を受ける者　当該許可に係る決定書に記載された国籍・地域

［３～10　同上］

第十九条の七　出入国在留管理庁長官は、氏名に漢字を使用する中長期在留者（法第二十条第三項本文（法第二十二条の二第三項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項若しくは第二十二条第二項（法第二十二条の二第四項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による許可又は難民の認定若しくは補完的保護対象者の認定を受けて第六十一条の二の二第一項の規定による許可を受け新たに中長期在留者になることを希望する者を含む。以下この条において同じ。）から申出があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、ローマ字により表記した氏名に併せて、当該漢字又は当該漢字及び仮名（平仮名又は片仮名をいい、当該中長期在留者の氏名の一部に漢字を使用しない場合における当該部分を表記したものに限る。以下この条において同じ。）を使用した氏名を表記することができる。

２　［略］

３　第一項の申出は、法第十九条の十第一項の規定による届出又は法第十九条の十一第一項若しくは第二項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第一項若しくは第三項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条第一項、第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）、第五十条第二項若しくは第六十一条の二第一項若しくは第二項の規定による申請と併せて行わなければならない。

［４～６　略］

（所属機関等に関する届出）

第十九条の十五　［略］

２　［略］

３　前項に規定する書面の提出は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するときは、出入国在留管理庁長官が指定する出入国在留管理官署にもすることができる。

（永住許可）

第二十二条　法第二十二条第一項の規定により永住許可を申請しようとする外国人は、別記第三十四号様式による申請書一通、写真一葉並びに次の各号に掲げる書類（日本人、永住許可を受けている者又は特別永住者の配偶者又は子にあつては第一号及び第二号に掲げる書類を除き、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関が保護の必要性を認めた者で第四項の要件に該当するもの又は法第六十一条の二第一項の規定により難民の認定を受けている者若しくは同条第二項若しくは第三項の規定により補完的保護対象者の認定を受けている者にあつては第二号に掲げる書類を除く。）及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

［一～三　略］

［２・３　略］

４　法第二十二条第二項ただし書に規定する法務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　次のイ及びロのいずれにも該当する者として上陸の許可を受けたものであつて、その後引き続き本邦に在留するものであること。

イ　インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル又はラオス国内に一時滞在している者であつて、国際連合難民高等弁務官事務所が我が国に対してその保護を推薦しているもの

ロ　次のいずれかに該当する者

(1)　日本社会への適応能力があり、生活を営むに足りる職に就くことが見込まれる者

(2)　(1)に該当する者の配偶者

(3)　(1)若しくは(2)に該当する者の子、父若しくは母又は未婚の兄弟姉妹

二　次のイからハまでのいずれにも該当する者として上陸の許可を受けたものであつて、その後引き続き本邦に在留するものであること。

イ　前号に該当する者の親族

ロ　前号イに該当する者

ハ　親族間での相互扶助が可能である者

２　［同上］

３　第一項の申出は、法第十九条の十第一項の規定による届出又は法第十九条の十一第一項若しくは第二項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第一項若しくは第三項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条第一項、第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）若しくは第六十一条の二第一項若しくは第二項の規定による申請と併せて行わなければならない。

［４～６　同上］

（所属機関等に関する届出）

第十九条の十五　［同上］

２　［同上］

３　前項に規定する書面の提出は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により提出するときは、出入国在留管理庁長官が指定する出入国在留管理官署にもすることができる。

（永住許可）

第二十二条　法第二十二条第一項の規定により永住許可を申請しようとする外国人は、別記第三十四号様式による申請書一通、写真一葉並びに次の各号に掲げる書類（法第二十二条第二項ただし書に規定する者にあつては第一号及び第二号に掲げる書類を除き、法第六十一条の二第一項の規定により難民の認定を受けている者又は同条第二項若しくは第三項の規定により補完的保護対象者の認定を受けている者にあつては第二号に掲げる書類を除く。）及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

［一～三　同上］

［２・３　同上］

［項を加える。］

（出国の確認）

第二十七条　法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は法第六十一条の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者は、法第二十五条第一項の規定により出国の確認を受けようとするときは、別記第三十七号の十九様式による書面一通を入国審査官に提出しなければならない。

2　［略］

3　法第五十五条の八十五第一項の規定により出国命令を受けた者は、法第二十五条第一項の規定により出国の確認を受けようとするときは、当該出国命令に係る出国命令書を入国審査官に提出しなければならない。

［4～7　略］

（再入国の許可を要する者）

第二十九条の四　法第二十六条の二第一項に規定する出国の公正な管理のため再入国の許可を要する者は次に掲げる者とし、法第二十六条の三第一項に規定する出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者は次の第一号から第四号まで及び第六号に掲げる者とする。

一・二　略

三　法第三十九条の二第一項又は第四十四条の四第三項若しくは第八項の規定による収容令書の発付を受けている者

四　法第四十四条の二第一項又は第六項の規定により監理措置に付されている者

五　特定活動の在留資格をもつて在留している者であつて、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として法第六十一条の二第一項若しくは第二項の申請又は法第六十一条の二の十二第一項に規定する審査請求を行つている者に係る活動を指定されているもの

六　［略］

2　出入国在留管理庁長官は、前項第六号の規定による認定をしたときは、外国人に対し、その旨を通知するものとする。ただし、外国人の所在が不明であるときその他の通知をすることができないときは、この限りでない。

（出国の確認）

第二十七条　法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は法第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者は、法第二十五条第一項の規定により出国の確認を受けようとするときは、別記第三十七号の十九様式による書面一通を入国審査官に提出しなければならない。

2　［同上］

3　法第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた者は、法第二十五条第一項の規定により出国の確認を受けようとするときは、当該出国命令に係る出国命令書を入国審査官に提出しなければならない。

［4～7　同上］

（再入国の許可を要する者）

第二十九条の四　法第二十六条の二第一項に規定する出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者は次に掲げる者とし、法第二十六条の三第一項に規定する出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者は次の第一号から第三号まで及び第五号に掲げる者とする。

一・二　同上

三　法第三十九条の規定による収容令書の発付を受けている者

［号を加える。］

四　特定活動の在留資格をもつて在留している者であつて、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として法第六十一条の二第一項若しくは第二項の申請又は法第六十一条の二の九第一項に規定する審査請求を行つている者に係る活動を指定されているもの

五　［同上］

2　出入国在留管理庁長官は、前項第五号の規定による認定をしたときは、外国人に対し、その旨を通知するものとする。ただし、外国人の所在が不明であるときその他の通知をすることができないときは、この限りでない。

3　前項の通知は、別記第四十四号の二様式による通知書によつて行うものとする。ただし、急速を要する場合には、出入国在留管理庁長官が第一項第六号の規定による認定をした旨を入国審査官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

（領置物件等の封印等）

第三十条の二　入国警備官は、物件の領置、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、これに封印をし、又はその他の方法により、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたことを明らかにしなければならない。

（臨検、捜索、差押え及び記録命令付差押え）

第三十一条　法第三十一条第一項又は第三項の規定による臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状の請求は、別記第四十六号様式（甲、乙）による許可状請求書によつて行うものとする。

2　法第三十一条第一項又は第三項の規定により臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするときは、法第三十四条第一項の規定による立会人に臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えに係る許可状を示さなければならない。

3　法第三十一条の二第二項に規定する同条第一項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するもの（容疑者から発し、又は容疑者に対して発したものを除く。）の差押えのための許可状を請求する場合には、その物件が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を添付しなければならない。

（捜索証明書）

第三十二条の二　法第三十六条の三に規定する証明書の様式は、別記第四十六号の二様式による。

3　前項の通知は、別記第四十四号の二様式による通知書によつて行うものとする。ただし、急速を要する場合には、出入国在留管理庁長官が第一項第五号の規定による認定をした旨を入国審査官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

［条を加える。］

（臨検、捜索及び押収）

第三十一条　法第三十一条の規定による臨検、捜索又は押収の許可状の請求は、別記第四十六号様式による許可状請求書によつて行うものとする。

2　法第三十一条の規定により臨検、捜索又は押収をするときは、法第三十四条の規定による立会人に臨検、捜索又は押収に係る許可状を示さなければならない。

［項を加える。］

［条を加える。］

（領置目録等）

第三十三条　法第三十七条に規定する目録の様式は、別記第四十七号様式による。

［項を削る。］

（鑑定処分の許可状請求書）

第三十三条の二　法第三十七条の五第三項の規定による許可の請求は、別記第四十八号様式による許可状請求書によつて行うものとする。

（臨検等の調書）

第三十四条　法第三十八条第一項に規定する臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えに関する調書の様式は、別記第四十九号様式（甲、乙）による。

（収容令書）

第三十五条　法第四十条（法第四十四条の四第四項において準用する場合を含む。）に規定する収容令書の様式は、別記第五十号様式による。

（収容に代わる監理措置）

第三十六条の二　法第四十四条の二第一項又は第六項の規定による監理措置条件は、次の各号によるものとする。

一　住居は、主任審査官が指定する。

二　行動の範囲は、主任審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内とする。

三　出頭の要求は、主任審査官が出頭すべき日時及び場所を指定して行う。

四　前三号のほか、主任審査官が付する逃亡及び証拠の隠滅を防止するために必要と認める条件は、逃亡及び証拠の隠滅の禁止その他主任審査官が特に必要と認める事項とする。

（押収物件目録及び還付請書）

第三十三条　法第三十七条第一項に規定する目録の様式は、別記第四十七号様式による。

2　法第三十七条第二項の規定により押収物を還付したときは、その者から別記第四十八号様式による押収物件還付請書を提出させるものとする。

［条を加える。］

（臨検等の調書）

第三十四条　法第三十八条第一項に規定する臨検、捜索又は押収に関する調書の様式は、別記第四十九号様式（甲、乙、丙）による。

（収容令書）

第三十五条　法第四十条に規定する収容令書の様式は、別記第五十号様式による。

［条を加える。］

2　法第五十二条の二第一項又は第五項の規定による監理措置条件は、次の各号によるものとする。

一　住居は、主任審査官が指定する。

二　行動の範囲は、主任審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内とする。

三　出頭の要求は、主任審査官が出頭すべき日時及び場所を指定して行う。

四　前三号のほか、主任審査官が付する逃亡及び不法就労活動を防止するために必要と認める条件は、逃亡及び就労の禁止その他主任審査官が特に必要と認める事項とする。

3　法第四十四条の二第一項若しくは第六項又は第五十二条の二第一項若しくは第五項の規定により呼出しに対する出頭の義務を付された被監理者に対する出頭の要求は、別記第五十一号の二様式による呼出状によつて行うものとする。

4　法第四十四条の二第二項及び第六項に規定する法務省令で定める保証金の額は、三百万円以下の範囲内で被監理者の逃亡又は証拠の隠滅を防止するに足りる相当の金額とする。ただし、未成年者に対する保証金の額は、百五十万円を超えないものとする。

5　前項の規定は、法第五十二条の二第二項及び第五項に規定する保証金の額について準用する。この場合において、前項中「証拠の隠滅を防止」とあるのは、「不法就労活動を防止」と読み替えるものとする。

6　法第四十四条の二第二項及び第五十二条の二第二項に規定する法務省令で定める保証金の納付期限は、被監理者が監理措置に付された日の翌日から起算して三日以内で主任審査官が指定する日とする。

7　主任審査官は、保証金を納付させたときは、歳入歳出外現金出納官吏に別記第十五号様式による保管金受領証書を交付させるものとする。

8　法第四十四条の二第四項又は第五十二条の二第四項の規定により監理措置に付することを請求しようとする者（法第四十四条の二第五項（法第五十二条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定により当該請求をしようとする者に代わって当該請求をしようとする者を含む。）は、別記第五十一号の三様式による監理措置決定申請書及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。

9　法第四十四条の二第七項及び第五十二条の二第六項に規定する監理措置決定通知書の様式は、別記第五十一号の四様式による。

10　法第四十四条の二第九項（法第五十二条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による監理措置決定をしない旨の通知は、別記第五十一号の五様式による通知書によって行うものとする。

（監理人による届出）

第三十六条の三　法第四十四条の三第四項の規定による届出は、同項各号に掲げる事由が生じた日から七日以内（同項第二号に掲げる事由に該当する場合にあっては、当該事由を知った日から七日以内）に、書面その他主任審査官が適当と認める方法によって行うものとする。

2　前項の規定は、法第五十二条の三第四項の規定による届出について準用する。

3　法第四十四条の三第四項及び第五十二条の三第四項に規定する法務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　届出に係る事実

二　前号の事実が発生した年月日及び当該事実を知った経緯

4　法第四十四条の三第四項第三号及び第五十二条の三第四項第三号に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　監理人の氏名（法人その他の団体にあっては、その名称、本店若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）又は電話番号その他の連絡手段となり得る情報を変更したとき。

二　監理人と被監理者との間に親族関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある関係を含む。）がある場合において、当該親族関係が終了したとき。

三　監理人と被監理者との間に雇用関係がある場合において、当該雇用関係が終了したとき。

四　前三号のほか、監理人又は被監理者に関する事項について、主任審査官が監理措置を継続することに支障が生ずるものとして届出を求めることとしたとき。

5　第一項に規定する書面の提出は、郵便又は信書便により提出するときは、主任審査官が指定する出入国在留管理官署にすることができる。

［条を加える。］

（監理人による報告）

第三十六条の四　法第四十四条の三第五項又は第五十二条の三第五項の規定により報告を求めるときは、報告すべき事項、報告の期限その他の必要な事項を明示して行うものとする。

2　法第四十四条の三第五項及び第五十二条の三第五項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　被監理者に対する指導及び監督の状況

二　被監理者に対する情報の提供、助言その他の援助の状況

三　前二号のほか、被監理者による出頭の確保その他監理措置条件又は法第四十四条の五第一項の規定により付された条件の遵守の確保のために主任審査官が必要と認める事項

3　監理人は、法第四十四条の三第五項又は第五十二条の三第五項の規定により報告を求められたときは、主任審査官が別に定める場合を除き、報告すべき事項を記載した書面を主任審査官に提出しなければならない。

［条を加える。］

（監理人の辞任等）

第三十六条の五　法第四十四条の三第七項（法第五十二条の三第六項において準用する場合を含む。）に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　辞任する理由

二　辞任する年月日

2　監理人は、監理人を辞任しようとする場合は、主任審査官に対し、辞任する日の三十日前までに辞任する旨を届け出るよう努めなければならない。

（監理措置決定の取消し）

第三十六条の六　法第四十四条の四第一項若しくは第二項又は第五十二条の四第一項若しくは第二項の規定により監理措置決定を取り消したときは、当該監理措置決定を取り消された者が所持する監理措置決定通知書を返納させるとともに、監理人であつた者に対し、当該監理措置決定を取り消した旨を通知するものとする。

2　法第四十四条の四第三項及び第五十二条の四第三項に規定する監理措置決定取消書の様式は、別記第五十一号の六様式による。

3　法第四十四条の四第五項又は第五十二条の四第四項の規定により保証金を没取したときは、当該保証金の納付者に別記第五十一号の七様式による保証金没取通知書を交付するものとする。

（報酬を受ける活動の許可等）

第三十六条の七　法第四十四条の五第一項の規定により報酬を受ける活動の許可の申請をしようとする被監理者は、別記第五十一号の八様式による申請書並びに当該活動に従事することが自らの生計を維持するために必要かつ相当であること及び当該活動により受ける報酬の額が自らの生計の維持に必要な範囲内であることを証する資料各一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2　法第四十四条の五第一項の規定による許可をしたときは、監理措置決定通知書に、同条第二項の規定により記載するものとされている事項のほか、許可年月日、活動の内容、主任審査官が指定する本邦の公私の機関の名称その他必要な事項を記載するものとする。

3　法第四十四条の五第三項の規定による通知は、前項の規定により記載するものとされている事項を記載した監理措置決定通知書の謄本を交付することによつて行うものとする。

4　法第四十四条の五第四項の規定により同条第一項の規定による許可を取り消したときは、別記第五十一号の九様式による取消通知書により被監理者に通知するものとする。この場合においては、第二項の規定により監理措置決定通知書に記載した事項を抹消し、当該監理措置決定通知書に当該許可を取り消した旨を記載するものとする。

5　前項の場合においては、監理人に対し、当該許可を取り消した旨を通知するものとする。

（被監理者による届出）

第三十六条の八　法第四十四条の六又は第五十二条の五の規定による届出は、被監理者が監理措置に付された日又は直近の届出の日から三月を超えない範囲内で主任審査官が定める日までに、書面その他主任審査官が適当と認める方法によつて行うものとする。

2　法第四十四条の六又は第五十二条の五に規定する法務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　被監理者の生活状況

二　監理人との連絡状況

三　前二号のほか、監理人又は被監理者に関する必要な事項として主任審査官がその届出を求めることとした事項

（調書の作成）

第三十六条の九　入国審査官又は入国警備官は、法第四十四条の九第三項又は第五十二条の七第三項の規定により関係人に対し出頭を求めて質問をしたときは、当該関係人の供述を録取した調書を作成することができる。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

２　入国審査官又は入国警備官は、前項の調書を作成したときは、当該関係人に閲覧させ、又は読み聞かせて、録取した内容に誤りがないことを確認させた上、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならない。この場合において、当該関係人が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、その旨を調書に付記しなければならない。

（認定書等）

第三十七条　法第四十七条第一項から第三項まで及び法第五十五条の八十四第三項に規定する入国審査官の認定は、別記第五十二号様式による認定書によつて行うものとする。

［２・３　略］

４　法第四十七条第五項第一号（法第四十八条第十項及び第四十九条第七項において準用する場合を含む。）に規定する法第五十条第一項の規定による許可の申請をしない旨を記載した文書の様式は、別記第五十四号の二様式による。

（異議の申出）

第四十二条　法第四十九条第一項の規定による異議の申出は、別記第六十号様式による異議申出書一通及び次の各号の一に該当する不服の理由を示す資料各一通を提出して行わなければならない。

［一～三　略］

［号を削る。］

（裁決書等）

第四十三条　法第四十九条第三項に規定する裁決は、別記第六十一号様式による裁決書によつて行うものとする。

２　［略］

（認定書等）

第三十七条　法第四十七条第一項から第三項まで及び法第五十五条の二第三項に規定する入国審査官の認定は、別記第五十二号様式による認定書によつて行うものとする。

［２・３　同上］

［項を加える。］

（異議の申出）

第四十二条　法第四十九条第一項の規定による異議の申出は、別記第六十号様式による異議申出書一通及び次の各号の一に該当する不服の理由を示す資料各一通を提出して行わなければならない。

［一～三　同上］

四　退去強制が著しく不当であることを理由として申し出るときは、審査、口頭審理及び証拠に現われている事実で退去強制が著しく不当であることを信ずるに足りるもの

（裁決・決定書等）

第四十三条　法第四十九条第三項に規定する裁決及び法第五十条第一項に規定する許可に関する決定は、別記第六十一号様式による裁決・決定書によつて行うものとする。

２　［同上］

（在留特別許可）

第四十四条　法第五十条第一項の規定による許可（以下「在留特別許可」という。）をする場合には、別記第六十一号の三様式による決定書を作成するものとする。

２　在留特別許可を申請しようとする外国人は、別記第六十一号の四様式による申請書及び法第五十条第一項各号のいずれかに該当することを証する資料各一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

３　前項の申請に当たつては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又は在留資格証明書を提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

一　中長期在留者にあつては、旅券及び在留カード

二　特別永住者にあつては、旅券及び特別永住者証明書

三　中長期在留者及び特別永住者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書

四　法第三章第三節及び第四節に定める上陸の許可書の交付を受けている者にあつては、当該許可書

五　法第四十四条の二第一項又は第六項の規定により監理措置に付された者にあつては、同条第七項の監理措置決定通知書

六　仮放免の許可を受けた者にあつては、仮放免許可書

４　第二項の場合において、外国人が十六歳に満たない者であるとき又は疾病その他の事由により自ら申請することができないときは、当該外国人の父若しくは母、配偶者、子又は親族がその者に代わつて申請を行うことができる。

５　在留特別許可をする場合には、法第五十条第七項の規定により入国審査官に在留カードを交付させる場合並びに第七項第一

（在留特別許可）

第四十四条　法第五十条第一項の規定により在留を特別に許可する場合には、同条第三項の規定により入国審査官に在留カードを交付させる場合及び第三項第一号の規定により上陸の種類及び上陸期間を定める場合を除き、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているときは旅券に別記第六十二号様式又は別記第六十二号の二様式による証印をし、旅券を所持していないときは同証印をした別記第三十二号様式による在留資格証明書を交付し、又は既に交付を受けている在留資格証明書に同様式による証印をするものとする。

２　法第五十条第一項の規定により在留を特別に許可する場合において、高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）を決定するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式による指定書を交付し、特定技能の在留資格を決定するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関及び特定産業分野を記載した別記第三十一号の四様式による指定書を交付し、特定活動の在留資格を決定するときは法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

３　法第五十条第二項の規定により付することができる必要と認める条件は、次の各号によるものとする。

一　法第二十四条第二号（法第九条第七項の規定に違反して本邦に上陸した者を除く。）又は第六号から第六号の四までに該当した者については、法第三章第四節に規定する上陸の種類及び第十三条から第十八条までの規定に基づく上陸期間

二　活動の制限その他特に必要と認める事項

号の規定により上陸の種類及び上陸期間を定める場合を除き、当該在留特別許可に係る外国人が旅券を所持しているときは旅券に別記第六十二号様式又は別記第六十二号の二様式による証印をし、旅券を所持していないときは同証印をした別記第三十二号様式による在留資格証明書を交付し、又は既に交付を受けている在留資格証明書に同様式による証印をするものとする。

6　在留特別許可をする場合において、高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）を決定するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式による指定書を交付し、特定技能の在留資格を決定するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関及び特定産業分野を記載した別記第三十一号の四様式による指定書を交付し、特定活動の在留資格を決定するときは法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

7　法第五十条第六項の規定により付することができる必要と認める条件は、次の各号によるものとする。

一　法第二十四条第二号（法第九条第七項の規定に違反して本邦に上陸した者を除く。）又は第六号から第六号の四までに該当した者については、法第三章第四節に規定する上陸の種類及び第十三条から第十八条までの規定に基づく上陸期間

二　活動の制限その他特に必要と認める事項

8　法第五十条第十項の規定による在留特別許可をしない旨の通知は、別記第六十二号の三様式による通知書によつて行うものとする。

（上陸拒否期間の短縮）

第四十七条の三　法第五十二条第五項の規定により上陸を拒否される期間を一年とする旨の決定の申請をしようとする外国人は、別記第六十四号の三様式による申請書及びその他参考となるべき資料各一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2　前項の場合において、外国人が十六歳に満たない者であるとき又は疾病その他の事由により自ら申請することができないときは、当該外国人の父若しくは母、配偶者、子又は親族がその者に代わつて申請を行うことができる。

3　法第五十二条第五項に規定する法務省令で定める日は、同条第四項の規定による許可に係る出国予定日から七日を超えない範囲内で主任審査官が定める日とする。

4　法第五十二条第六項の決定をした旨の通知は、別記第六十四号の四様式による通知書によつて行うものとする。

（特別放免）

第四十八条　法第五十二条第十項の規定による住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他の条件は、次の各号によるものとする。

一　住居は、入国者収容所長又は主任審査官（以下「所長等」という。）が指定する。

二　行動の範囲は、所長等が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内とする。

三　出頭の要求は、所長等が出頭すべき日時及び場所を指定して行う。

四　前三号のほか、所長等が付するその他の条件は、職業又は報酬を受ける活動に従事することの禁止その他特に必要と認める事項とする。

2　第三十六条の二第三項の規定は、法第五十二条第十項の規定により呼出しに対する出頭の義務を付されて特別放免された者に対する出頭の要求について準用する。

3　法第五十二条第十一項に規定する特別放免許可書の様式は、別記第六十五号様式による。

（特別放免）

第四十八条　法第五十二条第六項の規定により放免をするときは、別記第六十五号様式による特別放免許可書を交付するものとする。

2　法第五十二条第六項の規定による住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他の条件は、次の各号によるものとする。

一　住居は、入国者収容所長又は主任審査官（以下「所長等」という。）が指定する。

二　行動の範囲は、所長等が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内とする。

三　出頭の要求は、出頭すべき日時及び場所を指定して行う。

四　前各号のほか、所長等が付するその他の条件は、職業又は報酬を受ける活動に従事することの禁止その他特に必要と認める事項とする。

［条を加える。］

（旅券の発給の申請その他送還するために必要な行為）

第四十八条の二　法第五十二条第十二項に規定する法務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　旅券の発給の申請に必要な書類（電磁的記録（電磁的方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下この条において同じ。）を作成し、又は取得すること。

二　旅券の発給の申請に必要な書類及び個人識別情報（指紋、写真その他の個人を識別することができる情報をいう。）を大使館等（本邦にある外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関をいう。次号において同じ。）又は入国審査官若しくは入国警備官に提出し、又は提供すること。

三　大使館等の構成員等から出頭又は面接を求められたときは、これに応じること。

四　有効な旅券を入国審査官又は入国警備官に提供すること。

五　日本国政府の承認した外国政府若しくは法第二条第五号ロに規定する地域の権限のある機関（次号において「外国政府等」という。）又は航空会社若しくは船舶会社（次号において「航空会社等」という。）の求めに応じて、関税の納付に関する申告書その他送還に必要な書類を作成し、又は取得すること。

六　外国政府等又は航空会社等の求めに応じて、関税の納付に関する申告書その他送還に必要な書類を、外国政府等若しくは航空会社等又は入国審査官若しくは入国警備官に提出し、又は提供することその他送還に必要な手続を行うこと。

七　旅券その他送還に必要な書類を保管し、又は保存すること。

八　入国審査官又は入国警備官の求めに応じて前各号に掲げる行為の状況を入国審査官又は入国警備官に報告すること。

［条を加える。］

（旅券の発給の申請等の命令）

第四十八条の三　法第五十二条第十二項の規定による命令は、別記第六十五号の二様式による旅券発給申請等命令書によつて行うものとする。

2　主任審査官は、法第五十二条第十三項の規定により同条第十二項の規定に基づき定められた期間を延長したときは、その旨を別記第六十五号の三様式による通知書によりその者に通知するものとする。

（退去のための計画の記載事項）

第四十八条の四　法第五十二条の八の規定に基づき定める退去のための計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　本邦外に送還することができない原因となつている事情

二　退去強制令書の発付を受けた者の意向の聴取の結果

三　本邦外に送還することができない原因となつている事情が解消する予定時期

（仮放免）

第四十九条　法第五十四条第一項の規定により仮放免を請求しようとする者は、別記第六十六号様式による仮放免許可申請書及び仮放免の許可を必要とする事由を証する資料各一通を提出しなければならない。

2　法第五十四条第二項に規定する仮放免の期間は、三月を超えない範囲内で所長等が定めるものとする。

3　第四十八条第一項の規定は、法第五十四条第二項の規定により仮放免の条件を付する場合について準用する。

4　第三十六条の二第三項の規定は、法第五十四条第二項の規定により呼出しに対する出頭の義務を付されて仮放免された者に対する出頭の要求について準用する。

5　法第五十四条第三項に規定する仮放免許可書の様式は、別記第六十七号様式による。

6　法第五十四条第四項の規定による仮放免を不許可とした旨の通知は、別記第六十八号様式による通知書によつて行うものとする。

［条を加える。］

（仮放免）

第四十九条　法第五十四条第一項の規定により仮放免を請求しようとする者は、別記第六十六号様式による仮放免許可申請書一通を提出しなければならない。

2　法第五十四条第二項の規定により仮放免をするときは、別記第六十七号様式による仮放免許可書を交付するものとする。

3　前条第二項の規定は、法第五十四条第二項の規定により仮放免の条件を付する場合について準用する。この場合において、前条第二項中「法第五十二条第六項」とあるのは「法第五十四条第二項」と読み替えるものとする。

4　法第五十四条第二項の規定により呼出しに対する出頭の義務を付されて仮放免された者に対する出頭の要求は、別記第六十八号様式による呼出状によつて行うものとする。

5　法第五十四条第二項の規定による保証金の額は、三百万円以下の範囲内で仮放免される者の出頭を保証するに足りる相当の金

7　法第五十四条第五項の規定により仮放免の期間の延長を請求しようとする者は、仮放免の期間が満了する日までに、別記第六十九号様式による仮放免期間延長許可申請書及び仮放免の期間の延長を必要とする事由を証する資料各一通を提出しなければならない。

8　法第五十四条第六項の規定により仮放免の期間の延長を許可する場合には、仮放免許可書に新たな仮放免の期間を記載するものとする。

9　第二項の規定は、法第五十四条第六項の規定により仮放免の期間の延長を許可する場合における新たな仮放免の期間について準用する。

10　法第五十四条第七項の規定による仮放免の期間の延長を不許可とした旨の通知は、別記第六十九号の二様式による通知書によつて行うものとする。

（仮放免取消書）

第五十条　［略］

［項を削る。］

（退去の命令）

第五十条の二　法第五十五条の二第三項に規定する文書の様式は、別記第七十号の二様式による。

2　主任審査官は、法第五十五条の二第四項の規定により同条第一項の規定に基づき定められた期間を延長したときは、別記第七十一号様式による通知書によりその者に通知するものとする。

（活動の援助）

第五十条の三　法第五十五条の五第一項の規定による活動の援助は、入国者収容所等に備え付けた書籍、運動器具、遊具その他の物品の貸与その他活動の時間帯等（食事、

額でなければならない。ただし、未成年者に対する保証金の額は、百五十万円を超えないものとする。

6　所長等は、保証金を納付させたときは、歳入歳出外現金出納官吏に別記第十五号様式による保管金受領証書を交付させるものとする。

7　法第五十四条第三項に規定する保証書の様式は、別記第六十九号様式による。

（仮放免取消書等）

第五十条　［同上］

2　法第五十五条第三項の規定により保証金を没取したときは、別記第七十一号様式による保証金没取通知書を交付するものとする。

［条を加える。］

就寝その他の起居動作をすべき時間帯以外の時間帯をいう。）における活動を行うのに必要かつ適切な措置を講ずることにより行うものとする。

（入国者収容所等視察委員会の置かれる出入国在留管理官署等）

第五十条の四　入国者収容所等視察委員会（以下「委員会」という。）の名称、法第五十五条の十第一項に規定する出入国在留管理官署並びに同条第二項及び第五十五条の十四第一項に規定する担当区域内にある入国者収容所等及び出国待機施設は、別表第六のとおりとする。

（委員会の組織及び運営）

第五十条の五　委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2　委員長は、委員会の会務を総理する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

4　委員会の会議は、委員長が招集する。

5　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

6　前二項に定めるもののほか、委員会の議事に関し必要な事項は、委員会が定める。

7　委員会の庶務は、その置かれる出入国在留管理官署の総務課において処理する。

（委員会に対する情報の提供）

第五十条の六　法第五十五条の十二第一項の規定による定期的な情報の提供は、入国者収容所長又は地方出入国在留管理局長（以下「入国者収容所長等」という。）が、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、入国者収容所等に関する次に掲げる事項について、入国者収容所等の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。

一　入国者収容所等の概要

二　収容定員及び収容人員の推移

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

三　入国者収容所等の管理の体制
四　自弁の書籍等（書籍、雑誌、新聞紙その他の文書図画（信書を除く。）をいう。）の閲覧の禁止の状況
五　参観の許否の状況
六　法第五十五条の二十一の規定による物品の貸与及び支給並びに法第五十五条の二十二の規定による自弁の物品の使用又は摂取の許否の状況
七　差入人（法第五十五条の二十七第一項に規定する差入人をいう。第五十条の十七第一号において同じ。）による被収容者に対する金品の交付及び被収容者による自弁物品等の購入の状況
八　被収容者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況
九　規律及び秩序を維持するためにとつた措置の状況
十　被収容者による面会、信書の発受及び法第五十五条の六十六第一項に規定する通信の許否、差止め又は制限の状況
十一　被収容者からの申出の状況
十二　審査の申請、再審査の申請、法第五十五条の七十四第一項又は第五十五条の七十六第一項の規定による申告及び苦情の申出の状況並びにそれらの処理の結果

2　法第五十五条の十四第二項において準用する法第五十五条の十二第一項の規定による定期的な情報の提供は、出国待機施設の所在地を管轄する地方出入国在留管理局の長が、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、出国待機施設の概要、当該施設の入所定員及び使用者数の推移並びに当該施設の使用者からの施設に関する意見の提出状況その他の当該施設の運営に関し特記すべき事項について、出国待機施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。

3　法第五十五条の十二第一項（法第五十五条の十四第二項において準用する場合を含む。）の規定による必要に応じた情報の提供は、入国者収容所長等が、次に掲げる場合に、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。
一　入国者収容所等又は出国待機施設の運営の状況に相当程度の変更があつた場合
二　委員会から入国者収容所等又は出国待機施設の運営の状況について説明を求められた場合
三　委員会の意見を受けて措置を講じた場合
四　前三号に掲げるもののほか、入国者収容所長等が入国者収容所等又は出国待機施設の運営の状況について情報の提供をすることが適当と認めた場合

（委員会の意見の反映）

第五十条の七　入国者収容所長等は、できる限り、委員会が述べた意見を入国者収容所等又は出国待機施設の運営に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

［条を加える。］

（収容開始時の告知の方法等）

第五十条の八　法第五十五条の十八第二項の書面は、居室（保護室等を除く。）に備え付けるものとする。

2　入国者収容所長等は、法第五十五条の十八第一項の規定による告知を行つた後、告知した内容に変更があつた場合には、その都度、被収容者に対し、変更された内容を書面で告知しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

［条を加える。］

（識別のための身体検査の方法）

第五十条の九　法第五十五条の十九第一項の規定による検査は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、十六歳未満の者にあつては、第一号及び第三号に掲げる方法を除くものとする。
一　顔写真の撮影
二　身体の特徴の見分
三　指紋の採取

［条を加える。］

（起居動作の時間帯）

第五十条の十　法第五十五条の二十の時間帯は、次の各号に規定する時間帯について次に掲げる基準に従い定めるほか、居室に在室していることを確認するための点呼の時間帯について定めるものとする。

一　食事の時間帯は、朝食については午前七時から午前九時までの間で、昼食については午前十一時から午後一時までの間で、夕食については午後五時から午後七時までの間で定めること。

二　就寝の時間帯は、午後十時から翌日の午前七時までの間で、連続する八時間以上の時間帯を定めること。

三　戸外運動の時間帯は、午前八時三十分から午後五時までの間で定めること。

四　入浴の時間帯は、午前八時三十分から午後五時までの間で定めること。

2　法第五十五条の二十の時間帯は、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要があるときは、前項各号に掲げる基準によらないで定めることができる。

（物品の貸与等）

第五十条の十一　法第五十五条の二十一第二項の規定による物品の貸与及び嗜好品の支給は、当該物品を貸与し、又は嗜好品を支給しようとする被収容者の処遇上特に適当と認める場合に限り、行うことができるものとする。

2　前項に定めるもののほか、法第五十五条の二十一第二項の規定により被収容者に貸与し、又は支給する物品及び嗜好品の品名並びにその貸与又は支給の基準は、出入国在留管理庁長官が定める。

（被収容者の自弁の物品の使用等）

第五十条の十二　被収容者には、法第五十五条の二十二各号に掲げる物品について、この条の定めるところにより、必要な範囲内で、自弁のものの使用又は摂取を許すものとする。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

2　被収容者には、法第五十五条の二十二第三号に掲げる物品は、出入国在留管理庁長官が定める品名のものについて、自弁のものの使用を許すものとする。

3　被収容者には、法第五十五条の二十二第四号に掲げる物品は、酒類及びたばこ以外の物品について、自弁のものの摂取を許すものとする。

4　被収容者には、法第五十五条の二十二第五号に掲げる物品は、次に掲げる物品について、自弁のものの使用又は摂取を許すものとする。

一　タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、調髪用具、運動靴その他の日用品

二　文房具、遊具その他の知的、教育的及び娯楽的活動に用いる物品

三　マスクその他の身体に装着する物品（衣類を除く。）であつて、被収容者の健康状態その他の事情に照らして使用することが必要なもの

四　前各号に掲げるもののほか、入国者収容所長等が入国者収容所等における日常生活に用いる物品として必要と認めるもの

（法第五十五条の二十三第一項第三号に規定する法務省令で定める物品）

第五十条の十三　法第五十五条の二十三第一項第三号に規定する法務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一　印紙及び印鑑

二　かつら

（差入れの申出書の提出等）

第五十条の十四　入国者収容所長等は、被収容者に金品を交付しようとする者に対し、次に掲げる事項について、これを記載した申出書の提出を求め、又は質問することができる。

一　国籍・地域、氏名、生年月日、住所、電話番号、職業及び勤務先の名称

二　交付の相手方である被収容者の国籍・地域、氏名及びその者との関係

［条を加える。］

［条を加える。］

三　交付しようとする現金の額又は物品の品名及び数量

2　入国者収容所長等は、前項に規定する者に対し、同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。

（保管私物等の保管方法）

第五十条の十五　法第五十五条の二十九第一項に規定する保管私物（以下この条及び次条において「保管私物」という。）は、入国者収容所長等が指定する居室内又は居室外の貴重品庫、棚、容器その他の保管設備に保管させるものとする。

2　保管私物を居室外の保管設備に保管させるときは、被収容者に、一日に一回以上、その設備に保管私物を出し入れする機会を与えなければならない。ただし、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

3　被収容者について領置している物品は、次に掲げる日以外の日に出し入れする機会を与えることができる。ただし、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

一　日曜日

二　土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日（法第五十五条の二十九第二項に規定する法務省令で定めるもの）

第五十条の十六　法第五十五条の二十九第二項に規定する保管私物及び被収容者について領置している物品から除くものとして法務省令で定めるものは、次に掲げる物品とする。

一　被収容者が当事者である係属中の裁判所の事件に関する記録その他の書類又はその写し

二　眼鏡その他の補正器具

［条を加える。］

［条を加える。］

三　前二号に掲げるもののほか、入国者収容所長等が保管総量及び領置総量から除くことが相当と認める物品

（差入れ等に関する制限）

第五十条の十七　法第五十五条の三十二の規定による制限は、次に掲げる事項を定めて行うものとする。

一　差入人による被収容者に対する金品の交付についての制限にあつては、次に掲げる事項

イ　交付の申出を行う日及び時間帯

ロ　一定期間内に一人の被収容者に対し交付することができる物品の品目及び数量の上限

ハ　入国者収容所長等が定める種類の物品について、交付する物品を取り扱うことができる事業者

二　被収容者による自弁物品等の購入についての制限にあつては、次に掲げる事項

イ　購入の申請を行う日及び時間帯

ロ　一定期間内の購入の申請により購入することができる自弁物品等の品目及び数量の上限

ハ　入国者収容所長等が定める種類の物品について、自弁物品等を取り扱うことができる事業者

（死亡者の遺留物の引渡し）

第五十条の十八　法第五十五条の三十六第一項の規定による死亡した被収容者の遺留物の引渡しは、同項に規定する申請を最初にした遺族等に対して行うものとする。

2　法第五十五条の三十六第一項に規定する法務省令で定める遺族その他の者は、次に掲げる者とする。

一　被収容者の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

二　被収容者がその国籍を有する外国の大使、公使、領事官その他領事任務を遂行する者

［条を加える。］

［条を加える。］

三　前二号に掲げるもののほか、死亡した被収容者の死体の埋葬若しくは火葬を行う者又は死亡した被収容者の遺留物の管理を行うことが適当と認められる者

（法第五十五条の三十八に規定する法務省令で定める日等）

第五十条の十九　法第五十五条の三十八に規定する法務省令で定める日は、第五十条の十五第三項第二号に掲げる日とする。

2　被収容者には、一日に三十分以上、かつ、できる限り長時間、運動の機会を与えるものとする。ただし、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生ずるおそれがある場合又は天候若しくは入国者収容所等の構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

［条を加える。］

（入浴）

第五十条の二十　被収容者には、できる限り毎日、入浴の機会を与えるものとする。ただし、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

2　女子の被収容者の入浴の立会いは、女子の入国警備官が行わなければならない。ただし、女子の入国警備官が行うことができない場合には、入国警備官以外の女子の職員がこれを行うことができる。

［条を加える。］

（健康診断の事項）

第五十条の二十一　法第五十五条の四十一第二項の規定による健康診断は、次に掲げる事項のほか、医師が必要と認める事項について行うものとする。ただし、医師が、被収容者の年齢、健康状態、直近に受けた健康診断の結果及び実施の時期、健康診断以外の診療の結果、次回の健康診断までの期間その他の事情を考慮して必要がないと認めるときは、第一号、第三号（体重の測定を除く。）及び第五号から第十一号までに掲げる事項の全部又は一部を省略することができる。

［条を加える。］

一　既往歴及び家族の病歴の調査

二　自覚症状及び他覚症状の検査

三　身長及び体重の測定

四　血圧の測定

五　尿中の糖及び蛋白の有無の検査

六　胸部エックス線検査

七　血色素量及び赤血球数の検査

八　血清グルタミックオキサロアセチックトランスアミナーゼ（ＧＯＴ）、血清グルタミックピルビックトランスアミナーゼ（ＧＰＴ）及びガンマ－グルタミルトランスペプチダーゼ（γ－ＧＴＰ）の検査

九　血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール（ＨＤＬコレステロール）、血清トリグリセライド、ヘマトクリット、ＨｂＡ１ｃ及び血清クレアチニン（ｅＧＦＲ）の量の検査

十　血糖検査

十一　心電図検査

（指名医による診療）

第五十条の二十二　法第五十五条の四十三第一項の規定による入国者収容所長等の許可は、被収容者が逃走し、自身を傷つけ、若しくは他人に危害を加え、入国者収容所等若しくは病院若しくは診療所の設備、器具その他の物を損壊し、又は違反事件に関する証拠を隠滅することの防止に支障のない場合に行うものとする。

［条を加える。］

（指名医に対する指示事項）

第五十条の二十三　入国者収容所長等は、法第五十五条の四十三第一項の規定による診療（栄養補給の処置を含む。以下同じ。）を受けることを許す場合には、同項の診療を行う医師又は歯科医師に対し、次に掲げる事項を具体的に指示するものとする。

一　入国者収容所等において診療を行う場合には、正当な理由なく、診療を行う場所以外の場所に立ち入つてはならないこと。

［条を加える。］

二　入国者収容所等において診療を行う場合には、診療に用いる器具、材料、薬剤その他の物品、医療設備について、入国者収容所長等が指定するもの以外のものを使用してはならないこと。

三　入国者収容所長等が許した場合を除き、被収容者と金品の授受をしてはならないこと。

四　被収容者と診療のため必要な範囲を明らかに逸脱した会話をしてはならないこと。

五　被収容者の逃亡を防止するために必要な措置を講ずること。

六　前各号に掲げるもののほか、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある行為をしてはならないこと。

（調髪及びひげそり）

第五十条の二十四　法第五十五条の四十四の規定による調髪又はひげそりは、入国者収容所長等が指定する場所において行わせるものとする。

［条を加える。］

（感染症予防上の措置）

第五十条の二十五　法第五十五条の四十五に規定する法務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類その他の物品についての消毒、廃棄その他病原体の繁殖及び飛散を防止する措置

二　入浴、調髪、ひげそり又は洗濯を行わせないこと。

三　面会を行わせないこと。

四　運動の機会を与えないこと。

五　前各号に掲げるもののほか、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために入国者収容所長等が特に必要と認める措置

［条を加える。］

（警備用具）

第五十条の二十六　法第五十五条の五十一第三項に規定する警備用具は、次に掲げるものとする。

一　警棒

二　警じよう

三　さすまた

四　盾

［条を加える。］

（捕縄及び手錠の使用方法）

第五十条の二十七　被収容者を護送する場合に使用することができる手錠は、被収容者が法第五十五条の五十二第一項各号のいずれかに該当する行為をするおそれがある場合を除き、別表第八に定める第一種又は第三種の手錠とする。

2　被収容者に捕縄を使用する場合には、血液の循環を著しく妨げることとならないよう留意しなければならない。

［条を加える。］

（捕縄及び手錠の使用等の報告）

第五十条の二十八　入国警備官は、被収容者が法第五十五条の五十二第一項各号のいずれかに該当する行為をするおそれがある場合において、捕縄又は手錠を使用したときは、速やかに、その旨を入国者収容所長等に報告しなければならない。

［条を加える。］

（捕縄及び手錠の制式）

第五十条の二十九　法第五十五条の五十二第二項に規定する捕縄及び手錠の制式は、別表第八のとおりとする。

［条を加える。］

（保護室の構造及び設備の基準）

第五十条の三十　保護室の構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

一　収容された者の身体を傷つけにくい構造及び設備を有すること。

二　損壊し、又は汚損しにくい構造及び設備を有すること。

三　防音上有効な構造及び設備を有すること。

四　室内の視察に支障がない構造及び設備を有すること。

五　適当な換気、照明、保温、防湿及び排水のための構造及び設備を有すること。

［条を加える。］

（面会の申出書の提出等）

第五十条の三十一　入国者収容所長等は、被収容者との面会の申出をする者に対し、次に掲げる事項について、これを記載した申出書の提出を求め、又は質問することができる。

一　国籍・地域、氏名、生年月日、住所、電話番号、職業及び勤務先の名称

二　面会を希望する被収容者の国籍・地域、氏名及びその者との関係

三　面会の目的

四　手荷物その他の所持品

2　入国者収容所長等は、前項の場合において、必要があると認めるときは、被収容者との面会の申出をする者に対し、同項各号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。

［条を加える。］

（面会の相手方の確認）

第五十条の三十二　入国者収容所長等は、被収容者との面会の申出があつたときは、被収容者に対して、その申出をした者の氏名及び被収容者との関係について質問することができる。

［条を加える。］

（面会の相手方の人数の制限）

第五十条の三十三　法第五十五条の五十八第一項の規定により被収容者の面会の相手方の人数について制限をするときは、その人数は、三人を下回つてはならない。ただし、施設の構造上やむを得ないときは、この限りでない。

［条を加える。］

（面会の場所の制限）

第五十条の三十四　被収容者の面会の場所は、入国者収容所長等が指定するものとする。

2　被収容者の面会の場所は、被収容者と面会の相手方との間を仕切る設備を有する室とする。ただし、次に掲げる場合において、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがないときは、この限りでない。

一　被収容者の国籍又は市民権の属する国の領事官と面会する場合

二　実子又は養子と面会する場合その他被収容者と面会の相手方との間を仕切る設備を有する室以外の場所で面会することを適当とする事情がある場合

［条を加える。］

（面会の日の制限）

第五十条の三十五　被収容者の面会（領事官等（法第五十五条の五十六第一項に規定する領事官等をいう。第五十条の三十八及び第五十条の三十九において同じ。）との面会を除く。）を許す日は、第五十条の十五第三項各号に掲げる日以外の日とする。

［条を加える。］

（面会の時間帯の制限）

第五十条の三十六　法第五十五条の五十八第一項の規定により被収容者の面会の時間帯について制限をするときは、その時間は、一日につき四時間を下回つてはならない。ただし、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

［条を加える。］

（面会の時間の制限）

第五十条の三十七　法第五十五条の五十八第一項の規定により被収容者の面会の時間について制限をするときは、その時間は、三十分を下回つてはならない。ただし、面会の申出の状況、面会の場所として指定する室の数その他の事情に照らしてやむを得ないと認めるときは、五分を下回らない範囲内で、三十分を下回る時間に制限することができる。

［条を加える。］

（面会の回数の制限）

第五十条の三十八　法第五十五条の五十八第一項の規定による被収容者の面会の回数についての制限は、領事官等以外の者との面会の回数について行うことができるものとする。

［条を加える。］

（面会の相手方の遵守事項の掲示）

第五十条の三十九　入国者収容所長等は、被収容者の面会の相手方（領事官等を除く。）が遵守すべき次に掲げる事項を具体的に明らかにして入国者収容所等内の見やすい場所に掲示するものとする。

一　法第五十五条の五十七第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する行為をしてはならないこと。

［条を加える。］

二　法第五十五条の五十七第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する内容の発言をしてはならないこと。

（信書の作成要領の制限）

第五十条の四十　法第五十五条の六十二の規定による被収容者が発する信書の作成要領についての制限は、次に掲げる事項について行うことができるものとする。

一　信書の用紙及び封筒の規格並びに信書の作成に用いる筆記具の種類

二　信書の検査を円滑に行うために必要な記載方法

（信書の発信の申請の日及び時間帯の制限）

第五十条の四十一　入国者収容所長等は、法第五十五条の六十二の規定により被収容者がする信書の発信の申請の日及び時間帯について制限をする場合にも、緊急の発信の必要があるときは、その発信の申請を受け付けなければならない。

［条を加える。］

（信書の発受の方法の制限）

第五十条の四十二　法第五十五条の六十二の規定による被収容者が信書を発する方法についての制限は、郵便（郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第四十四条に規定する特殊取扱（速達及び年賀特別郵便の取扱いを除く。）によるものを除く。）による方法その他入国者収容所長等が入国者収容所等の管理運営上必要と認める方法に制限することにより行うことができるものとする。

2　法第五十五条の六十二の規定による被収容者が信書を受ける方法についての制限は、郵便又は信書便による方法、電報による方法その他入国者収容所長等が入国者収容所等の管理運営上必要と認める方法に制限することにより行うことができるものとする。

［条を加える。］

（複数の被収容者に宛てた信書等の取扱い）

第五十条の四十三　複数の被収容者に宛てた信書であつて、被収容者が受けることを許すものは、そのうちの一人に交付する。

2　被収容者に宛てた信書であつて、被収容者が受けることを許すもののうち、紙以外の物品にその内容が記載されたもの、音を発する装置の付いたものその他信書以外の物品としての性質を有するものについて、法第五十五条の二十八第一項の規定によりその者に引き渡すこととならない場合には、法第五十五条の六十一の規定によりその者がこれを受けることを差し止める場合を除き、その者に、その物品の提示その他の方法によりその内容（同条の規定により削除し、又は抹消すべき箇所を除く。）を了知させるものとする。

［条を加える。］

（死亡者の発受差止信書等の引渡し）

第五十条の四十四　法第五十五条の六十四第四項の規定による被収容者が死亡した場合における発受差止信書等（同条第三項に規定する発受差止信書等をいう。）の引渡しは、同条第四項に規定する申請を最初にした遺族等に対して行うものとする。

［条を加える。］

（死亡の通知）

第五十条の四十五　法第五十五条の八十二の規定による通知は、第五十条の十八第二項第一号に掲げる者に対して行うものとする。

2　前項の場合において、第五十条の十八第二項第一号に掲げる者の所在が明らかでないため、通知をすることができないときは、同項第二号又は第三号に掲げる者に対して通知するものとする。

［条を加える。］

（死亡の原因）

第五十条の四十六　入国者収容所長等は、被収容者が死亡したときは、直ちに医師の検案を求める等適切な措置を講じ、死亡の原因その他必要な事項を明らかにしておかなければならない。

［条を加える。］

（死体の埋葬等）

第五十条の四十七　法第五十五条の八十三第一項の規定により入国者収容所長等が被収容者の死体の埋葬又は火葬を行うときは、市町村の長と協力して行わなければならない。

（入国者収容所等以外の場所に収容されている者に関する準用）

第五十条の四十八　収容令書又は退去強制令書により入国者収容所等以外の場所に収容されている者の処遇については、その性質に反しない限り、第五十条の三から前条までの規定を準用する。

（委任事項）

第五十条の四十九　入国者収容所長等は、被収容者の処遇に関する細則を定めるときは、あらかじめ出入国在留管理庁長官の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（出頭確認）

第五十条の五十　本邦から出国する意思を有する外国人で、法第五十五条の八十五第一項の規定による出国命令を受けるため、法第二十七条の規定による違反調査の開始前に自ら出入国在留管理官署に出頭しようとするものは、行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項に規定する行政機関の休日を除く執務時間中に、出入国在留管理官署に出頭しなければならない。

2　前項の場合において、当該外国人が出頭した出入国在留管理官署の職員は、当該外国人に対し、別記第七十一号の二様式による出頭確認書を交付するものとする。

（出国意思の表明）

第五十条の五十一　法第二十四条の三第一号ロに該当する外国人から同号ロに規定する出国意思の表明を受けた入国審査官又は入国警備官は、当該外国人に対し、別記第七十一号の二の二様式による出国意思確認書を交付するものとする。

［条を加える。］

［条を加える。］

（出頭確認）

第五十条の二　本邦から出国する意思を有する外国人で、法第五十五条の三第一項の規定による出国命令を受けようとするものは、行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項に規定する行政機関の休日を除く執務時間中に、出入国在留管理官署に出頭しなければならない。

2　当該外国人が出頭した出入国在留管理官署の職員は、当該外国人に対し、別記第七十一号の二様式による出頭確認書を交付するものとする。

［条を加える。］

（出国命令の条件）

第五十条の五十二　法第五十五条の八十五第三項の規定による住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件は、次の各号によるものとする。

［一～四　略］

（出国命令書）

第五十条の五十三　法第五十五条の八十六に規定する出国命令書の様式は、別記第七十一号の三様式による。

（出国期限の延長）

第五十条の五十四　法第五十五条の八十七の規定による出国期限の延長を受けようとする外国人は、出国期限が満了する日までに、出国命令書の交付を受けた出入国在留管理官署に出頭して、別記第七十一号の四様式による申出書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該出入国在留管理官署に出頭することができない場合には、他の出入国在留管理官署（主任審査官が置かれている出入国在留管理官署に限る。）に出頭し、当該申出書を提出することをもつてこれに代えることができる。

2　主任審査官は、法第五十五条の八十七の規定により出国期限を延長する場合には、出国命令書に新たな出国期限を記載するものとする。

（出国命令の取消し）

第五十条の五十五　法第五十五条の八十八の規定により出国命令を取り消したときは、その旨を別記第七十一号の五様式による出国命令取消通知書により当該外国人に通知するとともに、その者が所持する出国命令書を返納させるものとする。

（船舶等の長又は運送業者の責任と費用の負担の免除）

第五十二条の二　法第五十九条第三項の規定により船舶等の長又は運送業者の責任と費用の負担を免除するときは、その旨を第十条第二項の規定による退去命令通知書に記載することによつて船舶等の長又は運送業者に通知するものとする。

（出国命令の条件）

第五十条の三　法第五十五条の三第三項による住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件は、次の各号によるものとする。

［一～四　同上］

（出国命令書）

第五十条の四　法第五十五条の四に規定する出国命令書の様式は、別記第七十一号の三様式による。

（出国期限の延長）

第五十条の五　法第五十五条の五の規定による出国期限の延長を受けようとする外国人は、出国期限が満了する日までに、出国命令書の交付を受けた出入国在留管理官署に出頭して、別記第七十一号の四様式による申出書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該出入国在留管理官署に出頭することができない場合には、他の出入国在留管理官署（主任審査官が置かれている出入国在留管理官署に限る。）に出頭し、当該申出書を提出することをもつてこれに代えることができる。

2　主任審査官は、法第五十五条の五の規定により出国期限を延長する場合には、出国命令書に新たな出国期限を記載するものとする。

（出国命令の取消し）

第五十条の六　法第五十五条の六の規定により出国命令を取り消したときは、その旨を別記第七十一号の五様式による出国命令取消通知書により当該外国人に通知するとともに、その者が所持する出国命令書を返納させるものとする。

（施設の指定等）

第五十二条の二　法第五十九条第三項に規定する施設は別表第五のとおりとする。

2　法第五十九条第三項の規定により船舶等の長又は運送業者の責任と費用の負担を免除するときは、その旨を第十条第二項の規定による退去命令通知書に記載することによつて船舶等の長又は運送業者に通知するものとする。

（在留資格に係る許可）

第五十六条　法第六十一条の二の二第一項の規定により定住者の在留資格の取得を許可する場合（同条第二項第二号に規定する場合に限る。）には、別記第三十七号様式又は別記第三十七号の二様式による証印をした別記第三十二号様式による在留資格証明書を交付するものとする。

［項を削る。］

2　法第六十一条の二の二第四項の規定による許可の取消しは、別記第七十六号の三様式による取消通知書によつて行うものとする。

（仮滞在の許可）

第五十六条の二　［略］

2　［略］

3　法第六十一条の二の四第三項による住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件は、次の各号によるものとする。

［一・二　略］

［号を削る。］

三　［略］

四　［略］

［4～6　略］

（在留資格に係る許可）

第五十六条　法第六十一条の二の二第一項の規定により定住者の在留資格の取得を許可する場合（同条第三項第二号に規定する場合に限る。）には、別記第三十七号様式又は別記第三十七号の二様式による証印をした別記第三十二号様式による在留資格証明書を交付するものとする。

2　法第六十一条の二の二第二項に規定する許可に関する決定は、別記第七十六号の二の三様式による決定書によつて行うものとする。

3　法第六十一条の二の二第二項の規定により在留を特別に許可する場合（同条第三項第二号に規定する場合に限る。）には、別記第六十二号様式又は別記第六十二号の二様式による証印をした別記第三十二号様式による在留資格証明書を交付するものとする。

4　第四十四条第二項の規定は、法第六十一条の二の二第二項の規定により在留を特別に許可する場合に準用する。

5　法第六十一条の二の二第五項の規定による許可の取消しは、別記第七十六号の三様式による取消通知書によつて行うものとする。

（仮滞在の許可）

第五十六条の二　［同上］

2　［同上］

3　法第六十一条の二の四第三項による住居及び行動範囲の制限、活動の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件は、次の各号によるものとする。

［一・二　同上］

三　活動の制限は、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動の禁止とする。

四　［同上］

五　［同上］

［4～6　同上］

［項を削る。］

7　第五十五条第三項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、第五十五条第三項中「第一項」とあるのは、「第六項」と読み替えるものとする。

（仮滞在の許可を受けた者の在留資格の取得）

第五十六条の三　法第六十一条の二の五第一項に規定する在留資格の取得の許可に関する決定は、別記第七十六号の六の二様式による決定書によつて行うものとする。

2　法第六十一条の二の五第三項において準用する法第二十条第四項第二号及び第三号に規定する旅券又は在留資格証明書への新たな在留資格及び在留期間の記載は、別記第三十七号様式又は別記第三十七号の二様式による証印によつて行うものとする。

3　第二十条第七項の規定は、法第六十一条の二の五第一項の規定により在留資格の取得の許可をする場合について準用する。この場合において、第二十条第七項中「限る。」への変更」とあるのは「限る。）の取得」と、「在留資格への変更」とあるのは「在留資格の取得」と読み替えるものとする。

4　法第六十一条の二の五第三項において準用する法第二十条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

（仮滞在の許可の取消し）

第五十六条の四　法第六十一条の二の六の規定による仮滞在の許可の取消しは、別記第七十六号の七様式による仮滞在許可取消通知書によつて行うものとする。

（報酬を受ける活動の許可）

第五十六条の五　法第六十一条の二の七第二項の規定により報酬を受ける活動の許可を申請しようとする外国人は、別記第七十六号の八様式による申請書並びに当該活動に従事することが自らの生計を維持するために必要かつ相当であること及び当該活動に

7　前項の申請に当たつては、仮滞在許可書を提示しなければならない。

8　第五十五条第三項の規定は、第六項の申請について準用する。この場合において、第三項中「第一項」とあるのは、「第六項」と読み替えるものとする。

［条を加える。］

（仮滞在の許可の取消し）

第五十六条の三　法第六十一条の二の五の規定による仮滞在の許可の取消しは、別記第七十六号の七様式による仮滞在許可取消通知書によつて行うものとする。

［条を加える。］

より受ける報酬の額が自らの生計の維持に必要な範囲内であることを証する資料各一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2　法第六十一条の二の七第二項の規定による許可をしたときは、仮滞在許可書に、同条第三項の規定により記載するものとされている事項のほか、許可年月日、活動の内容、当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称その他必要な事項を記載するものとする。

3　法第六十一条の二の七第四項の規定により報酬を受ける活動の許可を取り消したときは、その旨を別記第七十六号の九様式による報酬を受ける活動許可取消通知書によりその者に通知するものとする。この場合においては、前項の規定により仮滞在許可書に記載した事項を抹消し、当該仮滞在許可書に当該許可を取り消した旨を記載するものとする。

（活動の状況の届出）

第五十六条の六　法第六十一条の二の八の規定による届出は、報酬を受ける活動の許可を受けた日又は直近の届出の日から六月を超えない範囲内で地方出入国在留管理局長の定める日までに、別記第七十六号の十様式による届出書及び報酬を受ける活動の許可に係る活動の状況を明らかにする資料各一通を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

2　法第六十一条の二の八に規定する法務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　自らの生計の維持に必要な範囲の変動の有無及びその内容

二　その他参考となるべき事項

（難民の認定等の取消し）

第五十七条　法第六十一条の二の十第三項の規定による難民の認定を取り消す場合の通知は、別記第七十七号様式による難民認定取消通知書によつて行うものとする。

2　法第六十一条の二の十第三項の規定による補完的保護対象者の認定を取り消す場合の通知は、別記第七十七号の二様式による補完的保護対象者認定取消通知書によつて行うものとする。

［条を加える。］

（難民の認定等の取消し）

第五十七条　法第六十一条の二の七第三項の規定による難民の認定の取消しは、別記第七十七号様式による難民認定取消通知書によつて行うものとする。

2　法第六十一条の二の七第三項の規定による補完的保護対象者の認定の取消しは、別記第七十七号の二様式による補完的保護対象者認定取消通知書によつて行うものとする。

（難民の認定等を受けた者の在留資格の取消し）

第五十七条の二　第二十五条の二から第二十五条の十四までの規定は、法第六十一条の二の十一第一項の規定による在留資格の取消しについて準用する。この場合において、第二十五条の二中「入国審査官」とあるのは「難民調査官」と、同条、第二十五条の五、第二十五条の七及び第二十五条の九から第二十五条の十二までの規定中「意見聴取担当入国審査官」とあるのは「意見聴取担当難民調査官」と、第二十五条の十三第一項中「別記第三十七号の十六様式（同条第七項本文の規定により期間を指定する場合にあつては別記第三十七号の十七様式）」とあるのは「別記第三十七号の十七様式」と読み替えるものとする。

（審査請求）

第五十八条　法第六十一条の二の十二第一項の規定による審査請求は、別記第七十八号様式又は別記第七十八号の二様式による審査請求書を地方出入国在留管理局に提出して行わなければならない。

（難民審査参与員の指名等）

第五十八条の三　法務大臣は、法第六十一条の二の十二第三項の規定により難民審査参与員の意見を聴取するときは、あらかじめ、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章第一節及び第三節に規定する審理手続を行う三人の難民審査参与員を指名するとともに、そのうち一人を、当該三人の難民審査参与員が行う事務を総括する者として指定するものとする。

2　法務大臣は、前項の指名をしたときは、指名した難民審査参与員の参集を求め、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を示すものとする。

一　法第六十一条の二の十二第一項各号（第二号及び第五号を除く。）に掲げる処分についての審査請求　当該処分の理由を明らかにした書面並びに当該処分の基礎とした書類及び資料

（難民の認定等を受けた者の在留資格の取消し）

第五十七条の二　第二十五条の二から第二十五条の十四までの規定は、法第六十一条の二の八第一項の規定による在留資格の取消しについて準用する。この場合において、第二十五条の二中「入国審査官」とあるのは「難民調査官」と、同条、第二十五条の五、第二十五条の七及び第二十五条の九から第二十五条の十二までの規定中「意見聴取担当入国審査官」とあるのは「意見聴取担当難民調査官」と、第二十五条の十三第一項中「別記第三十七号の十六様式（同条第七項本文の規定により期間を指定する場合にあつては別記第三十七号の十七様式）」とあるのは「別記第三十七号の十七様式」と読み替えるものとする。

（審査請求）

第五十八条　法第六十一条の二の九第一項の規定による審査請求は、別記第七十八号様式又は別記第七十八号の二様式による審査請求書を地方出入国在留管理局に提出して行わなければならない。

（難民審査参与員の指名等）

第五十八条の三　法務大臣は、法第六十一条の二の九第三項の規定により難民審査参与員の意見を聴取するときは、あらかじめ、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章第一節及び第三節に規定する審理手続を行う三人の難民審査参与員を指名するとともに、そのうち一人を、当該三人の難民審査参与員が行う事務を総括する者として指定するものとする。

2　法務大臣は、前項の指名をしたときは、指名した難民審査参与員の参集を求め、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を示すものとする。

一　法第六十一条の二の九第一項各号（第二号及び第五号を除く。）に掲げる処分についての審査請求　当該処分の理由を明らかにした書面並びに当該処分の基礎とした書類及び資料

二　法第六十一条の二の十二第一項第二号又は第五号に掲げる申請に係る不作為についての審査請求　当該不作為の理由を明らかにした書面、当該申請をした者が提出した書面及び当該申請に係る第五十九条の二第一項の調書その他の法第六十一条の二の十七第一項の規定による調査の結果を記載した書面

［３・４　略］

（申述書を提出すべき期間の指定）

第五十八条の四　難民審査参与員は、前条第一項の規定による指名を受けたときは、法第六十一条の二の十二第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第三十条第一項に規定する申述書を提出すべき相当の期間を定め、別記第七十九号様式による通知書により、審理関係人（同法第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下同じ。）に対し、その旨を通知するものとする。ただし、既に申述書が提出されている場合は、この限りでない。

（審理関係人に対する通知）

第五十八条の五　［略］

２　難民審査参与員は、法第六十一条の二の十二第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第三十一条第一項ただし書の規定により口頭意見陳述（法第六十一条の二の十二第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。次条第一項において同じ。）の機会を与えないときは、別記第七十九号の三様式による口頭意見陳述不実施通知書により、審理関係人に対し、その旨を通知するものとする。

３　法第六十一条の二の十二第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第三十一条第二項の規定による招集は、別記第七十九号の四様式による口頭意見陳述実施通知書により行うものとする。

二　法第六十一条の二の九第一項第二号又は第五号に掲げる申請に係る不作為についての審査請求　当該不作為の理由を明らかにした書面、当該申請をした者が提出した書面及び当該申請に係る第五十九条の二第一項の調書その他の法第六十一条の二の十四第一項の規定による調査の結果を記載した書面

［３・４　同上］

（申述書を提出すべき期間の指定）

第五十八条の四　難民審査参与員は、前条第一項の規定による指名を受けたときは、法第六十一条の二の九第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第三十条第一項に規定する申述書を提出すべき相当の期間を定め、別記第七十九号様式による通知書により、審理関係人（同法第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下同じ。）に対し、その旨を通知するものとする。ただし、既に申述書が提出されている場合は、この限りでない。

（審理関係人に対する通知）

第五十八条の五　［同上］

２　難民審査参与員は、法第六十一条の二の九第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第三十一条第一項ただし書の規定により口頭意見陳述（法第六十一条の二の九第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。次条第一項において同じ。）の機会を与えないときは、別記第七十九号の三様式による口頭意見陳述不実施通知書により、審理関係人に対し、その旨を通知するものとする。

３　法第六十一条の二の九第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第三十一条第二項の規定による招集は、別記第七十九号の四様式による口頭意見陳述実施通知書により行うものとする。

（意見書の内容）

第五十八条の七　法第六十一条の二の十二第一項の規定による審査請求に係る行政不服審査法第四十二条第一項の意見書には、三人の難民審査参与員が、当該審査請求に対する意見及びその理由を記載し、これに署名し、又は記名押印するものとする。

２　［略］

（審査請求に対する裁決）

第五十八条の八　法第六十一条の二の十二第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第五十条第一項の裁決書は、別記第七十九号の五様式によるものとする。

（難民旅行証明書）

第五十九条　法第六十一条の二の十五第一項の規定により難民旅行証明書の交付を申請しようとする外国人は、別記第八十号様式による申請書一通及び写真二葉を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

２　［略］

３　法第六十一条の二の十五第一項に規定する難民旅行証明書の様式は、別記第八十一号様式による。

４　法第六十一条の二の十五第六項の規定による難民旅行証明書の有効期間延長許可の申請書の様式は、別記第八十二号様式による。

５　法第六十一条の二の十五第八項の規定による難民旅行証明書の返納の命令は、別記第八十三号様式による難民旅行証明書返納命令書によつて行うものとする。

６　［略］

（調書の作成）

第五十九条の二　難民調査官は、法第六十一条の二の十七第三項の規定により関係人の出頭を求めて質問をしたときは、当該関係人の供述を録取した調書を作成するものとする。

２　［略］

（意見書の内容）

第五十八条の七　法第六十一条の二の九第一項の規定による審査請求に係る行政不服審査法第四十二条第一項の意見書には、三人の難民審査参与員が、当該審査請求に対する意見及びその理由を記載し、これに署名し、又は記名押印するものとする。

２　［同上］

（審査請求に対する裁決）

第五十八条の八　法第六十一条の二の九第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第五十条第一項の裁決書は、別記第七十九号の五様式によるものとする。

（難民旅行証明書）

第五十九条　法第六十一条の二の十二第一項の規定により難民旅行証明書の交付を申請しようとする外国人は、別記第八十号様式による申請書一通及び写真二葉を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

２　［同上］

３　法第六十一条の二の十二第一項に規定する難民旅行証明書の様式は、別記第八十一号様式による。

４　法第六十一条の二の十二第六項の規定による難民旅行証明書の有効期間延長許可の申請書の様式は、別記第八十二号様式による。

５　法第六十一条の二の十二第八項の規定による難民旅行証明書の返納の命令は、別記第八十三号様式による難民旅行証明書返納命令書によつて行うものとする。

６　［同上］

（調書の作成）

第五十九条の二　難民調査官は、法第六十一条の二の十四第二項の規定により関係人の出頭を求めて質問をしたときは、当該関係人の供述を録取した調書を作成するものとする。

２　［同上］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（入国者収容所等視察委員会の置かれる出入国在留管理官署等）

第五十九条の三　入国者収容所等視察委員会（以下「委員会」という。）の名称、法第六十一条の七の二第一項に規定する出入国在留管理官署並びに同条第二項及び第六十一条の七の六第一項に規定する担当区域内にある入国者収容所及び収容場（以下「入国者収容所等」という。）並びに出国待機施設は、別表第六のとおりとする。

（委員会の組織及び運営）

第五十九条の四　委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2　委員長は、委員会の会務を総理する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

4　委員会の会議は、委員長が招集する。

5　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

6　前二項に定めるもののほか、委員会の議事に関し必要な事項は、委員会が定める。

7　委員会の庶務は、その置かれる出入国在留管理官署の総務課において処理する。

（委員会に対する情報の提供）

第五十九条の五　法第六十一条の七の四第一項の規定による定期的な情報の提供は、入国者収容所長又は地方出入国在留管理局長（以下「入国者収容所長等」という。）が、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、入国者収容所等に関する次に掲げる事項について、入国者収容所等の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。

一　入国者収容所等の概要

二　収容定員及び収容人員の推移

三　入国者収容所等の管理の体制

四　法第六十一条の七第二項の規定による貸与及び給与の状況

五　被収容者の自費による物品の購入並びに物品の授与及び送付の状況

六　被収容者に対して講じた衛生上及び医療上の措置の状況

七　規律及び秩序を維持するために執つた措置の状況

八　被収容者による面会及び通信の発受の状況

九　被収容者からの意見聴取及び申出の状況

十　被収容者からの処遇に関する入国警備官の措置に係る不服申出の状況

2　法第六十一条の七の六第二項において準用する法第六十一条の七の四第一項の規定による定期的な情報の提供は、出国待機施設の所在地を管轄する地方出入国在留管理局の長が、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、出国待機施設の概要、当該施設の入所定員及び使用者数の推移並びに当該施設の使用者からの施設に関する意見の提出状況その他の当該施設の運営に関し特記すべき事項について、出国待機施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。

3　法第六十一条の七の四第一項（法第六十一条の七の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による必要に応じた情報の提供は、入国者収容所長等が、次に掲げる場合に、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。

一　入国者収容所等又は出国待機施設の運営の状況に相当程度の変更があつた場合

二　委員会から入国者収容所等又は出国待機施設の運営の状況について説明を求められた場合

三　委員会の意見を受けて措置を講じた場合

四　前三号に掲げるもののほか、入国者収容所長等が入国者収容所等又は出国待機施設の運営の状況について情報の提供をすることが適当と認めた場合

（出頭を要しない場合等）

第五十九条の三　法第六十一条の八の三第三項に規定する法務省令で定める場合（同条第一項第一号に掲げる行為に係る場合に限る。）は、外国人若しくは同条第二項の規定により外国人に代わつてしなければならない者から依頼を受けた者（当該外国人の十六歳以上の親族であつて当該外国人と同居するものを除く。）又は外国人の法定代理人が当該外国人に代わつて同条第一項第一号に掲げる行為をする場合（外国人の法定代理人が同条第二項の規定により当該外国人に代わつてする場合を除く。）とする。

2　法第六十一条の八の三第三項に規定する法務省令で定める場合（同条第一項第二号に掲げる行為に係る場合に限る。）は、次の各号に掲げる場合とする。

一　次のイからハまでに掲げる者が、外国人に代わつて別表第七の一の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合（イ及びロに掲げる者にあつては、当該外国人又は法第六十一条の八の三第二項の規定により当該外国人に代わつてしなければならない者の依頼によりする場合に限り、ハに掲げる者にあつては、同項の規定により当該外国人に代わつてする場合を除く。）であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

［イ～ハ　略］

3　法第六十一条の八の三第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

［一・三　略］

4　法第六十一条の八の三第一項第一号に規定する行為を、同条第二項の規定により外国人に代わつてしようとする者は、市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。次項において同じ。）の長に対し、法第六十一条の八の三第二項の規定により外国人に代わつてしなければならない。

5　法第六十一条の八の三第三項の規定により外国人が自ら出頭して同条第一項第一号に規定する行為を行うことを要しない場合において、当該外国人に代わつて当該行為をしようとする者は、市町村の長に対し、当該場合に当たることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。

（権限の委任）

第六十一条の二　法第六十九条の二第一項の規定により出入国在留管理庁長官に委任された次に掲げる法務大臣の権限は、同条第二項の規定により、地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、法務大臣又は法務大臣の権限を委任された出入国在留管理庁長官が自ら行うことを妨げない。

［一～十一　略］

十二　法第五十条第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第十項に規定する権限

十三　法第五十二条第五項及び第六項に規定する権限

十四　［略］

十五　法第六十一条の二の二第一項、第二項及び第四項に規定する権限

十六　［略］

十七　［略］

十八　法第六十一条の二の五第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する法第二十条第四項に規定する権限

十九　法第六十一条の二の六に規定する権限

二十　法第六十一条の二の七第二項から第四項までに規定する権限

二十一　法第六十一条の二の十一第一項並びに同条第二項において準用する法第二十二条の四第二項、第三項及び第五項から第九項まで（第七項ただし書を除く。）に規定する権限

（出頭を要しない場合等）

第五十九条の六　法第六十一条の九の三第三項に規定する法務省令で定める場合（同条第一項第一号に掲げる行為に係る場合に限る。）は、外国人若しくは同条第二項の規定により外国人に代わつてしなければならない者から依頼を受けた者（当該外国人の十六歳以上の親族であつて当該外国人と同居するものを除く。）又は外国人の法定代理人が当該外国人に代わつて同条第一項第一号に掲げる行為をする場合（外国人の法定代理人が同条第二項の規定により当該外国人に代わつてする場合を除く。）とする。

2　法第六十一条の九の三第三項に規定する法務省令で定める場合（同条第一項第二号に掲げる行為に係る場合に限る。）は、次の各号に掲げる場合とする。

一　次のイからハまでに掲げる者が、外国人に代わつて別表第七の一の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合（イ及びロに掲げる者にあつては、当該外国人又は法第六十一条の九の三第二項の規定により当該外国人に代わつてしなければならない者の依頼によりする場合に限り、ハに掲げる者にあつては、同項の規定により当該外国人に代わつてする場合を除く。）であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

［イ～ハ　同上］

3　法第六十一条の九の三第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

［一～五　同上］

4　法第六十一条の九の三第一項第一号に規定する行為を、同条第二項の規定により外国人に代わつてしようとする者は、市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。次項において同じ。）の長に対し、法第六十一条の九の三第二項の規定により外国人に代わつてしなければならない。

5　法第六十一条の九の三第三項の規定により外国人が自ら出頭して同条第一項第一号に規定する行為を行うことを要しない場合において、当該外国人に代わつて当該行為をしようとする者は、市町村の長に対し、当該場合に当たることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。

（権限の委任）

第六十一条の二　法第六十九条の二第一項の規定により出入国在留管理庁長官に委任された次に掲げる法務大臣の権限は、同条第二項の規定により、地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、法務大臣又は法務大臣の権限を委任された出入国在留管理庁長官が自ら行うことを妨げない。

［一～十一　同上］

十二　法第五十条第一項及び第二項に規定する権限

［号を加える。］

十三　［同上］

十四　法第六十一条の二の二第一項から第三項まで及び第五項に規定する権限

十五　［同上］

十六　［同上］

［号を加える。］

十七　法第六十一条の二の五に規定する権限

［号を加える。］

十八　法第六十一条の二の八第一項並びに同条第二項において準用する法第二十二条の四第二項、第三項及び第五項から第九項まで（第七項ただし書を除く。）に規定する権限

二十二　法第六十一条の二の十四に規定する権限　法第六十一条の二の十七第一項に規定する権限

二十三　法第六十一条の二の十七第一項に規定する権限

2　法第六十九条の二第二項の規定により、次に掲げる出入国在留管理庁長官の権限は、地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、第一号（法第九条第二項に規定する権限に限る。）、第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号から第十四号まで、第十七号、第十九号、第二十二号及び第二十四号に掲げる権限については、出入国在留管理庁長官が自ら行うことを妨げない。

［一～十五　略］

十六　法第四十四条の三第八項に規定する権限　法第五十条第七項に規定する権限

十七　法第五十二条の三第六項において準用する法第四十四条の三第八項に規定する権限　［略］

十九　法第六十一条の二の八に規定する権限　法第六十一条の二の十第四項に規定する権限

二十一　法第六十一条の二の十一に規定する権限　法第六十一条の二の十四第一項に規定する権限

二十二　法第六十一条の二の十五第一項から第三項まで、第五項及び第六項に規定する権限　法第六十一条の二の十六に規定する権限

二十三　法第六十一条の二の十六に規定する権限　法第六十一条の二の十七第二項及び第五項に規定する権限

二十四　法第六十一条の二の十七第二項及び第五項に規定する権限　［略］

別表第五（第十二条の二関係）

［略］

別表第六（第五十条の四関係）

［略］

別表第七（第五十九条の三関係）

一　［略］

十九　法第六十一条の二の十一に規定する権限　法第六十一条の二の十四第一項に規定する権限

二十　法第六十一条の二の十四第一項に規定する権限　法第六十九条の二第二項の規定により、次に掲げる出入国在留管理庁長官の権限は、地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、第一号（法第九条第二項に規定する権限に限る。）、第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号から第十四号まで、第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる権限については、出入国在留管理庁長官が自ら行うことを妨げない。

［一～十五　同上］

［号を加える。］

十六　法第五十条第三項に規定する権限　［号を加える。］

十七　［同上］　［号を加える。］

十八　法第六十一条の二の七第四項に規定する権限　法第六十一条の二の十二第一項、第二項、第五項及び第六項に規定する権限

［号を加える。］

二十　法第六十一条の二の十三に規定する権限　［号を加える。］

別表第五（第五十二条の二関係）

［同上］

別表第六（第五十九条の三関係）

［同上］

別表第七（第五十九条の六関係）

一　［同上］

二

外国人が自ら出頭して行うこととされている行為	当該外国人に代わつてする行為
［略］	［略］

別表第八（第五十条の二十七、第五十条の二十九関係）

種類	制式
第一種手錠	鎖で連結された金属製の二つの輪のそれぞれが開閉でき、かつ、歯止めで止まり、鍵のかかるものとする。形状は、別図のとおり。
第二種手錠	金属又はこれと同等以上の強度を有する材質の台形状の連結板の左右に、手首を固定するため、施錠装置で伸縮できる輪を結合したも

二

外国人が自ら出頭して行うこととされている行為	当該外国人に代わつてする行為
［同上］	［同上］

［別表を加える。］

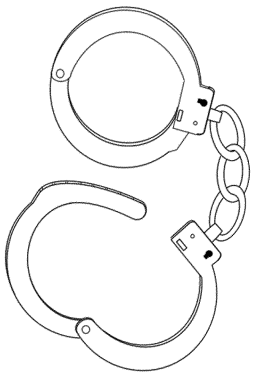
	ので、かつ、全体を皮革及び化学繊維で被覆し、連結板の長さは、上辺は十五ミリメートル以上百六十ミリメートル以下、下辺は八十ミリメートル以上二百十ミリメートル以下で、腕輪の幅はおおむね八十ミリメートルのものとする。形状は、別図のとおり。
第三種手錠	おおむね幅三ミリメートル以上十五ミリメートル以下、厚さ一ミリメートル以上十ミリメートル以下で、長さ一メートル五十センチメートル以下の化学繊維製の縄を輪状に固定する非金属の留め具を設けたものとする。形状は、別図のとおり。
第一種捕縄	おおむね直径三ミリメートル以上十五ミリメートル以下で長さ六メートル以下の麻又は化学繊維製の縄とする。
第二種捕縄	第一種捕縄に同じ。ただし、縄の中芯に金属製ワイヤーを通し、縄の一端に長さ十センチメートル以下の開閉式金具を設けたものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

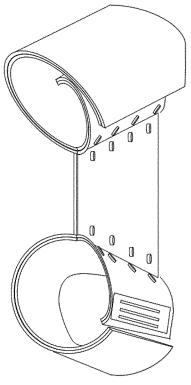
別表の次に次の別図を加える。

別図

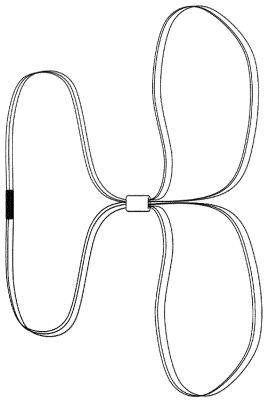
第一種手錠



第二種手錠



第三種手錠



別記第七号の四様式を次のように改める。

別記第七号の四様式（第七条、第二十条、第二十四条、第四十四条、第五十六条の三関係）

日本国政府法務省

指　　定　　書

氏　　名

国籍・地域

出入国管理及び難民認定法別表第１の５の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。

日　本　国　法　務　大　臣

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列５番又はＡ列６番とする。

別記第八号様式を次のように改める。

別記第八号様式（第八条関係）

番　　号

年　月　日

日本国政府法務省

通　　知　　書

殿

出入国管理及び難民認定法第10条第５項（第48条第５項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおりあなたの証言を求めることになりましたので、出頭してください。

１　証　　人

氏　　名　　男・女

国籍・地域

居　住　地

２　出頭を求める年月日時及び場所

年　　月　　日　　時

３　証言を求める理由

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局

支局　　出張所

特別審理官

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第九号様式を次のように改める。

別記第九号様式（第九条関係）

番　号
年 月 日

日本国政府法務省

認　定　通　知　書

殿

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女

2　生年月日　＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

あなたに対し口頭審理を行った結果、下記のとおり認定したので、通知します。

認　定　要　旨

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局

支局　　出張所

特別審理官　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第十一号様式を次のように改める。

別記第十一号様式（第十条、第十二条の二関係）

番　号
年 月 日

日本国政府法務省

退　去　命　令　書

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女

2　生　年　月　日　＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

3　国　籍・地　域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出入国管理及び難民認定法第　条第　項の規定に基づき、本邦からの退去を命じます。

(1) 出国日

(2) 出国便

(3) 送還責任者

出入国管理及び難民認定法第13条の２第１項の規定に基づきとどまることができる期間及び施設を次のとおり指定します。

(1) とどまることができる期間

(2) とどまることができる施設

なお、あなたが上記の出国日までに出国しないときは退去強制されることとなります。

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局　　支局　　出張所

主任審査官　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

特別審理官　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第十二号様式を次のように改める。

別記第十二号様式（第十条、第十二条の二関係）

番　号
年 月 日

日本国政府法務省

退　去　命　令　通　知　書

殿

1　氏　　名　　男・女

2　生　年　月　日　　年　月　日

3　国　籍・地　域

上記の者に対し、　年　月　日出入国管理及び難民認定法第　条第　項の規定に基づき、本邦からの退去を命じたので、通知します。

貴社（あなた）は、同法第59条の規定により、貴社（あなた）の責任と費用で同人を本邦外の地域に送還しなければなりません。

(1) 出国日

(2) 出国便

上記の者について、出入国管理及び難民認定法第13条の２第１項の規定に基づきとどまることができる期間及び施設を次のとおり指定します。

(1) とどまることができる期間

(2) とどまることができる施設

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局　　支局　　出張所

主任審査官

特別審理官

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第十四号様式を次のように改める。

別記第十四号様式（第十二条関係）

番　号
年 月 日

日本国政府法務省

仮　上　陸　許　可　書

出入国管理及び難民認定法第13条の規定に基づき、仮上陸を許可します。

1　氏　　名　　男・女

2　生 年 月 日　　年　月　日

3　国籍・地域

4　仮上陸の条件

（１）住居及び行動範囲

（２）出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。

（３）その他

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局　　支局　　出張所

主任審査官

注　　意

1　仮上陸の期間は、上陸手続が完了するときまでの間です。
2　上記の仮上陸の条件を遵守してください。
3　住居や行動範囲の変更を希望するときは、あらかじめ主任審査官の承認を受ける必要があります。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列５番とする。

別記第十五号様式を次のように改める。

別記第十五号様式（第十二条、第三十六条の二関係）

番　号
年 月 日

日本国政府法務省

保　管　金　受　領　証　書

殿

金 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保管の事由

上記金額を領収しました。

出入国在留管理庁　　入国者収容所

出入国在留管理局

歳入歳出外現金出納官吏　＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

出入国在留管理庁　　入国者収容所

出入国在留管理局

歳入歳出外現金出納官吏　殿

金 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記金額を領収しました。

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

居 住 地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署　名

別記第十六号様式を次のように改める。

別記第十六号様式（第十二条関係）

番　号
年 月 日

日本国政府法務省

保　証　金　没　取　通　知　書

殿

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女

2　生　年　月　日　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

3　国　籍・地　域　＿＿＿＿＿＿＿＿

出入国管理及び難民認定法第13条第５項の規定に基づき、下記の理由により、仮上陸許可の保証金の全部・一部金　　円を没取したので、通知します。

理由

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局

支局　　出張所

主任審査官　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

第三種郵便物認可　令和六年五月二十一日

第明治三二十種郵便物認可　三十五年三月三十一日

別記第二十六号の二様式を次のように改める。

別記第二十六号の二様式（第十八条関係）

日本国政府法務省

番　号
年 月 日

一時庇護のための上陸許可に関する申告書

氏　名		性　別	□ 男 □ 女
生年月日	(年)　(月)　(日)		
国籍・地域（又は常居所を有していた国名）		出生地	
本国における居住地			
本邦上陸年月日	(年)　(月)　(日)	上陸港	

	所持の有無	（ありの場合）番号		所持の有無	（ありの場合）名称
旅　券	□なし　□あり		その他の所持する身分証等	□なし　□あり	

来日前の居住歴	居　住　期　間	居　住　地
	(YY/MM/DD)　～　(YY/MM/DD)	
	～	
	～	
	～	

来日前の最終学歴	種　別	学校名	所在地	修了状況	卒業・中退年月日
	□初等　□中等　□高等 □大学　□その他（　）			□卒業 □中退 □在学中	(YY/MM/DD)

来日前の職歴	職歴の有無	期間（年月日）	会社等名	所在地
	□なし　□あり	(YY/MM/DD)　～　(YY/MM/DD)		

官　用　欄

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

灰色

家族構成（在日）　（注）５人以上は別紙を提出してください。

続柄	氏　名	生年月日	性別	国籍・地域（又は常居所を有していた国）	現在の居住地
		(YY/MM/DD)	□男 □女		
			□男 □女		
			□男 □女		
			□男 □女		
			□男 □女		
			□男 □女		

灰色

家族構成（在外）　（注）５人以上は別紙を提出してください。

続柄	氏　名	生年月日	性別	国籍・地域（又は常居所を有している国）	現在の居住地
		(YY/MM/DD)	□男 □女		
			□男 □女		
			□男 □女		
			□男 □女		
			□男 □女		
			□男 □女		

灰色

民族・部族		宗教		宗派	

使用言語		読むこと	話すこと	書くこと
母語		□可　□不可	□可　□不可	□可　□不可
その他の可能な言語		□可　□不可	□可　□不可	□可　□不可
		□可　□不可	□可　□不可	□可　□不可
		□可　□不可	□可　□不可	□可　□不可
		□可　□不可	□可　□不可	□可　□不可

灰色

その１

１　あなたが本国から脱出した日、場所、方法及び日本に到着するまでの経緯について具体的に書いてください。

２　あなたは、最初から日本に来ることを希望していましたか。

□　はい　　□　いいえ

「いいえ」と答えた場合、どの国を希望していたのですか。また、日本に希望を変えた理由は何ですか。

３　あなたは、本国を脱出する際に出国の手続を誰かに依頼しましたか。

□　はい　　□　いいえ

「はい」と答えた場合、その人物の名前を挙げてください。その費用はいくらでしたか。

４－１

（１）あなたは、現在、旅券その他の旅行文書を所持していますか。

□　はい　→４－２を回答してください。　　□　いいえ　→（２）を回答してください。

（２）本国を出国する際、それらの文書を所持していましたか。

□ はい　→（３）及び４－２を回答してください。□　いいえ

（３）出国のときにそれらの文書を所持していた場合、その後、それらの文書はどのようになったのですか。

４－２

現に旅券その他の旅券文書を所持している場合又は出国時に所持していた場合、それらの文書はどのようにして入手したのですか。

５

（１）日本に到着する以前に他の国に居住していたことがありますか。

□　はい　　□　いいえ

「はい」と答えた場合、次の事項を記入してください。

滞在期間	国名	滞在場所	滞在目的
(YY/MM/DD)　(YY/MM/DD) ～			
～			
～			
～			

灰色

（２）どのような理由で居住していた国を離れて日本に来ることにしたのですか。

６　日本に到着する前に他の国に庇護を求めたことはありますか。

□　はい　　□　いいえ

「はい」と答えた場合、その国の名前及びその結果はどうでしたか。

その２

1　あなたが本国に帰国した場合、誰から、どのようなことをされるおそれがありますか。

（１）誰から

□　国家機関　（名称等　　）

□　上記以外　（名称等　　）

（２）どのようなことをされるおそれがありますか。（具体的に書いてください。）

（３）そのおそれを感じたのはいつからですか。

2　上記１のおそれがある理由は次のどれですか。
次のうちに該当する理由がない場合やこれ以外にも理由がある場合には、（理由）の箇所に書いてください。

□　人種　　□　宗教　　□　国籍　　□　特定の社会的集団の構成員であること

□　政治的意見

（理由）

3　上記１のおそれがあると考える根拠となる全ての事実を書いてください。
（注１）記載に当たっては、**誰が**、**いつ**、**どこで**、**誰から**、**どのようなことをされたのか**、**なぜそのようなことをされたのか（理由）**がわかるように、具体的に書いてください。
（注２）特に、身体の拘束や暴力を受けたことがある場合や、逮捕されたことがある場合にはそれらについても具体的に書いてください。

4　あなたは、今回の一時庇護のための上陸許可に関する申告に関連するものとして、何らかの組織に属したり、支持（支援）したりしていましたか。

□　はい　　□　いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

期　間	組織名	役　職	活動内容
	灰色		

5　あなたは、今回の一時庇護のための上陸許可に関する申告に関連するものとして、政治的意見を表明したり、行動をとったことがありますか。

□　はい　　□　いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

6　上記２の理由により、あなたの家族の身に何かが起こったことはありますか。

□　はい　　□　いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

7　あなたは、上記１から６までに記載した内容を裏付ける資料を提出することができますか。

□　はい　　□　いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

資料名	内　容	提出理由	提出予定時期
	灰色		

8　その他、特別の事情がありますか。

□　はい　　□　いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

以上の記載は、事実に相違ありません。

申請者（代理人）の署名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

別記第三十一号の三様式を次のように改める。

別記第三十一号の三様式（第七条、第二十条、第二十四条、第四十四条、第五十六条の三関係）

日本国政府法務省

指　　定　　書

氏　　名

国籍・地域

出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の高度専門職の項の下欄第１号　　の規定に基づき、同号　　に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関を次のとおり指定します。

日　本　国　法　務　大　臣

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列５番又はＡ列６番とする。

別記第三十一号の四様式を次のように改める。

別記第三十一号の四様式（第七条、第二十条、第二十四条、第四十四条、第五十六条の二関係）

日本国政府法務省

指　定　書

氏　名

国籍・地域

出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

日本国法務大臣

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列５番又はＡ列６番とする。

別記第三十二号様式を次のように改める。

別記第三十二号様式（第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第四十四条、第五十六条、第五十六条の三関係）

在　留　資　格　証　明　書

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男女

2　生年月日　＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日　本　国　法　務　省

（1）

官用欄

（2）

官用欄

（3）

官用欄

注　意

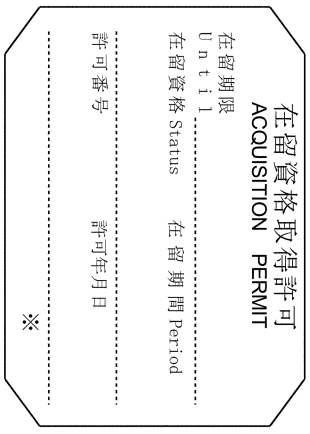
1　本証明書は、在留資格関係申請をする場合に提示して下さい。

2　本証明書は、旅券に代わる証明書ではありません。

（4）

別記第三十七号様式を次のように改める。

別記第三十七号様式（第二十四条、第五十六条、第五十六条の三関係）



（注）1　※には在留資格の取得を許可する者の職名を記入するものとする。

2　縦45ミリメートル、横55ミリメートルとする。

別記第三十七号の二様式を次のように改める。

別記第三十七号の二様式（第二十四条、第五十六条、第五十六条の三関係）

在留資格取得許可
ACQUISITION　PERMIT

在留資格
Status:
在留期間
Period:
在留期限
Until:
許可番号
許可年月日

※

（注）

1　※には在留資格の取得を許可する者の職名を記入するものとする。

2　縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。

3　証印の下部に識別符号を付すものとする。

別記第四十六号様式を次のように改め、同様式を別記第四十六号様式（甲）とする。

別記第四十六号様式（甲）（第三十一条関係）

臨検捜索差押許可状請求書

容疑者の氏名	
適用法条及び容疑事実の要旨	
臨検すべき物件若しくは場所又は捜索すべき身体、物件若しくは場所	
差し押さえるべき物件	
差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲	
日出前、日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由	
７日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由	

上記許可状の発付を請求する。

年　　月　　日

裁判所　裁判官　殿

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局
入国警備官

印

別記第四十六号様式（甲）の次に次の二様式を加える。

別記第四十六号様式（乙）（第三十一条関係）

記録命令付差押許可状請求書

容疑者の氏名	
適用法条及び容疑事実の要旨	
記録させ又は印刷させるべき電磁的記録	
電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者	
日出前、日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由	
７日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由	

上記許可状の発付を請求する。

年　　月　　日

裁判所　裁判官　殿

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局
入国警備官

印

別記第四十六号の二様式（第三十二条の二関係）

年　　月　　日

殿

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局
入国警備官

印

捜　索　証　明　書

容疑者　　に対する

出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件につき、

年　　月　　日　　におい

て、本職が行った捜索については、証拠物がなかったことを証明します。

別記第四十七号様式を次のように改める。

別記第四十七号様式（第三十三条関係）

領置 差押　目録	領置 差押えの場所	
	領置 差押えの日時	年　月　日 時　分から　時　分まで
	被差押人、提出者 居住地、氏名	

番号	品名	数量	物件所有者等の居住地・氏名	備考

番号	品名	数量	物件所有者等の居住地・氏名	備考

別記第四十八号様式を次のように改める。

別記第四十八号様式（第三十三条の二関係）

鑑定処分許可状請求書

容疑者の氏名	
適用法条及び容疑事実の要旨	
鑑定人の氏名及び職業	
鑑定を嘱託した年月日	
鑑定嘱託事項	
破壊すべき物	
７日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由	

上記許可状の発付を請求する。

年　　月　　日

裁判所　裁判官　殿

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局

入国警備官

印

別記第四十九号様式（甲）を次のように改める。

別記第四十九号様式（甲）（第三十四条関係）

臨検捜索差押調書

年　　月　　日

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局

入国警備官

印

下記容疑者に対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件につき、本職は、　　を立会させて下記のとおり臨検・捜索・差押えをした。

立会人　　居住地

氏　名　　印

年　　月　　日生

容疑者の氏名			
許可状の発付官	裁判所 裁判官	許可状の発付年月日	年　月　日
許可状を示された者			
臨検の日時	年　月　日　時　分から　時　分まで		
捜索の日時	年　月　日　時　分から　時　分まで		
差押えの日時	年　月　日　時　分から　時　分まで		
臨検の物件又は場所			
捜索の身体、物件又は場所			

差押えの場所	
臨検及び捜索の経過及び結果	
差押えをした物	
差押えをした物の措置	

別記第四十九号様式（乙）を次のように改める。

別記第四十九号様式（乙）（第三十四条関係）

記録命令付差押調書

年　月　日

出入国在留管理庁　出入国在留管理局

入国警備官

印

下記容疑者に対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件につき、本職は、　を立会させて下記のとおり記録命令付差押えをした。

立会人　居住地

氏　名　印

年　月　日生

容疑者の氏名			
許可状の発付官	裁判所 裁判官	許可状の発付年月日	年　月　日
許可状を示された者			
記録命令付差押えの日時	年　月　日　時　分から　時　分まで		
記録命令付差押えの場所			
記録させ又は印刷させた電磁的記録			
電磁的記録を記録させ又は印刷させた者			
記録命令付差押えの経過及び結果			

別記第四十九号様式（丙）を削り、別記第五十号様式を次のように改める。

別記第五十号様式（第三十五条関係）

（表）

日本国政府法務省	番　　号 年　月　日

収　容　令　書

1　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女

2　生年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿年　　月　　日＿＿＿＿＿＿＿＿

3　国　　籍＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　居 住 地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　職　　業＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者を出入国管理及び難民認定法第39条の２又は第44条の４第６項若しくは第７項の規定に基づき、下記により収容する。

容疑事実の要旨	
収容すべき場所	
収　容　期　間	日
有　効　期　限	年　　月　　日まで

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局　　主任審査官　　印

収　容　期　限	年　　月　　日まで
提　　示	年　　月　　日 入国警備官　　印

（裏）

収　容　期　間　の　延　長

延長期間	自　　年　　月　　日 （　　日） 至　　年　　月　　日	理　　由	

年　　月　　日

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局　　主任審査官　　印

提　　示	年　　月　　日　　入国警備官　　印

収　容　場　所　の　変　更

収容すべき場所	年　　月　　日 出入国在留管理庁 出入国在留管理局 主任審査官　　印	年　　月　　日 出入国在留管理庁 出入国在留管理局 主任審査官　　印
提示及び執行	年　月　日　時　分 入国警備官　　印	年　月　日　時　分 入国警備官　　印

執　行　経　過

執行の開始		出所	
年月日時 執行場所 執行者	年　月　日　時　分 入国警備官　　印	年月日 理由 ・監理措置　・仮放免 ・在留特別許可 ・その他（　　） 収容期間 残日数　　日 取扱者	年　月　日 入国警備官　　印
年月日時 執行場所 収容期間 満了日 執行者	年　月　日　時　分 年　月　日 入国警備官　　印	年月日 理由 ・監理措置　・仮放免 ・在留特別許可 ・その他（　　） 収容期間 残日数　　日 取扱者	年　月　日 入国警備官　　印
執行の終了	年月日　年　月　日 理由		取扱者 入国警備官　　印
備考			

別記第五十一号様式の次に次の八様式を加える。

別記第五十一号の二様式（第三十六条の二、第四十八条、第四十九条関係）

番　　号
年 月 日

日本国政府法務省

呼　出　状

出入国管理及び難民認定法第　　条第　　項の規定により、

年　　月　　日　　時　　分　　に

あなたの出頭を求めます。出頭の際は本状を持参してください。

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女

2　生年月日　＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿

4　住居地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出入国在留管理庁　　入国者収容所

出入国在留管理局　　支局　主任審査官

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第五十一号の三様式（第三十六条の二関係）

番　　号

日本国政府法務省

監理措置決定申請書

出入国在留管理庁
出入国在留管理局　　支局　主任審査官　殿

出入国管理及び難民認定法第44条の２第４項又は第52条の２第４項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1　監理措置決定を希望する外国人

（1）氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女

（2）生年月日　＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

（3）国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿

2　代理人（上記１以外の者が申請する場合に記入）

（1）代理人の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女

（2）代理人の生年月日　＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

（3）代理人の国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿

（4）代理人の住居地　＿＿＿＿＿＿＿＿

（5）代理人の連絡先　＿＿＿＿＿＿＿＿

（6）上記１の者との関係　＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

３　選定を希望する監理人（監理人が個人である場合に記入）

（１）氏　　名　　男・女

（２）生年月日　　年　　月　　日

（３）国籍・地域

（４）住居地

（５）連絡先

（６）前記１の者との関係

４　選定を希望する監理人（監理人が法人である場合に記入）

（１）名　　称

（２）本店又は主たる事務所の所在地

（３）代表者の氏名

（４）連絡先

（５）前記１の者との関係

５　監理措置決定を希望する理由

以上の記載内容は事実と相違ありません。

申請人（代理人）の署名／申請年月日　　年　　月　　日

（注）申請書の提出は地方出入国在留管理官署に出頭して行わなければなりません。

別記第五十一号の四様式（第三十六条の二関係）

（表）

日本国政府法務省

監理措置決定通知書

監理措置決定番号

発行年月日

発行官署

出入国在留管理庁

注意事項

ア　住居を変更するときや行動範囲外に赴く必要があるときは、あらかじめ主任審査官の承認を受けなければなりません。

イ　監理措置の条件に違反したときは、監理措置決定が取り消され保証金の全部又は一部が没取されることがあります。

なお、正当な理由がなくて呼出しに応じないとき、逃亡したとき、報酬を受ける活動の許可を受けずに同活動（在留資格をもって在留する者による活動を除く。）を行ったとき又は収入を伴う事業を運営する活動を行ったときは、処罰されることがあります。

ウ　法第44条の５第１項の規定により指定された機関以外で報酬を受ける活動を行ったときや許可に付された条件に違反したときは、報酬を受ける活動の許可が取り消されることがあります。

エ　退去強制令書の発付後は、収入を伴う事業を運営する活動や報酬を受ける活動に従事することはできません。

オ　報酬を受ける活動の内容（勤務先や報酬額等）や生計（同居者の人数・家賃額等）に変動の予定がある場合には、あらかじめ地方出入国在留管理局に連絡しなければなりません。

カ　本通知書は常に携帯し、権限ある官憲に要求されたときは、これを提示しなければなりません。

また、出頭の際は、本通知書を持参してください。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列５番とする。

（裏）

殿

出入国管理及び難民認定法第　　条第　　項の規定により、
あなたを監理措置に付する旨の決定をしたので、通知します。

写
真

1　氏　　名　　男・女

2　生年月日

3　国籍・地域

4　決　定　日

※　　印

監理措置の条件

1　住　　居

2　行動範囲

3　出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。

4　逃亡及び　証拠の隠滅を防止する／不法就労活動を防止する　ために必要な条件

報酬を受ける活動の許可の有無及び条件　□有（許可番号：　　号・許可年月日：　　）□無

(1) 勤務先の名称及び所在地

名　称

所在地

(2) 活 動 の 内 容

(3) 報酬額の上限（月額）

(4) その他の条件

※　　印

（注）※にはそれぞれ、許可する者の職名を記入するものとする。

別記第五十一号の五様式（第三十六条の二関係）

番　　号
年 月 日

日本国政府法務省

通　　知　　書

殿

1　氏　　名　　男・女

2　生 年 月 日　　年　　月　　日

3　国籍・地域

あなたから申請のあった監理措置決定申請（　　年　　月　　日付け）については、監理措置決定をしないこととしたので、通知します。

監 理 措 置 決 定 を し な い 理 由

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局　　支局

主任審査官

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第五十一号の六様式（第三十六条の六関係）

番　　号 年 月 日

日本国政府法務省

監理措置決定取消書

出入国管理及び難民認定法第　　条第　　項の規定に基づき、下記の理由により、監理措置決定を取り消す。

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男／女

2　生年月日　＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　住　　居　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

監理措置決定を取り消す理由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局　　支局

主任審査官　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第五十一号の七様式（第三十六条の六関係）

番　　号 年 月 日

日本国政府法務省

保証金没取通知書

保証金納付者

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　殿

出入国管理及び難民認定法第　　条第　　項の規定により下記の者の監理措置決定を取り消したことに伴い、同条第　　項の規定に基づき保証金の　全部／一部　金　　円を没取したので、通知します。

記

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男／女

2　生年月日　＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　住　居　地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局　　支局

主任審査官　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第五十一号の八様式（第三十六条の七関係）

日本国政府法務省

番　　号

報酬を受ける活動の許可申請書

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局　　支局　主任審査官　殿

出入国管理及び難民認定法第44条の５第１項の規定により、監理人の同意の上、次のとおり申請します。

１　被監理者身分事項等

（１）氏　　名　　男・女

（２）生年月日　　（３）国籍・地域

２　活動内容（労働条件を明示する書類を添付すること。）

（１）勤務先の名称

（２）勤務先の所在地

（３）勤務先の電話番号

（４）職務の内容

（５）報酬額（月額）

３　日本で同居している者　□　有　□　無

※「有」の場合は、以下の欄に記入すること。

（１）①続柄　②氏名

③生年月日　④国籍・地域　⑤職業

（２）①続柄　②氏名

③生年月日　④国籍・地域　⑤職業

（３）①続柄　②氏名

③生年月日　④国籍・地域　⑤職業

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

４　住居の賃貸借契約の締結の有無　　□　有　　□　無

※「有」の場合は、以下の欄に記入し、賃貸借契約書の写しを添付すること。

（１）賃貸人の氏名
（法人や団体の場合はその名称）

（２）賃貸借契約期間

（３）賃　　料

５　現在の所持金（預金額を含む。）

（１）日本円　　（２）日本円以外の外国通貨

６　各種機関・団体・監理人等からの金銭援助の有無　　□　有　　□　無

※「有」の場合は、以下の欄に記入し、援助額等が確認できる資料を提出すること。

（１）氏名・名称

（２）援助の内容

７　申請の理由

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人（代理人）の署名／申請年月日

年　　月　　日

（注１）　申請書の提出は地方出入国在留管理官署に出頭して行わなければなりません。
（注２）　申請書の各項目は全て記載してください。また、記載欄が足りない場合は、別紙を提出してください。
（注３）　申請書の各項目について、必要な事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたときは、報酬を受ける活動の許可が認められないことがあります。

※　監理人記載欄

被監理者が上記の申請をすることに同意し、被監理者が報酬を受ける活動の許可を受けた場合は、当該活動について私（監理人）が監理することを誓約します。

監理人の署名／署名年月日

年　　月　　日

別記第五十一号の九様式（第三十六条の七関係）

番　　号 年 月 日

日本国政府法務省

報酬を受ける活動の許可取消通知書

殿

1　氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 男
女

2　生年月日 ＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

3　国籍・地域 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　住　　居 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出入国管理及び難民認定法第44条の５第４項の規定に基づき、　　年　　月　　日付けあなたに対する報酬を受ける活動の許可（許可番号：　　）を下記の理由により取り消したので、通知します。

取消しの理由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局　　支局

主任審査官 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

備考　この通知を受け次第、速やかに監理措置決定通知書を携行して　　出入国在留管理局支局に出頭してください。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第五十二号様式を次のように改める。

別記第五十二号様式（第三十七条関係）

番　　号 年 月 日

認　　定　　書

氏　　名　　（男・女）

生年月日　　年　　月　　日（　　歳）

国籍・地域

居 住 地

職　　業

上記の者に対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件に関し、　　年　　月　　日において審査を行った結果、下記のとおり認定する。

認　定　要　旨

1　事実の認定

2　証　拠

3　参考事項

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局
支局　　出張所

入国審査官

別記第五十三号様式を次のように改める。

別記第五十三号様式（第三十七条関係）

番　号 年月日

日本国政府法務省

認　定　通　知　書

殿

あなたに対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件に関し、審査を行った結果、下記のとおり認定したので、通知します。

認　定　要　旨

（1）上記の認定に不服があるときは、この通知を受けた日から３日以内に特別審理官に対し口頭審理の請求をすることができます。

（2）本邦への在留を希望する場合には、法務大臣に対し在留特別許可の申請をすることができます。

（3）上記の認定に服した日から３日以内に、在留特別許可の申請をしなかった場合は、退去強制令書が発付されます。

（4）退去強制令書が発付された後は、在留特別許可の申請をすることができません。

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局

入国審査官　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又はＡ列５番とする。

別記第五十四号様式の次に次の一様式を加える。

別記第五十四号の二様式（第三十七条関係）

番　号

日本国政府法務省

年　　月　　日

在留特別許可申請放棄書

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局

主任審査官　殿

私は、出入国管理及び難民認定法第50条第１項の規定による許可の申請をしません。

１　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男／女

２　生年月日　＿＿＿＿＿＿　年　　月　　日

３　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿

４　居住地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署　　名

（注）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第五十五号様式を次のように改める。

別記第五十五号様式（第三十八条関係）

番　　号
年　月　日

日本国政府法務省

放　免　証　明　書

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男女

2　生年月日　＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿＿日

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　居　住　地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出入国管理及び難民認定法第　　条第　　項の規定により、下記のとおり放免したことを証明します。

(1)　放免した日　＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿＿日

(2)　放免理由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局

主任審査官

特別審理官

入国審査官

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第五十六号様式を次のように改める。

別記第五十六号様式（第三十九条関係）

番　　号
年　月　日

日本国政府法務省

口頭審理期日通知書

殿

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男女

2　生年月日　＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿＿日

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　居　住　地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

あなたに対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件に関し、下記のとおり口頭審理を行うので、通知します。

(1)　口頭審理期日　＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿＿日

(2)　場所　　出入国在留管理局

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局

特別審理官　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

備　　考

ア　口頭審理には、特別審理官の許可を受けて、親族又は知人の一人を立ち会わせることができます。

イ　口頭審理において、あなた又はあなたの代理人は、証拠を提出し、及び証人を尋問することができます。

ウ　監理措置中又は仮放免中で正当な理由がなく出頭しないものは、それらの決定又は許可を取り消すことがあります。

（注）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第五十七号様式を次のように改める。

別記第五十七号様式（第四十一条関係）

番　号
年月日

判　定　書

氏　　名　　（男・女）
生年月日　　年　　月　　日（　　歳）
国籍・地域
居住地
職　　業

上記の者は、　　年　　月　　日口頭審理の請求をしたので、　　年　　月　　日
において
立ち会いの上口頭審理を行った結果、下記のとおり判定する。

判　定　要　旨

1　事実の認定

2　証　　拠

3　適用法条

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局
支　局　　出張所
特別審理官

別記第五十八号様式を次のように改める。

別記第五十八号様式（第四十一条関係）

番　号
年　月　日

日本国政府法務省

判　定　通　知　書

殿

1　氏　　名　　男・女
2　生年月日　　年　　月　　日
3　国籍・地域
4　居住地

あなたに対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件に関し、口頭審理を行った結果下記のとおり判定したので、通知します。

判　定　要　旨

(1)　上記の判定に不服があるときは、この通知を受けた日から３日以内に、法務大臣に対し異議を申し出ることができます。
(2)　本邦への在留を希望する場合には、法務大臣に対し在留特別許可の申請をすることができます。
(3)　上記の判定に服した日から３日以内に、在留特別許可の申請をしなかった場合は、退去強制令書が発付されます。
(4)　退去強制令書が発付された後は、在留特別許可の申請をすることができません。

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局
特別審理官

(注)　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第六十一号様式を次のように改める。

別記第六十一号様式（第四十三条関係）

番　　号
年 月 日

日本国政府法務省

裁　決　書

氏　　名　　（男・女）

生年月日　　年　　月　　日（　　歳）

国籍・地域

居 住 地

職　　業

上記の者の出入国管理及び難民認定法第49条第１項の規定による異議の申出に対し、同条第３項の規定により次のとおり裁決する。

１　主文

２　退去強制対象者に該当する理由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿※＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）１　※には裁決を行った者の職名を記入するものとする。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第六十一号の二様式を次のように改める。

別記第六十一号の二様式（第四十三条関係）

番　号
年月日

日本国政府法務省

裁　決　通　知　書

殿

１　国籍・地域 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（男・女）

３　生年月日 ＿＿＿＿＿＿＿＿年　　月　　日　（　　歳）

４　居 住 地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

あなたからの異議の申出については、＿＿＿＿＿＿から理由がないと裁決した旨の通知を受けましたので、通知します。

(1) 本邦への在留を希望する場合には、法務大臣に対し在留特別許可の申請をすることができます。
(2) この通知を受けた日から３日以内に、在留特別許可の申請をしなかった場合は、退去強制令書が発付されます。
(3) 退去強制令書が発付された後は、在留特別許可の申請をすることができません。

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局

支局　　出張所

主任審査官 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記第六十一号の二様式の次に次の二様式を加える。

別記第六十一号の三様式（第四十四条関係）

番　号 年月日

日本国政府法務省

決　　定　　書

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男
女

2　生年月日　＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日＿＿＿＿

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　在留特別許可申請番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者の出入国管理及び難民認定法第50条第２項の規定による在留特別許可の申請に対し、同条第１項の規定により、次のとおり決定する。

決定内容

理由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿※＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）１　※には決定を行った者の職名を記入するものとする。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第六十一号の四様式（第四十四条関係）

番　号

日本国政府法務省

年　　月　　日

在留特別許可申請書

法務大臣　殿

私は、出入国管理及び難民認定法第50条第２項の規定により、在留特別許可の申請をします。

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男
女

2　生年月日　＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日＿＿＿＿

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　居住地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請の理由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請人（代理人）の署名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記第六十二号の二様式の次に次の一様式を加える。

別記第六十二号の三様式（第四十四条関係）

日本国政府法務省	番　号 年 月 日

通　　知　　書

殿

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男
女

2　生 年 月 日　＿＿＿＿＿＿＿年　＿＿＿＿月　＿＿＿＿日

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　居　住　地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　在留特別許可申請番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日付けあなたからの在留特別許可の申請は、下記の理由により在留特別許可をしないこととしたので、通知します。

理　　由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿※＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）１　※には決定を行った者の職名を記入するものとする。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第六十四号様式を次のように改める。

別記第六十四号様式（第四十七条関係）

日本国政府法務省	番　　号 年　月　日

送　　還　　通　　知　　書

殿

年　　月　　日下記理由により退去強制令書を発付した下記の者について、貴社（あなた）は出入国管理及び難民認定法第59条の規定により貴社（あなた）の責任と費用により本邦外に送還する義務があるので、通知します。

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男
女

2　生 年 月 日　＿＿＿＿＿＿＿年　＿＿＿＿月　＿＿＿＿日

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　退去強制の理由　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局

主任審査官　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第六十四号の二様式を次のように改める。

別記第六十四号の二様式（第四十七条の二関係）

番　　号
年　月　日

日本国政府法務省

送　還　先　指　定　書

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男／女

2　生　年　月　日　＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿＿日

3　国　籍・地　域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出入国管理及び難民認定法第52条第４項後段の規定により、送還先を次のとおり定めます。

送　還　先　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出入国在留管理庁　　入国者収容所長

出入国在留管理局　　支局　　出張所　主任審査官

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第六十四号の二様式の次に次の二様式を加える。

別記第六十四号の三様式（第四十七条の三関係）

番　　号

日本国政府法務省

年　　月　　日

上陸拒否期間短縮申請書

法　務　大　臣　殿

出入国管理及び難民認定法第52条第５項の規定に基づき、退去を強制されたことを理由として上陸を拒否される期間を１年とする旨の決定を申請します。

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男／女

2　生年月日　＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿＿日

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　自費出国許可年月日　＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿＿日

5　出国予定年月日　＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿＿日

申請の理由

申　請　人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
署　　名

別記第六十四号の四様式（第四十七条の三関係）

番　号
年 月 日

日本国政府法務省

通　知　書

殿

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男／女

2　生年月日　＿＿＿＿＿＿＿＿年　　月　　日＿＿＿＿＿＿＿＿

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　居 住 地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

あなたからの出入国管理及び難民認定法第52条第５項の規定による上陸を拒否される期間を１年とする旨の決定の申請に対し、下記退去の期限までに同条第４項の規定による許可に基づいて自ら本邦を退去する場合に限り、退去後の本邦への上陸について、同法別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする場合を除き、退去を強制されたことを理由として上陸を拒否される期間を１年とすることを決定したので、通知します。

記

退去の期限　＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

※

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

備考　この通知書は、退去後の本邦への上陸許可申請の際に持参してください。
（注）１　※には決定を行った者の職名を記入するものとする。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番又はＡ列５番とする。

別記第六十五号様式を次のように改める。

別記第六十五号様式（第四十八条関係）

（表）

番　号
年 月 日

日本国政府法務省

特 別 放 免 許 可 書

写真

出入国管理及び難民認定法第52条第10項の規定により放免します。

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男／女

2　生年月日　＿＿＿＿＿＿＿＿年　　月　　日＿＿＿＿＿＿＿＿

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　住　　居　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　特別放免の条件：裏面に記載のとおり。

出入国在留管理庁　　入国者収容所長

出入国在留管理局主任審査官

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（裏）

特別放免の条件

(1)　住　　居

(2)　行動範囲

(3)　出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。

(4)　その他

注　意

ア　住居を変更するときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。

イ　旅行等の理由により行動範囲外に赴く必要があるときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。

ウ　上記の条件に違反したときは、本許可を取り消すことがあります。

エ　本許可書は常に携帯し、権限ある官憲に要求された場合には、提示しなければなりません。また、出頭の際は、本許可書を持参してください。

別記第六十五号様式の次に次の二様式を加える。

別記第六十五号の二様式（第四十八条の三関係）

番　　号
年　月　日

日本国政府法務省

旅券発給申請等命令書

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男／女

2　生年月日　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日（＿＿＿＿歳）

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　退去強制の理由　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者に対し、出入国管理及び難民認定法第52条第12項の規定に基づき、下記のとおり命じる。

（1）行うべき期間　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日から＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日まで

（2）行うべき行為

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局
主任審査官　　印

注　意

ア　本書に記載された行為を期間内に行わないときは、処罰されることがあります。

イ　本書を紛失等した場合には、速やかに発付された出入国在留管理官署に連絡し、再発行を受けてください。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第六十五号の三様式（第四十八条の三関係）

番　　号
年　月　日

日本国政府法務省

旅券発給申請等命令の期間延長通知書

殿

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女

2　生年月日　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日＿＿＿＿（＿＿＿＿歳）

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　退去強制の理由　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出入国管理及び難民認定法第52条第13項の規定により、あなたに対し　　年　　月　　日付け旅券発給申請等命令書により命じた行為を行うべき期間を延長したので、通知します。

（１）延長後の期間　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日から＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日まで

（２）延長前の期間　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日から＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日まで

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局
主任審査官　　印

注　　意

ア　あなたに対し　　年　　月　　日付け旅券発給申請等命令書により命じた行為を延長後の期間内に行わないときは、処罰されることがあります。

イ　本書を紛失等した場合には、速やかに発付された出入国在留管理官署に連絡し、再発行を受けてください。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第六十六号様式を次のように改める。

別記第六十六号様式（第四十九条関係）

番　号

日本国政府法務省

年　　月　　日

仮放免許可申請書

出入国在留管理庁　　入国者収容所長　殿
出入国在留管理局　　支局主任審査官　殿

出入国管理及び難民認定法第54条第１項の規定により、下記の者の仮放免の許可を申請します。

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女

2　生年月日　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　申請の理由　□健康上の理由　□人道上の理由　□その他これらに準ずる理由

（理由の詳細）

(1) 申請人の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女

(2) 申請人の生年月日　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

(3) 申請人の国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(4) 申請人の住居地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(5) 本人との関係　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請人の署名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第六十七号様式を次のように改める。

別記第六十七号様式（第四十九条関係）

（表）

日本国政府法務省

仮放免許可書

仮放免許可番号 ……

許可年月日 ……

発行官署 ……

出入国在留管理庁

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列５番とする。

（裏）

出入国管理及び難民認定法第54条第２項の規定により、仮放免します。

1　氏名 ……　男女

2　生年月日 ……

3　国籍・地域 ……

写真

……※……印

（注）※には、許可する者の職名を記入するものとする。

仮放免の条件

1　住居 ……

2　行動範囲 ……

3　出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。

4　その他 ……

仮放免期間

期間 ……年……月……日から……年……月……日午……時まで

注意事項

ア　住居を変更するときや行動範囲外に赴く必要があるときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。

イ　逃亡し、逃亡すると疑うに足りる相当の理由があり、正当な理由がなくて呼出しに応ぜず、その他仮放免に付された条件に違反した場合には仮放免を取り消されることがあります。

ウ　仮放免に付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じない場合には処罰されることがあります。

エ　本許可書は常に携帯し、権限ある官憲に要求された場合には、これを提示しなければなりません。また、出頭の際は、本許可書を持参してください。

（官用欄）

別記第六十八号様式を次のように改める。

別記第六十八号様式（第四十九条関係）

番　号
年 月 日

日本国政府法務省

仮放免不許可通知書

殿

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女

2　生年月日　＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日付け上記の者の仮放免許可申請については、下記の理由により仮放免許可をしないこととしたので、通知します。

不　許　可　理　由

出入国在留管理庁　　入国者収容所長

出入国在留管理局　　支局　主任審査官

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第六十九号様式を次のように改める。

別記第六十九号様式（第四十九条関係）

番　号

日本国政府法務省

年　　月　　日

仮放免期間延長許可申請書

出入国在留管理庁　　入国者収容所長　殿

出入国在留管理局　　支局　主任審査官　殿

出入国管理及び難民認定法第54条第５項の規定により、下記の者の仮放免の期間の延長を申請します。

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女

2　生年月日　＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　申請の理由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(1) 申請人の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女

(2) 申請人の生年月日　＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

(3) 申請人の国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(4) 申請人の住居地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(5) 申請人との関係　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請人の署名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第六十九号様式の次に次の一様式を加える。

別記第六十九号の二様式（第四十九条関係）

番　　号 年 月 日

日本国政府法務省

仮放免期間延長不許可通知書

殿

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男
女

2　生年月日　＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　年　　月　　日付け上記の者の仮放免許可申請については、下記の理由により仮放免期間の延長の許可をしないこととしたので、通知します。

不　許　可　理　由

出入国在留管理庁　　入国者収容所長

出入国在留管理局　　支局　主任審査官

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第七十号様式を次のように改める。

別記第七十号様式（第五十条関係）

番　　号 年 月 日

日本国政府法務省

仮　放　免　取　消　書

出入国管理及び難民認定法第55条第１項の規定に基づき、下記の理由により、仮放免を取り消す。

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男
女

2　生年月日　＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　住　居　地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

取　消　理　由

出入国在留管理庁　　入国者収容所長

出入国在留管理局　　支局　主任審査官

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第七十号様式の次に次の一様式を加える。

別記第七十号の二様式（第五十条の二関係）

番　　号
年　月　日

日本国政府法務省

退去の命令書

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女

2　生年月日　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日（＿＿＿＿歳）

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　退去強制の理由　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者に対し、出入国管理及び難民認定法第55条の２の規定に基づき、下記の期間内に本邦からの退去を命じる。

（１）退去すべき期間　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日から＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日まで

（２）退去を命ずる理由　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局
主任審査官　　印

注　　意

ア　本書に記載された期間内に本邦から退去しないときは、処罰されることがあります。

イ　本書を紛失等した場合には、速やかに発付された出入国在留管理官署に連絡し、再発行を受けてください。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第七十一号様式を次のように改める。

別記第七十一号様式（第五十条の二関係）

番　　号
年　月　日

日本国政府法務省

退去の命令の期間延長通知書

殿

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女

2　生年月日　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日（＿＿＿＿歳）

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　退去強制の理由　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出入国管理及び難民認定法第55条の２第４項の規定により、あなたに対し　　年　　月　　日付け退去の命令書により命じた本邦から退去すべき期間を延長したので、通知します。

（１）延長後の期間　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日から＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日まで

（２）延長前の期間　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日から＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日まで

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局
主任審査官　　印

注　　意

ア　本書に記載された延長後の期間内に本邦から退去しないときは、処罰されることがあります。

イ　本書を紛失等した場合には、速やかに発付された出入国在留管理官署に連絡し、再発行を受けてください。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第七十一号の二様式を次のように改める。

別記第七十一号の二様式（第五十条の五十関係）

（表）

番　　号
年　月　日

日本国政府法務省

出　頭　確　認　書

殿

男
1　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿女

2　生年月日（年齢）＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日（＿＿＿歳）

3　国籍・地域＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　住　居　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

あなたが＿＿＿年＿＿月＿＿日午前/午後＿＿時＿＿分に＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
に出頭したことを確認しました。

出国命令を受けようとする場合には、裏面に記載された注意事項を守ってください。

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局

＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿
官　　職

（注）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（裏）

注　　意

ア　常に本状を携帯するとともに、本状を持参の上、下記の出頭日時及び出頭場所に出頭してください。

イ　下記の出頭日時及び出頭場所に正当な理由なく出頭しない場合には、出国命令を受けることはできません。

ウ　本状は本邦での在留を認めるものではなく、本状を所持していても不法滞在状態にあることに変わりはありません。

エ　本状を他人に譲渡・供与してはいけません。

オ　本状を破損・紛失した際は、出入国在留管理官署に届け出てください。

次回以降出頭日時及び出頭場所

第２回	指示印	確認印
出頭日時　　年　月　日午前/午後　時　分		
出頭場所		
第３回	指示印	確認印
出頭日時　　年　月　日午前/午後　時　分		
出頭場所		
第４回	指示印	確認印
出頭日時　　年　月　日午前/午後　時　分		
出頭場所		
第５回	指示印	確認印
出頭日時　　年　月　日午前/午後　時　分		
出頭場所		

備考

別記第七十一号の二様式の次に次の一様式を加える。

別記第七十一号のニの二様式（第五十条の五十一関係）

（表）

番　　号 年　月　日

日本国政府法務省

出国意思確認書

殿

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女

2　生年月日（年齢）　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日（＿＿＿＿歳）

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　住　居　地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日午前／午後＿＿＿＿時＿＿＿＿分にあなたが速やかに本邦から出国する意思がある旨を表明したことを確認しました。

出国命令を受けようとする場合には、裏面に記載された注意事項を守ってください。

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局

＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

官　　職

（注）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（裏）

注　　意

ア　常に本状を携帯するとともに、本状を持参の上、下記の出頭日時及び出頭場所に出頭してください。

イ　下記の出頭日時及び出頭場所に正当な理由なく出頭しない場合には、出国命令を受けることはできません。

ウ　本状は本邦での在留を認めるものではなく、本状を所持していても不法滞在状態にあることに変わりはありません。

エ　本状を他人に譲渡・供与してはいけません。

オ　本状を破損・紛失した際は、出入国在留管理官署に届け出てください。

次回以降出頭日時及び出頭場所

第２回	指示印	確認印
出頭日時　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日午前/午後＿＿＿＿時＿＿＿＿分		
出頭場所		
第３回	指示印	確認印
出頭日時　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日午前/午後＿＿＿＿時＿＿＿＿分		
出頭場所		
第４回	指示印	確認印
出頭日時　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日午前/午後＿＿＿＿時＿＿＿＿分		
出頭場所		
第５回	指示印	確認印
出頭日時　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日午前/午後＿＿＿＿時＿＿＿＿分		
出頭場所		
備考		

別記第七十一号の三様式を次のように改める。

別記第七十一号の三様式（第五十条の五十三関係）

（表）

番　　号
年 月 日

日本国政府法務省

出　国　命　令　書

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女

2　生年月日（年齢）　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日（＿＿＿＿歳）

3　国　　籍　＿＿＿＿＿＿＿＿

4　住　居　地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者に対し、出入国管理及び難民認定法第55条の85の規定に基づき、下記により本邦外に出国を命じる。

(1) 出国期限　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

(2) 出国命令の理由
出入国管理及び難民認定法第24条の３各号に該当（同法第24条＿＿号＿＿に該当）

(3) 出国命令の条件：裏面に記載のとおり。

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局

主任審査官　　印

（注）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（裏）

出　国　命　令　の　条　件

(1) 住居　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2) 行動範囲　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿及び＿＿＿＿＿＿＿＿港までの順路による通過経路

(3) 呼出しを受けたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。
(4) 本邦において収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動その他出国の手続に必要な活動以外の活動に従事することはできません。
(5) その他

注　　意

ア　住居及び出国しようとする出入国港を変更するときは、あらかじめ主任審査官の承認を受けなければなりません。
イ　上記の条件に違反したときは、本命令を取り消すことがあります。
ウ　出国命令に係る出国期限を経過して本邦に残留した場合、出国命令を取り消されたにもかかわらず本邦に残留した場合又は出国命令の条件に違反して逃亡した場合には処罰されることがあります。
エ　この命令書は常に携帯し、提示を求められたときは、提示しなければなりません。
オ　本邦を出国する場合には、出入国港においてこの命令書を入国審査官に提出しなければなりません。

出　国　期　限　の　延　長

延長期限	自　年　月　日 至　年　月　日（　日）	理由	

年　月　日

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局
主任審査官　　印

備　考	

別記第七十一号の四様式を次のように改める。

別記第七十一号の四様式（第五十条の五十四関係）

番　号

日本国政府法務省

年　　月　　日

出国期限延長申出書

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局
主任審査官　殿

私は、下記の理由により、　　年　　月　　日付け出国命令書に記載された出国期限内に出国することができませんので、出入国管理及び難民認定法第55条の87の規定により出国期限の延長を申し出ます。

1　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男女

2　生年月日＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿＿日

3　国籍・地域＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　住　居　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出国期限内に出国することができない理由

申出人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
署　　名

（注）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第七十一号の五様式を次のように改める。

別記第七十一号の五様式（第五十条の五十五関係）

番　号 年月日

日本国政府法務省

出国命令取消通知書

殿

1　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男女

2　生年月日＿＿＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿＿日

3　国籍・地域＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　住　居　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出入国管理及び難民認定法第55条の88の規定に基づき、あなたに対する出国命令を下記の理由により取り消したので通知します。

理　　由

ついては、あなたが所持する出国命令書を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に返納しなければなりません。

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局

主任審査官＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第七十四号様式を次のように改める。

別記第七十四号様式（第五十五条関係）

日本国政府法務省

難　民　・　補　完　的　保　護　対　象　者　認　定　申　請　書

法　務　大　臣　　殿

私は、

□　①難民認定申請（出入国管理及び難民認定法第61条の２第１項の申請）

□　②補完的保護対象者認定申請（出入国管理及び難民認定法第61条の２第２項の申請）

を行うものとして、本申請書を提出します。

※上記のうち、どちらか一つにチェックをしてください。

①の申請をした場合には、難民の該当性及び補完的保護対象者の該当性について判断されます。

②の申請をした場合には、補完的保護対象者の該当性のみが判断され、難民の該当性については判断されません。

氏　名	灰色	性　別	□　男 □　女
生年月日	（年）　（月）　（日）	現在の職業	
国籍・地域（又は常居所を有していた国名）		出生地	
日本の住居地			
連絡先（電話番号）	□本人 □本人以外　（本人以外の場合）連絡先氏名		

	所持の有無	（ありの場合）番号		所持の有無	（ありの場合）名称
旅　券	□なし　□あり		その他の所持する身分証等	□なし　□あり	

官　用　欄

灰色　灰色　灰色

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

【注意事項】

以下の注意事項をよく読んだ上で質問に答えてください。
読んだ注意事項には、チェック☑をしてください。

□　この申請書には、あなたが主張したい事情を全て書いてください。

□　回答に当たっては、該当する欄にチェック☑をし、記入部分には、具体的かつ詳細に書いてください。

□　この申請書に事実に反することを記載したり、虚偽の資料を提出した場合は、審査上不利益を被ることがあります。

家族構成　　灰色

両親

続柄	氏　名	生年月日	国籍・地域（又は常居所を有している国）	現在の居住地
父		(YY/MM/DD)		
母				

きょうだい（兄・姉・弟・妹）（計　　人）　（注）７人以上は別紙を提出してください。

続柄	氏　名	生年月日	性別	国籍・地域（又は常居所を有している国）	現在の居住地
①		(YY/MM/DD)	□男 □女		
②			□男 □女		
③			□男 □女		
④			□男 □女		
⑤			□男 □女		
⑥			□男 □女		

灰色　灰色

配偶者、子　　（注）７人以上は別紙を提出してください。

続柄	氏　名	生年月日	性別	国籍・地域（又は常居所を有している国）	現在の居住地
①		(YY/MM/DD)	□男 □女		
②			□男 □女		
③			□男 □女		
④			□男 □女		
⑤			□男 □女		
⑥			□男 □女		

灰色　灰色

来日前の居住歴	居住期間	居住地
	(YY/MM/DD) ～ (YY/MM/DD)	
	～	
	～	
	～	

灰色

来日前の最終学歴	種別	学校名	所在地	修了状況	卒業・中退年月日
	□初等　□中等　□高等 □大学　□その他（　）			□卒業 □中退	(YY/MM/DD)

来日前の職歴	期間（年月日）	会社等名	所在地	役職、業務内容
	(YY/MM/DD) ～ (YY/MM/DD)			
	～			
	～			

灰色

	出入国歴の有無	日本へ入国した日	日本から出国した日	来日理由
日本の出入国歴	□なし　□あり	(YY/MM/DD)	(YY/MM/DD)	

灰色

	渡航歴の有無	渡航先（国名）	渡航期間	渡航理由
海外渡航歴（日本を除く）	□なし　□あり		(YY/MM/DD) (YY/MM/DD) ～ ～ ～	

灰色

民族・部族		宗教		宗派	
使用言語		読むこと	話すこと	書くこと	
母語		□可　□不可	□可　□不可	□可　□不可	
その他の可能な言語		□可　□不可	□可　□不可	□可　□不可	
		□可　□不可	□可　□不可	□可　□不可	
		□可　□不可	□可　□不可	□可　□不可	

灰色

1　あなたが本国に帰国した場合、誰から、どのようなことをされるおそれがありますか。

（１）誰から

□　国家機関　（名称等　　）

□　上記以外　（名称等　　）

（２）どのようなことをされるおそれがありますか。（具体的に書いてください。）

（３）そのおそれを感じたのはいつからですか。

2　上記１のおそれがある理由は次のどれですか。
　次のうちに該当する理由がない場合やこれ以外にも理由がある場合には、（理由）の箇所に書いてください。
（注）補完的保護対象者認定申請（出入国管理及び難民認定法第61条の２第２項の申請）をした方は、（理由）の箇所のみ記載してください。（□にチェックをする必要はありません）

□　人種　　□　宗教　　□　国籍　　□　特定の社会的集団の構成員であること

□　政治的意見

（理由）

3　上記１のおそれがあると考える根拠となる全ての事実を書いてください。
（注１）記載に当たっては、**誰が、いつ、どこで、誰から、どのようなことをされたのか、なぜそのようなことをされたのか（理由）**がわかるように、具体的に書いてください。
（注２）特に、身体の拘束や暴力を受けたことがある場合や、逮捕されたことがある場合には、それらについても具体的に書いてください。
（注３）この欄が足りない場合には、次のページの継続用紙に書いてください。

□ 次のページに続く　　□　次のページは使用しない

（３の継続用紙）

4　上記２の理由により、あなたの家族の身に何かが起こったことはありますか。

□　はい　　□　いいえ

「はい」と答えた場合は、全ての事情について、具体的に書いてください。

氏　名	続柄	時期・期間 (YY/MM/DD)	場　所	誰から	どのような行為を受けたか

灰色

5　あなたは今回の難民・補完的保護対象者認定申請に関連するものとして、何らかの組織(日本国内を含む。)に属したり、支持（支援）したりしていましたか。

□　はい　　□　いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

期　間 (YY/MM/DD)	組織名	役　職	活動内容

灰色

6　あなたは今回の難民・補完的保護対象者認定申請に関連するものとして、政治的意見を表明したり、行動をとったことがありますか。（来日後にとった行動を含む。）

□　はい　　□　いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

7

（１）あなたは、これまでに、逮捕状を発付され、又は手配をされたことがありますか。

□　はい　　□　いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

年月日 (YY/MM/DD)	機関名	罪　状	逮捕状の発付又は手配の事実を知った経緯

灰色

（２）あなたは、これまでに、逮捕や起訴をされたことがありますか。

□　はい　　□　いいえ

（３）あなたは、これまでに、有罪判決を受けたことがありますか。

□　はい　　□　いいえ

「はい」と答えた場合は、その刑事裁判の結果を具体的に書いてください。

年月日 (YY/MM/DD)	裁判所名	罪　名	判決内容

灰色

8　あなたは、これまでに日本以外の国や国連の機関（ＵＮＨＣＲ）等に保護を求めたことがありますか。

□　はい　　□　いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

国・国連機関名	手続内容	結　果

灰色

9　あなたは、上記１から８までに記載した内容を裏付ける資料を提出することができますか。

□　はい　　□　いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

資料名	内　容	提出理由	提出予定時期

灰色

10　あなたが本国から脱出した日から日本に上陸するまでの経緯について具体的に書いてください。
複数の国を経由した場合は、全て書いてください。

年月日 (YY/MM/DD)	出国港（出発地）	年月日 (YY/MM/DD)	入国港（到着地）

灰色

（１）今回の日本への入国について該当するものにチェックをしてください。

□　直行　　□　第三国経由　→（２）を回答してください。

（２）第三国経由の場合は、該当するものにチェックをしてください。

□　乗換え　　□　滞在

11　現在の健康状態はどうですか。

□　良好　　□　不良

（１）具体的な病名・症状を記載してください。

（２）通院や医師による治療を受けていますか。

□　はい　　□　いいえ

12　難民調査官がインタビューする場合、通訳は必要ですか。

□　はい　→（１）及び（２）を回答してください。

□　いいえ　→（２）を回答してください。

（１）通訳は何語を希望しますか。

＿＿＿＿＿＿＿＿語

（２）インタビューに関して希望する事項があれば、理由とともに書いてください。
（例：難民調査官や通訳人の性別、通訳人の国籍）

記載した内容に誤りがない場合には、以下にチェックをしてください。

□　申請書に記載した内容はすべて理解しており、誤りはありません。

本件申請書を代理人（注）が記載した場合には、以下の項目について記載してください。

（注）外国人が16歳に満たない者であるとき又は疾病その他の事由により自ら出頭できないときは、当該申請者の父、母、配偶者、子、又は親族が申請者に代わって申請することができます。

（記載・作成した人の氏名）

（申請者との関係）

申請者（代理人）の署名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

第三種郵便物認可

第明治三二十種郵便物認可
三十五年三月三十一日

別記第七十四号の二様式を次のように改める。

別記第七十四号の二様式（第五十五条関係）

日本国政府法務省

難　民　・　補　完　的　保　護　対　象　者　認　定　申　請　書（再申請用）

法　務　大　臣　　殿

私は、

□　①難民認定申請（出入国管理及び難民認定法第61条の２第１項の申請）

□　②補完的保護対象者認定申請（出入国管理及び難民認定法第61条の２第２項の申請）

を行うものとして、本申請書を提出します。

※上記のうち、どちらか一つにチェックをしてください。

①の申請をした場合には、難民の該当性及び補完的保護対象者の該当性について判断されます。

②の申請をした場合には、補完的保護対象者の該当性のみが判断され、難民の該当性については判断されません。

氏　名		性　別	□　男 □　女
生年月日	（年）　（月）　（日）	現在の職業	
国籍・地域（又は常居所を有していた国名）		出生地	
住居地			
連絡先（電話番号）	□本人 □本人以外	（本人以外の場合）連絡先氏名	

	所持の有無	（ありの場合）番号		所持の有無	（ありの場合）名称
旅　券	□なし　□あり		その他の所持する身分証等	□なし　□あり	

官　用　欄

灰色

灰色

灰色

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

△

○

○

【注意事項】

以下の注意事項をよく読んだ上で質問に答えてください。
読んだ注意事項には、チェック☑をしてください。

□　この申請書には、あなたが主張したい事情を全て書いてください。

□　回答に当たっては、該当する欄にチェック☑をし、記入部分には、具体的かつ詳細に書いてください。

□　この申請書に事実に反することを記載したり、虚偽の資料を提出した場合は、審査上不利益を被ることがあります。

□　在留資格を有していない方による３回目以降の申請については、「難民の認定又は補完的保護対象者の認定を行うべき相当の理由がある資料」が提出されない限り、送還は停止されません。申請書のみ提出した場合も上記資料に該当するか否かの判断は行いますが、その他に特に提出すべきと考える資料等がある場合は、申請書と共に提出してください。

1　前回の難民・補完的保護対象者認定申請後、国籍、家族構成、来日前の居住歴、来日前の最終学歴、来日前の職歴、日本の出入国歴、海外渡航歴及び宗教（宗派）に変更はありますか。

□　いいえ

□　はい

→変更事項はどれですか。

□　国籍　　□　家族構成　　□　来日前の居住歴　　□　来日前の最終学歴

□　来日前の職歴　　□　日本の出入国歴　　□　海外渡航歴　　□　宗教（宗派）

→変更内容を具体的に書いてください。

2　前回主張した迫害事情について、今回も引き続き主張しますか。

□　はい

□　いいえ

→「いいえ」と答えた場合は、その理由を具体的に書いてください。

3　今回は、新たに主張する迫害事情がありますか。

□　ない　→　４以降の質問に答えてください。

□　ある

（1）「新たな迫害事情」は、前回主張した迫害事情と関連するものですか。

□　いいえ

□　はい

（2）「新たな迫害事情」が発生した時期は、いつですか。算用数字により西暦で書いてください。

（3）「新たな迫害事情」をあなたが知った時期は、いつですか。算用数字により西暦で書いてください。

（4）「新たな迫害事情」が発生した場所は、どこですか。

（5）「新たな迫害事情」を前回の手続で主張できなかったのはなぜですか。

（6）「新たな迫害事情」の内容を具体的に答えてください。

ア　迫害を受けたのは誰ですか。

□　あなた自身

□　あなたの家族・親族

□　上記以外（具体的に書いてください。）

イ　誰から迫害を受けましたか。

□　前回申請と同様

□　上記以外（具体的に書いてください。）

ウ　どのような迫害を受けたのですか。

エ　迫害を受けたのは、なぜですか。

□　前回申請で主張した理由と同様

□　上記以外（具体的に書いてください。）

オ　迫害と関係する本国情勢に大きな変化があった場合、それを具体的に書いてください。

（7）あなたが本国に帰国した場合、誰から、どのようなことをされるおそれがありますか。

□　前回申請と同様

□　上記以外（以下に具体的に書いてください。）

ア　誰から

□　国家機関　（名称等　　）

□　上記以外　（名称等　　）

イ　どのようなことをされるおそれがありますか。

4　今回、新たに提出する資料はありますか。

□　ない

□　ある

→「ある」と答えた場合は、その資料の内容を具体的に書いてください。

資料名	内　容	前回までに提出できなかった理由	提出予定時期

灰色

5　現在の健康状態はどうですか。

□　良好　　□　不良

（１）具体的な病名・症状を記載してください。

（２）通院や医師による治療を受けていますか。

□　はい　　□　いいえ

6　難民調査官のインタビューを希望しますか。

□　はい　　□　いいえ

「はい」と答えた場合は、難民調査官がインタビューする際に通訳は必要ですか。

□　はい　→（１）及び（２）を回答してください。

□　いいえ　→（２）を回答してください。

（１）通訳は何語を希望しますか。

＿＿＿＿＿＿＿＿語

（２）その他インタビューに関して希望する事項があれば、理由とともに書いてください。
（例：難民調査官や通訳人の性別、通訳人の国籍）

記載した内容に誤りがない場合には、以下にチェックをしてください。

□　申請書に記載した内容はすべて理解しており、誤りはありません。

本件申請書を代理人（注）が記載した場合には、以下の項目について記載してください。

（注）外国人が16歳に満たない者であるとき又は疾病その他の事由により自ら出頭できないときは、当該申請者の父、母、配偶者、子、又は親族が申請者に代わって申請することができます。

（記載・作成した人の氏名）

（申請者との関係）

申請者（代理人）の署名＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

別記第七十六号の二の三様式を削り、別記第七十六号の三様式を次のように改める。

別記第七十六号の三様式（第五十六条関係）

番　号
年月日

日本国政府法務省

取　消　通　知　書

殿

1　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女

2　生年月日＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

3　国籍・地域＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出入国管理及び難民認定法第61条の２の２第４項の規定により、　年　月　日付けのあなたに対する下記の許可を取り消したので、通知します。

記

＿＿＿＿＿＿＿＿※＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）１　※には許可を取り消した者の職名を記入するものとする。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第七十六号の四様式を次のように改める。

別記第七十六号の四様式（第五十六条の二関係）

（表）

日本国政府法務省

仮滞在許可書

番　　号 ……

発行年月日 ……

出入国在留管理庁

注意事項

ア　住居を変更するときは、あらかじめ承認を受けなければなりません。

イ　行動範囲外に赴く必要があるときは、あらかじめ承認を受けなければなりません。

ウ　本許可書は常に携帯し、権限のある官憲に要求された場合には、これを提示しなければなりません。

エ　仮滞在期間の更新申請は、同許可期限の10日前から受け付けます。

オ　仮滞在の条件に違反したときは、仮滞在許可を取り消すことがあります。

カ　報酬を受ける活動の許可を受けている場合は、同許可に付された条件に違反したときなどには、同許可を取り消すことがあります。

キ　報酬を受ける活動の内容（勤務先や報酬額等）や生計（同居者の人数・家賃額等）に変動の予定がある場合には、あらかじめ地方出入国在留管理局に連絡しなければなりません。

ク　出頭の際は、本許可書を持参してください。

（注）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列５番とする。

（裏）

殿

出入国管理及び難民認定法第61条の２の４の規定により、仮滞在を許可します。

1　氏　　名 ……　男女

2　生年月日 ……

3　国籍・地域 ……

4　仮滞在期間 ……（許可期限　　年　　月　　日）

写真

※ ……

（注）　※には許可する者の職名を記入するものとする。

仮滞在の条件

1　住　　居 ……

2　行動範囲 ……

3　報酬を受ける活動の許可の有無及び条件　□有（許可番号：　　号・許可年月日：　　）□無

(1)　勤務先の名称及び所在地

名称 ……

所在地 ……

(2)　活動の内容 ……

(3)　活動の期間 ……

(4)　報酬額の上限（月額） ……

4　出頭の要請があった場合には、指定した日時、場所に出頭してください。

更新許可欄		
年　月　日	仮滞在期間（許可期限）	許可者印

別記第七十六号の六様式の次に次の一様式を加える。

別記第七十六号の六の二様式（第五十六条の三関係）

番　号 年月日

日本国政府法務省

決　　定　　書

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女

2　生年月日　＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿＿日

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　難民（補完的保護対象者）認定申請番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者に対し、出入国管理及び難民認定法第61条の２の５第１項の規定により、次のとおり決定する。

決定内容

理　由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿※

（注）１　※には決定を行った者の職名を記入するものとする。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第七十六号の七様式を次のように改める。

別記第七十六号の七様式（第五十六条の四関係）

番　号 年月日

日本国政府法務省

仮滞在許可取消通知書

殿

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女

2　生年月日　＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿＿日

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　仮滞在許可番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出入国管理及び難民認定法第61条の２の６の規定により、　　年　　月　　日付けのあなたに対する仮滞在の許可は、下記の理由により取り消したので、通知します。
あなたの所持する仮滞在許可書を速やかに返納しなければなりません。

理　由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿※

（注）１　※には仮滞在許可を取り消した者の職名を記入するものとする。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第七十六号の七様式の次に次の二様式を加える。

別記第七十六号の八様式（第五十六条の五関係）

日本国政府法務省　　番　号

報酬を受ける活動許可申請書（仮滞在）

＿＿＿＿＿＿＿＿出入国在留管理局長　　殿

出入国管理及び難民認定法第61条の2の7第2項の規定により、次のとおり報酬を受ける活動の許可を申請します。

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女

2　生年月日　＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

3　国籍・地域＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　活動の内容（労働条件を明示する書類を添付すること。）

(1)　勤務先の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)　勤務先の所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(3)　勤務先の電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(4)　職務の内容　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(5)　報酬額（月額）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　日本で同居している者

□　有（「有」の場合は、以下の欄に記入してください。足りない場合は別紙を提出すること。）

□　無

(1)　①　続　柄＿＿＿＿＿＿　②氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

③生年月日＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　④国籍・地域＿＿＿＿＿＿＿＿

⑤　職　業＿＿＿＿＿＿＿＿

官　用　欄

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(2)　①　続　柄＿＿＿＿＿＿　②氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

③生年月日＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　④国籍・地域＿＿＿＿＿＿＿＿

⑤　職　業＿＿＿＿＿＿＿＿

(3)　①　続　柄＿＿＿＿＿＿　②氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

③生年月日＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　④国籍・地域＿＿＿＿＿＿＿＿

⑤　職　業＿＿＿＿＿＿＿＿

(4)　①　続　柄＿＿＿＿＿＿　②氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

③生年月日＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　④国籍・地域＿＿＿＿＿＿＿＿

⑤　職　業＿＿＿＿＿＿＿＿

6　住居の賃貸借契約の締結の有無

□　有（「有」の場合は、以下(1)～(3)の欄に記入し、賃貸借契約書の写しを添付すること。）

□　無

(1)　賃貸人の氏名（法人や団体の場合はその名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)　賃貸借契約期間＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日から＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日まで

(3)　賃　料　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

7　現在の所持金（預金額を含む。）

(1)　日本円＿＿＿＿＿＿＿＿円

(2)　日本円以外の外国通貨＿＿＿＿＿＿＿＿

8　各種機関・団体・個人からの金銭援助の有無

□　有（「有」の場合は、以下(1)～(2)の欄に記入し、援助額等が確認できる資料を提出すること。）

□　無

(1)　氏名・名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)　援助の内容　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

9　申請の理由　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人（代理人）の署名／申請書作成年月日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記第七十六号の九様式（第五十六条の五関係）

番　号 年月日

日本国政府法務省

報酬を受ける活動許可取消通知書（仮滞在）

殿

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男女

2　生年月日　＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿＿日

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出入国管理及び難民認定法第61条の２の７第４項の規定に基づき、　年　月　日付けあなたに対する報酬を受ける活動の許可（許可番号：　　）を下記の理由により取り消したので、通知します。

理　由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿※

備考　この通知を受け次第速やかに仮滞在許可書を携行して　出入国在留管理局に出頭してください。

（注）１　※には報酬を受ける活動の許可を取り消した者の職名を記入するものとする。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第七十六号の十様式（第五十六条の六関係）

報酬を受ける活動の状況に関する届出書（仮滞在）

地方出入国在留管理局長　殿

出入国管理及び難民認定法第61条の2の8の規定により、次のとおり届け出ます。

① 届出人

届出人の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男女

生年月日　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住居地　〒　－　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

報酬を受ける活動の許可番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

② 報酬を受ける活動の状況（許可時以降（2回目以降の届出の場合は、前回の届出時以降）に得た報酬について、1か月ごとの給与や労働時間、源泉徴収額が記載された給与明細等の写しを添付すること。）

勤務先　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

勤務先の所在地　〒　－　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

勤務先の電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職務の内容　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

報酬を受ける活動の期間　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

報酬額（月額）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

許可された活動の変更の有無　有・無

変更内容　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

③ 生計の変動の有無

報酬を受ける活動の許可申請時に提出した自らの生計についての変動の有無　有・無

変動の内容　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

④ その他参考となるべき事情

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以上の記載内容は事実と相違ありません。

届出人（代理人）の署名／届出年月日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿年　月　日

注意　届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、届出人が変更箇所を訂正し、署名すること。

別記第七十七号様式を次のように改める。

別記第七十七号様式（第五十七条関係）

日本国政府法務省

番号

難民認定取消通知書

殿

1　氏　　名＿＿＿

別記第七十八号様式を次のように改める。

別記第七十八号様式（第五十八条関係）

日本国政府法務省

番　　号

年　　月　　日

審　査　請　求　書

法　務　大　臣　殿

年　　月　　日付け
□ 難民及び補完的保護対象者の認定をしない処分
□ 難民の認定をしない処分
□ 難民の認定の取消し
□ 補完的保護対象者の認定をしない処分
□ 補完的保護対象者の認定の取消し

に対し不服があるので、出入国管理及び難民認定法第61条の２の12の規定により、下記のとおり審査請求をします。

1　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男女

2　生年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　年　　月　　日

3　国籍・地域＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　住　居　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

不服の理由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

審査請求人（代理人）の署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第七十八号の二様式を次のように改める。

別記第七十八号の二様式（第五十八条関係）

日本国政府法務省

番　　号

年　　月　　日

審　査　請　求　書

法　務　大　臣　殿

年　　月　　日付け

□ 出入国管理及び難民認定法第61条の２第１項の規定による難民認定

□ 出入国管理及び難民認定法第61条の２第２項の規定による補完的保護対象者認定の申請について、いまだに何らの処分がないので、同法第61条の２の12の規定により、下記のとおり審査請求をします。

1　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男女

2　生年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　年　　月　　日

3　国籍・地域＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　住　居　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

審査請求人（代理人）の署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第七十九号様式を次のように改める。

別記第七十九号様式（第五十八条の四関係）

日本国政府法務省

番　　号
年　月　日

通　　知　　書

殿

年　　月　　日付け　　からの

に対する審査請求について、出入国管理及び難民認定法第61条の２の12第６項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第30条第１項の規定に基づき、審査請求人が申述書を提出すべき期間を

年　　月　　日　まで

と定めたので、通知します。

なお、上記の期間内に申述書が提出されない場合、出入国管理及び難民認定法第61条の２の12第６項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第41条第２項第１号の規定により、審理手続を終結させることがあります。

難民審査参与員

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第七十九号の三様式を次のように改める。

別記第七十九号の三様式（第五十八条の五関係）

日本国政府法務省

番　　号

年　月　日

口頭意見陳述不実施通知書

殿

年　　月　　日付け　　からの

に対する審査請求について、出入国管理及び難民認定法第61条の２の12第６項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第31条第１項ただし書の規定に基づき、下記の理由により、口頭意見陳述を実施しないこととしたので、通知します。

理　　由

□　（　　）により
意見を述べる機会を与えることが困難と認められる

□　申述書に記載された事実その他の申立人の主張に係る事実が真実であっても、何らの難民又は補完的保護対象者となる事由を包含していない

□　その他（　　）

難民審査参与員

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第七十九号の四様式を次のように改める。

別記第七十九号の四様式（第五十八条の五関係）

番　　号 年　月　日

日本国政府法務省

口頭意見陳述実施通知書

殿

年　　月　　日付け　　からの

に対する審査請求について、出入国管理及び難民認定法第61条の２の12第６項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第31条第２項の規定に基づき、　　からの申立てにより、下記のとおり、口頭意見陳述を実施することとしたので、通知します。

なお、申立人が正当な理由なく口頭意見陳述に出頭しない場合、行政不服審査法第41条第２項第２号の規定により、審理手続を終結させることがあります。

口頭意見陳述の実施期日等

期　　日　＿＿＿＿＿＿年　　月　　日　　時　　分＿＿＿＿＿＿

場　　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

口頭意見陳述を行う者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

難民審査参与員

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第八十三号様式を次のように改める。

別記第八十三号様式（第五十九条関係）

番　号

日本国政府法務省

難民旅行証明書返納命令書

殿

１　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男／女

２　生年月日　＿＿＿＿＿＿＿＿年　　月　　日＿＿＿＿＿＿＿＿

３　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　難民旅行証明書番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出入国管理及び難民認定法第61条の２の15第８項の規定により、あなたの所持する難民旅行証明書を　　年　　月　　日までに返納することを命じます。

指定された期限までに返納しない場合は、出入国管理及び難民認定法第72条第11号の規定により処罰されることがあります。

返納を命じる理由

年　　月　　日

出入国在留管理庁長官

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部改正）

第二条　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則（平成二十三年法務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（再入国の許可を要する者） **第十九条**　法第二十三条第二項において準用する入管法第二十六条の二第一項に規定する出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者は、次に掲げる者とする。 一　［略］ 二　入管法第三十九条の二第一項又は第四十四条の四第三項若しくは第八項の規定による収容令書の発付を受けている者 三　入管法第四十四条の二第一項又は第六項の規定により監理措置に付されている者 四　［略］ 2　出入国在留管理庁長官は、前項第四号の規定による認定をしたときは、特別永住者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、特別永住者の所在が不明であるときその他の通知をすることができないときは、この限りでない。 3　前項の通知は、別記第十三号様式による通知書によって行うものとする。ただし、急速を要する場合には、出入国在留管理庁長官が第一項第四号の規定による認定をした旨を入国審査官に口頭で通知させてこれを行うことができる。	（再入国の許可を要する者） **第十九条**　法第二十三条第二項において準用する入管法第二十六条の二第一項に規定する出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者は、次に掲げる者とする。 一　［同上］ 二　入管法第三十九条の規定による収容令書の発付を受けている者 ［号を加える。］ 三　［同上］ 2　出入国在留管理庁長官は、前項第三号の規定による認定をしたときは、特別永住者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、特別永住者の所在が不明であるときその他の通知をすることができないときは、この限りでない。 3　前項の通知は、別記第十三号様式による通知書によって行うものとする。ただし、急速を要する場合には、出入国在留管理庁長官が第一項第三号の規定による認定をした旨を入国審査官に口頭で通知させてこれを行うことができる。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令の一部改正）

第三条　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号の基準は、同号に掲げる活動を行う外国人が、法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）、法第四章第二節の規定による許可、法第五十条第一項の規定による許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）又は法第六十一条の二の五第一項の規定による許可（以下「第一号許可等」という。）を受ける時点において、特別高度人材（特に高度の専門的な能力を有する人材として別に法務省令で定める基準に適合する者をいう。以下同じ。）であること又は次の各号のいずれかに該当することとする。 一　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動を行う外国人であって、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあっては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからヘまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であること。	**第一条**　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号の基準は、同号に掲げる活動を行う外国人が、法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）、法第四章第二節の規定による許可又は法第五十条第一項若しくは第六十一条の二の二第二項の規定による許可（以下「第一号許可等」という。）を受ける時点において、特別高度人材（特に高度の専門的な能力を有する人材として別に法務省令で定める基準に適合する者をいう。以下同じ。）であること又は次の各号のいずれかに該当することとする。 一　法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動を行う外国人であって、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあっては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからヘまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であること。

項目	基準	点数
［略］	［略］	［略］

項目	基準	点数
［同上］	［同上］	［同上］

特別加算	［略］	ハ　法第七条の二第一項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）若しくは第五十条第二項の規定による申請、法第十一条第三項の規定による裁決又は法第六十一条の二の五第一項の規定による許可の日（以下「申請等の日」という。）の属する事業年度の前事業年度（申請等の日が前事業年度経過後二月以内である場合は、前々事業年度。以下同じ。）において契約機関（中小企業者に限る。）に係る試験研究費等比率（一事業年度における試験研究費及び開発費（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。）の合計額の収入金額（総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額をいう。）に対する割合をいう。以下同じ。）が百分の三を超えること。
	［略］	

特別加算	［同上］	ハ　法第七条の二第一項、第二十条第二項、第二十一条第二項若しくは第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）若しくは第五十条第二項の規定による申請、法第十一条第三項若しくは第四十九条第三項の規定による裁決又は法第六十一条の二の二第二項の規定による許可の日（以下「申請等の日」という。）の属する事業年度の前事業年度（申請等の日が前事業年度経過後二月以内である場合は、前々事業年度。以下同じ。）において契約機関（中小企業者に限る。）に係る試験研究費等比率（一事業年度における試験研究費及び開発費（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。）の合計額の収入金額（総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額をいう。）に対する割合をいう。以下同じ。）が百分の三を超えること。
	［同上］	

［二・三　略］

2　法第六条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）又は第五十条第二項の規定による申請の時点において特別高度人材である者又は前項各号のいずれかに該当する者は、当該申請に係る第一号許可等を受ける時点においてそれぞれ特別高度人材である者又は当該各号に該当する者とみなす。

［二・三　同上］

2　法第六条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項若しくは第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による申請又は法第四十九条第三項の規定による裁決の時点において特別高度人材である者又は前項各号のいずれかに該当する者は、当該申請又は当該裁決に係る第一号許可等を受ける時点においてそれぞれ特別高度人材である者又は当該各号に該当する者とみなす。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（特別高度人材の基準を定める省令の一部改正）

第四条　特別高度人材の基準を定める省令（令和五年法務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号）第一条第一項の法務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イ又はロに掲げる活動を行う外国人であって、法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）、法第四章第二節の規定による許可、法第五十条第一項の規定による許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）又は法第六十一条の二の五第一項の規定による許可（以下「上陸許可の証印等」という。）を受ける時点において、契約機関（契約の相手方である本邦の公私の機関をいう。以下同じ。）及び外国所属機関（外国の公私の機関の職員が当該機関から転勤して契約機関に受け入れられる場合における当該外国の公私の機関をいう。以下同じ。）から受ける報酬の年額の合計が二千万円以上であり、かつ、次のいずれかに該当するもの。 ［ア・イ　略］ 二　［略］	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号）第一条第一項の法務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イ又はロに掲げる活動を行う外国人であって、法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）、法第四章第二節の規定による許可、法第五十条第一項若しくは第六十一条の二の二第二項の規定による許可又は法第六十一条の二の五第一項の規定による許可（以下「上陸許可の証印等」という。）を受ける時点において、契約機関（契約の相手方である本邦の公私の機関をいう。以下同じ。）及び外国所属機関（外国の公私の機関の職員が当該機関から転勤して契約機関に受け入れられる場合における当該外国の公私の機関をいう。以下同じ。）から受ける報酬の年額の合計が二千万円以上であり、かつ、次のいずれかに該当するもの。 ［ア・イ　同上］ 二　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和六年六月十日）から施行する。

（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に行われている第一条による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧入管法規則」という。）に規定する様式による一時庇護のための上陸許可の申請、難民の認定の申請、補完的保護対象者の認定の申請又は難民の認定をしない処分、難民の認定の申請に係る不作為、難民の認定の取消し、補完的保護対象者の認定をしない処分（難民の認定を受けていない場合に限る。）、補完的保護対象者の認定の申請に係る不作為若しくは補完的保護対象者の認定の取消しについての審査請求は、それぞれこの省令第一条による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（次条において「新入管法規則」という。）に規定する相当様式による申請又は審査請求とみなす。

第三条　旧入管法規則に規定する別記第二十六号の二様式、別記第七十四号様式、別記第七十四号の二様式、別記第七十八号様式及び別記第七十八号の二様式の書面は、この省令の施行後においても、当分の間、それぞれ新入管法規則に規定する別記第二十六号の二様式、別記第七十四号様式、別記第七十四号の二様式、別記第七十八号様式及び別記第七十八号の二様式の書面とみなす。

第四条　この省令の施行の日前に旧入管法規則の規定により交付され、証印され、作成され、又は発付された通知書、証明書、命令書、許可書、証印、収容令書その他の文書の効力については、なお従前の例による。

（被収容者処遇規則の廃止）

第五条　被収容者処遇規則（昭和五十六年法務省令第五十九号）は、廃止する。

（被収容者処遇規則の廃止に伴う経過措置）

第六条　この省令の施行の日前にされた前条の規定による廃止前の被収容者処遇規則（次条において「旧処遇規則」という。）第四十一条の二の規定による不服の申出又は第四十一条の三の規定による異議の申出であってこの省令の施行の際その処理がされていないものについては、なお従前の例による。

第七条　前条の規定によりなお従前の例によることとされる不服の申出が理由があると判定したとき、又は異議の申出が理由があると裁決したときの旧処遇規則第四十一条の四の規定の適用については、なお従前の例による。

○法務省令第三十八号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）及び法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）を実施するため、法務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十九日　　法務大臣　小泉　龍司

法務省組織規則の一部を改正する省令

法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（出入国在留監査指導室及び情報システム管理室） **第二十七条**　［略］ 2　出入国在留監査指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　［略］ 二　入国者収容所等の実地監査に関すること。 三　入国者収容所等に収容中の者の不服及び苦情の処理に関すること。 四　［略］ ［3～5　略］ （難民認定室） **第二十九条**　［略］ 2　難民認定室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　［略］ 二　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二の二第一項の規定による在留の許可、同条第四項の規定による許可の取消し並びに同法第六十一条の二の四第一項の規定による仮滞在の許可及び同法第六十一条の二の五第一項の規定による在留資格の取得の許可に関すること（審判課の所掌に属するものを除く。）。 ［三・四　略］ 3　［略］ 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	（出入国在留監査指導室及び情報システム管理室） **第二十七条**　［同上］ 2　出入国在留監査指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　［同上］ ［号を加える。］ 二　［同上］ ［3～5　同上］ （難民認定室） **第二十九条**　［同上］ 2　難民認定室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　［同上］ 二　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二の二第一項及び第二項の規定による在留の許可、同条第五項の規定による許可の取消し並びに同法第六十一条の二の四第一項の規定による仮滞在の許可に関すること（審判課の所掌に属するものを除く。）。 ［三・四　同上］ 3　［同上］

附　則

この省令は、令和六年六月十日から施行する。

○法務省令第三十九号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十条第三項の規定に基づき、入国者収容所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

入国者収容所組織規則の一部を改正する省令

入国者収容所組織規則（平成三十一年法務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（総務課の所掌事務） **第四条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～七　略］ 八　被収容者の仮放免に関すること。 九　保証金に関すること。 十・十一　［略］ （首席入国警備官の職務） **第七条**　入国者収容所に置く首席入国警備官各二人は、それぞれ企画管理・執行担当及び処遇担当とし、企画管理・執行担当の首席入国警備官は第一号、第二号及び第七号から第十二号まで（入国者収容所大村入国管理センターの企画管理・執行担当の首席入国警備官にあっては、第十一号を除く。）に掲げる事務を、処遇担当の首席入国警備官は第三号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。 ［一～八　略］ 九　出入国及び外国人の在留の管理並びに難民及び補完的保護対象者に関する資料の収集に関すること。 ［十～十二　略］ 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	（総務課の所掌事務） **第四条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～七　同上］ 八　被収容者の仮放免及び保証金に関すること。 ［号を加える。］ 九・十　［同上］ （首席入国警備官の職務） **第七条**　入国者収容所に置く首席入国警備官各二人は、それぞれ企画管理・執行担当及び処遇担当とし、企画管理・執行担当の首席入国警備官は第一号、第二号及び第七号から第十二号まで（入国者収容所大村入国管理センターの企画管理・執行担当の首席入国警備官にあっては、第十一号を除く。）に掲げる事務を、処遇担当の首席入国警備官は第三号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。 ［一～八　同上］ 九　出入国及び外国人の在留の管理並びに難民に関する資料の収集に関すること。 ［十～十二　同上］

附　則

この省令は、令和六年六月十日から施行する。

○法務省令第四十号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十一条第五項、第三十二条第三項及び第三十三条第二項の規定に基づき、地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令

地方出入国在留管理局組織規則（平成三十一年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（首席審査官の職務） **第七条**　首席審査官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　外国人の上陸の許可に関すること（第十六号及び第二十七号に掲げる事務を除く。）。 ［二～二十一　略］ 二十二　監理措置に関すること。 二十三　［略］ 二十四　入管法第五十二条第十二項の規定による命令に関すること。 二十五　入管法第五十五条の二第一項の規定による退去の命令に関すること。 二十六・二十七　［略］ 二十八　在留特別許可に関すること。 二十九　入管法第五十二条第五項の規定による決定に関すること。 三十～三十七　［略］ 2　仙台出入国在留管理局、東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局、広島出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。	（首席審査官の職務） **第七条**　首席審査官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　外国人の上陸の許可に関すること（第十六号及び第二十四号に掲げる事務を除く。）。 ［二～二十一　同上］ ［号を加える。］ 二十二　［同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ 二十三・二十四　［同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ 二十五～三十二　［同上］ 2　仙台出入国在留管理局、東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局、広島出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
仙台出入国在留管理局	審査第一担当	前項第一号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第六号から第八号まで、第九号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十号から第十三号まで、第十六号、第十七号、第十八号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十九号、第三十四号から第三十六号まで及び第三十七号（審査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	審査第二担当	前項第十四号、第十五号及び第二十号から第三十三号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務

局の名称	担当区分	分担事務
仙台出入国在留管理局	審査第一担当	前項第一号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第六号から第八号まで、第九号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十号から第十三号まで、第十六号、第十七号、第十八号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十九号、第二十九号から第三十一号まで及び第三十二号（審査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	審査第二担当	前項第十四号、第十五号及び第二十号から第二十八号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議申出に関する事務に限る。）に掲げる事務

東京出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（他の担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（在留調査担当及び就労審査第三担当が分担する事務を除く。）及び第三十七号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	オンライン審査担当	一　［略］ 二　前号に掲げる事務に関する前項第三十七号に掲げる事務
	在留調査担当	一　前項第十一号（入管法第十九条の十六、第十九条の十七、第十九条の十八及び第十九条の三十第二項の規定に掲げる事務に限る。）、第十三号（入管法第十九条の二十七第一項、第十九条の二十九第一項及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条の二十三第二項の規定に掲げる事務に限る。）及び第三十四号（入管法第十九条の三十七の規定に掲げる事務に限る。）に掲げる事務並びに中長期在留者に係る届出に関する同項第三十五号に掲げる事務 二　前号に掲げる事務に関する前項第三十七号に掲げる事務
	在留支援担当	一　［略］ 二　前号に掲げる事務に関する前項第三十七号に掲げる事務
	就労審査第一担当	高度専門職、法律・会計業務、研究、技術・人文知識・国際業務及び企業内転勤を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十七号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務

東京出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（他の担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（在留調査担当及び就労審査第三担当が分担する事務を除く。）及び第三十二号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	オンライン審査担当	一　［同上］ 二　前号に掲げる事務に関する前項第三十二号に掲げる事務
	在留調査担当	一　前項第十一号（入管法第十九条の十六、第十九条の十七、第十九条の十八及び第十九条の三十第二項の規定に掲げる事務に限る。）、第十三号（入管法第十九条の二十七第一項、第十九条の二十九第一項及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条の二十三第二項の規定に掲げる事務に限る。）及び第二十九号（入管法第十九条の三十七の規定に掲げる事務に限る。）に掲げる事務並びに中長期在留者に係る届出に関する同項第三十号に掲げる事務 二　前号に掲げる事務に関する前項第三十二号に掲げる事務
	在留支援担当	一　［同上］ 二　前号に掲げる事務に関する前項第三十二号に掲げる事務
	就労審査第一担当	高度専門職、法律・会計業務、研究、技術・人文知識・国際業務及び企業内転勤を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十二号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務

就労審査第二担当	就労（就労審査第一担当が分担する事務の欄に掲げる在留資格及び特定技能並びに技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十七号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
就労審査第三担当	特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一まで及び第十九条の三十第二項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十三号（在留調査担当が分担する事務を除く。）及び第三十七号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
留学審査担当	留学を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十七号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
研修・短期滞在審査担当	研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十七号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務

就労審査第二担当	就労（就労審査第一担当が分担する事務の欄に掲げる在留資格及び特定技能並びに技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十二号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
就労審査第三担当	特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一まで及び第十九条の三十第二項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十三号（在留調査担当が分担する事務を除く。）及び第三十二号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
留学審査担当	留学を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十二号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
研修・短期滞在審査担当	研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十二号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務

永住審査担当	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号、第六号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十号（特例法第七条第三項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十七号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	名古屋出入国在留管理局
在留資格取消担当	前項第七号（難民調査第一担当及び難民調査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務並びに外国人の在留資格の取消しに関する第九号及び第三十七号に掲げる事務	
難民調査第一担当及び難民調査第二担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務	
違反審査担当	前項第二十号から第二十六号まで、第二十九号、第三十一号及び第三十二号に掲げる事務	
審判担当	前項第二十七号、第二十八号及び第三十三号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務	
難民審判担当	前項第三十号に掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第九号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務	
実態調査担当	前項第三十四号（在留調査担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	
情報管理担当	前項第三十五号（在留調査担当が分担する事務を除く。）及び第三十六号に掲げる事務	
審査管理担当	前項第一号（難民調査担当及び難民審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労審査第二担当が分担する事務を除く。）、第三十五号、第三十六号及び第三十七号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	

永住審査担当	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号、第六号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十号（特例法第七条第三項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十二号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	名古屋出入国在留管理局
在留資格取消担当	前項第七号（難民調査第一担当及び難民調査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務並びに外国人の在留資格の取消しに関する第九号及び第三十二号に掲げる事務	
難民調査第一担当及び難民調査第二担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務	
違反審査担当	前項第二十号から第二十三号まで、第二十六号及び第二十七号に掲げる事務	
審判担当	前項第二十四号及び第二十八号並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出に関する事務に限る。）に掲げる事務	
難民審判担当	前項第二十五号に掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務	
実態調査担当	前項第二十九号（在留調査担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	
情報管理担当	前項第三十号（在留調査担当が分担する事務を除く。）及び第三十一号に掲げる事務	
審査管理担当	前項第一号（難民調査担当及び難民審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労審査第二担当が分担する事務を除く。）、第三十号、第三十一号及び第三十二号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	

在留支援担当	一　［略］ 二　前号に掲げる事務に関する前項第三十七号に掲げる事務
就労審査第一担当	就労（特定技能及び技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十七号に掲げる事務
就労審査第二担当	特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十七号に掲げる事務
留学審査担当	留学を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十七号に掲げる事務
研修・短期滞在審査担当	研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十七号に掲げる事務
永住審査担当	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号から第十号まで、第十二号及び第三十七号に掲げる事務
難民調査担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務
審判担当	前項第二十号から第二十九号まで、第三十一号及び第三十二号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務
難民審判担当	前項第三十号及び第三十三号に掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第九号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務
実態調査担当	前項第三十四号に掲げる事務

在留支援担当	一　［同上］ 二　前号に掲げる事務に関する前項第三十二号に掲げる事務
就労審査第一担当	就労（特定技能及び技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
就労審査第二担当	特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十二号に掲げる事務
留学審査担当	留学を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
研修・短期滞在審査担当	研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
永住審査担当	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号から第十号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
難民調査担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務
審判担当	前項第二十号から第二十四号まで、第二十六号及び第二十七号並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出に関する事務に限る。）に掲げる事務
難民審判担当	前項第二十五号及び第二十八号に掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務
実態調査担当	前項第二十九号に掲げる事務

大阪出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労審査第二担当が分担する事務を除く。）及び第三十七号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	在留支援担当	一　［略］ 二　前号に掲げる事務に関する前項第三十七号に掲げる事務
	就労審査第一担当	就労（特定技能及び技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十七号に掲げる事務
	就労審査第二担当	特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十七号に掲げる事務
	留学・研修審査担当	留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十七号に掲げる事務
	永住審査担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務並びに身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十二号及び第三十七号に掲げる事務
	審判担当	前項第二十号から第三十三号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務
	実態調査担当	前項第三十四号に掲げる事務
	情報管理担当	前項第三十五号及び第三十六号に掲げる事務

大阪出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労審査第二担当が分担する事務を除く。）及び第三十二号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	在留支援担当	一　［同上］ 二　前号に掲げる事務に関する前項第三十二号に掲げる事務
	就労審査第一担当	就労（特定技能及び技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
	就労審査第二担当	特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十二号に掲げる事務
	留学・研修審査担当	留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
	永住審査担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
	審判担当	前項第二十号から第二十八号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出に関する事務に限る。）に掲げる事務
	実態調査担当	前項第二十九号に掲げる事務
	情報管理担当	前項第三十号及び第三十一号に掲げる事務

広島出入国在留管理局	就労・永住審査担当	前項第十一号、第十三号から第十七号まで、第十九号及び第三十四号から第三十六号までに掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十二号及び第三十七号に掲げる事務	
	留学・研修審査担当	前項第一号（就労・永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで及び第七号に掲げる事務並びに留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第八号及び第九号、第十二号及び第三十七号に掲げる事務	
	審判担当	前項第二十号から第三十三号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務	
福岡出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（他の担当が分担する事務を除く。）、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労・永住審査担当が分担する事務を除く。）、第十四号から第十七号まで、第十八号（審判担当が分担する事務を除く。）、第十九号、第三十四号から第三十六号まで及び第三十七号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	
	就労・永住審査担当	就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号から第十号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十七号に掲げる事務	

広島出入国在留管理局	就労・永住審査担当	前項第十一号、第十三号から第十七号まで、第十九号及び第二十九号から第三十一号までに掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務	
	留学・研修審査担当	前項第一号（就労・永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで及び第七号に掲げる事務並びに留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第八号及び第九号、第十二号及び第三十二号に掲げる事務	
	審判担当	前項第二十号から第二十八号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出に関する事務に限る。）に掲げる事務	
福岡出入国在留管理局	審査管理担当	前項第一号（審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（他の担当が分担する事務を除く。）、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労・永住審査担当が分担する事務を除く。）、第十四号から第十七号まで、第十八号（審判担当が分担する事務を除く。）、第十九号、第二十九号から第三十一号まで及び第三十二号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	
	就労・永住審査担当	就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号から第十号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十二号に掲げる事務	

留学・研修審査担当	留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十七号に掲げる事務
審判担当	前項第二十号から第三十三号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務

3　［略］

（首席入国警備官の職務）

第八条　首席入国警備官は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十一　略］

十二　出入国及び外国人の在留の管理並びに難民及び補完的保護対象者に関する資料の収集に関すること。

［十三・十四　略］

十五　入管法第四十四条の九第一項及び第二項に規定する事実の調査に関すること。

十六　入管法第五十二条の七第一項及び第二項に規定する事実の調査に関すること。

十七　入管法第五十九条の二第一項に規定する事実の調査（在留資格の取消しに関する処分又は在留特別許可に関する処分を行うためのものに限る。）に関すること。

十八　入管法第二十二条の四第三項ただし書の規定による通知並びに第六十一条の八の二第四項及び第五項の規定による交付送達に関すること。

十九　［略］

2　東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局に置かれる首席入国警備官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局	［略］	
	調査第一担当	前項第二号に掲げる事務のうち摘発を必要とする違反事件（入管法の規定に違反する行為を助長する組織（以下「背後組織」という。）に属する者に関する違反事件を除く。）に関するもの並びにこれを端緒として行う同項第十五号及び第十七号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十八号に掲げる事務

留学・研修審査担当	留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
審判担当	前項第二十号から第二十八号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出に関する事務に限る。）に掲げる事務

3　［同上］

（首席入国警備官の職務）

第八条　首席入国警備官は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十一　同上］

十二　出入国及び外国人の在留の管理並びに難民に関する資料の収集に関すること。

［十三・十四　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

十五　入管法第五十九条の二第一項に規定する事実の調査（在留資格の取消しに関する処分を行うためのものに限る。）に関すること。

十六　入管法第二十二条の四第三項ただし書の規定による通知並びに第六十一条の九の二第四項及び第五項の規定による交付送達に関すること。

十七　［同上］

2　東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局に置かれる首席入国警備官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局	［同上］	
	調査第一担当	前項第二号に掲げる事務のうち摘発を必要とする違反事件（入管法の規定に違反する行為を助長する組織（以下「背後組織」という。）に属する者に関する違反事件を除く。）に関するもの及びこれを端緒として行う同項第十五号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十六号に掲げる事務

調査第二担当	前項第二号に掲げる事務のうち背後組織に属する者に関する違反事件に関するもの並びにこれを端緒として行う同項第十五号及び第十七号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十八号に掲げる事務
調査第三担当	前項第二号に掲げる事務のうち違反事件に関するもの（調査第一担当、調査第二担当及び調査第五担当が分担する事務を除く。）並びにこれを端緒として行う同項第十五号及び第十七号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十八号に掲げる事務
調査第四担当	前項第十七号（他の担当が分担する事務を除く。）及び第十九号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十八号に掲げる事務
調査第五担当	前項第二号に掲げる事務のうち司法警察員、検察官、矯正施設の長又は地方更生保護委員会から通報又は容疑者の身柄の引渡しを受けた違反事件に関するもの並びにこれを端緒として行う同項第十五号及び第十七号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十八号に掲げる事務
［略］	
執行第一担当	前項第四号、第五号及び第十六号に掲げる事務（執行第二担当が分担する事務を除く。）
執行第二担当	前項第四号、第五号及び第十六号に掲げる事務のうち、監理措置又は仮放免された者に関するもの
［略］	
調査第一担当	前項第二号に掲げる事務のうち摘発を必要とする違反事件に関するもの並びに同項第十五号、第十七号（調査第二担当が分担する事務を除く。）及び第十九号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十八号に掲げる事務

名古屋出入国在留管理局
大阪出入国在留管理局

調査第二担当	前項第二号に掲げる事務のうち背後組織に属する者に関する違反事件に関するもの及びこれを端緒として行う同項第十五号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十六号に掲げる事務
調査第三担当	前項第二号に掲げる事務のうち違反事件に関するもの（調査第一担当、調査第二担当及び調査第五担当が分担する事務を除く。）及びこれを端緒として行う同項第十五号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十六号に掲げる事務
調査第四担当	前項第十五号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務及び同項第十七号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十六号に掲げる事務
調査第五担当	前項第二号に掲げる事務のうち司法警察員、検察官、矯正施設の長又は地方更生保護委員会から通報又は容疑者の身柄の引渡しを受けた違反事件に関するもの及びこれを端緒として行う同項第十五号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十六号に掲げる事務
［同上］	
執行第一担当	前項第四号及び第五号に掲げる事務（執行第二担当が分担する事務を除く。）
執行第二担当	前項第四号及び第五号に掲げる事務のうち、仮放免された者に関するもの
［同上］	
調査第一担当	前項第二号に掲げる事務のうち摘発を必要とする違反事件に関するもの、同項第十五号に掲げる事務（調査第二担当が分担する事務を除く。）及び同項第十七号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十六号に掲げる事務

名古屋出入国在留管理局
大阪出入国在留管理局

調査第二担当	前項第二号に掲げる事務（調査第一担当が分担する事務を除く。）並びにこれを端緒として行う同項第十五号及び第十七号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十八号に掲げる事務	
［略］		
執行担当	前項第四号、第五号及び第十六号に掲げる事務	

3　［略］

（審査監理官の職務）

第十条　審査監理官は、命を受けて、第七条第一項各号（名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局に置かれる審査監理官においては、第二十号から第三十三号までを除く。）に掲げる事務及び同条第三項に規定する事務を総括する。

（支局の首席審査官の職務）

第十六条　［略］

2　東京出入国在留管理局成田空港支局、東京出入国在留管理局羽田空港支局、東京出入国在留管理局横浜支局、名古屋出入国在留管理局中部空港支局及び大阪出入国在留管理局関西空港支局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局成田空港支局	審査管理担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十四号まで及び第三十七号（第一審判担当及び第二審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	第一審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十六号まで及び第三十七号（第一審判担当及び第二審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	第一審判担当及び第二審判担当	第七条第一項第九号及び第二十号から第三十三号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務
	情報管理担当	第七条第一項第三十五号及び第三十六号に掲げる事務
東京出入国在留管理局羽田空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第七審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十六号まで及び第三十七号（審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務

調査第二担当	前項第二号に掲げる事務（調査第一担当が分担する事務を除く。）及びこれを端緒として行う同項第十五号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十六号に掲げる事務	
［同上］		
執行担当	前項第四号及び第五号に掲げる事務	

3　［同上］

（審査監理官の職務）

第十条　審査監理官は、命を受けて、第七条第一項各号（名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局に置かれる審査監理官においては、第二十号から第二十八号までを除く。）に掲げる事務及び同条第三項に規定する事務を総括する。

（支局の首席審査官の職務）

第十六条　［同上］

2　東京出入国在留管理局成田空港支局、東京出入国在留管理局羽田空港支局、東京出入国在留管理局横浜支局、名古屋出入国在留管理局中部空港支局及び大阪出入国在留管理局関西空港支局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局成田空港支局	審査管理担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第二十九号まで及び第三十二号（第一審判担当及び第二審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	第一審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十一号まで及び第三十二号（第一審判担当及び第二審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	第一審判担当及び第二審判担当	第七条第一項第九号及び第二十号から第二十八号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務
	情報管理担当	第七条第一項第三十号及び第三十一号に掲げる事務
東京出入国在留管理局羽田空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第七審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十一号まで及び第三十二号（審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務

東京出入国在留管理局横浜支局	審査管理担当	第七条第一項第一号（就労・永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（就労・永住審査担当及び留学・研修審査担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労・永住審査担当が分担する事務を除く。）、第十四号、第十五号、第三十四号から第三十六号まで及び第三十七号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	就労・永住審査担当	第七条第一項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十七号に掲げる事務
	留学・研修審査担当	第七条第一項第一号（就労・永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）及び第二号から第四号までに掲げる事務並びに留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、同項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十七号に掲げる事務
	審判担当	第七条第一項第二十号から第三十三号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務
		第七条第一項第九号及び第二十号から第三十三号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務

東京出入国在留管理局横浜支局	審査管理担当	第七条第一項第一号（就労・永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（就労・永住審査担当及び留学・研修審査担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労・永住審査担当が分担する事務を除く。）、第十四号、第十五号、第二十九号から第三十一号まで及び第三十二号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	就労・永住審査担当	第七条第一項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務、難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十二号に掲げる事務
	留学・研修審査担当	第七条第一項第一号（就労・永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号までに掲げる事務並びに留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、同項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務
	審判担当	第七条第一項第二十号から第二十八号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出に関する事務に限る。）に掲げる事務
		第七条第一項第九号及び第二十号から第二十八号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務

名古屋出入国在留管理局中部空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第六審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十七号までに掲げる事務
大阪出入国在留管理局関西空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第十審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十六号まで及び第三十七号（審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	審判担当	第七条第一項第九号及び第二十号から第三十三号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務

3　［略］

（支局の首席入国警備官の職務）

第十七条　［略］

2　東京出入国在留管理局成田空港支局及び東京出入国在留管理局横浜支局に置かれる首席入国警備官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局成田空港支局	企画管理・執行担当	第八条第一項第一号から第三号まで、第十号から第十五号まで及び第十七号から第十九号までに掲げる事務
	［略］	
東京出入国在留管理局横浜支局	企画管理・調査担当	第八条第一項第一号から第三号まで、第十号から第十九号までに掲げる事務
	処遇・執行担当	第八条第一項第四号から第九号まで及び第十六号に掲げる事務

3　［略］

（出張所に置く首席審査官等の職務等）

第二十三条　出張所に置く首席審査官等の職務等は、次の表のとおりとする。

出張所	首席審査官等	職務等
千歳苫小牧出張所	［略］	
	首席審査官（第一審査担当から第三審査担当）	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十七号までに掲げる事務

名古屋出入国在留管理局中部空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第六審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十二号までに掲げる事務
大阪出入国在留管理局関西空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第十審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十一号まで及び第三十二号（審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	審判担当	第七条第一項第九号及び第二十号から第二十八号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務

3　［同上］

（支局の首席入国警備官の職務）

第十七条　［同上］

2　東京出入国在留管理局成田空港支局及び東京出入国在留管理局横浜支局に置かれる首席入国警備官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局成田空港支局	企画管理・執行担当	第八条第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十七号までに掲げる事務
	［同上］	
東京出入国在留管理局横浜支局	企画管理・調査担当	第八条第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十七号までに掲げる事務
	処遇・執行担当	第八条第一項第四号から第九号までに掲げる事務

3　［同上］

（出張所に置く首席審査官等の職務等）

第二十三条　出張所に置く首席審査官等の職務等は、次の表のとおりとする。

出張所	首席審査官等	職務等
千歳苫小牧出張所	［同上］	
	首席審査官（第一審査担当から第三審査担当）	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十二号までに掲げる事務

当該出張所の職員で地方出入国在留管理局長（以下「局長」という。）が指定するもの	一　［略］ 二　第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号及び第十五号から第十九号までに掲げる事務		
首席審査官（審査管理担当及び第一審査担当から第三審査担当）	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十七号までに掲げる事務	福岡空港出張所 那覇空港出張所	
当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　［略］ 二　第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号及び第十五号から第十九号までに掲げる事務		
首席審査官	第七条第一項各号に掲げる事務（出張所長が主任審査官に指定されていない出張所においては、同項第二十一号から第二十五号までに掲げる事務を除く。）	函館出張所 旭川出張所 青森出張所 水戸出張所 宇都宮出張所 高崎出張所 新潟出張所 川崎出張所 富山出張所 金沢出張所 静岡出張所 京都出張所 境港出張所 岡山出張所 下関出張所	
当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　［略］ 二　第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号及び第十五号から第十九号までに掲げる事務		

当該出張所の職員で地方出入国在留管理局長（以下「局長」という。）が指定するもの	一　［同上］ 二　第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる事務		
首席審査官（審査管理担当及び第一審査担当から第三審査担当）	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十二号までに掲げる事務	福岡空港出張所 那覇空港出張所	
当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　［同上］ 二　第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる事務		
首席審査官	第七条第一項各号に掲げる事務（出張所長が主任審査官に指定されていない出張所においては、同項第二十一号及び第二十二号に掲げる事務を除く。）	函館出張所 旭川出張所 青森出張所 水戸出張所 宇都宮出張所 高崎出張所 新潟出張所 川崎出張所 富山出張所 金沢出張所 静岡出張所 京都出張所 境港出張所 岡山出張所 下関出張所	
当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　［同上］ 二　第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる事務		

松山出張所 北九州出張所 佐賀出張所 長崎出張所 対馬出張所 熊本出張所 大分出張所 宮崎出張所 鹿児島出張所			
仙台空港出張所 広島空港出張所 博多港出張所	首席審査官	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十七号までに掲げる事務	
	当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　［略］ 二　第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号及び第十五号から第十九号までに掲げる事務	
さいたま出張所 千葉出張所 松戸出張所 新宿出張所 立川出張所	［略］		
	当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　［略］ 二　第八条第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十九号までに掲げる事務	
その他の出張所	当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　［略］ 二　第七条第一項各号に掲げる事務（出張所長が主任審査官に指定されていない出張所においては、同項第二十一号から第二十五号までに掲げる事務を除く。） 三　第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号、第十五号から第十九号までに掲げる事務	

2　［略］

松山出張所 北九州出張所 佐賀出張所 長崎出張所 対馬出張所 熊本出張所 大分出張所 宮崎出張所 鹿児島出張所			
仙台空港出張所 広島空港出張所 博多港出張所	首席審査官	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十二号までに掲げる事務	
	当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　［同上］ 二　第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる事務	
さいたま出張所 千葉出張所 松戸出張所 新宿出張所 立川出張所	［同上］		
	当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　［同上］ 二　第八条第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十七号までに掲げる事務	
その他の出張所	当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　［同上］ 二　第七条第一項各号に掲げる事務（出張所長が主任審査官に指定されていない出張所においては、同項第二十一号及び第二十二号に掲げる事務を除く。） 三　第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号、第十五号から第十七号までに掲げる事務	

2　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年六月十日から施行する。

○厚生労働省令第九十号

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十七条の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十九日　厚生労働大臣　武見　敬三

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式を次のように改める。

別記第１号様式（第１条関係）

毒物劇物　製造業／輸入業　登録申請書

製造所（営業所）	所在地	
	名称	
製造（輸入）品目	類別	化学名（製剤にあつては、化学名及びその含量）
備考		

上記により、毒物劇物の製造業／輸入業の登録を申請します。

年　月　日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

都道府県知事　殿

（注意）

1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3　製造（輸入）品目欄には、次により記載すること。

(1)　類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。

(2)　有機シアン化合物及びこれを含有する製剤については、化学名欄に「有機シアン化合物」と記載すること。

(3)　原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。

(4)　製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。

(5)　品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記第四号様式を次のように改める。

別記第４号様式（第４条関係）

毒物劇物　製造業／輸入業　登録更新申請書

登録番号及び登録年月日		
製造所（営業所）	所在地	
	名称	
製造（輸入）品目	類別	化学名（製剤にあつては、化学名及びその含量）
毒物劇物取扱責任者	氏名	
	住所	
備考		

上記により、毒物劇物の製造業／輸入業の登録の更新を申請します。

年　月　日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

都道府県知事　殿

（注意）

1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3　製造（輸入）品目欄には、次により記載すること。

(1)　類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。

(2)　有機シアン化合物及びこれを含有する製剤については、化学名欄に「有機シアン化合物」と記載すること。

(3)　原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。

(4)　製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。

(5)　品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(6)　有機シアン化合物及びこれを含有する製剤について登録の更新を行う場合は、当該登録の更新前までに製造（輸入）した実績のある有機シアン化合物の品目（化学名）の全てを別添として提出すること。

別記第十号様式を次のように改める。

別記第10号様式（第10条関係）

毒物劇物　製造業　輸入業　登録変更申請書

登録番号及び登録年月日		
製造所（営業所）	所在地	
	名称	
新たに製造（輸入）する品目	類別	化学名（製剤にあつては、化学名及びその含量）
備考		

上記により、毒物劇物の製造業　輸入業の登録の変更を申請します。

年　月　日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

都道府県知事　殿

（注意）

1　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3　新たに製造（輸入）する品目欄には、次により記載すること。

(1)　類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。

(2)　有機シアン化合物及びこれを含有する製剤については、化学名欄に「有機シアン化合物」と記載すること。

(3)　原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。

(4)　製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。

(5)　品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

○厚生労働省令第九十一号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十九日　厚生労働大臣　武見　敬三

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

（毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正）

第一条　毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第四条の二関係） 劇物 一～十一の七　（略） 十一の八　四―クロロ―二―フルオロ―五―[(RS)―(二・二・二―トリフルオロエチル)スルフイニル]フエニル=五―[(トリフルオロメチル)チオ]ペンチル=エーテル（別名フルペンチオフエノツクス）及びこれを含有する製剤 十一の九・十一の十　（略） 十二～六十七　（略）	**別表第一**（第四条の二関係） 劇物 一～十一の七　（略） （新設） 十一の八・十一の九　（略） 十二～六十七　（略）

第二条　毒物及び劇物取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第四条の二関係） 劇物 一～四の二　（略） 五　二―イソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフエイト（別名ダイアジノン）及びこれを含有する製剤。ただし、二―イソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフエイト五％（マイクロカプセル製剤にあつては、三〇％）以下を含有するものを除く。 五の二～六十七　（略）	**別表第一**（第四条の二関係） 劇物 一～四の二　（略） 五　二―イソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフエイト（別名ダイアジノン）及びこれを含有する製剤。ただし、二―イソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフエイト五％（マイクロカプセル製剤にあつては、二五％）以下を含有するものを除く。 五の二～六十七　（略）

附　則

この省令は、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和六年政令第百九十六号）の施行の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。